原子力発第２１３７１号
令和　４年　１月２８日

愛　媛　県　知　事
　中　村　時　広　殿

四国電力株式会社
取締役社長　社長執行役員
長　井　啓　介

原子炉施設保安規定の変更に関する事前連絡について

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は，弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り，厚く御礼申し上げます。
　さて，題記につきまして，下記のとおり安全協定第１０条第１項第１号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬　具

記

１．変更の概要

（１）組織整備に伴う変更

２．施行期日

（１）この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた後，当社が定める日から施行する。

以　上

参考資料

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更前・後の比較表

変更前	変更後	備考
第３章　保安管理体制 **第１節　組織および職務** **（保安に関する組織）** 第４条　発電所の保安に関する組織は，図４のとおりとする。 図４ 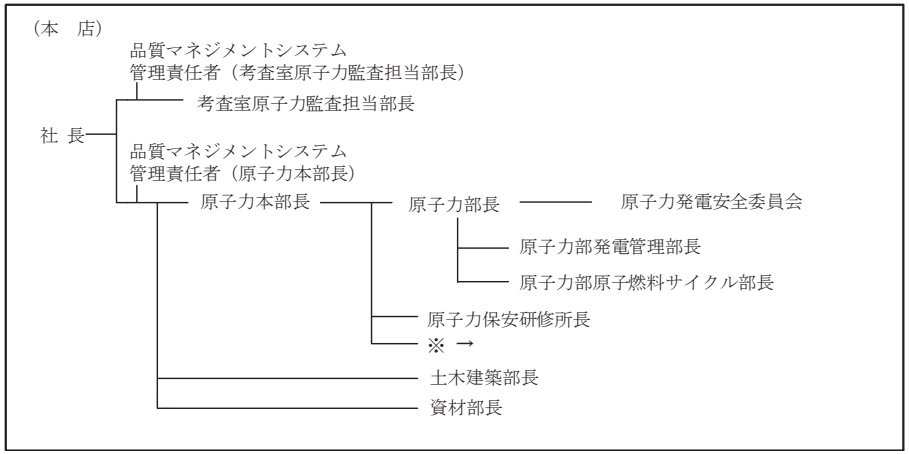 	第３章　保安管理体制 **第１節　組織および職務** **（保安に関する組織）** 第４条　発電所の保安に関する組織は，図４のとおりとする。 図４ 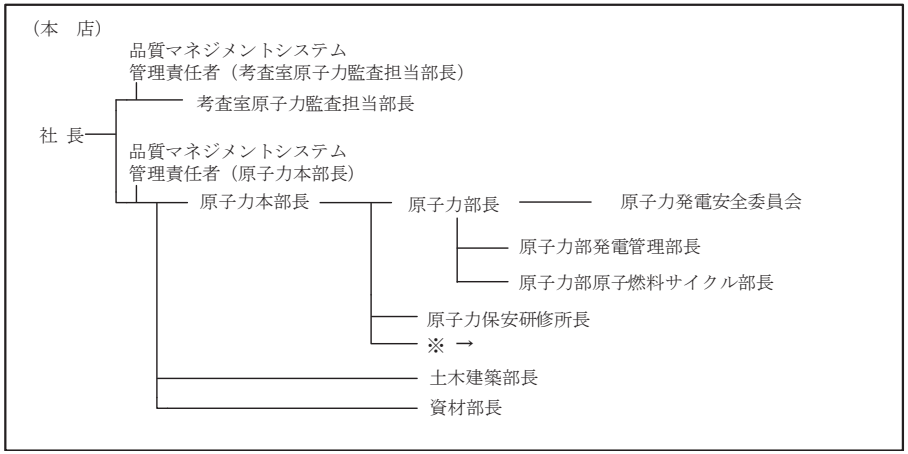 	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
図４（続き） （発電所） ※→発電所長 発電用原子炉主任技術者（注） ボイラー・タービン主任技術者 電気主任技術者 伊方発電所安全運営委員会 品質保証部長：品質保証課長／保安管理課長／定検検査課長／人材育成課長／プロセス管理課長 安全管理部長：安全技術課長／放射線・化学管理課長／防災課長／訓練計画課長／施設防護課長 発電部長：発電課長：発電課当直長 保修部長：保修統括課長／機械計画第一課長／機械計画第二課長／電気計画課長／計装計画課長／設備改良工事課長 土木建築部長：土木建築課長／耐震工事課長 （注）発電用原子炉主任技術者は，原子力本部長が選任を行う。	図４（続き） （発電所） ※→発電所長 発電用原子炉主任技術者（注） ボイラー・タービン主任技術者 電気主任技術者 伊方発電所安全運営委員会 品質保証部長：品質保証課長／保安管理課長／定検検査課長／人材育成課長／プロセス管理課長 安全管理部長：安全技術課長／原子燃料課長／放射線・化学管理課長／施設防護課長 発電部長：発電課長：発電課当直長 保修部長：保修統括課長／機械計画第一課長／機械計画第二課長／電気計画課長／計装計画課長／設備改良工事課長 土木建築部長：土木建築保守課長／土木建築工事課長 総務広報部長：総務課長 （注）発電用原子炉主任技術者は，原子力本部長が選任を行う。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（保安に関する職務） 第５条　社長は，全社規程である「組織規程」により，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。 ２　原子力本部長は，品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として，品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。 ３　考査室原子力監査担当部長は，内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として，品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。 ４　原子力部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを総括（内部監査部門を除く）する。 ５　原子力部発電管理部長（以下「発電管理部長」という。）は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子力部原子燃料サイクル部長（以下「原子燃料サイクル部長」という。）が実施する業務を除く）を統括する。 ６　原子燃料サイクル部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち，燃料に関連する業務を統括する。 ７　原子力保安研修所長は，原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 ８　土木建築部長は，土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 ９　資材部長は，供給者の選定に関する業務を行う。 10　発電所長（以下「所長」という。）は，発電所における保安に関する業務を統括する。 11　品質保証部長は，品質保証課長，保安管理課長，定検検査課長，人材育成課長およびプロセス管理課長の所管する業務を統括する。 12　品質保証課長は，発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。 13　保安管理課長は，発電所の保安管理に関する業務を行う。 14　定検検査課長は，定期事業者検査に関する業務ならびに定期事業者検査および原子炉施設の保修，改造作業における工程管理に関する業務を行う。 15　人材育成課長は，保安教育の総括業務を行う。 16　プロセス管理課長は，原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。 17　安全管理部長は，安全技術課長，放射線・化学管理課長，防災課長，訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。 18　安全技術課長は，重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く），大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く），炉心の管理および燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。 19　放射線・化学管理課長は，放射性固体・液体・気体廃棄物管理，放射線管理および化学管理に関する業務ならびに有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。	（保安に関する職務） 第５条　社長は，全社規程である「組織規程」により，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。 ２　原子力本部長は，品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として，品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。 ３　考査室原子力監査担当部長は，内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として，品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。 ４　原子力部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを総括（内部監査部門を除く）する。 ５　原子力部発電管理部長（以下「発電管理部長」という。）は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子力部原子燃料サイクル部長（以下「原子燃料サイクル部長」という。）が実施する業務を除く）を統括する。 ６　原子燃料サイクル部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち，燃料に関連する業務を統括する。 ７　原子力保安研修所長は，原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 ８　土木建築部長は，土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 ９　資材部長は，供給者の選定に関する業務を行う。 10　発電所長（以下「所長」という。）は，発電所における保安に関する業務を統括する。 11　品質保証部長は，品質保証課長，保安管理課長，定検検査課長，人材育成課長およびプロセス管理課長の所管する業務を統括する。 12　品質保証課長は，発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。 13　保安管理課長は，発電所の保安管理に関する業務を行う。 14　定検検査課長は，定期事業者検査に関する業務ならびに定期事業者検査および原子炉施設の保修，改造作業における工程管理に関する業務を行う。 15　人材育成課長は，保安教育の総括業務を行う。 16　プロセス管理課長は，原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。 17　安全管理部長は，安全技術課長，原子燃料課長，放射線・化学管理課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。 18　安全技術課長は，重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（発電課長が実施する業務を除く），大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（発電課長が実施する業務を除く）および非常時の措置に関する業務を行う。 19　原子燃料課長は，炉心の管理および燃料の管理に関する業務を行う。 20　放射線・化学管理課長は，放射性固体・液体・気体廃棄物管理，放射線管理および化学管理に関する業務ならびに有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
20　防災課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務，火山現象（降灰）による影響が発生し，または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務およびその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。		組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）
21　訓練計画課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務ならびに大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち，教育および訓練の管理に関する業務を行う。		
22　施設防護課長は，施設の出入管理に関する業務を行う。	21　施設防護課長は，施設の出入管理に関する業務を行う。	
23　発電部長は，発電課長の所管する業務を統括する。	22　発電部長は，発電課長の所管する業務を統括する。	
24　発電課長は，原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。	23　発電課長は，原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。	
25　発電課当直長（以下「当直長」という。）は，原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお，本編において当直長は，特に定めの無い限り３号炉の当直長をいう。	24　発電課当直長（以下「当直長」という。）は，原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお，本編において当直長は，特に定めの無い限り３号炉の当直長をいう。	
26　保修部長は，保修統括課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長，電気計画課長，計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。	25　保修部長は，保修統括課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長，電気計画課長，計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。	
27　保修統括課長は，原子炉施設の保修，改造に関する総括業務を行う。	26　保修統括課長は，原子炉施設の保修，改造に関する総括業務，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（総務課長が実施する業務を除く），内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務，火山現象（降灰）による影響が発生し，または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務およびその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。	
28　機械計画第一課長は，原子炉施設のうち原子炉設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）および原子炉施設の運転基準に関する業務を行う。	27　機械計画第一課長は，原子炉施設のうち原子炉設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）および原子炉施設の運転基準に関する業務を行う。	
29　機械計画第二課長は，原子炉施設のうちタービン設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。	28　機械計画第二課長は，原子炉施設のうちタービン設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。	
30　電気計画課長は，原子炉施設のうち電気設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。	29　電気計画課長は，原子炉施設のうち電気設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。	
31　計装計画課長は，原子炉施設のうち計装設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。	30　計装計画課長は，原子炉施設のうち計装設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。	
32　設備改良工事課長は，原子炉施設のうち機械設備，電気設備および計装設備の改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務ならびに機械計画第一課長，機械計画第二課長，電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。	31　設備改良工事課長は，原子炉施設のうち機械設備，電気設備および計装設備の改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務ならびに機械計画第一課長，機械計画第二課長，電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。	
33　土木建築部長は，土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。	32　土木建築部長は，土木建築保守課長および土木建築工事課長の所管する業務を統括する。	
34　土木建築課長は，原子炉施設のうち土木・建築設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。	33　土木建築保守課長は，原子炉施設のうち土木・建築設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。	
35　耐震工事課長は，原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。	34　土木建築工事課長は，原子炉施設のうち土木・建築設備の工事に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務および土木建築保守課長が実施する業務を除く）を行う。	
	35　総務広報部長は，総務課長の所管する業務を統括する。	
	36　総務課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち初期消火活動に関する業務を行う。	
36　各課長（当直長を含む。）は，所掌業務にもとづき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等，有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動等，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等，非常時の措置，保安教育ならびに記録および報告を行う。	37　各課長（当直長を含む。）は，所掌業務にもとづき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等，有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動等，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等，非常時の措置，保安教育ならびに記録および報告を行う。	
37　各課長は，検査の独立性を確保するために必要な場合は，本条の職務に加え，当該検査に関する業務を実施する。	38　各課長は，検査の独立性を確保するために必要な場合は，本条の職務に加え，当該検査に関する業務を実施する。	
38　各課長は，課員を指示・指導し，所管する業務を遂行する。また，各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。	39　各課長は，課員を指示・指導し，所管する業務を遂行する。また，各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。	

変更前	変更後	備考
（伊方発電所安全運営委員会） 第７条　発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 ２　運営委員会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。 ただし，委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない。 (1)　運転管理に関する内規の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項 (j) 火災発生時，内部溢水発生時，火山影響等発生時，その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項 (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 (2)　燃料管理に関する内規の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 燃料の検査および取替に関する事項 (3)　放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4)　放射線管理に関する内規の制定および改正 (a) 管理区域の設定，区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5)　施設管理に関する内規の制定および改正 (6)　改造の実施に関する事項（第２編第218条の２第２項に関する事項を含む） (7)　非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第122条） (8)　保安教育実施計画の策定（第130条）に関する事項 (9)　事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (10) その他運営委員会で定めた事項 ３　所長を委員長とする。 ４　運営委員会は，委員長，原子炉主任技術者，電気主任技術者，ボイラー・タービン主任技術者，第５条第11項から第35項（第25項を除く）に定める職位の者に加え，委員長が指名した者で構成する。	（伊方発電所安全運営委員会） 第７条　発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 ２　運営委員会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。 ただし，委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない。 (1)　運転管理に関する内規の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項 (j) 火災発生時，内部溢水発生時，火山影響等発生時，その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項 (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 (2)　燃料管理に関する内規の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 燃料の検査および取替に関する事項 (3)　放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4)　放射線管理に関する内規の制定および改正 (a) 管理区域の設定，区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5)　施設管理に関する内規の制定および改正 (6)　改造の実施に関する事項（第２編第218条の２第２項に関する事項を含む） (7)　非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第122条） (8)　保安教育実施計画の策定（第130条）に関する事項 (9)　事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (10) その他運営委員会で定めた事項 ３　所長を委員長とする。 ４　運営委員会は，委員長，原子炉主任技術者，電気主任技術者，ボイラー・タービン主任技術者，第５条第11項から第36項（第24項を除く）に定める職位の者に加え，委員長が指名した者で構成する。	組織整備に伴う変更

変更前	変更後	備考
第３節　主任技術者 **（原子炉主任技術者の選任）** 第８条　原子力本部長は，原子炉主任技術者および代行者を，原子炉主任技術者免状を有する者であって，(1)から(4)に掲げる期間が通算して３年以上ある特別管理者の中から選任する。 (1) 原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間 (2) 原子炉の運転に関する業務に従事した期間 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務に従事した期間 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務に従事した期間 ２　原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。 ３　原子炉主任技術者は，第５条に定める保安に関する職務と兼務を行う場合は，品質保証部長，品質保証課長，保安管理課長，人材育成課長，安全管理部長，防災課長または訓練計画課長と兼務を行うことができる。 ４　原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は，代行者と交代する。ただし，職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は，第１項から第３項に基づき，あらためて原子炉主任技術者を選任する。	第３節　主任技術者 **（原子炉主任技術者の選任）** 第８条　原子力本部長は，原子炉主任技術者および代行者を，原子炉主任技術者免状を有する者であって，(1)から(4)に掲げる期間が通算して３年以上ある特別管理者の中から選任する。 (1) 原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間 (2) 原子炉の運転に関する業務に従事した期間 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務に従事した期間 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務に従事した期間 ２　原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。 ３　原子炉主任技術者は，第５条に定める保安に関する職務と兼務を行う場合は，品質保証部長，品質保証課長，保安管理課長，人材育成課長または安全管理部長と兼務を行うことができる。 ４　原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は，代行者と交代する。ただし，職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は，第１項から第３項に基づき，あらためて原子炉主任技術者を選任する。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
（運転員等の確保） 第12条　発電課長は，原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお，原子炉の運転に必要な知識を有する者とは，原子炉の運転に関する実務の研修をうけた者をいう。 2　発電課長は，原子炉の運転にあたって第１項で定める者の中から，１直あたり表12－１に定める人数の者をそろえ，中央制御室あたり５直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお，特別な事情がある場合を除き，連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また，表12－１に定める人数のうち，１名は当直長とし，運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。 3　当直長は，第２項で定める者のうち，表12－２に定める人数の者を班長以上の者の中から常時中央制御室に確保する。 4　各課長は，重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また，安全技術課長は，重大事故等対応を行う要員として，表12－３に定める人数の者を確保する。 5　発電課長は，特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）による対応のための力量を有する者を確保する。また，[redacted]として，表12－４に定める人数を特重施設内に常時確保する。 6　発電課長は，第17条の５第１項(2)の成立性の確認訓練および第17の６第１項(2)のＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等において，その訓練に係る者が，役割に応じた必要な力量（以下，本条において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は，速やかに，表12－１および表12－４に定める人数の者を確保する体制から，力量が確保できていないと判断された者を除外し，原子炉主任技術者の確認，所長の承認を得て体制を構築する。 7　訓練計画課長は，第17条の５第１項(2)の成立性の確認訓練において，その訓練に係る者が，力量を確保できていないと判断した場合は，速やかに，安全技術課長に報告する。安全技術課長は，表12－３に定める人数の者を確保する体制から，力量が確保できていないと判断された者を除外し，原子炉主任技術者の確認，所長の承認を得て体制を構築する。 8　発電課長は，第６項を受け，力量が確保できていないと判断された者については，教育訓練等により，力量が確保されていることを確認した後，原子炉主任技術者の確認，所長の承認を得て，表12－１および表12－４に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。 9　訓練計画課長は，第７項を受け，力量が確保できていないと判断された者については，教育訓練等により，力量が確保されていることを確認した後，安全技術課長に報告する。安全技術課長は，原子炉主任技術者の確認，所長の承認を得て，表12－３に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。 10　発電課長および安全技術課長は，表12－１，表12－３および表12－４に定める人数の者に欠員が生じた場合は，速やかに補充を行う。 11　所長は，表12－１，表12－３および表12－４に定める人数の者の補充の見込みが立たない場合，原子炉の運転中は，原子炉の安全を確保しつつ，速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は，原子炉の停止状態を維持し，原子炉の安全を確保する。	（運転員等の確保） 第12条　発電課長は，原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお，原子炉の運転に必要な知識を有する者とは，原子炉の運転に関する実務の研修をうけた者をいう。 2　発電課長は，原子炉の運転にあたって第１項で定める者の中から，１直あたり表12－１に定める人数の者をそろえ，中央制御室あたり５直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお，特別な事情がある場合を除き，連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また，表12－１に定める人数のうち，１名は当直長とし，運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。 3　当直長は，第２項で定める者のうち，表12－２に定める人数の者を班長以上の者の中から常時中央制御室に確保する。 4　各課長は，重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また，安全技術課長は，重大事故等対応を行う要員として，表12－３に定める人数の者を確保する。 5　発電課長は，特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）による対応のための力量を有する者を確保する。また，[redacted]として，表12－４に定める人数を特重施設内に常時確保する。 6　発電課長は，第17条の５第１項(2)の成立性の確認訓練および第17の６第１項(2)のＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等において，その訓練に係る者が，役割に応じた必要な力量（以下，本条において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は，速やかに，表12－１および表12－４に定める人数の者を確保する体制から，力量が確保できていないと判断された者を除外し，原子炉主任技術者の確認，所長の承認を得て体制を構築する。 7　安全技術課長は，第17条の５第１項(2)の成立性の確認訓練において，その訓練に係る者が，力量を確保できていないと判断した場合は，速やかに，表12－３に定める人数の者を確保する体制から，力量が確保できていないと判断された者を除外し，原子炉主任技術者の確認，所長の承認を得て体制を構築する。 8　発電課長は，第６項を受け，力量が確保できていないと判断された者については，教育訓練等により，力量が確保されていることを確認した後，原子炉主任技術者の確認，所長の承認を得て，表12－１および表12－４に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。 9　安全技術課長は，第７項を受け，力量が確保できていないと判断された者については，教育訓練等により，力量が確保されていることを確認した後，原子炉主任技術者の確認，所長の承認を得て，表12－３に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。 10　発電課長および安全技術課長は，表12－１，表12－３および表12－４に定める人数の者に欠員が生じた場合は，速やかに補充を行う。 11　所長は，表12－１，表12－３および表12－４に定める人数の者の補充の見込みが立たない場合，原子炉の運転中は，原子炉の安全を確保しつつ，速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は，原子炉の停止状態を維持し，原子炉の安全を確保する。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
表12－1
<table>
<tr><td>モード1，2，3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている期間）の場合</td><td>10名以上
（当直長を含む）</td></tr>
<tr><td>モード4（余熱除去系が熱除去のために使用されている期間），5および6の場合</td><td>8名以上
（当直長を含む）</td></tr>
<tr><td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>5名以上
（当直長を含む）</td></tr>
</table>
表12－2
<table>
<tr><td>モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>2名以上
（当直長または副当直長を含む班長以上）</td></tr>
</table>
表12－3
<table>
<tr><td>モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>22名以上</td></tr>
</table>
表12－4
<table>
<tr><td>モード1，2，3，4，5および6の場合</td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>
表12－1
<table>
<tr><td>モード1，2，3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている期間）の場合</td><td>10名以上
（当直長を含む）</td></tr>
<tr><td>モード4（余熱除去系が熱除去のために使用されている期間），5および6の場合</td><td>8名以上
（当直長を含む）</td></tr>
<tr><td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>5名以上
（当直長を含む）</td></tr>
</table>
表12－2
<table>
<tr><td>モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>2名以上
（当直長または副当直長を含む班長以上）</td></tr>
</table>
表12－3
<table>
<tr><td>モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>22名以上</td></tr>
</table>
表12－4
<table>
<tr><td>モード1，2，3，4，5および6の場合</td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>本頁変更なし</td>
</tr>
</table>

変更前	変更後	備考
（火災発生時の体制の整備） 第17条　防災課長は，火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として，次の事項を含む火災防護計画を定め，所長の承認を得る。火災防護計画の策定にあたっては，添付２に示す「火災，内部溢水，火山現象（降灰），自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　火災の発生を消防機関へ通報するために，中央制御室から消防機関へ専用回線を使用した通報設備の設置に関すること※2 (2)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (3)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (4)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること (5)　発電所における可燃物の適切な管理に関すること ２　各課長は，前項の計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　各課長は，火災の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 ※１：消防機関への通報，消火または延焼の防止その他消防機関の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また，火災の発生防止，火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む。（以下，本条において同じ。） ※２：一般回線の代替設備である専用回線，通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。	**（火災発生時の体制の整備）** 第17条　保修統括課長および総務課長は，火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として，次の事項を含む火災防護計画を定め，所長の承認を得る。火災防護計画の策定にあたっては，添付２に示す「火災，内部溢水，火山現象（降灰），自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　火災の発生を消防機関へ通報するために，中央制御室から消防機関へ専用回線を使用した通報設備の設置に関すること※2 (2)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (3)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (4)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること (5)　発電所における可燃物の適切な管理に関すること ２　各課長は，前項の計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，保修統括課長または総務課長に報告する。保修統括課長および総務課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　各課長は，火災の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 ※１：消防機関への通報，消火または延焼の防止その他消防機関の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また，火災の発生防止，火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む。（以下，本条において同じ。） ※２：一般回線の代替設備である専用回線，通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（内部溢水発生時の体制の整備） 第17条の２　防災課長は，原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を定め，所長の承認を得る。計画の策定にあたっては，添付２に示す「火災，内部溢水，火山現象（降灰），自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)　内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (3)　内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること ２　各課長は，前項の計画に基づき，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　各課長は，内部溢水の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 ※１：内部溢水発生時に行う活動を含む。（以下，本条において同じ。）	**（内部溢水発生時の体制の整備）** 第17条の２　保修統括課長は，原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を定め，所長の承認を得る。計画の策定にあたっては，添付２に示す「火災，内部溢水，火山現象（降灰），自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)　内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (3)　内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること ２　各課長は，前項の計画に基づき，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，保修統括課長に報告する。保修統括課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　各課長は，内部溢水の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 ※１：内部溢水発生時に行う活動を含む。（以下，本条において同じ。）	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（火山影響等発生時の体制の整備） 第17条の２の２　防災課長は，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を定め，所長の承認を得る。計画の策定にあたっては，添付２に示す「火災，内部溢水，火山現象（降灰），自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)　火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (3)　火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他資機材の配備に関すること (4)　火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること (a)　非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること (b)　(a)項に掲げるもののほか，代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること (c)　(b)項に掲げるもののほか，交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること ２　各課長は，前項の計画に基づき，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　各課長は，火山影響等発生時に，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 ５　発電管理部長は，火山現象に関する新たな知見等の収集，反映等を実施する。 ※１：火山影響等発生時に行う活動を含む。（以下，本条において同じ。）	**（火山影響等発生時の体制の整備）** 第17条の２の２　保修統括課長は，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を定め，所長の承認を得る。計画の策定にあたっては，添付２に示す「火災，内部溢水，火山現象（降灰），自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)　火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (3)　火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他資機材の配備に関すること (4)　火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること (a)　非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること (b)　(a)項に掲げるもののほか，代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること (c)　(b)項に掲げるもののほか，交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること ２　各課長は，前項の計画に基づき，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，保修統括課長に報告する。保修統括課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　各課長は，火山影響等発生時に，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 ５　発電管理部長は，火山現象に関する新たな知見等の収集，反映等を実施する。 ※１：火山影響等発生時に行う活動を含む。（以下，本条において同じ。）	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（その他自然災害発生時等の体制の整備） 第17条の３　防災課長は，原子炉施設内においてその他自然災害（「地震，津波および竜巻等」をいう。以下，本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を定め，所長の承認を得る。計画の策定にあたっては，添付２に示す「火災，内部溢水，火山現象（降灰），自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)　その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (3)　その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること ２　各課長は，前項の計画に基づき，その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　各課長は，その他自然災害の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 ５　発電管理部長は，その他自然災害に関する新たな知見等の収集，反映等を実施する。 ６　発電管理部長は，定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し，確認結果に基づき防護措置の要否を評価するとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ※１：その他自然災害発生時に行う活動を含む。（以下，本条において同じ。）	**（その他自然災害発生時等の体制の整備）** 第17条の３　保修統括課長は，原子炉施設内においてその他自然災害（「地震，津波および竜巻等」をいう。以下，本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を定め，所長の承認を得る。計画の策定にあたっては，添付２に示す「火災，内部溢水，火山現象（降灰），自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)　その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (3)　その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること ２　各課長は，前項の計画に基づき，その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，保修統括課長に報告する。保修統括課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　各課長は，その他自然災害の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 ５　発電管理部長は，その他自然災害に関する新たな知見等の収集，反映等を実施する。 ６　発電管理部長は，定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し，確認結果に基づき防護措置の要否を評価するとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ※１：その他自然災害発生時に行う活動を含む。（以下，本条において同じ。）	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（重大事故等発生時の体制の整備） 第17条の５　安全技術課長および訓練計画課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。発電課長は，原子炉施設の運転に係る計画を定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。計画の策定にあたっては，添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。なお，(4)項の対策に係る手順は，的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。 (1)　重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）の配置に関すること (2)　対策要員に対する教育および訓練を，以下のとおり実施すること (a)　力量の維持向上のための教育訓練を年１回以上実施すること (b)　重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下「成立性の確認訓練」という。）を年１回以上実施すること (c)　成立性の確認訓練の結果を記録し，所長および原子炉主任技術者に報告すること (d)　重大事故等対処施設の使用開始前に教育訓練を実施すること (3)　重大事故の発生および拡大の防止に必要なアクセスルートの確保，復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動，ならびに必要な資機材の配備に関すること (4)　重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること (a)　炉心の著しい損傷を防止するための対策 (b)　原子炉格納容器の破損を防止するための対策 (c)　使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策 (d)　原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策 (e)　発生する有毒ガスからの運転員等の防護 (f)　(a)項，(b)項および(d)項における特重施設を用いた対策 ２　各課長は，前項の計画に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，安全技術課長，訓練計画課長または発電課長に報告する。安全技術課長，訓練計画課長および発電課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　原子力部長は，重大事故等発生時の支援に関する活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を定める。計画の策定にあたっては，添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)　重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な資機材の配備に関すること ５　発電管理部長は，第４項に定める計画に基づき，重大事故等発生時の支援に関する活動を実施する。 ６　発電管理部長は，第５項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。また発電管理部長は，第４項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	**（重大事故等発生時の体制の整備）** 第17条の５　安全技術課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。発電課長は，原子炉施設の運転に係る計画を定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。計画の策定にあたっては，添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。なお，(4)項の対策に係る手順は，的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。 (1)　重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）の配置に関すること (2)　対策要員に対する教育および訓練を，以下のとおり実施すること (a)　力量の維持向上のための教育訓練を年１回以上実施すること (b)　重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下「成立性の確認訓練」という。）を年１回以上実施すること (c)　成立性の確認訓練の結果を記録し，所長および原子炉主任技術者に報告すること (d)　重大事故等対処施設の使用開始前に教育訓練を実施すること (3)　重大事故の発生および拡大の防止に必要なアクセスルートの確保，復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動，ならびに必要な資機材の配備に関すること (4)　重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること (a)　炉心の著しい損傷を防止するための対策 (b)　原子炉格納容器の破損を防止するための対策 (c)　使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策 (d)　原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策 (e)　発生する有毒ガスからの運転員等の防護 (f)　(a)項，(b)項および(d)項における特重施設を用いた対策 ２　各課長は，前項の計画に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，安全技術課長または発電課長に報告する。安全技術課長および発電課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　原子力部長は，重大事故等発生時の支援に関する活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を定める。計画の策定にあたっては，添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)　重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な資機材の配備に関すること ５　発電管理部長は，第４項に定める計画に基づき，重大事故等発生時の支援に関する活動を実施する。 ６　発電管理部長は，第５項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。また発電管理部長は，第４項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（大規模損壊発生時の体制の整備） 第17条の６　安全技術課長および訓練計画課長は，大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム（以下「ＡＰＣ等」という。）による原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。発電課長は，原子炉施設の運転に係る計画を定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。計画の策定にあたっては，添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。なお，(4)項の対策に係る手順は，的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。 (1)　大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)　大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する以下の教育および訓練の実施に関すること (a)　力量の維持向上のための教育訓練を年１回以上実施すること (b)　重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下「技術的能力の確認訓練」という。）ならびに技術的能力の成立性の確認訓練およびＡＰＣ等時の操作の前提条件を満足することを確認するための訓練（以下「ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等」という。）を年１回以上実施すること (c)　(b)項の訓練の結果を記録し，所長および原子炉主任技術者に報告すること (d)　重大事故等対処施設の使用開始前に教育訓練を実施すること (3)　大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること (4)　大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること (a)　大規模な火災が発生した場合における消火活動 (b)　炉心の著しい損傷を緩和するための対策 (c)　原子炉格納容器の破損を緩和するための対策 (d)　使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策 (e)　放射性物質の放出を低減するための対策 (f)　(b)項，(c)項および(e)項における特重施設を用いた対策 (g)　ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための対策 ２　各課長は，前項の計画に基づき，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，安全技術課長，訓練計画課長または発電課長に報告する。安全技術課長，訓練計画課長および発電課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　原子力部長は，大規模損壊発生時の支援に関する活動を行う体制の整備について計画を定める。計画の策定にあたっては，添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。 ５　発電管理部長は，第４項に定める計画に基づき，大規模損壊発生時の支援に関する活動を実施する。 ６　発電管理部長は，第５項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。また発電管理部長は，第４項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	**（大規模損壊発生時の体制の整備）** 第17条の６　安全技術課長は，大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム（以下「ＡＰＣ等」という。）による原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。発電課長は，原子炉施設の運転に係る計画を定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。計画の策定にあたっては，添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。なお，(4)項の対策に係る手順は，的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。 (1)　大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)　大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する以下の教育および訓練の実施に関すること (a)　力量の維持向上のための教育訓練を年１回以上実施すること (b)　重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下「技術的能力の確認訓練」という。）ならびに技術的能力の成立性の確認訓練およびＡＰＣ等時の操作の前提条件を満足することを確認するための訓練（以下「ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等」という。）を年１回以上実施すること (c)　(b)項の訓練の結果を記録し，所長および原子炉主任技術者に報告すること (d)　重大事故等対処施設の使用開始前に教育訓練を実施すること (3)　大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること (4)　大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること (a)　大規模な火災が発生した場合における消火活動 (b)　炉心の著しい損傷を緩和するための対策 (c)　原子炉格納容器の破損を緩和するための対策 (d)　使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策 (e)　放射性物質の放出を低減するための対策 (f)　(b)項，(c)項および(e)項における特重施設を用いた対策 (g)　ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための対策 ２　各課長は，前項の計画に基づき，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，安全技術課長または発電課長に報告する。安全技術課長および発電課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　原子力部長は，大規模損壊発生時の支援に関する活動を行う体制の整備について計画を定める。計画の策定にあたっては，添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。 ５　発電管理部長は，第４項に定める計画に基づき，大規模損壊発生時の支援に関する活動を実施する。 ６　発電管理部長は，第５項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。また発電管理部長は，第４項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前

（臨界ボロン濃度）

第20条　モード１および２において，臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差は，表20－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，臨界ボロン濃度の予測値は，燃料取替後，実効最大出力運転日数が60日を超えるまでに，測定値に応じた調整をすることができる。

２　臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　安全技術課長は，燃料取替後，モード１になるまでに１回，臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差を確認し，その結果を当直長に通知する。

(2)　安全技術課長は，モード１および２において，実効最大出力運転日数が60日に達して以降，１ヶ月に１回，臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差を確認する。

３　安全技術課長は，臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表20－２の措置を講じるとともに，当直長に通知する。通知をうけた当直長は，同表の措置を講じる。

表20－１

項　　目	運転上の制限
臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差	±100ppm以内であること

表20－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 安全技術課長は，炉心設計および安全解析の再評価を行い，原子炉の継続運転が許容できることを確認し，その結果を当直長に通知する。 および A.2 安全技術課長は，必要に応じて適切な運転上の制限，ならびに確認項目およびその頻度を定め，その結果を当直長に通知する。	72時間 72時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間

変更後

（臨界ボロン濃度）

第20条　モード１および２において，臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差は，表20－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，臨界ボロン濃度の予測値は，燃料取替後，実効最大出力運転日数が60日を超えるまでに，測定値に応じた調整をすることができる。

２　臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　原子燃料課長は，燃料取替後，モード１になるまでに１回，臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差を確認し，その結果を当直長に通知する。

(2)　原子燃料課長は，モード１および２において，実効最大出力運転日数が60日に達して以降，１ヶ月に１回，臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差を確認する。

３　原子燃料課長は，臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表20－２の措置を講じるとともに，当直長に通知する。通知をうけた当直長は，同表の措置を講じる。

表20－１

項　　目	運転上の制限
臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差	±100ppm以内であること

表20－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は，炉心設計および安全解析の再評価を行い，原子炉の継続運転が許容できることを確認し，その結果を当直長に通知する。 および A.2 原子燃料課長は，必要に応じて適切な運転上の制限，ならびに確認項目およびその頻度を定め，その結果を当直長に通知する。	72時間 72時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間

備考

組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前

（減速材温度係数）

第21条　モード１，２および３において，減速材温度係数は，表21－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　減速材温度係数が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　安全技術課長は，燃料取替に伴う燃料装荷開始までに，減速材温度係数を解析により確認する。

(2)　安全技術課長は，燃料取替後，モード１になるまでに１回，減速材温度係数が負であることを測定により確認し，その結果を当直長に通知する。

３　安全技術課長は，減速材温度係数が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表21－２の措置を講じるとともに，当直長に通知する。通知をうけた当直長は，同表の措置を講じる。

表21－１

項　　目	運転上の制限
減速材温度係数	(1)モード１および２（臨界状態）において，負であること (2)モード１，２および３において，-78×10^{-5} Δk/k/℃以上であること

表21－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 安全技術課長は，減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し，その結果を当直長に通知する。	24時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，未臨界状態のモード２にする。	12時間

変更後

（減速材温度係数）

第21条　モード１，２および３において，減速材温度係数は，表21－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　減速材温度係数が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　原子燃料課長は，燃料取替に伴う燃料装荷開始までに，減速材温度係数を解析により確認する。

(2)　原子燃料課長は，燃料取替後，モード１になるまでに１回，減速材温度係数が負であることを測定により確認し，その結果を当直長に通知する。

３　原子燃料課長は，減速材温度係数が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表21－２の措置を講じるとともに，当直長に通知する。通知をうけた当直長は，同表の措置を講じる。

表21－１

項　　目	運転上の制限
減速材温度係数	(1)モード１および２（臨界状態）において，負であること (2)モード１，２および３において，-78×10^{-5} Δk/k/℃以上であること

表21－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 原子燃料課長は，減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し，その結果を当直長に通知する。	24時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，未臨界状態のモード２にする。	12時間

備考

組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（制御棒動作機能）
第22条　モード１および２（臨界状態）において，制御棒動作機能は，表22－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
(1)　計装計画課長は，定期事業者検査時に，制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの85％に至るまでの時間）が，2.5秒以下であることを確認し，その結果を当直長に通知する。
(2)　当直長は，モード１および２（臨界状態）において，３ヶ月に１回，全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして，各制御棒位置が変化することにより，制御棒が固着していないことを確認する。
(3)　当直長は，モード１および２（臨界状態）において，12時間に１回，制御棒毎に各制御棒位置が，ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認する。また，当直長はモード１および２（臨界状態）において，制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合，４時間に１回，制御棒毎に各制御棒位置が，ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認する。
３　当直長は，制御棒動作機能が第１項で定める運転上の制限を満足していない※1と判断した場合，表22－２の措置を講じるとともに，制御棒１本が不整合である場合は安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

※１：制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により，制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にない場合は，制御棒の不整合とはみなさない。

表22－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>制御棒動作機能※2</td><td>(1)すべての制御棒が挿入不能※3でないこと
(2)すべての制御棒が不整合※4でないこと</td></tr>
</table>
※２：制御棒動作機能のうち，制御棒クラスタは，重大事故等対処設備を兼ねる。
※３：挿入不能とは，機械的固着のため，制御棒が挿入できないことをいう。（以下，本条において同じ。）
※４：不整合とは，制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にない場合をいう。（以下，本条において同じ。）
</td>
<td>
（制御棒動作機能）
第22条　モード１および２（臨界状態）において，制御棒動作機能は，表22－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
(1)　計装計画課長は，定期事業者検査時に，制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの85％に至るまでの時間）が，2.5秒以下であることを確認し，その結果を当直長に通知する。
(2)　当直長は，モード１および２（臨界状態）において，３ヶ月に１回，全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして，各制御棒位置が変化することにより，制御棒が固着していないことを確認する。
(3)　当直長は，モード１および２（臨界状態）において，12時間に１回，制御棒毎に各制御棒位置が，ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認する。また，当直長はモード１および２（臨界状態）において，制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合，４時間に１回，制御棒毎に各制御棒位置が，ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認する。
３　当直長は，制御棒動作機能が第１項で定める運転上の制限を満足していない※1と判断した場合，表22－２の措置を講じるとともに，制御棒１本が不整合である場合は原子燃料課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長は，同表の措置を講じる。

※１：制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により，制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にない場合は，制御棒の不整合とはみなさない。

表22－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>制御棒動作機能※2</td><td>(1)すべての制御棒が挿入不能※3でないこと
(2)すべての制御棒が不整合※4でないこと</td></tr>
</table>
※２：制御棒動作機能のうち，制御棒クラスタは，重大事故等対処設備を兼ねる。
※３：挿入不能とは，機械的固着のため，制御棒が挿入できないことをいう。（以下，本条において同じ。）
※４：不整合とは，制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にない場合をいう。（以下，本条において同じ。）
</td>
<td>組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>表22－２
<table>
<tr><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr>
<tr><td>A.制御棒１本以上が挿入不能である場合</td><td>A.1.1 当直長は，停止余裕が1.8%Δk/k以上であることを確認する。
または
A.1.2 当直長は，停止余裕が1.8%Δk/k以上となるように，ほう酸による濃縮操作を開始する。
および
A.2 当直長は，モード３にする。</td><td>１時間
１時間
12時間</td></tr>
<tr><td>B.制御棒１本が不整合である場合</td><td>B.1 当直長は，制御棒の不整合を復旧する。
または
B.2.1.1 当直長は，停止余裕が1.8%Δk/k以上であることを確認する。
または
B.2.1.2 当直長は，停止余裕が1.8%Δk/k以上となるように，ほう酸による濃縮操作を開始する。
および
B.2.2 当直長は，原子炉熱出力を75%以下に下げる。
および
B.2.3 当直長は，停止余裕が1.8%Δk/k以上であることを確認する。
および
B.2.4 安全技術課長は，モード１において，$F^N_{\Delta H}$および$F_Q(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し，その結果を当直長に通知する。
および
B.2.5 安全技術課長は，本条件で安全解析の再評価を行い，その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し，その結果を当直長に通知する。</td><td>１時間
１時間
１時間
２時間
24時間
その後の１日に１回
72時間
５日</td></tr>
</table></td>
<td>表22－２
<table>
<tr><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr>
<tr><td>A.制御棒１本以上が挿入不能である場合</td><td>A.1.1 当直長は，停止余裕が1.8%Δk/k以上であることを確認する。
または
A.1.2 当直長は，停止余裕が1.8%Δk/k以上となるように，ほう酸による濃縮操作を開始する。
および
A.2 当直長は，モード３にする。</td><td>１時間
１時間
12時間</td></tr>
<tr><td>B.制御棒１本が不整合である場合</td><td>B.1 当直長は，制御棒の不整合を復旧する。
または
B.2.1.1 当直長は，停止余裕が1.8%Δk/k以上であることを確認する。
または
B.2.1.2 当直長は，停止余裕が1.8%Δk/k以上となるように，ほう酸による濃縮操作を開始する。
および
B.2.2 当直長は，原子炉熱出力を75%以下に下げる。
および
B.2.3 当直長は，停止余裕が1.8%Δk/k以上であることを確認する。
および
B.2.4 原子燃料課長は，モード１において，$F^N_{\Delta H}$および$F_Q(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し，その結果を当直長に通知する。
および
B.2.5 原子燃料課長は，本条件で安全解析の再評価を行い，その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し，その結果を当直長に通知する。</td><td>１時間
１時間
１時間
２時間
24時間
その後の１日に１回
72時間
５日</td></tr>
</table></td>
<td>組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）</td>
</tr>
</table>

変更前	変更後	備考
表22－２　つづき	表22－２　つづき	本頁変更なし

変更前

条　　件	要求される措置	完了時間
C.条件Ｂの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。	12時間
D.２本以上の制御棒が不整合である場合	D.1.1 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上であることを確認する または D.1.2 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上となるように，ほう酸による濃縮操作を開始する。 および D.2 当直長は，モード３にする。	１時間 １時間 12時間

変更後

条　　件	要求される措置	完了時間
C.条件Ｂの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。	12時間
D.２本以上の制御棒が不整合である場合	D.1.1 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上であることを確認する または D.1.2 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上となるように，ほう酸による濃縮操作を開始する。 および D.2 当直長は，モード３にする。	１時間 １時間 12時間

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（制御棒の挿入限界）
第23条　モード１および２において，制御棒の挿入限界は，表23－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　制御棒の挿入限界が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
(1)　安全技術課長は，制御グループバンクおよび停止グループバンクの挿入限界を定め，原子炉主任技術者の確認を得たうえで，所長の承認を得て，発電課長に通知する。
(2)　当直長は，臨界操作開始前の４時間以内に，臨界時の制御グループバンクおよび停止グループバンクの推定位置が挿入限界以上であることを確認する。
(3)　当直長は，モード１および２において，12時間に１回，各停止グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。
(4)　当直長は，モード１および２（臨界状態）において，12時間に１回，各制御グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。また，当直長は，モード１および２（臨界状態）において，制御グループバンクの挿入限界異常低を検知する警報が動作不能な場合，４時間に１回，各制御グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。
(5)　当直長は，モード１および２（臨界状態）において，12時間に１回，炉心から全引抜がなされていない制御グループバンクがオーバラップを満足していることを確認する。
３　当直長は，制御棒の挿入限界が第１項で定める運転上の制限を満足していない※1と判断した場合，表23－２の措置を講じる。

※１：制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により，制御棒位置が定められた挿入限界を下回っている場合は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表23－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>制御棒の挿入限界</td><td>(1)モード１および２において，停止グループバンクが挿入限界以上であること
(2)モード１および２（臨界状態）において，制御グループバンクが挿入限界以上であることおよびオーバラップを満足していること</td></tr>
</table>
</td>
<td>
（制御棒の挿入限界）
第23条　モード１および２において，制御棒の挿入限界は，表23－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　制御棒の挿入限界が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
(1)　原子燃料課長は，制御グループバンクおよび停止グループバンクの挿入限界を定め，原子炉主任技術者の確認を得たうえで，所長の承認を得て，発電課長に通知する。
(2)　当直長は，臨界操作開始前の４時間以内に，臨界時の制御グループバンクおよび停止グループバンクの推定位置が挿入限界以上であることを確認する。
(3)　当直長は，モード１および２において，12時間に１回，各停止グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。
(4)　当直長は，モード１および２（臨界状態）において，12時間に１回，各制御グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。また，当直長は，モード１および２（臨界状態）において，制御グループバンクの挿入限界異常低を検知する警報が動作不能な場合，４時間に１回，各制御グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。
(5)　当直長は，モード１および２（臨界状態）において，12時間に１回，炉心から全引抜がなされていない制御グループバンクがオーバラップを満足していることを確認する。
３　当直長は，制御棒の挿入限界が第１項で定める運転上の制限を満足していない※1と判断した場合，表23－２の措置を講じる。

※１：制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により，制御棒位置が定められた挿入限界を下回っている場合は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表23－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>制御棒の挿入限界</td><td>(1)モード１および２において，停止グループバンクが挿入限界以上であること
(2)モード１および２（臨界状態）において，制御グループバンクが挿入限界以上であることおよびオーバラップを満足していること</td></tr>
</table>
</td>
<td>組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）</td>
</tr>
</table>

変更前

表23－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.停止グループバンクまたは制御グループバンクが挿入限界を下回っている場合	A.1.1 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上であることを確認する または A.1.2 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上となるように，ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 当直長は，停止グループバンクおよび制御グループバンクを挿入限界以上に復旧する。	１時間 １時間 ２時間
B.制御グループバンクがオーバラップを満足していない場合	B.1.1 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上であることを確認する または B.1.2 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上となるように，ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B.2 当直長は，制御グループバンクのオーバラップを正常な状態に復旧する。	１時間 １時間 ２時間
C.条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。	12時間

変更後

表23－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.停止グループバンクまたは制御グループバンクが挿入限界を下回っている場合	A.1.1 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上であることを確認する または A.1.2 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上となるように，ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 当直長は，停止グループバンクおよび制御グループバンクを挿入限界以上に復旧する。	１時間 １時間 ２時間
B.制御グループバンクがオーバラップを満足していない場合	B.1.1 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上であることを確認する または B.1.2 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上となるように，ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B.2 当直長は，制御グループバンクのオーバラップを正常な状態に復旧する。	１時間 １時間 ２時間
C.条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。	12時間

備考

本頁変更なし

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（制御棒位置指示）
第24条　モード１および２において，制御棒位置指示は，表24－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。
(1)　計装計画課長は，定期事業者検査時に，制御棒の移動範囲において，各制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認し，その結果を発電課長に通知する。
３　当直長は，制御棒位置指示が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表24－２の措置を講じるとともに，制御棒位置指示装置が動作不能である場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。ただし，この措置は，制御棒位置指示装置は制御棒毎，およびステップカウンタはバンク毎に，個別に行うことができる。

表24－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>制御棒位置指示</td><td>制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1</td></tr>
</table>
※１：制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であることとは，制御棒位置指示装置およびステップカウンタの指示により制御棒の位置が確認できることをいう。
</td>
<td>
（制御棒位置指示）
第24条　モード１および２において，制御棒位置指示は，表24－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。
(1)　計装計画課長は，定期事業者検査時に，制御棒の移動範囲において，各制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認し，その結果を発電課長に通知する。
３　当直長は，制御棒位置指示が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表24－２の措置を講じるとともに，制御棒位置指示装置が動作不能である場合は，原子燃料課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長は，同表の措置を講じる。ただし，この措置は，制御棒位置指示装置は制御棒毎，およびステップカウンタはバンク毎に，個別に行うことができる。

表24－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>制御棒位置指示</td><td>制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1</td></tr>
</table>
※１：制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であることとは，制御棒位置指示装置およびステップカウンタの指示により制御棒の位置が確認できることをいう。
</td>
<td>組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>表24－２
<table>
<tr><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr>
<tr><td>A. 制御棒位置指示装置が動作不能である場合</td><td>A.１ 安全技術課長は，制御棒位置指示装置の動作不能により位置表示がされなくなった制御棒の位置を，炉内核計装装置を用いて確認し，その結果を当直長に通知する。
または
A.２ 当直長は，原子炉熱出力を50％以下に下げる。</td><td>８時間
その後の８時間に１回
ただし，制御棒の移動がない場合は，１日に１回
８時間</td></tr>
<tr><td>B. 制御棒位置指示装置が動作不能である場合において，その制御棒が最終確認位置から一方向に24ステップを超える移動がある場合</td><td>B.１ 安全技術課長は，制御棒位置指示装置の動作不能により位置表示がされなくなった制御棒の位置を，炉内核計装装置を用いて確認し，その結果を当直長に通知する。
または
B.２ 当直長は，原子炉熱出力を50％以下に下げる。</td><td>４時間
８時間</td></tr>
<tr><td>C. ステップカウンタが動作不能である場合</td><td>C.１.１ 当直長は，当該バンクにおける制御棒位置指示装置のすべてが，動作可能であることを確認する。
および
C.１.２ 当直長は，当該バンクにおける各制御棒位置の差が，12ステップ以下であることを確認する。
または
C.２ 当直長は，原子炉熱出力を50％以下に下げる。</td><td>８時間
その後の８時間に１回
８時間
その後の８時間に１回
８時間</td></tr>
<tr><td>D. 条件Ａ，ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合
または
１つの制御棒に対して制御棒位置指示装置およびステップカウンタの両方が動作不能である場合</td><td>D.１ 当直長は，モード３にする。</td><td>12時間</td></tr>
</table></td>
<td>表24－２
<table>
<tr><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr>
<tr><td>A. 制御棒位置指示装置が動作不能である場合</td><td>A.１ 原子燃料課長は，制御棒位置指示装置の動作不能により位置表示がされなくなった制御棒の位置を，炉内核計装装置を用いて確認し，その結果を当直長に通知する。
または
A.２ 当直長は，原子炉熱出力を50％以下に下げる。</td><td>８時間
その後の８時間に１回
ただし，制御棒の移動がない場合は，１日に１回
８時間</td></tr>
<tr><td>B. 制御棒位置指示装置が動作不能である場合において，その制御棒が最終確認位置から一方向に24ステップを超える移動がある場合</td><td>B.１ 原子燃料課長は，制御棒位置指示装置の動作不能により位置表示がされなくなった制御棒の位置を，炉内核計装装置を用いて確認し，その結果を当直長に通知する。
または
B.２ 当直長は，原子炉熱出力を50％以下に下げる。</td><td>４時間
８時間</td></tr>
<tr><td>C. ステップカウンタが動作不能である場合</td><td>C.１.１ 当直長は，当該バンクにおける制御棒位置指示装置のすべてが，動作可能であることを確認する。
および
C.１.２ 当直長は，当該バンクにおける各制御棒位置の差が，12ステップ以下であることを確認する。
または
C.２ 当直長は，原子炉熱出力を50％以下に下げる。</td><td>８時間
その後の８時間に１回
８時間
その後の８時間に１回
８時間</td></tr>
<tr><td>D. 条件Ａ，ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合
または
１つの制御棒に対して制御棒位置指示装置およびステップカウンタの両方が動作不能である場合</td><td>D.１ 当直長は，モード３にする。</td><td>12時間</td></tr>
</table></td>
<td>組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）</td>
</tr>
</table>

変更前

（炉物理検査　－モード２－）

第26条　モード２での炉物理検査時※1において，第21条（減速材温度係数），第22条（制御棒動作機能）および第23条（制御棒の挿入限界）の適用を除外することができる。この場合，停止余裕は，表26－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　発電課長は，モード２での炉物理検査開始までに，第33条（計測および制御設備）の規定にもとづく出力領域および中間領域中性子束計装に関する設定値確認および機能確認が完了していることを確認する。

(2)　安全技術課長は，モード２での炉物理検査開始までに，炉物理検査時の停止余裕を解析により確認するとともに，モード２（臨界になるまでの期間を除く。）での炉物理検査時のうち最も制御棒を挿入した状態において，１回，停止余裕を確認する。

(3)　当直長は，モード２での炉物理検査時において，１時間に１回，モード２の状態であることを確認する。

３　安全技術課長は，停止余裕が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，当直長に通知する。当直長は，停止余裕が第１項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合，またはモード１の状態であると判断した場合は，表26－２の措置を講じる。

※１：モード２での炉物理検査時とは，燃料取替後のモード２（起動時）の開始から所要の炉物理検査を終了するまでの期間をいい，臨界検査，減速材温度係数測定検査，零出力時出力分布測定検査，制御棒価値測定検査，臨界ボロン濃度測定検査，原子炉停止余裕検査および最小停止余裕ボロン濃度測定検査のうちから必要事項を実施する。（以下，本条において同じ。）

表26－１

項　　目	運転上の制限
停止余裕	1.8％Δk/k以上であること

表26－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，停止余裕が運転上の制限を満足するように，ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第21条（減速材温度係数），第22条（制御棒動作機能）および第23条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。	速やかに １時間
B.モード１の状態である場合	B.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに

変更後

（炉物理検査　－モード２－）

第26条　モード２での炉物理検査時※1において，第21条（減速材温度係数），第22条（制御棒動作機能）および第23条（制御棒の挿入限界）の適用を除外することができる。この場合，停止余裕は，表26－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　発電課長は，モード２での炉物理検査開始までに，第33条（計測および制御設備）の規定にもとづく出力領域および中間領域中性子束計装に関する設定値確認および機能確認が完了していることを確認する。

(2)　原子燃料課長は，モード２での炉物理検査開始までに，炉物理検査時の停止余裕を解析により確認するとともに，モード２（臨界になるまでの期間を除く。）での炉物理検査時のうち最も制御棒を挿入した状態において，１回，停止余裕を確認する。

(3)　当直長は，モード２での炉物理検査時において，１時間に１回，モード２の状態であることを確認する。

３　原子燃料課長は，停止余裕が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，当直長に通知する。当直長は，停止余裕が第１項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合，またはモード１の状態であると判断した場合は，表26－２の措置を講じる。

※１：モード２での炉物理検査時とは，燃料取替後のモード２（起動時）の開始から所要の炉物理検査を終了するまでの期間をいい，臨界検査，減速材温度係数測定検査，零出力時出力分布測定検査，制御棒価値測定検査，臨界ボロン濃度測定検査，原子炉停止余裕検査および最小停止余裕ボロン濃度測定検査のうちから必要事項を実施する。（以下，本条において同じ。）

表26－１

項　　目	運転上の制限
停止余裕	1.8％Δk/k以上であること

表26－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，停止余裕が運転上の制限を満足するように，ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第21条（減速材温度係数），第22条（制御棒動作機能）および第23条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。	速やかに １時間
B.モード１の状態である場合	B.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに

備考

組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>

（原子炉熱出力）

第28条　モード１において，原子炉熱出力※1は，表28－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　安全技術課長は，原子炉熱出力について運転管理目標を定め，発電課長に通知するとともに，当直長は，モード１において，１時間に１回，原子炉熱出力の瞬時値※2および１時間平均値※3を確認する。

３　当直長は，原子炉熱出力が第１項で定める運転上の制限を満足していない※4と判断した場合，表28－２の措置を講じる。

※１：本条における原子炉熱出力とは，蒸気発生器熱出力をいう。

※２：瞬時値は，プラント計算機により算出される１分値をいう。ただし，プラント計算機の故障等により値の確認ができない場合にあっては，出力領域中性子束計装の指示計または記録計の読み値から換算した値をいう。

※３：１時間平均値は，プラント計算機により算出される当該１時間の瞬時値の平均値をいう。ただし，プラント計算機の故障等により値の確認ができない場合にあっては，出力領域中性子束計装の記録計の読み値から換算した値をいう。

※４：定期的な機器の切替や原子炉熱出力のゆらぎ等に伴い発生する瞬時値の逸脱は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表28－１

項　　目	運転上の制限
原子炉熱出力	2,660MWt以下であること

表28－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，運転上の制限を満足するように原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに

</td>
<td>

（原子炉熱出力）

第28条　モード１において，原子炉熱出力※1は，表28－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　原子燃料課長は，原子炉熱出力について運転管理目標を定め，発電課長に通知するとともに，当直長は，モード１において，１時間に１回，原子炉熱出力の瞬時値※2および１時間平均値※3を確認する。

３　当直長は，原子炉熱出力が第１項で定める運転上の制限を満足していない※4と判断した場合，表28－２の措置を講じる。

※１：本条における原子炉熱出力とは，蒸気発生器熱出力をいう。

※２：瞬時値は，プラント計算機により算出される１分値をいう。ただし，プラント計算機の故障等により値の確認ができない場合にあっては，出力領域中性子束計装の指示計または記録計の読み値から換算した値をいう。

※３：１時間平均値は，プラント計算機により算出される当該１時間の瞬時値の平均値をいう。ただし，プラント計算機の故障等により値の確認ができない場合にあっては，出力領域中性子束計装の記録計の読み値から換算した値をいう。

※４：定期的な機器の切替や原子炉熱出力のゆらぎ等に伴い発生する瞬時値の逸脱は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表28－１

項　　目	運転上の制限
原子炉熱出力	2,660MWt以下であること

表28－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，運転上の制限を満足するように原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに

</td>
<td>組織整備に伴う変更</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（熱流束熱水路係数（$F_Q(Z)$））
第29条　モード１において，$F_Q(Z)$は，表29－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　$F_Q(Z)$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。
(1)　安全技術課長は，燃料取替後，原子炉熱出力が75％を超える前までに１回，炉内出力分布測定を行い，$F_Q(Z)$を確認し，その結果を発電課長に通知する。その後，安全技術課長は，モード１において，１ヶ月に１回，炉内出力分布測定を行い，$F_Q(Z)$を確認する。
３　安全技術課長は，$F_Q(Z)$が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表29－２の措置を講じるとともに，当直長および計装計画課長に通知する。通知をうけた当直長および計装計画課長は，同表の措置を講じる。

表29－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>$F_Q(Z)$</td><td>原子炉熱出力が50％を超える場合，$2.32/P^{※1}\times K(Z)^{※2}$以下であること
原子炉熱出力が50％以下の場合，$4.64\times K(Z)$以下であること</td></tr>
</table>
※１：Pは，原子炉熱出力の定格に対する割合（以下，本条において同じ。）
※２：K(Z)は，図29に示す炉心高さZに依存するF_Q制限係数（以下，本条において同じ。）
</td>
<td>
（熱流束熱水路係数（$F_Q(Z)$））
第29条　モード１において，$F_Q(Z)$は，表29－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　$F_Q(Z)$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。
(1)　原子燃料課長は，燃料取替後，原子炉熱出力が75％を超える前までに１回，炉内出力分布測定を行い，$F_Q(Z)$を確認し，その結果を発電課長に通知する。その後，原子燃料課長は，モード１において，１ヶ月に１回，炉内出力分布測定を行い，$F_Q(Z)$を確認する。
３　原子燃料課長は，$F_Q(Z)$が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表29－２の措置を講じるとともに，当直長および計装計画課長に通知する。通知をうけた当直長および計装計画課長は，同表の措置を講じる。

表29－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>$F_Q(Z)$</td><td>原子炉熱出力が50％を超える場合，$2.32/P^{※1}\times K(Z)^{※2}$以下であること
原子炉熱出力が50％以下の場合，$4.64\times K(Z)$以下であること</td></tr>
</table>
※１：Pは，原子炉熱出力の定格に対する割合（以下，本条において同じ。）
※２：K(Z)は，図 29 に示す炉心高さ Z に依存する F_Q制限係数（以下，本条において同じ。）
</td>
<td>組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>表29－２
<table>
<tr><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr>
<tr><td>A. $F_Q(Z)$が運転上の制限を満足していない場合</td><td>A.１ 当直長は，$F_Q(Z)$の運転上の制限の超過分１％あたり原子炉熱出力を１％以上下げる。
および
A.２ 計装計画課長は，軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲を$F_Q(Z)$の運転上の制限の超過分（％）だけ下げ，その結果を当直長に通知する。
および
A.３ 計装計画課長は，$F_Q(Z)$の運転上の制限の超過分１％あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を１％以上下げ，その結果を当直長に通知する。
および
A.４ 計装計画課長は，$F_Q(Z)$の運転上の制限の超過分１％あたり過出力ΔＴトリップ設定値を１％以上下げ，その結果を当直長に通知する。
および
A.５ 安全技術課長は，炉内出力分布測定を行い，$F_Q(Z)$および$F^N_{\Delta H}$が運転上の制限を満足していることを確認し，その結果を当直長に通知する。</td><td>15分

４時間

８時間

72時間

原子炉熱出力が措置A.１の制限値を超えて増加する前</td></tr>
<tr><td>B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B.１ 当直長は，モード２にする</td><td>12時間</td></tr>
</table></td>
<td>表29－２
<table>
<tr><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr>
<tr><td>A. $F_Q(Z)$が運転上の制限を満足していない場合</td><td>A.１ 当直長は，$F_Q(Z)$の運転上の制限の超過分１％あたり原子炉熱出力を１％以上下げる。
および
A.２ 計装計画課長は，軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲を$F_Q(Z)$の運転上の制限の超過分（％）だけ下げ，その結果を当直長に通知する。
および
A.３ 計装計画課長は，$F_Q(Z)$の運転上の制限の超過分１％あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を１％以上下げ，その結果を当直長に通知する。
および
A.４ 計装計画課長は，$F_Q(Z)$の運転上の制限の超過分１％あたり過出力ΔＴトリップ設定値を１％以上下げ，その結果を当直長に通知する。
および
A.５ 原子燃料課長は，炉内出力分布測定を行い，$F_Q(Z)$および$F^N_{\Delta H}$が運転上の制限を満足していることを確認し，その結果を当直長に通知する。</td><td>15分

４時間

８時間

72時間

原子炉熱出力が措置A.１の制限値を超えて増加する前</td></tr>
<tr><td>B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B.１ 当直長は，モード２にする</td><td>12時間</td></tr>
</table></td>
<td>組織整備に伴う変更</td>
</tr>
</table>

変更前	変更後	備考
図29 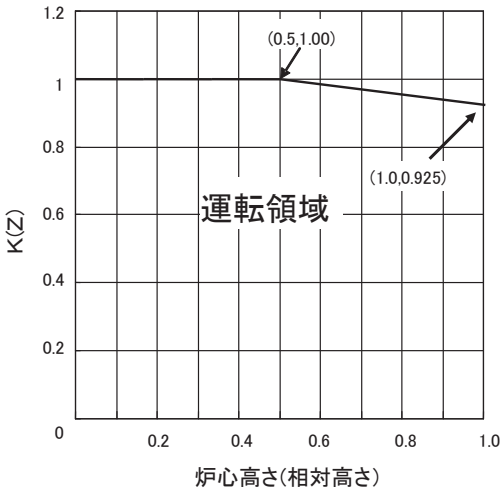 	図29 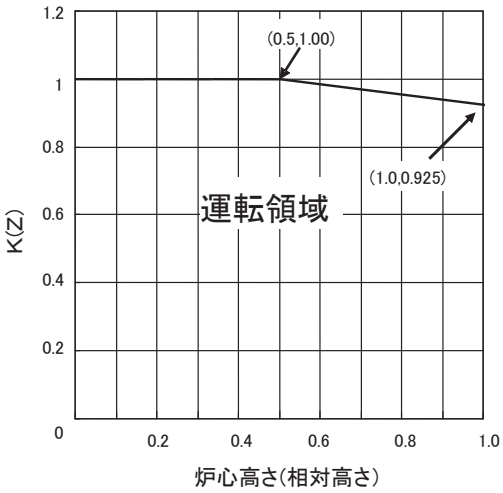 	本頁変更なし

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（核的エンタルピ上昇熱水路係数（$F^N_{\Delta H}$））
第30条　モード１において，$F^N_{\Delta H}$は，表30－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　$F^N_{\Delta H}$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。
(1)　安全技術課長は，燃料取替後，原子炉熱出力が75％を超える前までに１回，炉内出力分布測定を行い，$F^N_{\Delta H}$を確認し，その結果を発電課長に通知する。その後，安全技術課長は，モード１において，１ヶ月に１回，炉内出力分布測定を行い，$F^N_{\Delta H}$を確認する。
３　安全技術課長は，$F^N_{\Delta H}$が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表30－２の措置を講じるとともに，当直長および計装計画課長に通知する。通知をうけた当直長および計装計画課長は，同表の措置を講じる。

表30－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>$F^N_{\Delta H}$</td><td>1.64(1＋0.3(1－P※1))以下であること</td></tr>
</table>
※１：Pは，原子炉熱出力の定格に対する割合
</td>
<td>
（核的エンタルピ上昇熱水路係数（$F^N_{\Delta H}$））
第30条　モード１において，$F^N_{\Delta H}$は，表30－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　$F^N_{\Delta H}$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。
(1)　原子燃料課長は，燃料取替後，原子炉熱出力が75％を超える前までに１回，炉内出力分布測定を行い，$F^N_{\Delta H}$を確認し，その結果を発電課長に通知する。その後，原子燃料課長は，モード１において，１ヶ月に１回，炉内出力分布測定を行い，$F^N_{\Delta H}$を確認する。
３　原子燃料課長は，$F^N_{\Delta H}$が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表30－２の措置を講じるとともに，当直長および計装計画課長に通知する。通知をうけた当直長および計装計画課長は，同表の措置を講じる。

表30－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>$F^N_{\Delta H}$</td><td>1.64(1＋0.3(1－P※1))以下であること</td></tr>
</table>
※１：Pは，原子炉熱出力の定格に対する割合
</td>
<td>組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）</td>
</tr>
</table>

変更前

表30－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. $F^N_{\Delta H}$が運転上の制限を満足していない場合※2	A.1.1 当直長は，$F^N_{\Delta H}$の運転上の制限を満足させる。 または	４時間
	A.1.2.1 当直長は，原子炉熱出力を50%以下に下げる。 および	４時間
	A.1.2.2 計装計画課長は，出力領域中性子束高トリップ設定値を55%以下に下げ，その結果を当直長に通知する。	８時間
	および	
	A.2 安全技術課長は，炉内出力分布測定を実施し，$F^N_{\Delta H}$および$F_Q(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し，その結果を当直長に通知する。	24時間
	および	
	A.3 安全技術課長は，所定の出力以上に上昇する前に炉内出力分布測定を実施し，$F^N_{\Delta H}$および$F_Q(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し，その結果を当直長に通知する※3。	原子炉熱出力が50%を超える前 および 原子炉熱出力が75%を超える前 および 原子炉熱出力が95%以上となった後の24時間以内
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード２にする。	12時間

※２：条件Ａに至った場合は，$F^N_{\Delta H}$が運転上の制限値内に回復しても，A.3の措置を完了しなければならない。

※３：本措置を実施するために，原子炉熱出力を下げる必要はない。

変更後

表30－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. $F^N_{\Delta H}$が運転上の制限を満足していない場合※2	A.1.1 当直長は，$F^N_{\Delta H}$の運転上の制限を満足させる。 または	４時間
	A.1.2.1 当直長は，原子炉熱出力を50%以下に下げる。 および	４時間
	A.1.2.2 計装計画課長は，出力領域中性子束高トリップ設定値を55%以下に下げ，その結果を当直長に通知する。	８時間
	および	
	A.2 原子燃料課長は，炉内出力分布測定を実施し，$F^N_{\Delta H}$および$F_Q(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し，その結果を当直長に通知する。	24時間
	および	
	A.3 原子燃料課長は，所定の出力以上に上昇する前に炉内出力分布測定を実施し，$F^N_{\Delta H}$および$F_Q(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し，その結果を当直長に通知する※3。	原子炉熱出力が50%を超える前 および 原子炉熱出力が75%を超える前 および 原子炉熱出力が95%以上となった後の24時間以内
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード２にする。	12時間

※２：条件Ａに至った場合は，$F^N_{\Delta H}$が運転上の制限値内に回復しても，A.3の措置を完了しなければならない。

※３：本措置を実施するために，原子炉熱出力を下げる必要はない。

備考

組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>

（軸方向中性子束出力偏差）

第31条　モード１（原子炉熱出力が15％を超える）において，軸方向中性子束出力偏差は，表31－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　軸方向中性子束出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　安全技術課長は，軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲を定め，原子炉主任技術者の確認を得たうえで，所長の承認を得て，発電課長に通知する。

(2)　安全技術課長は，モード１（原子炉熱出力が15％を超える）において，１ヶ月に１回，実測による出力領域の軸方向中性子束出力偏差目標値の評価を行い，その結果を発電課長に通知する。ただし，燃料取替終了後，実測による評価を行うまでは，解析による目標値の評価で代替することができる。

(3)　当直長は，モード１（原子炉熱出力が15％を超える）において，１週間に１回，軸方向中性子束出力偏差を確認する。ただし，軸方向中性子束出力偏差制限値超過を検知する警報または軸方向中性子束出力偏差の異常を検知する警報が動作不能な場合，原子炉熱出力が90％以上のときは15分に１回，90％未満のときは１時間に１回，軸方向中性子束出力偏差を確認する。

３　当直長は，軸方向中性子束出力偏差が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表31－２の措置を講じる。

表31－１

項　　目	運転上の制限
軸方向中性子束出力偏差	(1)原子炉熱出力が50％以上の場合，目標範囲内にあること※1※2※3 (2)原子炉熱出力が15％を超え50％未満の場合，許容運転制限範囲内にあること

※１：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にあり，過去24時間の累積ペナルティ逸脱時間（原子炉熱出力50％以上90％未満における許容運転制限範囲内での目標範囲逸脱の実時間と，50％未満における目標範囲逸脱の実時間を1/2として合計した時間）が１時間以内であれば，原子炉熱出力90％未満における目標範囲逸脱は許容される。

※２：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にある限り，炉内外核計装照合校正期間中におけるのべ16時間までの軸方向中性子束出力偏差の目標範囲逸脱は許容される。

※３：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にある限り，原子炉熱出力を15％以下に下げるための操作中における軸方向中性子束出力偏差の目標範囲逸脱は許容される。

</td>
<td>

（軸方向中性子束出力偏差）

第31条　モード１（原子炉熱出力が15％を超える）において，軸方向中性子束出力偏差は，表31－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　軸方向中性子束出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　原子燃料課長は，軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲を定め，原子炉主任技術者の確認を得たうえで，所長の承認を得て，発電課長に通知する。

(2)　原子燃料課長は，モード１（原子炉熱出力が15％を超える）において，１ヶ月に１回，実測による出力領域の軸方向中性子束出力偏差目標値の評価を行い，その結果を発電課長に通知する。ただし，燃料取替終了後，実測による評価を行うまでは，解析による目標値の評価で代替することができる。

(3)　当直長は，モード１（原子炉熱出力が15％を超える）において，１週間に１回，軸方向中性子束出力偏差を確認する。ただし，軸方向中性子束出力偏差制限値超過を検知する警報または軸方向中性子束出力偏差の異常を検知する警報が動作不能な場合，原子炉熱出力が90％以上のときは15分に１回，90％未満のときは１時間に１回，軸方向中性子束出力偏差を確認する。

３　当直長は，軸方向中性子束出力偏差が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表31－２の措置を講じる。

表31－１

項　　目	運転上の制限
軸方向中性子束出力偏差	(1)原子炉熱出力が50％以上の場合，目標範囲内にあること※1※2※3 (2)原子炉熱出力が15％を超え50％未満の場合，許容運転制限範囲内にあること

※１：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にあり，過去24時間の累積ペナルティ逸脱時間（原子炉熱出力50％以上90％未満における許容運転制限範囲内での目標範囲逸脱の実時間と，50％未満における目標範囲逸脱の実時間を1/2として合計した時間）が１時間以内であれば，原子炉熱出力90％未満における目標範囲逸脱は許容される。

※２：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にある限り，炉内外核計装照合校正期間中におけるのべ16時間までの軸方向中性子束出力偏差の目標範囲逸脱は許容される。

※３：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にある限り，原子炉熱出力を15％以下に下げるための操作中における軸方向中性子束出力偏差の目標範囲逸脱は許容される。

</td>
<td>組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）</td>
</tr>
</table>

変更前

表31－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉熱出力90％以上において，軸方向中性子束出力偏差が目標範囲内にない場合※4	A.1 当直長は，軸方向中性子束出力偏差を目標範囲内に回復させる。	15分
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，原子炉熱出力を90％未満に下げる。	15分
C. 原子炉熱出力が50％以上90％未満において，過去24時間の累積ペナルティ逸脱時間が１時間を超える場合，または軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にない場合※5	C.1 当直長は，原子炉熱出力を50％未満に下げる。※6	30分
D. 原子炉熱出力が50％未満において，軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にない場合	D.1 当直長は，軸方向中性子束出力偏差を許容運転制限範囲内に回復させる。	30分
E. 条件ＣまたはＤの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直長は，原子炉熱出力を15％以下に下げる。※6	９時間

※４：軸方向中性子束出力偏差が目標範囲内にない場合とは，動作可能な出力領域中性子束計装２チャンネル以上が軸方向中性子束出力偏差の目標範囲内にない場合をいう。

※５：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にない場合とは，動作可能な出力領域中性子束計装２チャンネル以上が軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲内にない場合をいう。

※６：条件ＣまたはＥにもとづいて行われた出力降下中において，当該条件にあてはまらなくなった場合においても，その出力降下を完了させなければならない。

変更後

表31－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉熱出力90％以上において，軸方向中性子束出力偏差が目標範囲内にない場合※4	A.1 当直長は，軸方向中性子束出力偏差を目標範囲内に回復させる。	15分
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，原子炉熱出力を90％未満に下げる。	15分
C. 原子炉熱出力が50％以上90％未満において，過去24時間の累積ペナルティ逸脱時間が１時間を超える場合，または軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にない場合※5	C.1 当直長は，原子炉熱出力を50％未満に下げる。※6	30分
D. 原子炉熱出力が50％未満において，軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にない場合	D.1 当直長は，軸方向中性子束出力偏差を許容運転制限範囲内に回復させる。	30分
E. 条件ＣまたはＤの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直長は，原子炉熱出力を15％以下に下げる。※6	９時間

※４：軸方向中性子束出力偏差が目標範囲内にない場合とは，動作可能な出力領域中性子束計装２チャンネル以上が軸方向中性子束出力偏差の目標範囲内にない場合をいう。

※５：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にない場合とは，動作可能な出力領域中性子束計装２チャンネル以上が軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲内にない場合をいう。

※６：条件ＣまたはＥにもとづいて行われた出力降下中において，当該条件にあてはまらなくなった場合においても，その出力降下を完了させなければならない。

備考

本頁変更なし

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>

（1/4炉心出力偏差）

第32条　モード１（原子炉熱出力が50％を超える）において，1/4炉心出力偏差は，表32－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　1/4炉心出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード１（原子炉熱出力が50％を超える）において，１週間に１回，1/4炉心出力偏差を確認する。

ただし，出力領域上部中性子束偏差大を検知する警報または出力領域下部中性子束偏差大を検知する警報が動作不能である場合，12時間に１回，1/4炉心出力偏差を確認する。また，出力領域中性子束計装からの1/4炉心出力偏差への入力が動作不能な場合，以下により1/4炉心出力偏差を確認する。

(a)　当直長は，原子炉熱出力が75％未満で，出力領域中性子束計装１チャンネルからの1/4炉心出力偏差への入力が動作不能な場合，１週間に１回，残りの３チャンネルによる計算結果により確認する。

(b)　安全技術課長は，原子炉熱出力が75％未満で，出力領域中性子束計装２チャンネル以上からの1/4炉心出力偏差への入力が動作不能な場合，１週間に１回，炉内出力分布測定結果により確認し，その結果を当直長に通知する。

(c)　安全技術課長は，原子炉熱出力が75％以上で，出力領域中性子束計装１チャンネル以上からの1/4炉心出力偏差への入力が動作不能な場合，12時間に１回，炉内出力分布測定結果により確認し，その結果を当直長に通知する。

３　当直長は，1/4炉心出力偏差が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表32－２の措置を講じるとともに，安全技術課長および計装計画課長に通知する。通知をうけた安全技術課長および計装計画課長は，同表の措置を講じる。

表32－１

項　　目	運転上の制限
1/4炉心出力偏差	1.02以下であること

</td><td>

（1/4炉心出力偏差）

第32条　モード１（原子炉熱出力が50％を超える）において，1/4炉心出力偏差は，表32－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　1/4炉心出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード１（原子炉熱出力が50％を超える）において，１週間に１回，1/4炉心出力偏差を確認する。

ただし，出力領域上部中性子束偏差大を検知する警報または出力領域下部中性子束偏差大を検知する警報が動作不能である場合，12時間に１回，1/4炉心出力偏差を確認する。また，出力領域中性子束計装からの1/4炉心出力偏差への入力が動作不能な場合，以下により1/4炉心出力偏差を確認する。

(a)　当直長は，原子炉熱出力が75％未満で，出力領域中性子束計装１チャンネルからの1/4炉心出力偏差への入力が動作不能な場合，１週間に１回，残りの３チャンネルによる計算結果により確認する。

(b)　原子燃料課長は，原子炉熱出力が75％未満で，出力領域中性子束計装２チャンネル以上からの1/4炉心出力偏差への入力が動作不能な場合，１週間に１回，炉内出力分布測定結果により確認し，その結果を当直長に通知する。

(c)　原子燃料課長は，原子炉熱出力が75％以上で，出力領域中性子束計装１チャンネル以上からの1/4炉心出力偏差への入力が動作不能な場合，12時間に１回，炉内出力分布測定結果により確認し，その結果を当直長に通知する。

３　当直長は，1/4炉心出力偏差が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表32－２の措置を講じるとともに，原子燃料課長および計装計画課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長および計装計画課長は，同表の措置を講じる。

表32－１

項　　目	運転上の制限
1/4炉心出力偏差	1.02以下であること

</td><td>組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）</td></tr>
</table>

変更前	変更後	備考

表32－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.1/4炉心出力偏差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，1/4炉心出力偏差の1.00からの超過分1%あたり，原子炉熱出力を100%から３%以上下げる。 および A.2 当直長は，1/4炉心出力偏差を確認し，A.1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は，再度A.1の措置を講じる。 および A.3 安全技術課長は，炉内出力分布測定を行い，$F_Q(Z)$および$F^N_{\Delta H}$が運転上の制限を満足していることを確認し，その結果を当直長に通知する。 および A.4 安全技術課長は，安全解析の再評価を行い，その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し，その結果を当直長に通知する。 および A.5 計装計画課長は，1/4炉心出力偏差をなくすように出力領域中性子束計装を調整し，その結果を当直長に通知する※1。 および A.6 安全技術課長は，炉内出力分布測定を行い，$F_Q(Z)$および$F^N_{\Delta H}$が運転上の制限を満足していることを確認し，その結果を当直長に通知する※2。	２時間 12時間 その後の12時間に１回 24時間 その後の１週間に１回 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超える前 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超える前 原子炉熱出力100%到達後の24時間以内 または 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超えた後の48時間以内 のいずれか早い方
B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，原子炉熱出力を50%以下に下げる。	４時間

※１：A.5の措置は，A.4の措置が完了後に実施すること
※２：条件Aに至った場合は，1/4炉心出力偏差が制限値内に回復しても，A.6の措置を完了しなければならない。

表32－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.1/4炉心出力偏差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，1/4炉心出力偏差の1.00からの超過分1%あたり，原子炉熱出力を100%から３%以上下げる。 および A.2 当直長は，1/4炉心出力偏差を確認し，A.1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は，再度A.1の措置を講じる。 および A.3 原子燃料課長は，炉内出力分布測定を行い，$F_Q(Z)$および$F^N_{\Delta H}$が運転上の制限を満足していることを確認し，その結果を当直長に通知する。 および A.4 原子燃料課長は，安全解析の再評価を行い，その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し，その結果を当直長に通知する。 および A.5 計装計画課長は，1/4炉心出力偏差をなくすように出力領域中性子束計装を調整し，その結果を当直長に通知する※1。 および A.6 原子燃料課長は，炉内出力分布測定を行い，$F_Q(Z)$および$F^N_{\Delta H}$が運転上の制限を満足していることを確認し，その結果を当直長に通知する※2。	２時間 12時間 その後の12時間に１回 24時間 その後の１週間に１回 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超える前 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超える前 原子炉熱出力100%到達後の24時間以内 または 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超えた後の48時間以内 のいずれか早い方
B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，原子炉熱出力を50%以下に下げる。	４時間

※１：A.5の措置は，A.4の措置が完了後に実施すること
※２：条件Aに至った場合は，1/4炉心出力偏差が制限値内に回復しても，A.6の措置を完了しなければならない。

組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（計測および制御設備）
第33条　次の計測および制御設備は，表33－１で定める事項を運転上の制限とする。
(1)　原子炉保護系計装
(2)　工学的安全施設等作動計装
(3)　事故時監視計装
(4)　非常用ディーゼル発電機起動計装
(5)　中央制御室換気系隔離計装
(6)　中央制御室外原子炉停止装置
(7)　燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装
２　計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。
(1)　安全技術課長，当直長，電気計画課長および計装計画課長は，表33－２から表33－８で定める確認事項を実施する。また，安全技術課長，電気計画課長および計装計画課長は，その結果を発電課長または当直長に通知する。
３　当直長，電気計画課長および計装計画課長は，計測および制御設備が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表33－２から表33－８の措置を講じるとともに，必要に応じ，関係各課長へ通知する。通知をうけた関係各課長は，同表に定める措置を講じる。

表33－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>第１項で定める計測および制御設備</td><td>表33－２から表33－８に定める所要チャンネル数，系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※1であること</td></tr>
</table>
※１：本条における動作可能とは，当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また，本条における動作不能とは，特に定めのある場合を除き，点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合，または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態，または誤動作により動作信号を出力している状態は，動作可能とみなす。
</td>
<td>
（計測および制御設備）
第33条　次の計測および制御設備は，表33－１で定める事項を運転上の制限とする。
(1)　原子炉保護系計装
(2)　工学的安全施設等作動計装
(3)　事故時監視計装
(4)　非常用ディーゼル発電機起動計装
(5)　中央制御室換気系隔離計装
(6)　中央制御室外原子炉停止装置
(7)　燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装
２　計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。
(1)　原子燃料課長，当直長，電気計画課長および計装計画課長は，表33－２から表33－８で定める確認事項を実施する。また，原子燃料課長，電気計画課長および計装計画課長は，その結果を発電課長または当直長に通知する。
３　当直長，電気計画課長および計装計画課長は，計測および制御設備が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表33－２から表33－８の措置を講じるとともに，必要に応じ，関係各課長へ通知する。通知をうけた関係各課長は，同表に定める措置を講じる。

表33－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>第１項で定める計測および制御設備</td><td>表33－２から表33－８に定める所要チャンネル数，系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※1であること</td></tr>
</table>
※１：本条における動作可能とは，当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また，本条における動作不能とは，特に定めのある場合を除き，点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合，または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態，または誤動作により動作信号を出力している状態は，動作可能とみなす。
</td>
<td>組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）</td>
</tr>
</table>

変更前

表33－２　原子炉保護系計装

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2				
				所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．原子炉保護系論理回路※3	－	モード１および２	４系統	A. １系統が動作不能である場合	A.１ 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認※4のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							機能の確認を行う。残りの系統が動作可能な状態においては，機能確認のためのバイパスを２時間に限り行うことができる。	１ヶ月に１回（交互に２系統ずつ）	計装計画課長
				B. 原子炉トリップしゃ断器１系統が動作不能である場合	B.１ 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。	１時間			
				C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.１ 当直長は，モード３にする。	12時間			
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ，制御棒の引抜きが行える場合のモード３，４および５	４系統	A. １系統が動作不能である場合	A.１ 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
				B. 原子炉トリップしゃ断器１系統が動作不能である場合	B.１ 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。	48時間			
				C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.１ 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	１時間			

※２：特に定める場合を除き，チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。（以下，本条において同じ。）
※３：モード１および２における原子炉トリップしゃ断器は，重大事故等対処設備を兼ねる。
※４：「正常な状態であることを確認」とは，定期事業者検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう。（以下，本条において同じ。）

変更後	備考
表33－２　原子炉保護系計装	本頁変更なし

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2		確認事項		
				所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2				
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．原子炉保護系論理回路※3	－	モード１および２	４系統	A. １系統が動作不能である場合	A.１ 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認※4のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							機能の確認を行う。残りの系統が動作可能な状態においては，機能確認のためのバイパスを２時間に限り行うことができる。	１ヶ月に１回（交互に２系統ずつ）	計装計画課長
				B. 原子炉トリップしゃ断器１系統が動作不能である場合	B.１ 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。	１時間			
				C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.１ 当直長は，モード３にする。	12時間			
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ，制御棒の引抜きが行える場合のモード３，４および５	４系統	A. １系統が動作不能である場合	A.１ 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
				B. 原子炉トリップしゃ断器１系統が動作不能である場合	B.１ 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。	48時間			
				C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.１ 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	１時間			

※２：特に定める場合を除き，チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。（以下，本条において同じ。）
※３：モード１および２における原子炉トリップしゃ断器は，重大事故等対処設備を兼ねる。
※４：「正常な状態であることを確認」とは，定期事業者検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう。（以下，本条において同じ。）

変更前

表33－２つづき

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置				
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
２．手動原子炉トリップ※5	－	モード１および２	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	12時間 13時間			
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ，制御棒の引抜きが行える場合のモード３，４および５	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	１時間			

※５：モード１および２における手動原子炉トリップは，重大事故等対処設備を兼ねる。

変更後	備考
表33－２つづき 本頁変更なし	

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
２．手動原子炉トリップ※5	－	モード１および２	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	12時間 13時間			
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ，制御棒の引抜きが行える場合のモード３，４および５	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	１時間			

※５：モード１および２における手動原子炉トリップは，重大事故等対処設備を兼ねる。

変更前

表33－２つづき

機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル・系統数 条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
３．出力領域中性子束高	高設定	定格出力の111％以下	モード１および２	４※6	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合				
					A.１計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※7	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差を確認する。	原子炉熱出力が15%以上となってから24時間以内その後の１日に１回	当直長
							出力領域中性子束計装の指示値の校正を実施する。	原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値の差が±２％を超える場合	当直長
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合				
					B.１当直長は，モード３にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認※8する。	１日に１回	当直長
	低設定	定格出力の27％以下	モード１（P-10未満）および２	４※6	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合				
					A.１計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※7	６時間			
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合				
					B.１当直長は，モード３にする。	12時間			

※６：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード２での炉物理検査時においては，残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。
この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※７：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード２での炉物理検査時においては，残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※８：「動作不能でないことを指示値により確認」とは，当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること，また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお，トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない。（以下，本条において同じ。）

変更後	備考
表33－２つづき 本頁変更なし	

機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル・系統数 条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
３．出力領域中性子束高	高設定	定格出力の111％以下	モード１および２	４※6	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合				
					A.１ 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※7	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差を確認する。	原子炉熱出力が15%以上となってから24時間以内その後の１日に１回	当直長
							出力領域中性子束計装の指示値の校正を実施する。	原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値の差が±２％を超える場合	当直長
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合				
					B.１ 当直長は，モード３にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認※8する。	１日に１回	当直長
	低設定	定格出力の27％以下	モード１（P-10未満）および２	４※6	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合				
					A.１ 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※7	６時間			
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合				
					B.１ 当直長は，モード３にする。	12時間			

※６：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード２での炉物理検査時においては，残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。
この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※７：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード２での炉物理検査時においては，残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※８：「動作不能でないことを指示値により確認」とは，当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること，また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお，トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない。（以下，本条において同じ。）

変更前

表33－２つづき

機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル・系統数 条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
４．出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の11％ステップ以下	モード１および２	４※9	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.１計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※10	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１当直長は，モード３にする。	12時間			
	減少率高	定格出力の８％ステップ以下	モード１および２	４※9	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.１計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※10	６時間			
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１当直長は，モード３にする。	12時間			
５．中間領域中性子束高		定格出力の30％以下	モード１（P-10未満）および２（P-6以上）	２※11	A.１チャンネルが動作不能である場合	A.１当直長は，P-6未満にする。 または A.２当直長は，P-10以上にする。	２時間 ２時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
					B.２チャンネルが動作不能である場合	B.１当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。 および B.２当直長は，P-6未満にする。	速やかに ２時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
			モード２（P-6未満）	２	A.１または２チャンネルが動作不能である場合	A.１計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに			

※９：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード２での炉物理検査時においては，残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※10：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード２での炉物理検査時においては，残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※11：制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては，残りのチャンネルが動作可能であることを条件に，２時間に限り，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更後	備考
表33－２つづき 本頁変更なし	

機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル・系統数 条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
４．出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の11％ステップ以下	モード１および２	４※9	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.１計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※10 ６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１当直長は，モード３にする。 12時間			
	減少率高	定格出力の８％ステップ以下	モード１および２	４※9	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.１計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※10 ６時間			
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１当直長は，モード３にする。 12時間			
５．中間領域中性子束高		定格出力の30％以下	モード１（P-10未満）および２（P-6以上）	２※11	A.１チャンネルが動作不能である場合	A.１当直長は，P-6未満にする。 ２時間 または A.２当直長は，P-10以上にする。 ２時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
					B.２チャンネルが動作不能である場合	B.１当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。 速やかに および B.２当直長は，P-6未満にする。 ２時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
			モード２（P-6未満）	２	A.１または２チャンネルが動作不能である場合	A.１計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。 P-6を超えるまでに			

※９：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード２での炉物理検査時においては，残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※10：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード２での炉物理検査時においては，残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※11：制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては，残りのチャンネルが動作可能であることを条件に，２時間に限り，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更前

表33－２つづき

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
６．線源領域中性子束高	２×10^5cps以下	モード２（P-6未満）	２※12	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。	速やかに	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回ただし，適用モード６（燃料移動中）の場合は，12時間に１回	当直長
				B. ２チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに			
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ，制御棒の引抜きが行える場合のモード３，４および５	２※12※13	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	１時間			
				C. ２チャンネルが動作不能である場合	C.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに			
		原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合のモード３，４および５	１（監視機能のみ）	A. すべてのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.2 当直長は，停止余裕が第19条で定める値であることを確認する。	速やかに ２時間 その後の12時間に１回			

※12：「中間領域中性子束高」２チャンネルが動作可能であることを条件に，P-6リセット時においては，２チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※13：「線源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は，残りのチャンネルが動作可能であることを条件に，２時間に限り，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更後	備考
表33－２つづき 本頁変更なし	

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
６．線源領域中性子束高	２×10^5cps以下	モード２ (P-6未満)	２※12	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。	速やかに	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. ２チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回 ただし，適用モード６（燃料移動中）の場合は，12時間に１回	当直長
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ，制御棒の引抜きが行える場合のモード３，４および５	２※12※13	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	１時間			
				C. ２チャンネルが動作不能である場合	C.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに			
		原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合のモード３，４および５	１ (監視機能のみ)	A. すべてのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.2 当直長は，停止余裕が第19条で定める値であることを確認する。	速やかに ２時間 その後の12時間に１回			

※12：「中間領域中性子束高」２チャンネルが動作可能であることを条件に，P-6リセット時においては，２チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※13：「線源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は，残りのチャンネルが動作可能であることを条件に，２時間に限り，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更前

表33－２つづき

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
６．線源領域中性子束高 つづき	２×10^5cps以下	原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合の モード６	１ （監視機能のみ）	A.すべてのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに ４時間 その後の12時間に１回			
		原子炉格納容器内での燃料移動中の場合の モード６	２ （監視機能のみ）	A.１チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。※14※15 および A.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに 速やかに			
				B.２チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直長は，原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。※14※16 および B.2 計装計画課長は，１チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 および B.3 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.4 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに ４時間 その後の12時間に１回			

※14：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
※15：A.2の措置を完了し，かつ，１次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを１日に１回確認することで，燃料の取出作業を行うことができる。
※16：B.3の措置を完了し，かつ，１次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に１回確認することで，燃料の取出作業を行うことができる。

変更後	備考
表33－２つづき 本頁変更なし	

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
６．線源領域中性子束高 つづき	２×10^5cps以下	原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合の モード６	１ （監視機能のみ）	A. すべてのチャンネルが動作不能である場合	A.１ 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.２ 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに ４時間 その後の12時間に１回			
		原子炉格納容器内での燃料移動中の場合の モード６	２ （監視機能のみ）	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.１ 当直長は，原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。※14※15 および A.２ 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに 速やかに			
				B. ２チャンネルが動作不能である場合	B.１ 当直長は，原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。※14※16 および B.２ 計装計画課長は，１チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 および B.３ 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.４ 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに ４時間 その後の12時間に１回			

※14：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
※15：A.2の措置を完了し，かつ，１次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを１日に１回確認することで，燃料の取出作業を行うことができる。
※16：B.3の措置を完了し，かつ，１次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に１回確認することで，燃料の取出作業を行うことができる。

変更前

表33－２つづき

機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル・系統数 条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
７．１次冷却材可変温度高	過大温度ΔＴ高	第34条の設定範囲内	モード１および２	４※17	A.１チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合				
					A.１ 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後，原子炉熱出力が70％以上となって48時間以内に１回および炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差が±３％を超える場合	安全技術課長および計装計画課長
				B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１ 当直長は，モード３にする。	12時間			
	過出力ΔＴ高	第34条の設定範囲内	モード１および２	４※17	A.１チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合				
					A.１ 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18	６時間	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。	１ヶ月に１回	安全技術課長
				B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１ 当直長は，モード３にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
８．原子炉圧力	低	12.73MPa[gage]以上	モード１（P-7以上）	４※17	A.１チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合				
					A.１ 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１ 当直長は，P-7未満にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
	高	16.61MPa[gage]以下	モード１および２	４※17	A.１チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合				
					A.１ 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18	６時間			
				B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１ 当直長は，モード３にする。	12時間			

※17：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。
この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※18：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
表33－２つづき	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル・系統数 条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
７．１次冷却材可変温度高	過大温度ΔＴ高	第34条の設定範囲内	モード１および２	４※17	A.１チャンネルバイパスした（チャンネルを除く）が動作不能である場合				
					A.１計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後，原子炉熱出力が70％以上となって48時間以内に１回および炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差が±３％を超える場合	原子燃料課長および計装計画課長
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合				
					B.１当直長は，モード３にする。	12時間			
	過出力ΔＴ高	第34条の設定範囲内	モード１および２	４※17	A.１チャンネルバイパスした（チャンネルを除く）が動作不能である場合				
					A.１計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18	６時間	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。	１ヶ月に１回	原子燃料課長
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合				
					B.１当直長は，モード３にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
８．原子炉圧力	低	12.73MPa[gage]以上	モード１（P-7以上）	４※17	A.１チャンネルバイパスした（チャンネルを除く）が動作不能である場合				
					A.１計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合		動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
					B.１当直長は，P-7未満にする。	12時間			
	高	16.61MPa[gage]以下	モード１および２	４※17	A.１チャンネルバイパスした（チャンネルを除く）が動作不能である場合				
					A.１計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18	６時間			
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合				
					B.１当直長は，モード３にする。	12時間			

※17：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。
この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※18：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

表33－２つづき

機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
					条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
９．加圧器水位高		計器スパンの94%以下	モード１ (P-7以上)	４※19	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※20	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
10．１次冷却材流量低	１ループ	定格流量の87%以上	モード１ (P-8以上)	１ループあたり ４※19	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※20	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-8未満にする。	12時間			
	２ループ	定格流量の87%以上	モード１ （P-7以上，P-8未満）	１ループあたり ４※19	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※20	６時間			
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
11．１次冷却材ポンプ電源電圧低		定格電圧の65%以上	モード１ (P-7以上)	１母線あたり３	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認を実施する。	定期事業者検査時	電気計画課長
								機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
12．１次冷却材ポンプ電源周波数低		57Hz以上	モード１ (P-7以上)	１母線あたり３	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認を実施する。	定期事業者検査時	電気計画課長
								機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			

※19：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※20：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後											備考
表33－２つづき											本頁変更なし
機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項				
					条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当	
９．加圧器水位高		計器スパンの94%以下	モード１ (P-7以上)	４※19	A. １チャンネルが動作不能である場合（バイパスしたチャンネルを除く）	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※20	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長	
								動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長	
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間				
10．１次冷却材流量低	１ループ	定格流量の87%以上	モード１ (P-8以上)	１ループあたり ４※19	A. １チャンネルが動作不能である場合（バイパスしたチャンネルを除く）	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※20	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長	
								動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長	
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-8未満にする。	12時間				
	２ループ	定格流量の87%以上	モード１ (P-7以上，P-8未満)	１ループあたり ４※19	A. １チャンネルが動作不能である場合（バイパスしたチャンネルを除く）	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※20	６時間				
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間				
11．１次冷却材ポンプ電源電圧低		定格電圧の65%以上	モード１ (P-7以上)	１母線あたり３	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認を実施する。	定期事業者検査時	電気計画課長	
								機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長	
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間				
12．１次冷却材ポンプ電源周波数低		57Hz以上	モード１ (P-7以上)	１母線あたり３	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認を実施する。	定期事業者検査時	電気計画課長	
								機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長	
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間				

※19：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※20：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

表33－２つづき

機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置				
					条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
13. 蒸気発生器水位低		計器スパンの11％以上	モード１および２	１基あたり４※21	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※22	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
14. タービントリップ	タービン非常しゃ断油圧低	6.4MPa[gage]以上	モード１（P-7以上）	４※21	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※22	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
	主蒸気止め弁閉	－	モード１（P-7以上）	４	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
15. 非常用炉心冷却系作動		表33－３の機能１．非常用炉心冷却系作動を参照	モード１および２	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
16. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋 地下２階床(EL -4.5m) 190Gal以下	モード１および２	４※21	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※22	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
		原子炉建屋３階床 (EL 24.0m) 390Gal以下		４※21						
	垂直方向	原子炉補助建屋 地下２階床(EL -4.5m) 90Gal以下		４※21	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			

※21：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※22：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後											備考
表33－２つづき											
機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項			本頁変更なし
					条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当	
13. 蒸気発生器水位低		計器スパンの11％以上	モード１および２	１基あたり４※21	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※22	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長	
								動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長	
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間				
14. タービントリップ	タービン非常しゃ断油圧低	6.4MPa[gage]以上	モード１（P-7以上）	４※21	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※22	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長	
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間				
	主蒸気止め弁閉	－	モード１（P-7以上）	４	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長	
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間				
15. 非常用炉心冷却系作動		表33－３の機能１．非常用炉心冷却系作動を参照	モード１および２	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長	
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間				
16. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋 地下２階床(EL -4.5m) 190Gal以下	モード１および２	４※21	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※22	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長	
		原子炉建屋３階床 (EL 24.0m) 390Gal以下		４※21							
	垂直方向	原子炉補助建屋 地下２階床(EL -4.5m) 90Gal以下		４※21	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間				

※21：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※22：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

表33－２つづき

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
17．インターロック									
ａ．P-6	中間領域中性子束 9.1×10^{-11}～ 1.1×10^{-10}A	モード２ (P-6未満)	２	A．１チャンネル以上が動作不能である場合※23	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
ｂ．P-7	ｄ．項およびｅ．項参照	モード１ (P-7以上)	２	A．１チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
ｃ．P-8	出力領域中性子束 定格出力の40±0.5%	モード１ (P-8以上)	４	A．１チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-8未満にする。	12時間			
ｄ．P-10	出力領域中性子束 定格出力の10±0.5%	モード１ (P-10未満) および２	４	A．１チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
ｅ．P-13	タービン第１段後圧力 定格出力の10±0.6%	モード１ (P-13以上)	４	A．１チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-13未満にする。	12時間			

※23：表33－２のインターロックにおける「動作不能である場合」とは，チャンネル故障あるいは出力側の故障により，関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下，本条において同じ。）

変更後	備考
表33－２つづき	本頁変更なし

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
17．インターロック									
ａ．P-6	中間領域中性子束 9.1×10^{-11}～ 1.1×10^{-10}Ａ	モード２ (P-6未満)	２	A．１チャンネル以上が動作不能である場合※23	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
ｂ．P-7	ｄ．項およびｅ．項参照	モード１ (P-7以上)	２	A．１チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
ｃ．P-8	出力領域中性子束 定格出力の40±0.5%	モード１ (P-8以上)	４	A．１チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-8未満にする。	12時間			
ｄ．P-10	出力領域中性子束 定格出力の10±0.5%	モード１ (P-10未満) および２	４	A．１チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
ｅ．P-13	タービン第１段後圧力 定格出力の10±0.6%	モード１ (P-13以上)	４	A．１チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-13未満にする。	12時間			

※23：表33－２のインターロックにおける「動作不能である場合」とは，チャンネル故障あるいは出力側の故障により，関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下，本条において同じ。）

変更前

表33－３　工学的安全施設等作動計装

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．非常用炉心冷却系作動									
a．非常用炉心冷却系作動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
b．手動起動	－	モード１，２，３および４	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
c．格納容器圧力高（高１）	0.034MPa[gage]以下	モード１，２および３	４※24	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※25	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
d．原子炉圧力異常低	11.36MPa[gage]以上	モード１ および２ (P-6以上)	４※24	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※25	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※24：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※25：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
表33－３　工学的安全施設等作動計装	本頁変更なし

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．非常用炉心冷却系作動									
a．非常用炉心冷却系作動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
b．手動起動	－	モード１，２，３および４	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
c．格納容器圧力高（高１）	0.034MPa[gage]以下	モード１，２および３	４※24	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※25	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
d．原子炉圧力異常低	11.36MPa[gage]以上	モード１ および２ (P-6以上)	４※24	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※25	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※24：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※25：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

表33－３つづき

機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
e．原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	原子炉圧力低	12.04MPa[gage]以上	モード１，２および３（P-11以上）	４※26	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※27	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
					B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
	加圧器水位低	計器スパンの3%以上	モード１，２および３（P-11以上）	４※26	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※27	６時間			
					B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
f．主蒸気ライン圧力低		3.35MPa[gage]以上	モード１，２および３（P-11以上）	主蒸気ライン毎に４※26	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※27	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
					B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※26：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※27：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
表33－３つづき	本頁変更なし

機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャン 条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
e．原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	原子炉圧力低	12.04MPa[gage]以上	モード１，２および３（P-11以上）	４※26	A.１チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合				
					A.１ 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※27	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
				B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１ 当直長は，モード３にする。 および B.２ 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
	加圧器水位低	計器スパンの3%以上	モード１，２および３（P-11以上）	４※26	A.１チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合				
					A.１ 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※27	６時間			
				B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１ 当直長は，モード３にする。 および B.２ 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
f．主蒸気ライン圧力低		3.35MPa[gage]以上	モード１，２および３（P-11以上）	主蒸気ライン毎に４※26	A.１チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合				
					A.１ 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※27	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
				B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１ 当直長は，モード３にする。 および B.２ 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※26：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※27：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

表33－３つづき

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
２．原子炉格納容器スプレイ系作動									
ａ．原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
ｂ．手動起動	－	モード１，２，３および４	４	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
ｃ．格納容器圧力異常高（高３）	0.136MPa[gage]以下	モード１，２および３	４※28	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※29	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※28：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※29：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
表33－３つづき	本頁変更なし

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
２．原子炉格納容器スプレイ系作動									
a．原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統	A．１系統が動作不能である場合	A.１ 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１ 当直長は，モード３にする。 および B.２ 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
b．手動起動	－	モード１，２，３および４	４	A．１チャンネルが動作不能である場合	A.１ 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１ 当直長は，モード３にする。 および B.２ 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
c．格納容器圧力異常高（高３）	0.136MPa[gage]以下	モード１，２および３	４※28	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.１ 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※29	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１ 当直長は，モード３にする。 および B.２ 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※28：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※29：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

表33－３つづき

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャン 条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
３．原子炉格納容器隔離									
ａ．格納容器隔離Ａ									
(1)格納容器隔離Ａ 作動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
(2)手動起動	－	モード１，２，３および４	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
(3)非常用炉心冷却系作動	機能１．非常用炉心冷却系作動を参照								
ｂ．格納容器隔離Ｂ									
(1)格納容器隔離Ｂ 作動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
(2)手動起動	機能２．原子炉格納容器スプレイ系作動　ｂ．手動起動を参照								
(3)格納容器圧力異常高 （高３）	機能２．原子炉格納容器スプレイ系作動　ｃ．格納容器圧力異常高（高３）を参照								

変更後	備考
表33－３つづき	本頁変更なし

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャン 条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
３．原子炉格納容器隔離								
ａ．格納容器隔離Ａ								
(1)格納容器隔離Ａ 作動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
(2)手動起動	－	モード１，２，３および４	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
(3)非常用炉心冷却系作動	機能１．非常用炉心冷却系作動を参照								
ｂ．格納容器隔離Ｂ								
(1)格納容器隔離Ｂ 作動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
(2)手動起動	機能２．原子炉格納容器スプレイ系作動　ｂ．手動起動を参照								
(3)格納容器圧力異常高 （高３）	機能２．原子炉格納容器スプレイ系作動　ｃ．格納容器圧力異常高（高３）を参照								

変更前

表33－３つづき

機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置				
					条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
c．格納容器隔離Ａと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離										
(1)格納容器隔離Ａと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離作動論理回路		－	モード１，２，３および４	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
(2)格納容器隔離Ａと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離	格納容器隔離Ａ	機能３．原子炉格納容器隔離　ａ．格納容器隔離Ａを参照								
	6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード１，２，３および４	１母線あたり３	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認を実施する。	定期事業者検査時	電気計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
d．格納容器換気系隔離										
(1)格納容器換気系隔離作動論理回路		－	モード１，２，３および４	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
(2)手動起動	原子炉格納容器スプレイ系手動起動	機能２．原子炉格納容器スプレイ系作動　ｂ．手動起動を参照								
	格納容器隔離Ａ手動起動	機能３．原子炉格納容器隔離　ａ．格納容器隔離Ａ　(2)手動起動を参照								
(3)非常用炉心冷却系作動		機能１．非常用炉心冷却系作動を参照								

変更後	備考
表33－３つづき	本頁変更なし

機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル・系統数 条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
c．格納容器隔離Ａと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離									
(1)格納容器隔離Ａと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離作動論理回路		－	モード１，２，３および４	２系統	A.１系統が動作不能である場合		A.１計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合		B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
(2)格納容器隔離Ａと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離	格納容器隔離Ａ	機能３．原子炉格納容器隔離　ａ．格納容器隔離Ａを参照									
	6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード１，２，３および４	１母線あたり３	A.１チャンネルが動作不能である場合		A.1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認を実施する。	定期事業者検査時	電気計画課長
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合		B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
d．格納容器換気系隔離											
(1)格納容器換気系隔離作動論理回路		－	モード１，２，３および４	２系統	A.１系統が動作不能である場合		A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合		B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
(2)手動起動	原子炉格納容器スプレイ系手動起動	機能２．原子炉格納容器スプレイ系作動　ｂ．手動起動を参照									
	格納容器隔離Ａ手動起動	機能３．原子炉格納容器隔離　ａ．格納容器隔離Ａ　(2)手動起動を参照									
(3)非常用炉心冷却系作動		機能１．非常用炉心冷却系作動を参照									

変更前

表33－３つづき

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
４．主蒸気ライン隔離									
ａ．主蒸気ライン隔離作動論理回路	－	モード１，２および３ ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
ｂ．手動起動	－	モード１，２および３ ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
ｃ．格納容器圧力異常高（高２）	0.092MPa[gage]以下	モード１，２および３ ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	４※30	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※31	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
ｄ．主蒸気ライン圧力低	3.35MPa[gage]以上	モード１，２および３（P-11以上） ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に４※30	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※31	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※30：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※31：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
表33－３つづき	本頁変更なし

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置					
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
４．主蒸気ライン隔離									
ａ．主蒸気ライン隔離作動論理回路	－	モード１，２および３ ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
ｂ．手動起動	－	モード１，２および３ ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
ｃ．格納容器圧力異常高（高２）	0.092MPa[gage]以下	モード１，２および３ ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	４※30	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※31	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
ｄ．主蒸気ライン圧力低	3.35MPa[gage]以上	モード１，２および３（P-11以上） ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に４※30	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※31	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※30：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※31：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

表33－３つづき

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
ｅ．主蒸気ライン圧力減少率高	－0.87MPa以上	モード３（P-11未満） ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に４※32	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※33	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※32：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※33：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
表33－３つづき 本頁変更なし	

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
e．主蒸気ライン圧力減少率高	－0.87MPa以上	モード３（P-11未満） ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に４※32	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※33	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※32：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※33：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

表33－３つづき

機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
					所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置				
					条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
５．主給水隔離										
ａ．主給水隔離作動論理回路		－	モード１，２および３ ただし，主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
ｂ．蒸気発生器水位異常高		狭域水位計の75.5%以下	モード１，２および３ ただし，主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	１基あたり４※34	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※35	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
ｃ．非常用炉心冷却系作動		機能１．非常用炉心冷却系作動を参照								
ｄ．１次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	１次冷却材平均温度低	289.75℃以上	モード１，２および３ ただし，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	４※34	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※35	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
	原子炉トリップ	表33－２原子炉保護系計装を参照								

※34：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※35：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
表33－３つづき	本頁変更なし

機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル・系統数 条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
５．主給水隔離									
ａ．主給水隔離作動論理回路		－	モード１，２および３ ただし，主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	２系統	A.１系統が動作不能である場合		機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合				
					A.１計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間			
					B.１当直長は，モード３にする。 および B.２当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
ｂ．蒸気発生器水位異常高		狭域水位計の75.5%以下	モード１，２および３ ただし，主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	１基あたり４※34	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合		設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合		動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
					A.１計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※35	６時間			
					B.１当直長は，モード３にする。 および B.２当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
ｃ．非常用炉心冷却系作動		機能１．非常用炉心冷却系作動を参照							
ｄ．１次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	１次冷却材平均温度低	289.75℃以上	モード１，２および３ ただし，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	４※34	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合		設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合		動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
					A.１計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※35	６時間			
					B.１当直長は，モード３にする。 および B.２当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
	原子炉トリップ	表33－２原子炉保護系計装を参照							

※34：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※35：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

表33－３つづき

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
６．インターロック									
ａ．P-6	中間領域中性子束 9.1×10^{-11}～ 1.1×10^{-10}Ａ	モード１ および２ （P-6以上）	２	A. １チャンネル以上が動作不能である場合※36	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
ｂ．P-11	加圧器圧力 13.73±0.03MPa[gage]	モード１，２および３ （P-11以上）	４	A. １チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長

※36：表33－３のインターロックにおける「動作不能である場合」とは，チャンネル故障あるいは出力側の故障により，関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下，本条において同じ。）

変更後	備考
表33－３つづき 本頁変更なし	

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置				
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
６．インターロック									
ａ．P-6	中間領域中性子束 9.1×10^{-11}～ 1.1×10^{-10}Ａ	モード１ および２ （P-6以上）	２	A. １チャンネル以上が動作不能である場合※36	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
ｂ．P-11	加圧器圧力 13.73±0.03MPa[gage]	モード１，２および３ （P-11以上）	４	A. １チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長

※36：表33－３のインターロックにおける「動作不能である場合」とは，チャンネル故障あるいは出力側の故障により，関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下，本条において同じ。）

変更前

表33－４　事故時監視計装

項　　目	機　　能	所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１次冷却系計装※37	１次冷却材圧力	2	モード１，２および３	A. １チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
	加圧器水位	2					動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直長
	１次冷却材温度（広域）（高温側）	3		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 計装計画課長は，当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
	１次冷却材温度（広域）（低温側）	3							
化学体積制御系計装※37	ほう酸タンク水位	2							
主蒸気および給水，補助給水計装※37	主蒸気ライン圧力	主蒸気ライン毎に２		C. １つの機能が動作不能である場合	C.1 計装計画課長は，当該機能の１チャンネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。	10日			
	補助給水タンク水位	2		D. 条件Ｃの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，モード３にする。 および D.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
	蒸気発生器水位（広域）	3							
	蒸気発生器水位（狭域）	蒸気発生器毎に２							
	補助給水流量	3							
燃料取替用水系計装※37	燃料取替用水タンク水位	2							
原子炉格納容器関連計装※37	格納容器再循環サンプ水位(広域)	2							
	格納容器再循環サンプ水位(狭域)	2							
	原子炉格納容器内圧力	2							
	原子炉格納容器内温度	2							
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	2							
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	2							
原子炉補機冷却系計装※37	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2							
制御用空気系計装	制御用空気圧力	2							
非常用炉心冷却系計装※37	高圧注入流量	2							
	低圧注入流量	2							

※37：各計装が動作不能時は，第84条（表84－16）の運転上の制限も確認する。

変更後	備考
表33－４　事故時監視計装	本頁変更なし

項　　目	機　　能	所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１次冷却系計装※37	１次冷却材圧力	2	モード１，２および３	A. １チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
	加圧器水位	2					動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直長
	１次冷却材温度（広域）（高温側）	3		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 計装計画課長は，当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
	１次冷却材温度（広域）（低温側）	3							
化学体積制御系計装※37	ほう酸タンク水位	2							
主蒸気および給水，補助給水計装※37	主蒸気ライン圧力	主蒸気ライン毎に２		C. １つの機能が動作不能である場合	C.1 計装計画課長は，当該機能の１チャンネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。	10日			
	補助給水タンク水位	2		D. 条件Ｃの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，モード３にする。 および D.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
	蒸気発生器水位（広域）	3							
	蒸気発生器水位（狭域）	蒸気発生器毎に２							
	補助給水流量	3							
燃料取替用水系計装※37	燃料取替用水タンク水位	2							
原子炉格納容器関連計装※37	格納容器再循環サンプ水位(広域)	2							
	格納容器再循環サンプ水位(狭域)	2							
	原子炉格納容器内圧力	2							
	原子炉格納容器内温度	2							
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	2							
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	2							
原子炉補機冷却系計装※37	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2							
制御用空気系計装	制御用空気圧力	2							
非常用炉心冷却系計装※37	高圧注入流量	2							
	低圧注入流量	2							

※37：各計装が動作不能時は，第84条（表84－16）の運転上の制限も確認する。

変更前

表33－５　非常用ディーゼル発電機起動計装

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．非常用ディーゼル発電機起動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.１ 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のための当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１ 当直長は，モード３にする。 および B.２ 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
		モード５，６および照射済燃料移動中	１系統	A. １系統が動作不能である場合	A.１ 当直長は，当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
２．6.6kV非常用母線電圧低検出	定格電圧の64.7%以上	モード１，２，３，４，５，６および照射済燃料移動中	所要の１母線あたり３	A. １母線あたり１チャンネルが動作不能である場合	A.１ 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認を実施する。	定期事業者検査時	電気計画課長
				B. １母線あたり２チャンネル以上が動作不能である場合	B.１ 電気計画課長は，１母線あたり２チャンネルを動作可能な状態にする。	２時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.１ 当直長は，当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
３．非常用炉心冷却系作動	表33－３機能１．非常用炉心冷却系作動を参照								

変更後	備考
表33－５　非常用ディーゼル発電機起動計装	本頁変更なし

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．非常用ディーゼル発電機起動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.１ 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のための当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１ 当直長は，モード３にする。 および B.２ 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
		モード５，６および照射済燃料移動中	１系統	A. １系統が動作不能である場合	A.１ 当直長は，当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
２．6.6kV非常用母線電圧低検出	定格電圧の64.7%以上	モード１，２，３，４，５，６および照射済燃料移動中	所要の１母線あたり３	A. １母線あたり１チャンネルが動作不能である場合	A.１ 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認を実施する。	定期事業者検査時	電気計画課長
				B. １母線あたり２チャンネル以上が動作不能である場合	B.１ 電気計画課長は，１母線あたり２チャンネルを動作可能な状態にする。	２時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.１ 当直長は，当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
３．非常用炉心冷却系作動	表33－３機能１．非常用炉心冷却系作動を参照								

変更前

表33－６　中央制御室換気系隔離計装

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．中央制御室換気系隔離作動論理回路	－	モード１，２，３，４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	２系統	A．１系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B．２系統が動作不能である場合	B.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。	10日			
				C．モード１，２，３および４において条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
				D．使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D.2 当直長または安全技術課長は，照射済燃料の移動を中止する。※38	速やかに 速やかに			
２．手動起動	－	モード１，２，３，４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	２	A．１チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B．２チャンネルが動作不能である場合	B.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	10日			
				C．モード１，２，３および４において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
				D．使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D.2 当直長または安全技術課長は，照射済燃料の移動を中止する。※38	速やかに 速やかに			
３．非常用炉心冷却系作動	表33－３機能１．非常用炉心冷却系作動を参照								

※38：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後									備考
表33－６　中央制御室換気系隔離計装									
機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項			
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当	
１．中央制御室換気系隔離作動論理回路	－	モード１，２，３，４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	２系統	A．１系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）
				B．２系統が動作不能である場合	B.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。	10日				
				C．モード１，２，３および４において条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに				
				D．使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D.2 当直長または原子燃料課長は，照射済燃料の移動を中止する。※38	速やかに 速やかに				
２．手動起動	－	モード１，２，３，４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	２	A．１チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長	
				B．２チャンネルが動作不能である場合	B.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	10日				
				C．モード１，２，３および４において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに				
				D．使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D.2 当直長または原子燃料課長は，照射済燃料の移動を中止する。※38	速やかに 速やかに				
３．非常用炉心冷却系作動	表33－３機能１．非常用炉心冷却系作動を参照									

※38：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更前

表33－７　中央制御室外原子炉停止装置

機　　能	適用モード	機能を 条　件	満足できない場合の措置※39 要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
ほう酸ポンプ	モード１，２および３	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気計画課長および計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード１，２，３および４	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気計画課長および計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
余熱除去ポンプ	モード４	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気計画課長および計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード５にする。	56時間			
加圧器圧力計	モード１，２および３	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直長
蒸気発生器（広域）水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計	モード１，２，３および４	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直長
線源領域中性子束計	モード２（P-6未満），３および４	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直長
１次冷却材圧力計（広域） １次冷却材温度計（広域）（低温側）	モード３および４	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード５にする。	56時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直長

※39：機能毎に個別の条件が適用される。

変更後	備考
表33－７　中央制御室外原子炉停止装置	本頁変更なし

機　　能	適用モード	機能を 条　件	満足できない場合の措置※39 要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
ほう酸ポンプ	モード１，２および３	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気計画課長および計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード１，２，３および４	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気計画課長および計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
余熱除去ポンプ	モード４	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気計画課長および計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード５にする。	56時間			
加圧器圧力計	モード１，２および３	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直長
蒸気発生器（広域）水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計	モード１，２，３および４	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直長
線源領域中性子束計	モード２（P-6未満），３および４	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直長
１次冷却材圧力計（広域） １次冷却材温度計（広域）（低温側）	モード３および４	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード５にする。	56時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直長

※39：機能毎に個別の条件が適用される。

変更前

表33－８　燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装

機　　能	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
			条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．燃料取扱棟空気浄化系作動論理回路	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし，照射終了後，所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	２系統	A．１系統が動作不能である場合	A.１ 当直長は，アニュラス排気ファン１台が運転可能な状態であることを確認する。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	10日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
			B．２系統が動作不能である場合 または 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１ 当直長は，アニュラス排気ファン１台を運転状態とする。 または B.２ 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。※40	速やかに 速やかに			
２．燃料落下検知	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし，照射終了後，所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	２	A．１チャンネルが動作不能である場合	A.１ 当直長は，アニュラス排気ファン１台が運転可能な状態であることを確認する。	10日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気計画課長
			B．２チャンネルが動作不能である場合 または 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１ 当直長は，アニュラス排気ファン１台を運転状態とする。 または B.２ 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。※40	速やかに 速やかに			

※40：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後	備考
表33－８　燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

機　　能	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
			条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．燃料取扱棟空気浄化系作動論理回路	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし，照射終了後，所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	２系統	A．１系統が動作不能である場合	A.１ 当直長は，アニュラス排気ファン１台が運転可能な状態であることを確認する。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	10日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
			B．２系統が動作不能である場合 または 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１ 当直長は，アニュラス排気ファン１台を運転状態とする。 または B.２ 当直長または原子燃料課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。※40	速やかに 速やかに			
２．燃料落下検知	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし，照射終了後，所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	２	A．１チャンネルが動作不能である場合	A.１ 当直長は，アニュラス排気ファン１台が運転可能な状態であることを確認する。	10日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気計画課長
			B．２チャンネルが動作不能である場合 または 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１ 当直長は，アニュラス排気ファン１台を運転状態とする。 または B.２ 当直長または原子燃料課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。※40	速やかに 速やかに			

※40：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更前

（１次冷却材中のよう素131濃度）

第49条　モード１，２および３（１次冷却材温度が260 ℃以上）において，１次冷却材中のよう素131濃度は，表49－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　１次冷却材中のよう素131濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　安全技術課長は，モード１，２および３（１次冷却材温度が260 ℃以上）において，１週間に１回，１次冷却材中のよう素131濃度を確認する。

３　安全技術課長は，１次冷却材中のよう素131濃度が，第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，当直長に通知する。通知をうけた当直長は，表49－２の措置を講じる。

表49－１

項　　目	運転上の制限
１次冷却材中のよう素131濃度	3.2×10^4Bq/cm^3以下であること

表49－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. １次冷却材中のよう素131の濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，１次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。	48時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にし，１次冷却材温度を260℃未満にする。	12時間

変更後

（１次冷却材中のよう素131濃度）

第49条　モード１，２および３（１次冷却材温度が260 ℃以上）において，１次冷却材中のよう素131濃度は，表49－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　１次冷却材中のよう素131濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　原子燃料課長は，モード１，２および３（１次冷却材温度が260 ℃以上）において，１週間に１回，１次冷却材中のよう素131濃度を確認する。

３　原子燃料課長は，１次冷却材中のよう素131濃度が，第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，当直長に通知する。通知をうけた当直長は，表49－２の措置を講じる。

表49－１

項　　目	運転上の制限
１次冷却材中のよう素131濃度	3.2×10^4Bq/cm^3以下であること

表49－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. １次冷却材中のよう素131の濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，１次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。	48時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にし，１次冷却材温度を260℃未満にする。	12時間

備考

組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（中央制御室非常用循環系）
第69条　モード１，２，３，４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，中央制御室非常用循環系は，表69－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
(1)　機械計画第一課長は，定期事業者検査時に，中央制御室非常用給気フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表69－２に定める値であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。
(2)　発電課長は，定期事業者検査時に，中央制御室非常用給気ファンが模擬信号により起動すること，および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。
(3)　当直長は，モード１，２，３，４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，１ヶ月に１回，２台の中央制御室非常用給気ファンについて，ファンを起動し，動作可能であることを確認する。
３　当直長は，中央制御室非常用循環系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表69－３の措置を講じるとともに，安全技術課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

表69－１
<table><tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>中央制御室非常用循環系※1</td><td>２系統が動作可能であること</td></tr></table>
※１：中央制御室非常用循環系が動作不能時は，第84条（表84－17）の運転上の制限も確認する。

表69－２
<table><tr><th>項　　目</th><th>よう素除去効率（総合除去効率）</th></tr><tr><td>中央制御室非常用給気フィルタ</td><td>95%以上</td></tr></table>
</td>
<td>
（中央制御室非常用循環系）
第69条　モード１，２，３，４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，中央制御室非常用循環系は，表69－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
(1)　機械計画第一課長は，定期事業者検査時に，中央制御室非常用給気フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表69－２に定める値であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。
(2)　発電課長は，定期事業者検査時に，中央制御室非常用給気ファンが模擬信号により起動すること，および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。
(3)　当直長は，モード１，２，３，４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，１ヶ月に１回，２台の中央制御室非常用給気ファンについて，ファンを起動し，動作可能であることを確認する。
３　当直長は，中央制御室非常用循環系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表69－３の措置を講じるとともに，原子燃料課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，原子燃料課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長は，同表の措置を講じる。

表69－１
<table><tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>中央制御室非常用循環系※1</td><td>２系統が動作可能であること</td></tr></table>
※１：中央制御室非常用循環系が動作不能時は，第84条（表84－17）の運転上の制限も確認する。

表69－２
<table><tr><th>項　　目</th><th>よう素除去効率（総合除去効率）</th></tr><tr><td>中央制御室非常用給気フィルタ</td><td>95%以上</td></tr></table>
</td>
<td>組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）</td>
</tr>
</table>

変更前	変更後	備考
表69－３ 条　件 / 要求される措置 / 完了時間 A. 中央制御室非常用循環系１系統が動作不能である場合 / A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 / 30日 B. 中央制御室非常用循環系のすべての系統が動作不能である場合 / B.1 当直長は，少なくとも１系統を動作可能な状態に復旧する。 / 10日 C. モード１，２，３および４において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合 / C.1 当直長は，モード３にする。 および C.2 当直長は，モード５にする。 / 12時間 56時間 D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合 / D.1 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。 / 速やかに ※２：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。	表69－３ 条　件 / 要求される措置 / 完了時間 A. 中央制御室非常用循環系１系統が動作不能である場合 / A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 / 30日 B. 中央制御室非常用循環系のすべての系統が動作不能である場合 / B.1 当直長は，少なくとも１系統を動作可能な状態に復旧する。 / 10日 C. モード１，２，３および４において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合 / C.1 当直長は，モード３にする。 および C.2 当直長は，モード５にする。 / 12時間 56時間 D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合 / D.1 当直長または原子燃料課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。 / 速やかに ※２：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。	組織整備に伴う変更

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（燃料取扱建屋空気浄化系）
第71条　使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，燃料取扱建屋空気浄化系は，表71－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　燃料取扱建屋空気浄化系が運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
(1)　発電課長は，定期事業者検査時に，アニュラス排気ファンが模擬信号により起動すること，および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。
(2)　当直長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，１ヶ月に１回，２台のアニュラス排気ファンについて，ファンを起動し，動作可能であることを確認する。
３　当直長は，燃料取扱建屋空気浄化系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表71－２の措置を講じるとともに，安全技術課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

表71－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>燃料取扱建屋空気浄化系</td><td>２系統が動作可能であること※1</td></tr>
</table>
※１：照射終了後の所定期間を経過した照射済燃料を取扱う場合，運転上の制限を適用しない。なお，所定期間については，安全技術課長があらかじめ定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。
</td>
<td>
（燃料取扱建屋空気浄化系）
第71条　使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，燃料取扱建屋空気浄化系は，表71－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　燃料取扱建屋空気浄化系が運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
(1)　発電課長は，定期事業者検査時に，アニュラス排気ファンが模擬信号により起動すること，および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。
(2)　当直長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，１ヶ月に１回，２台のアニュラス排気ファンについて，ファンを起動し，動作可能であることを確認する。
３　当直長は，燃料取扱建屋空気浄化系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表71－２の措置を講じるとともに，原子燃料課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，原子燃料課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長は，同表の措置を講じる。

表71－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>燃料取扱建屋空気浄化系</td><td>２系統が動作可能であること※1</td></tr>
</table>
※１：照射終了後の所定期間を経過した照射済燃料を取扱う場合，運転上の制限を適用しない。なお，所定期間については，原子燃料課長があらかじめ定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。
</td>
<td>組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>表71－２
<table>
<tr><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr>
<tr><td>A. 燃料取扱建屋空気浄化系１系統が動作不能である場合</td><td>A.１ 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。
および
A.２ 当直長は，残りの系統のファンを起動し，動作可能であることを確認する。</td><td>10日
４時間
その後の８時間に１回</td></tr>
<tr><td>B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B.１.１ 当直長は，残りの系統のファンを運転状態にする。
および
B.１.２ 当直長は，残りの系統のファンについて，運転状態により動作可能であることを確認する。
または
B.２ 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。</td><td>速やかに
８時間に１回
速やかに</td></tr>
<tr><td>C. 燃料取扱建屋空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合</td><td>C.１ 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。</td><td>速やかに</td></tr>
</table>
※２：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。（以下，本条において同じ。）</td>
<td>表71－２
<table>
<tr><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr>
<tr><td>A. 燃料取扱建屋空気浄化系１系統が動作不能である場合</td><td>A.１ 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。
および
A.２ 当直長は，残りの系統のファンを起動し，動作可能であることを確認する。</td><td>10日
４時間
その後の８時間に１回</td></tr>
<tr><td>B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B.１.１ 当直長は，残りの系統のファンを運転状態にする。
および
B.１.２ 当直長は，残りの系統のファンについて，運転状態により動作可能であることを確認する。
または
B.２ 当直長または原子燃料課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。</td><td>速やかに
８時間に１回
速やかに</td></tr>
<tr><td>C. 燃料取扱建屋空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合</td><td>C.１ 当直長または原子燃料課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。</td><td>速やかに</td></tr>
</table>
※２：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。（以下，本条において同じ。）</td>
<td>組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（外部電源）
第72条　モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，外部電源※1は，表72－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。
(1)　当直長は，モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，１週間に１回，所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源３回線以上の電圧が確立していること，および１回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。
変圧器１次側において１相開放を検知した場合，故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替を実施する。
３　当直長は，外部電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表72－２の措置を講じるとともに，安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知を受けた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

※１：外部電源とは，電力系統からの電力を第78条および第79条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう。（以下，本条において同じ。）

表72－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>外部電源</td><td>(1) ３回線※2以上が動作可能であること※3
(2) (1)の外部電源のうち，１回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4※5</td></tr>
</table>
※２：外部電源の回線数は，当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線すべてに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする。（以下，本条において同じ。）
※３：送電線事故の瞬停時は，運転上の制限を適用しない。
※４：独立性を有するとは，「送電線の上流において１つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」をいう。
※５：１つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても，設備構成として，別ルートでの連系が可能な状態であれば，独立性を有しているとみなすことができる。
</td>
<td>
（外部電源）
第72条　モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，外部電源※1は，表72－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。
(1)　当直長は，モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，１週間に１回，所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源３回線以上の電圧が確立していること，および１回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。
変圧器１次側において１相開放を検知した場合，故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替を実施する。
３　当直長は，外部電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表72－２の措置を講じるとともに，原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は，同表の措置を講じる。

※１：外部電源とは，電力系統からの電力を第78条および第79条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう。（以下，本条において同じ。）

表72－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>外部電源</td><td>(1) ３回線※2以上が動作可能であること※3
(2) (1)の外部電源のうち，１回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4※5</td></tr>
</table>
※２：外部電源の回線数は，当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線すべてに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする。（以下，本条において同じ。）
※３：送電線事故の瞬停時は，運転上の制限を適用しない。
※４：独立性を有するとは，「送電線の上流において１つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」をいう。
※５：１つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても，設備構成として，別ルートでの連系が可能な状態であれば，独立性を有しているとみなすことができる。
</td>
<td>組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）</td>
</tr>
</table>

変更前

表72－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.１ 当直長は，動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認する。 および A.２ 当直長は，動作可能な外部電源の少なくとも１回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 30日
B. 動作可能な外部電源が２回線である場合	B.１ 当直長は，動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認する。 および B.２ 当直長は，動作不能となっている外部電源の少なくとも１回線を動作可能な状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 30日
C. 動作可能な外部電源が２回線である場合 および すべての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C.１ 当直長は，動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認する。 および C.２ 当直長は，動作可能な外部電源の少なくとも１回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。 または，動作不能となっている外部電源の少なくとも１回線を動作可能な状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 20日
D. 動作可能な外部電源が１回線である場合	D.１ 当直長は，動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認する。 および D.２ 当直長は，動作不能となっている外部電源の少なくとも１回線を動作可能な状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 10日

変更後

表72－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.１ 当直長は，動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認する。 および A.２ 当直長は，動作可能な外部電源の少なくとも１回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 30日
B. 動作可能な外部電源が２回線である場合	B.１ 当直長は，動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認する。 および B.２ 当直長は，動作不能となっている外部電源の少なくとも１回線を動作可能な状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 30日
C. 動作可能な外部電源が２回線である場合 および すべての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C.１ 当直長は，動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認する。 および C.２ 当直長は，動作可能な外部電源の少なくとも１回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。 または，動作不能となっている外部電源の少なくとも１回線を動作可能な状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 20日
D. 動作可能な外部電源が１回線である場合	D.１ 当直長は，動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認する。 および D.２ 当直長は，動作不能となっている外部電源の少なくとも１回線を動作可能な状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 10日

備考

本頁変更なし

変更前	変更後	備考
表72－２（続き） 条　件 / 要求される措置 / 完了時間 E. 動作可能な外部電源が１回線である場合 および 非常用ディーゼル発電機１基が動作不能である場合※6 / E.1 当直長は，動作不能となっている外部電源１回線または非常用ディーゼル発電機１基を復旧する。 / 12時間 F. すべての外部電源が動作不能である場合 / F.1 当直長は，動作不能となっている外部電源の少なくとも１回線を動作可能な状態に復旧する。 / 24時間 G. モード１，２，３および４において，条件Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，ＥまたはＦの措置を完了時間内に達成できない場合 / G.1 当直長は，モード３にする。 および G.2 当直長は，モード５にする。 / 12時間 56時間 H. モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，条件Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，ＥまたはＦの措置を完了時間内に達成できない場合 / H.1 当直長または安全技術課長は，照射済燃料移動中の場合は，照射済燃料の移動を中止する※7。 および H.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および H.3 当直長は，１次冷却系の水抜きを行っている場合は，水抜きを中止する。 / 速やかに 速やかに 速やかに ※６：モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においては，非常用ディーゼル発電機には，非常用発電機１基を含めることができる。非常用発電機とは，所要の電力供給が可能なものをいう。なお，非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。 ※７：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。	表72－２（続き） 条　件 / 要求される措置 / 完了時間 E. 動作可能な外部電源が１回線である場合 および 非常用ディーゼル発電機１基が動作不能である場合※6 / E.1 当直長は，動作不能となっている外部電源１回線または非常用ディーゼル発電機１基を復旧する。 / 12時間 F. すべての外部電源が動作不能である場合 / F.1 当直長は，動作不能となっている外部電源の少なくとも１回線を動作可能な状態に復旧する。 / 24時間 G. モード１，２，３および４において，条件Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，ＥまたはＦの措置を完了時間内に達成できない場合 / G.1 当直長は，モード３にする。 および G.2 当直長は，モード５にする。 / 12時間 56時間 H. モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，条件Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，ＥまたはＦの措置を完了時間内に達成できない場合 / H.1 当直長または原子燃料課長は，照射済燃料移動中の場合は，照射済燃料の移動を中止する※7。 および H.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および H.3 当直長は，１次冷却系の水抜きを行っている場合は，水抜きを中止する。 / 速やかに 速やかに 速やかに ※６：モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においては，非常用ディーゼル発電機には，非常用発電機１基を含めることができる。非常用発電機とは，所要の電力供給が可能なものをいう。なお，非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。 ※７：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。	組織整備に伴う変更

変更前

（ディーゼル発電機　－モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間－）

第74条　モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，非常用ディーゼル発電機は，表74－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，１ヶ月に１回，非常用ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。

(a)　非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し，無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzであることを確認する。

(b)　燃料油サービスタンク貯油量を確認する。

３　当直長は，非常用ディーゼル発電機が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表74－３の措置を講じるとともに，安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

表74－１

項　　目	運転上の制限
非常用ディーゼル発電機※1	(1)非常用ディーゼル発電機２基が動作可能であること※2※3 (2)(1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表74－２に定める制限値内にあること※4

※１：非常用ディーゼル発電機は，重大事故等対処設備を兼ねる。

※２：非常用ディーゼル発電機の予備潤滑運転（ターニング，エアラン）を行う場合，運転上の制限を適用しない。

※３：非常用ディーゼル発電機には，非常用発電機１基を含めることができる。非常用発電機とは，所要の電力供給が可能なものをいう。なお，非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。

※４：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は，運転上の制限を適用しない。

表74－２

項　　目	制　限　値
燃料油サービスタンク貯油量 （保有油量）	1,375L以上

変更後

（ディーゼル発電機　－モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間－）

第74条　モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，非常用ディーゼル発電機は，表74－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，１ヶ月に１回，非常用ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。

(a)　非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し，無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzであることを確認する。

(b)　燃料油サービスタンク貯油量を確認する。

３　当直長は，非常用ディーゼル発電機が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表74－３の措置を講じるとともに，原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，原子燃料課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長は，同表の措置を講じる。

表74－１

項　　目	運転上の制限
非常用ディーゼル発電機※1	(1)非常用ディーゼル発電機２基が動作可能であること※2※3 (2)(1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表74－２に定める制限値内にあること※4

※１：非常用ディーゼル発電機は，重大事故等対処設備を兼ねる。

※２：非常用ディーゼル発電機の予備潤滑運転（ターニング，エアラン）を行う場合，運転上の制限を適用しない。

※３：非常用ディーゼル発電機には，非常用発電機１基を含めることができる。非常用発電機とは，所要の電力供給が可能なものをいう。なお，非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。

※４：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は，運転上の制限を適用しない。

表74－２

項　　目	制　限　値
燃料油サービスタンク貯油量 （保有油量）	1,375L以上

備考

組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
表74－３ 条　件 / 要求される措置 / 完了時間 A.非常用ディーゼル発電機２基および非常用発電機１基のうち，２基以上が動作不能※5である場合 / A.1 当直長または安全技術課長は，照射済燃料の移動を中止する※6。 / 速やかに および A.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 / 速やかに および A.3 当直長は，非常用ディーゼル発電機２基および非常用発電機１基のうち，少なくとも２基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 / 速やかに ※５：非常用ディーゼル発電機の燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。 ※６：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。	表74－３ 条　件 / 要求される措置 / 完了時間 A.非常用ディーゼル発電機２基および非常用発電機１基のうち，２基以上が動作不能※5である場合 / A.1 当直長または原子燃料課長は，照射済燃料の移動を中止する※6。 / 速やかに および A.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 / 速やかに および A.3 当直長は，非常用ディーゼル発電機２基および非常用発電機１基のうち，少なくとも２基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 / 速やかに ※５：非常用ディーゼル発電機の燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。 ※６：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。	組織整備に伴う変更

変更前

（非常用直流電源　－モード５，６および照射済燃料移動中－）

第77条　モード５，６および照射済燃料移動中において，非常用直流電源（蓄電池（非常用）および充電器）は，表77－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード５，６および照射済燃料移動中において，１週間に１回，浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.5V 以上であることを確認する。

３　当直長は，非常用直流電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表77－２の措置を講じるとともに，安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

表77－１

項　　目	運転上の制限
非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統（蓄電池（非常用）※1および充電器※2）が動作可能であること

※１：蓄電池（非常用）が動作不能時は，第84条（表84－15）の運転上の制限も確認する。

※２：充電器とは，充電器または後備充電器のいずれかをいい，両方が機能喪失となって動作不能とみなす。（以下，本条において同じ。）

表77－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 所要の非常用直流電源の蓄電池（非常用）または充電器が動作不能である場合	A.1 当直長または安全技術課長は，照射済燃料の移動を中止する※3。	速やかに
	および	
	A.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに
	および	
	A.3 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに

※３：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

（非常用直流電源　－モード５，６および照射済燃料移動中－）

第77条　モード５，６および照射済燃料移動中において，非常用直流電源（蓄電池（非常用）および充電器）は，表77－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード５，６および照射済燃料移動中において，１週間に１回，浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.5V 以上であることを確認する。

３　当直長は，非常用直流電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表77－２の措置を講じるとともに，原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，原子燃料課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長は，同表の措置を講じる。

表77－１

項　　目	運転上の制限
非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統（蓄電池（非常用）※1および充電器※2）が動作可能であること

※１：蓄電池（非常用）が動作不能時は，第84条（表84－15）の運転上の制限も確認する。

※２：充電器とは，充電器または後備充電器のいずれかをいい，両方が機能喪失となって動作不能とみなす。（以下，本条において同じ。）

表77－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 所要の非常用直流電源の蓄電池（非常用）または充電器が動作不能である場合	A.1 当直長または原子燃料課長は，照射済燃料の移動を中止する※3。	速やかに
	および	
	A.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに
	および	
	A.3 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに

※３：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前

（所内非常用母線　－モード５，６および照射済燃料移動中－）

第79条　モード５，６および照射済燃料移動中において，所内非常用母線は，表79－１に定める事項を運転上の制限とする。

２　所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード５，６および照射済燃料移動中において，１週間に１回，所要の設備の維持に必要な非常用高圧母線，非常用低圧母線，非常用直流母線および非常用計装用母線が受電されていることを確認する。

３　当直長は，所内非常用母線が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表79－２の措置を講じるとともに，安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

表79－１

項　　目	運転上の制限
所内非常用母線	所要の設備の維持に必要な次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 非常用高圧母線 (2) 非常用低圧母線 (3) 非常用直流母線 (4) 非常用計装用母線

※１：所内非常用母線の電源の自動切替の間は，運転上の制限を適用しない。

表79－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 所要の非常用高圧母線，非常用低圧母線，非常用直流母線または非常用計装用母線のうち１つ以上が受電不能の場合	A.1 当直長または安全技術課長は，照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに
	および	
	A.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに
	および	
	A.3 当直長は，当該母線を復旧する措置を開始する。	速やかに
	および	
	A.4 当直長は，当該母線から電源が供給されている余熱除去系を動作不能とみなす。	速やかに

※２：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

（所内非常用母線　－モード５，６および照射済燃料移動中－）

第79条　モード５，６および照射済燃料移動中において，所内非常用母線は，表79－１に定める事項を運転上の制限とする。

２　所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード５，６および照射済燃料移動中において，１週間に１回，所要の設備の維持に必要な非常用高圧母線，非常用低圧母線，非常用直流母線および非常用計装用母線が受電されていることを確認する。

３　当直長は，所内非常用母線が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表79－２の措置を講じるとともに，原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，原子燃料課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長は，同表の措置を講じる。

表79－１

項　　目	運転上の制限
所内非常用母線	所要の設備の維持に必要な次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 非常用高圧母線 (2) 非常用低圧母線 (3) 非常用直流母線 (4) 非常用計装用母線

※１：所内非常用母線の電源の自動切替の間は，運転上の制限を適用しない。

表79－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 所要の非常用高圧母線，非常用低圧母線，非常用直流母線または非常用計装用母線のうち１つ以上が受電不能の場合	A.1 当直長または原子燃料課長は，照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに
	および	
	A.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに
	および	
	A.3 当直長は，当該母線を復旧する措置を開始する。	速やかに
	および	
	A.4 当直長は，当該母線から電源が供給されている余熱除去系を動作不能とみなす。	速やかに

※２：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前

（使用済燃料ピットの水位および水温）

第83条　使用済燃料ピットは，表83－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　使用済燃料ピットが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，１週間に１回，使用済燃料ピットの水位，水温を確認する。

３　当直長は，使用済燃料ピットが第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表83－３の措置を講じるとともに，安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

表83－１

項　　目	運転上の制限
使用済燃料ピット	水位※1および水温が表83－２で定める制限値内にあること

※１：照射済燃料の移動を行っていない場合は，運転上の制限を適用しない。

表83－２

項　　目	制　限　値
水　　位	EL 31.7m以上
水　　温	65℃以下

表83－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は，使用済燃料ピットの水位を制限値内に回復させるための措置を開始する。 および A.2 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに 速やかに
B. 使用済燃料ピットの水温が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は，使用済燃料ピットの水温を制限値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに

※２：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

（使用済燃料ピットの水位および水温）

第83条　使用済燃料ピットは，表83－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　使用済燃料ピットが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，１週間に１回，使用済燃料ピットの水位，水温を確認する。

３　当直長は，使用済燃料ピットが第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表83－３の措置を講じるとともに，原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，原子燃料課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長は，同表の措置を講じる。

表83－１

項　　目	運転上の制限
使用済燃料ピット	水位※1および水温が表83－２で定める制限値内にあること

※１：照射済燃料の移動を行っていない場合は，運転上の制限を適用しない。

表83－２

項　　目	制　限　値
水　　位	EL 31.7m以上
水　　温	65℃以下

表83－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は，使用済燃料ピットの水位を制限値内に回復させるための措置を開始する。 および A.2 当直長または原子燃料課長は，使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに 速やかに
B. 使用済燃料ピットの水温が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は，使用済燃料ピットの水温を制限値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに

※２：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（重大事故等対処設備） 第84条　次の各号の重大事故等対処設備は，表84－１で定める事項を運転上の制限とする。 (1)　緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2)　１次冷却系統のフィードアンドブリードをするための設備 (3)　炉心注水をするための設備 (4)　１次冷却系統の減圧をするための設備 (5)　原子炉格納容器スプレイをするための設備 (6)　原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7)　２次冷却系からの除熱（注水）をするための設備 (8)　２次冷却系からの除熱（蒸気放出）をするための設備 (9)　水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10)　水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11)　使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12)　発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13)　重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 (14)　電源設備 (15)　計装設備 (16)　中央制御室 (17)　監視測定設備 (18)　緊急時対策所 (19)　通信連絡を行うために必要な設備 (20)　中型ポンプ車 (21)　その他の設備 ２　重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1)　各課長は，表84－２から表84－22に定める確認事項を実施する。また，各課長（発電課長および当直長を除く。）は，その結果を発電課長または当直長に通知する。 ３　各課長は，重大事故等対処設備が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表84－２から表84－22の措置を講じるとともに，必要に応じ，関係各課長へ通知する。通知を受けた関係各課長は，同表に定める措置を講じる。 表84－１ 項　目 ／ 運転上の制限 第１項で定める重大事故等対処設備 ／ (1)表84－２，表84－12※1，表84－16，表84－18および表84－20に定める機能，系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2)表84－３から表84－15※2，表84－17，表84－19，表84－21および表84－22については，各表内に定める※3 ※１：84－12－３が該当 ※２：表84－３から表84－15のうち，表84－12については84－12－１，84－12－２が該当 ※３：可搬型設備の系統には，資機材等を含む	**（重大事故等対処設備）** 第84条　次の各号の重大事故等対処設備は，表84－１で定める事項を運転上の制限とする。 (1)　緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2)　１次冷却系統のフィードアンドブリードをするための設備 (3)　炉心注水をするための設備 (4)　１次冷却系統の減圧をするための設備 (5)　原子炉格納容器スプレイをするための設備 (6)　原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7)　２次冷却系からの除熱（注水）をするための設備 (8)　２次冷却系からの除熱（蒸気放出）をするための設備 (9)　水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10)　水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11)　使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12)　発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13)　重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 (14)　電源設備 (15)　計装設備 (16)　中央制御室 (17)　監視測定設備 (18)　緊急時対策所 (19)　通信連絡を行うために必要な設備 (20)　中型ポンプ車 (21)　その他の設備 ２　重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1)　各課長は，表84－２から表84－22に定める確認事項を実施する。また，各課長（発電課長および当直長を除く。）は，その結果を発電課長または当直長に通知する。 ３　各課長は，重大事故等対処設備が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表84－２から表84－22の措置を講じるとともに，必要に応じ，関係各課長へ通知する。通知を受けた関係各課長は，同表に定める措置を講じる。 表84－１ 項　目 ／ 運転上の制限 第１項で定める重大事故等対処設備 ／ (1)表84－２，表84－12※1，表84－16，表84－18および表84－20に定める機能，系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2)表84－３から表84－15※2，表84－17，表84－19，表84－21および表84－22については，各表内に定める※3 ※１：84－12－３が該当 ※２：表84－３から表84－15のうち，表84－12については84－12－１，84－12－２が該当 ※３：可搬型設備の系統には，資機材等を含む	本頁変更なし

変更前

84－12－３　使用済燃料ピットの監視

項 目	機　能	所要数	適用モード	所要数 条 件	を満足できない場合の措置※1 措 置	完了時間	確認事項 項 目	頻 度	担 当
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位（AM）※2	２個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A. 1 当直長は，使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A. 2 計装計画課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 3 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※3。	速やかに 速やかに 速やかに	使用済燃料ピット水位（AM）および使用済燃料ピット温度（AM）の機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
	使用済燃料ピット温度（AM）	２個					使用済燃料ピット水位（AM）および使用済燃料ピット温度（AM）が動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に１回	当直長
	使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備含む）	１個					使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備含む）が動作不能でないことを画像により確認する。	１ヶ月に１回	計装計画課長
	使用済燃料ピット広域水位（AM）	２個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A. 1 当直長は，使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A. 2 放射線・化学管理課長または計装計画課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 3 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※3。 および A. 4 放射線・化学管理課長または計装計画課長は，代替措置※4を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	使用済燃料ピット広域水位（AM）の機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							使用済燃料ピット広域水位（AM）が動作可能であることを外観点検により確認する。	３ヶ月に１回	計装計画課長
	可搬型使用済燃料ピットエリアモニタ	２個					可搬型使用済燃料ピットエリアモニタの機能の確認を行う。	定期事業者検査時	放射線・化学管理課長および計装計画課長
							可搬型使用済燃料ピットエリアモニタが動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	放射線・化学管理課長および計装計画課長
	非常用ガスタービン発電機または空冷式非常用発電装置	「84－15－１　非常用ガスタービン発電機または空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限等を定める。							

※１：所要数ごとに個別の条件が適用される。
※２：使用済燃料ピット広域水位（AM）が動作可能であれば動作不能とはみなさない。
※３：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
※４：代替品の補充等

変更後	備考
組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）	

84－12－３　使用済燃料ピットの監視

項 目	機　能	所要数	適用モード	所要数 条 件	を満足できない場合の措置※1 措 置	完了時間	確認事項 項 目	頻 度	担 当
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位（AM）※2	２個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A. 1 当直長は，使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A. 2 計装計画課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 3 当直長または原子燃料課長は，使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※3。	速やかに 速やかに 速やかに	使用済燃料ピット水位（AM）および使用済燃料ピット温度（AM）の機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
	使用済燃料ピット温度（AM）	２個					使用済燃料ピット水位（AM）および使用済燃料ピット温度（AM）が動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に１回	当直長
	使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備含む）	１個					使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備含む）が動作不能でないことを画像により確認する。	１ヶ月に１回	計装計画課長
	使用済燃料ピット広域水位（AM）	２個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A. 1 当直長は，使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A. 2 放射線・化学管理課長または計装計画課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 3 当直長または原子燃料課長は，使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※3。 および A. 4 放射線・化学管理課長または計装計画課長は，代替措置※4を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	使用済燃料ピット広域水位（AM）の機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
							使用済燃料ピット広域水位（AM）が動作可能であることを外観点検により確認する。	３ヶ月に１回	計装計画課長
	可搬型使用済燃料ピットエリアモニタ	２個					可搬型使用済燃料ピットエリアモニタの機能の確認を行う。	定期事業者検査時	放射線・化学管理課長および計装計画課長
							可搬型使用済燃料ピットエリアモニタが動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	放射線・化学管理課長および計装計画課長
	非常用ガスタービン発電機または空冷式非常用発電装置	「84－15－１　非常用ガスタービン発電機または空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限等を定める。							

※１：所要数ごとに個別の条件が適用される。
※２：使用済燃料ピット広域水位（AM）が動作可能であれば動作不能とはみなさない。
※３：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
※４：代替品の補充等

変更前

84－13－２　海洋への拡散抑制

（１）運転上の制限

項　　目	運転上の制限
海洋への拡散抑制	所要数が使用可能であること

適用モード	設　　備	所要数
モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	放射性物質吸着剤	200 個
	海水ピットシルトフェンス	２本
	取水ピットシルトフェンス	２本
	放水ピットシルトフェンス	12 本
	放水ピットテントシート	48 枚
	雨水排水口海洋シルトフェンス	２本
	小型船舶	１台

（２）確認事項

項　　目	確認事項	頻　　度	担　　当
放射性物質吸着剤	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	３ヶ月に１回	放射線・化学管理課長
海水ピットシルトフェンス			機械計画第一課長
取水ピットシルトフェンス			機械計画第二課長
放水ピットシルトフェンス			機械計画第二課長
放水ピットテントシート			機械計画第二課長
雨水排水口海洋シルトフェンス			土木建築課長
小型船舶			放射線・化学管理課長

変更後

84－13－２　海洋への拡散抑制

（１）運転上の制限

項　　目	運転上の制限
海洋への拡散抑制	所要数が使用可能であること

適用モード	設　　備	所要数
モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	放射性物質吸着剤	200 個
	海水ピットシルトフェンス	２本
	取水ピットシルトフェンス	２本
	放水ピットシルトフェンス	12 本
	放水ピットテントシート	48 枚
	雨水排水口海洋シルトフェンス	２本
	小型船舶	１台

（２）確認事項

項　　目	確認事項	頻　　度	担　　当
放射性物質吸着剤	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	３ヶ月に１回	放射線・化学管理課長
海水ピットシルトフェンス			機械計画第一課長
取水ピットシルトフェンス			機械計画第二課長
放水ピットシルトフェンス			機械計画第二課長
放水ピットテントシート			機械計画第二課長
雨水排水口海洋シルトフェンス			土木建築保守課長
小型船舶			放射線・化学管理課長

備考

組織整備に伴う変更

変更前

（３）要求される措置

適用モード	条　　件	要求される措置	完了時間
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 所要数を満足していない場合	A.１ 当直長は，使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.２ 放射線・化学管理課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長または土木建築課長は，当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.３ 放射線・化学管理課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長または土木建築課長は，代替措置※1検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに
モード１，２，３および４	A. 所要数を満足していない場合	A.１ 当直長は，１台の原子炉格納容器スプレイポンプを起動し，動作可能であることを確認するとともに，残りの原子炉格納容器スプレイポンプ１台が動作可能であることを確認する※2。 および A.２ 放射線・化学管理課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長または土木建築課長は，代替措置※1検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.３ 放射線・化学管理課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長または土木建築課長は，当該設備を使用可能な状態に復旧する。	４時間 72時間 10日
	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１ 当直長は，モード３にする。 および B.２ 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

※１：代替品の補充等
※２：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。

変更後

（３）要求される措置

適用モード	条　　件	要求される措置	完了時間
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 所要数を満足していない場合	A.１ 当直長は，使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.２ 放射線・化学管理課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長または土木建築保守課長は，当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.３ 放射線・化学管理課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長または土木建築保守課長は，代替措置※1検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに
モード１，２，３および４	A. 所要数を満足していない場合	A.１ 当直長は，１台の原子炉格納容器スプレイポンプを起動し，動作可能であることを確認するとともに，残りの原子炉格納容器スプレイポンプ１台が動作可能であることを確認する※2。 および A.２ 放射線・化学管理課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長または土木建築保守課長は，代替措置※1検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.３ 放射線・化学管理課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長または土木建築保守課長は，当該設備を使用可能な状態に復旧する。	４時間 72時間 10日
	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.１ 当直長は，モード３にする。 および B.２ 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

※１：代替品の補充等
※２：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。

備考

組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>（3）要求される措置　つづき
<table>
<tr><th>適用
モード</th><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr>
<tr><td>モード５
および６</td><td>A.所要数を満足していない場合</td><td>A.1 当直長は，１次冷却系の水抜きを行っている場合は，水抜きを中止する。
および
A.2 当直長は，モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合，１次系保有水を回復する措置を開始する。</td><td>速やかに

速やかに</td></tr>
</table>
</td>
<td>（3）要求される措置　つづき
<table>
<tr><th>適用
モード</th><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr>
<tr><td>モード５
および６</td><td>A.所要数を満足していない場合</td><td>A.1 当直長は，１次冷却系の水抜きを行っている場合は，水抜きを中止する。
および
A.2 当直長は，モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合，１次系保有水を回復する措置を開始する。</td><td>速やかに

速やかに</td></tr>
</table>
</td>
<td>本頁変更なし</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>

表84－22　その他の設備

84－22－１　アクセスルートの確保

（１）運転上の制限

項　　目	運転上の制限
アクセスルートの確保	ホイールローダの所要数が使用可能であること

適用モード	設　　備	所要数
モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	ホイールローダ	２台

（２）確認事項

項　　目	確認事項	頻　　度	担　　当
ホイールローダ	所要数が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	土木建築課長

</td>
<td>

表84－22　その他の設備

84－22－１　アクセスルートの確保

（１）運転上の制限

項　　目	運転上の制限
アクセスルートの確保	ホイールローダの所要数が使用可能であること

適用モード	設　　備	所要数
モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	ホイールローダ	２台

（２）確認事項

項　　目	確認事項	頻　　度	担　　当
ホイールローダ	所要数が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	土木建築保守課長

</td>
<td>組織整備に伴う変更</td>
</tr>
</table>

変更前

（３）要求される措置

適用モード	条　　件	要求される措置	完了時間
モード１，２，３および４	A. 所要数を満足していない場合	A. 1 土木建築課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A. 2 土木建築課長は，代替措置※1を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 10日
	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間
モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 所要数を満足していない場合	A. 1 土木建築課長は，当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 当直長は，１次冷却系の水抜きを行っている場合は，水抜きを中止する。 および A. 3 当直長は，モード５（１次系冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合，１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A. 4 土木建築課長は，代替措置※1を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※１：代替品の補充等

変更後

（３）要求される措置

適用モード	条　　件	要求される措置	完了時間
モード１，２，３および４	A. 所要数を満足していない場合	A. 1 土木建築保守課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A. 2 土木建築保守課長は，代替措置※1を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 10日
	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間
モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 所要数を満足していない場合	A. 1 土木建築保守課長は，当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 当直長は，１次冷却系の水抜きを行っている場合は，水抜きを中止する。 および A. 3 当直長は，モード５（１次系冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合，１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A. 4 土木建築保守課長は，代替措置※1を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※１：代替品の補充等

備考

組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
第５章　燃料管理 **（新燃料の運搬）** 第93条　安全技術課長は，新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は，燃料取扱棟クレーン，ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。 ２　安全技術課長は，発電所内において，新燃料を運搬する場合は，運搬前に次の事項を確認し，新燃料輸送容器に収納する。 (1)　法令に適合する容器を使用すること (2)　燃料取扱棟クレーン，ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (3)　新燃料が臨界に達しない措置を講じること ３　安全技術課長は，発電所内において，新燃料を収納した新燃料輸送容器（以下，本条において「輸送物」という。）を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は，運搬前に次の事項を確認する。 (1)　輸送物の車両への積付けに際し，運搬中に移動，転倒または転落を防止する措置を講じること (2)　法令に定める危険物と混載しないこと (3)　運搬経路に標識を設けること等の方法により，関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに，必要な箇所に見張人を配置すること (4)　車両を徐行させること (5)　核燃料物質の取扱いに関し，相当の知識および経験を有する者を同行させ，保安のために必要な監督を行わせること (6)　輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること ４　放射線・化学管理課長は，第３項の運搬において，運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。ただし，第105条第１項（１）に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度について確認を省略できる。 ５　放射線・化学管理課長は，安全技術課長が管理区域内で第105条第１項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は，移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。 ６　安全技術課長は，輸送物を管理区域外に運搬する場合は，輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため，次の検査を実施する。 (1)　外観検査 (2)　線量当量率検査 (3)　未臨界検査 (4)　吊上検査 (5)　重量検査 (6)　収納物検査 (7)　表面密度検査 ７　安全技術課長は，新燃料を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。	第５章　燃料管理 **（新燃料の運搬）** 第93条　原子燃料課長は，新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は，燃料取扱棟クレーン，ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。 ２　原子燃料課長は，発電所内において，新燃料を運搬する場合は，運搬前に次の事項を確認し，新燃料輸送容器に収納する。 (1)　法令に適合する容器を使用すること (2)　燃料取扱棟クレーン，ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (3)　新燃料が臨界に達しない措置を講じること ３　原子燃料課長は，発電所内において，新燃料を収納した新燃料輸送容器（以下，本条において「輸送物」という。）を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は，運搬前に次の事項を確認する。 (1)　輸送物の車両への積付けに際し，運搬中に移動，転倒または転落を防止する措置を講じること (2)　法令に定める危険物と混載しないこと (3)　運搬経路に標識を設けること等の方法により，関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに，必要な箇所に見張人を配置すること (4)　車両を徐行させること (5)　核燃料物質の取扱いに関し，相当の知識および経験を有する者を同行させ，保安のために必要な監督を行わせること (6)　輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること ４　放射線・化学管理課長は，第３項の運搬において，運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。ただし，第105条第１項（１）に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度について確認を省略できる。 ５　放射線・化学管理課長は，原子燃料課長が管理区域内で第105条第１項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は，移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。 ６　原子燃料課長は，輸送物を管理区域外に運搬する場合は，輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため，次の検査を実施する。 (1)　外観検査 (2)　線量当量率検査 (3)　未臨界検査 (4)　吊上検査 (5)　重量検査 (6)　収納物検査 (7)　表面密度検査 ７　原子燃料課長は，新燃料を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（新燃料の貯蔵） 第94条　安全技術課長は，新燃料を貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。 (1)　新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること ただし，ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は，使用済燃料ピットに貯蔵すること また，１ヶ月に１回※1以上，巡視点検により，貯蔵状況等に異常のないことを確認すること (2)　貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3)　燃料取扱棟クレーン，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (4)　貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に，大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること (5)　新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は，原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で，使用済燃料ピットに１炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること ※１：毎月１日を始期とする１ヶ月間に１回をいう。（以下，本章において同じ。）	**（新燃料の貯蔵）** 第94条　原子燃料課長は，新燃料を貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。 (1)　新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること ただし，ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は，使用済燃料ピットに貯蔵すること また，１ヶ月に１回※1以上，巡視点検により，貯蔵状況等に異常のないことを確認すること (2)　貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3)　燃料取扱棟クレーン，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (4)　貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に，大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること (5)　新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は，原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で，使用済燃料ピットに１炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること ※１：毎月１日を始期とする１ヶ月間に１回をいう。（以下，本章において同じ。）	組織整備に伴う変更

変更前	変更後	備考
（燃料の検査） 第95条　安全技術課長は，定期事業者検査時に装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し，健全性に異常のないことを確認するとともに，燃料の使用の可否を判断する。 ２　第１項の検査については，第８章に基づき実施する。 ３　安全技術課長は，第１項の検査の結果，使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については，破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。 ４　安全技術課長は，第１項の検査を実施するために燃料を移動する場合は，使用済燃料ピットクレーンを使用する。	**（燃料の検査）** 第95条　原子燃料課長は，定期事業者検査時に装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し，健全性に異常のないことを確認するとともに，燃料の使用の可否を判断する。 ２　第１項の検査については，第８章に基づき実施する。 ３　原子燃料課長は，第１項の検査の結果，使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については，破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。 ４　原子燃料課長は，第１項の検査を実施するために燃料を移動する場合は，使用済燃料ピットクレーンを使用する。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（燃料の取替等） 第96条　安全技術課長は，燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は，取替炉心の配置，燃料装荷のための安全措置，方法，体制を燃料装荷実施計画に定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 2　安全技術課長は，取替炉心ごとに原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し，原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の機械設計，核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値，設計条件に基づく値または設計方針による値）を満足することを確認するため，次の各号を実施する。 (1)　第１項の燃料装荷実施計画を定める前に，燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて，以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い，その評価結果が制限値を満足していることを確認する。評価には，妥当性を確認した計算コードを用いる。 (a)　反応度停止余裕 (b)　最大線出力密度 (c)　燃料集合体最高燃焼度 (d)　燃料棒最高燃焼度（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料装荷炉心の場合） (e)　F^N_{XY} (f)　減速材温度係数 (g)　出力運転時ほう素濃度 (h)　最大反応度添加率 (i)　制御棒クラスタ落下時のワースおよび$F^N_{\Delta H}$ (j)　制御棒クラスタ飛出し時のワースおよびF_Q (2)　取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることについて，原子炉主任技術者の確認を得て，所長に報告する。 3　原子力部長は，第２項(1)の評価で用いる計算コードの妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。 4　安全技術課長は，燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に第２項の評価に用いた期間を延長する場合には，あらかじめ，その延長する期間も含め第２項に定める評価および確認を行い，原子炉主任技術者の確認を得て，所長に報告する。ただし，延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が，第２項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。 5　当直長は，燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合，または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は，次の事項を遵守する。 (1)　燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は，第１項の燃料装荷実施計画に従うこと (2)　燃料取扱棟クレーン，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーン，燃料移送装置，燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること	**（燃料の取替等）** 第96条　原子燃料課長は，燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は，取替炉心の配置，燃料装荷のための安全措置，方法，体制を燃料装荷実施計画に定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 2　原子燃料課長は，取替炉心ごとに原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し，原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の機械設計，核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値，設計条件に基づく値または設計方針による値）を満足することを確認するため，次の各号を実施する。 (1)　第１項の燃料装荷実施計画を定める前に，燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて，以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い，その評価結果が制限値を満足していることを確認する。評価には，妥当性を確認した計算コードを用いる。 (a)　反応度停止余裕 (b)　最大線出力密度 (c)　燃料集合体最高燃焼度 (d)　燃料棒最高燃焼度（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料装荷炉心の場合） (e)　F^N_{XY} (f)　減速材温度係数 (g)　出力運転時ほう素濃度 (h)　最大反応度添加率 (i)　制御棒クラスタ落下時のワースおよび$F^N_{\Delta H}$ (j)　制御棒クラスタ飛出し時のワースおよびF_Q (2)　取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることについて，原子炉主任技術者の確認を得て，所長に報告する。 3　原子力部長は，第２項(1)の評価で用いる計算コードの妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。 4　原子燃料課長は，燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に第２項の評価に用いた期間を延長する場合には，あらかじめ，その延長する期間も含め第２項に定める評価および確認を行い，原子炉主任技術者の確認を得て，所長に報告する。ただし，延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が，第２項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。 5　当直長は，燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合，または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は，次の事項を遵守する。 (1)　燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は，第１項の燃料装荷実施計画に従うこと (2)　燃料取扱棟クレーン，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーン，燃料移送装置，燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（使用済燃料の貯蔵） 第97条　安全技術課長は，使用済燃料（以下，照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。 (1)　１号炉，２号炉および３号炉の使用済燃料を使用済燃料ピットに貯蔵し，１ヶ月に１回以上，巡視点検により，貯蔵状況等に異常のないことを確認すること (2)　使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3)　使用済燃料ピットクレーンを使用すること (4)　使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に，大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること (5)　原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で，使用済燃料ピットに１炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること (6)　使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については，破損燃料容器に収納する等の措置を講じること	**（使用済燃料の貯蔵）** 第97条　原子燃料課長は，使用済燃料（以下，照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。 (1)　１号炉，２号炉および３号炉の使用済燃料を使用済燃料ピットに貯蔵し，１ヶ月に１回以上，巡視点検により，貯蔵状況等に異常のないことを確認すること (2)　使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3)　使用済燃料ピットクレーンを使用すること (4)　使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に，大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること (5)　原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で，使用済燃料ピットに１炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること (6)　使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については，破損燃料容器に収納する等の措置を講じること	組織整備に伴う変更

変更前	変更後	備考
（使用済燃料ピットの管理） 第97条の２　安全技術課長は，使用済燃料ピットクレーンを使用する場合は，吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理する。 ２　各課長は，使用済燃料ピット周辺設備等の重量物について，落下防止対策を行う。	**（使用済燃料ピットの管理）** 第97条の２　原子燃料課長は，使用済燃料ピットクレーンを使用する場合は，吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理する。 ２　各課長は，使用済燃料ピット周辺設備等の重量物について，落下防止対策を行う。	組織整備に伴う変更

変更前	変更後	備考
（使用済燃料の運搬） 第98条　安全技術課長は，使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は，キャスクピットにおいて，使用済燃料ピットクレーンを使用する。 2　安全技術課長は，発電所内において，使用済燃料を運搬する場合は，運搬前に次の事項を確認し，キャスクピットにおいて，使用済燃料輸送容器に収納する。 (1)　法令に適合する容器を使用すること (2)　使用済燃料ピットクレーンを使用すること (3)　使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること (4)　収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が，容器の収納条件に適合していること 3　安全技術課長は，発電所内において，使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器（以下，本条において「輸送物」という。）を管理区域外に運搬する場合は，運搬前に次の事項を確認する。 (1)　輸送物の車両への積付けに際し，運搬中に移動，転倒または転落を防止する措置を講じること (2)　法令に定める危険物と混載しないこと (3)　運搬経路に標識を設けること等の方法により，関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに，必要な箇所に見張人を配置すること (4)　車両を徐行させること (5)　核燃料物質の取扱いに関し，相当の知識および経験を有する者を同行させ，保安のために必要な監督を行わせること (6)　輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること 4　放射線・化学管理課長は，第３項の運搬において，運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。ただし，第105条第１項(1)に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度について確認を省略できる。 5　放射線・化学管理課長は，安全技術課長が管理区域内で第105条第１項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は，移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。 6　安全技術課長は，輸送物を管理区域外に運搬する場合は，輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。 7　所長は，輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。 8　所長は，第４条に定める保安に関する組織のうち，検査対象となる作業を実施する組織とは別の組織の者を，検査責任者として指名する。 9　前項の検査責任者は，輸送物を管理区域外に運搬する場合は，輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため，次の検査を実施する。 (1)　外観検査 (2)　気密漏えい検査 (3)　圧力測定検査 (4)　線量当量率検査 (5)　未臨界検査 (6)　温度測定検査 (7)　吊上検査 (8)　重量検査 (9)　収納物検査 (10)　表面密度検査 10　安全技術課長は，使用済燃料を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。	（使用済燃料の運搬） 第98条　原子燃料課長は，使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は，キャスクピットにおいて，使用済燃料ピットクレーンを使用する。 2　原子燃料課長は，発電所内において，使用済燃料を運搬する場合は，運搬前に次の事項を確認し，キャスクピットにおいて，使用済燃料輸送容器に収納する。 (1)　法令に適合する容器を使用すること (2)　使用済燃料ピットクレーンを使用すること (3)　使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること (4)　収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が，容器の収納条件に適合していること 3　原子燃料課長は，発電所内において，使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器（以下，本条において「輸送物」という。）を管理区域外に運搬する場合は，運搬前に次の事項を確認する。 (1)　輸送物の車両への積付けに際し，運搬中に移動，転倒または転落を防止する措置を講じること (2)　法令に定める危険物と混載しないこと (3)　運搬経路に標識を設けること等の方法により，関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに，必要な箇所に見張人を配置すること (4)　車両を徐行させること (5)　核燃料物質の取扱いに関し，相当の知識および経験を有する者を同行させ，保安のために必要な監督を行わせること (6)　輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること 4　放射線・化学管理課長は，第３項の運搬において，運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。ただし，第105条第１項(1)に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度について確認を省略できる。 5　放射線・化学管理課長は，原子燃料課長が管理区域内で第105条第１項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は，移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。 6　原子燃料課長は，輸送物を管理区域外に運搬する場合は，輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。 7　所長は，輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。 8　所長は，第４条に定める保安に関する組織のうち，検査対象となる作業を実施する組織とは別の組織の者を，検査責任者として指名する。 9　前項の検査責任者は，輸送物を管理区域外に運搬する場合は，輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため，次の検査を実施する。 (1)　外観検査 (2)　気密漏えい検査 (3)　圧力測定検査 (4)　線量当量率検査 (5)　未臨界検査 (6)　温度測定検査 (7)　吊上検査 (8)　重量検査 (9)　収納物検査 (10)　表面密度検査 10　原子燃料課長は，使用済燃料を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（放射性固体廃棄物の管理） 第99条　各課長は，次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて，それぞれ定められた処理を施したうえで，当該の廃棄施設等に貯蔵※1または保管する。 (1)　濃縮廃液は，発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し，放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。 (2)　強酸ドレン等は，発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し，放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。 (3)　脱塩塔使用済樹脂は，発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は，発電課長がセメント固化装置（１号炉，２号炉および３号炉共用）で固型化し，放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。 (4)　原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は，機械計画第一課長または設備改良工事課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで，放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 (5)　原子炉内で照射された使用済制御棒等は，安全技術課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。 (6)　その他の雑固体廃棄物は，ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで，廃棄物庫に保管する。 　なお，ドラム缶等の容器に封入するにあたっては，以下の処理を行うことができる。 イ　焼却する場合は，発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。 ロ　圧縮減容する場合は，放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。 2　放射線・化学管理課長は，第１項において封入または固型化したドラム缶等の容器には，放射性廃棄物を示す標識を付け，かつ，表132－１の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。 3　各課長は，次の事項を確認するとともに，その結果，異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1)　放射線・化学管理課長は，廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために，１週間に１回，廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに，３ヶ月に１回，保管量を確認する。 (2)　当直長は，使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために，１日に１回，使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。 　また，放射線・化学管理課長は，使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を３ヶ月に１回，確認する。 (3)　安全技術課長は，使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を３ヶ月に１回，確認する。 4　放射線・化学管理課長は，廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。 5　各課長は，管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は，次の措置を講じ，運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。 (1)　法令に適合する容器に封入して運搬すること 　ただし，放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって，法令に定める障害防止の措置を講じた場合は，この限りでない。 (2)　容器等の車両への積付けに際し，運搬中に移動，転倒または転落を防止する措置を講じること (3)　法令に定める危険物と混載しないこと (4)　容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること (5)　運搬経路に標識を設けること等の方法により，関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに，必要な箇所に見張人を配置すること (6)　車両を徐行させること (7)　核燃料物質等の取扱いに関し，相当の知識および経験を有する者を同行させ，保安のために必要な監督を行わせること	**（放射性固体廃棄物の管理）** 第99条　各課長は，次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて，それぞれ定められた処理を施したうえで，当該の廃棄施設等に貯蔵※1または保管する。 (1)　濃縮廃液は，発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し，放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。 (2)　強酸ドレン等は，発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し，放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。 (3)　脱塩塔使用済樹脂は，発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は，発電課長がセメント固化装置（１号炉，２号炉および３号炉共用）で固型化し，放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。 (4)　原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は，機械計画第一課長または設備改良工事課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで，放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 (5)　原子炉内で照射された使用済制御棒等は，原子燃料課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。 (6)　その他の雑固体廃棄物は，ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで，廃棄物庫に保管する。 　なお，ドラム缶等の容器に封入するにあたっては，以下の処理を行うことができる。 イ　焼却する場合は，発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。 ロ　圧縮減容する場合は，放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。 2　放射線・化学管理課長は，第１項において封入または固型化したドラム缶等の容器には，放射性廃棄物を示す標識を付け，かつ，表132－１の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。 3　各課長は，次の事項を確認するとともに，その結果，異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1)　放射線・化学管理課長は，廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために，１週間に１回，廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに，３ヶ月に１回，保管量を確認する。 (2)　当直長は，使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために，１日に１回，使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。 　また，放射線・化学管理課長は，使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を３ヶ月に１回，確認する。 (3)　原子燃料課長は，使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を３ヶ月に１回，確認する。 4　放射線・化学管理課長は，廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。 5　各課長は，管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は，次の措置を講じ，運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。 (1)　法令に適合する容器に封入して運搬すること 　ただし，放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって，法令に定める障害防止の措置を講じた場合は，この限りでない。 (2)　容器等の車両への積付けに際し，運搬中に移動，転倒または転落を防止する措置を講じること (3)　法令に定める危険物と混載しないこと (4)　容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること (5)　運搬経路に標識を設けること等の方法により，関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに，必要な箇所に見張人を配置すること (6)　車両を徐行させること (7)　核燃料物質等の取扱いに関し，相当の知識および経験を有する者を同行させ，保安のために必要な監督を行わせること	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
6　放射線・化学管理課長は，第５項の運搬において，運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと，および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。ただし，第105条第１項(1)に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度についての確認を省略できる。 7　放射線・化学管理課長は，各課長が管理区域内で第105条第１項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は，容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。 8　放射線・化学管理課長は，放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は，次の事項を実施する。 (1)　埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し，発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。 (2)　発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3)　放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって，所長の承認を得る。 9　放射線・化学管理課長は，発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は，所長の承認を得る。 10　放射線・化学管理課長は，運搬前に次の事項を確認する。 (1)　法令に適合する容器に封入されていること (2)　法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと 11　放射線・化学管理課長は，運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと，および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし，第105条第１項(1)に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度についての確認を省略できる。 ※１：貯蔵とは，保管の前段階のもので，廃棄とは異なるものをいう。（以下，本条において同じ。）	6　放射線・化学管理課長は，第５項の運搬において，運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと，および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。ただし，第105条第１項(1)に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度についての確認を省略できる。 7　放射線・化学管理課長は，各課長が管理区域内で第105条第１項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は，容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。 8　放射線・化学管理課長は，放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は，次の事項を実施する。 (1)　埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し，発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。 (2)　発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3)　放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって，所長の承認を得る。 9　放射線・化学管理課長は，発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は，所長の承認を得る。 10　放射線・化学管理課長は，運搬前に次の事項を確認する。 (1)　法令に適合する容器に封入されていること (2)　法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと 11　放射線・化学管理課長は，運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと，および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし，第105条第１項(1)に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度についての確認を省略できる。 ※１：貯蔵とは，保管の前段階のもので，廃棄とは異なるものをいう。（以下，本条において同じ。）	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
第３章　保安管理体制 **第１節　組織および職務** **（保安に関する組織）** 第204条　発電所の保安に関する組織は，図204のとおりとする。 図204 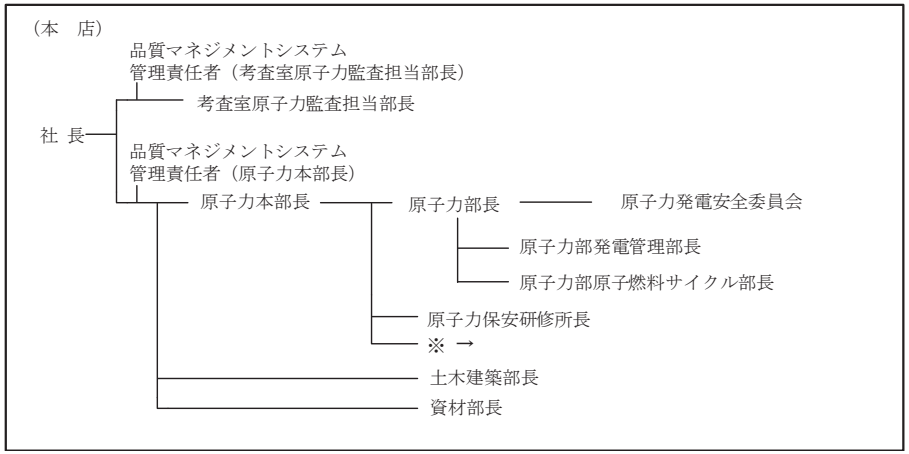 	第３章　保安管理体制 **第１節　組織および職務** **（保安に関する組織）** 第204条　発電所の保安に関する組織は，図204のとおりとする。 図204 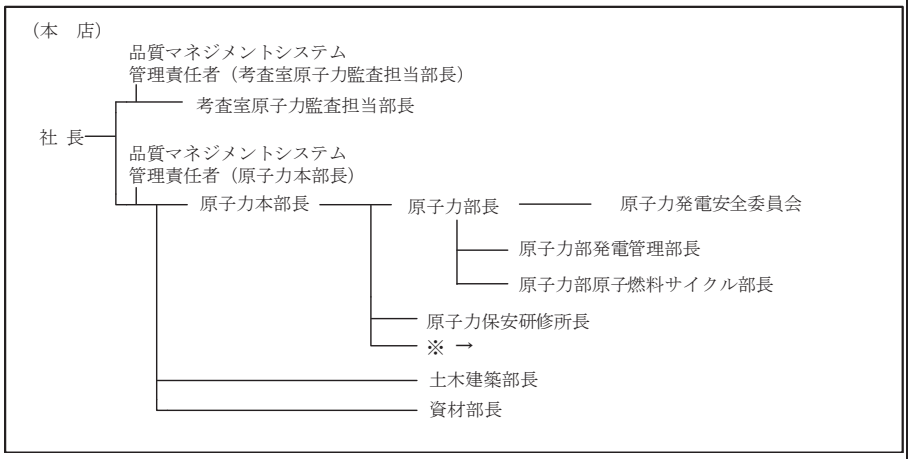 	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
図 204（続き） （発電所） ※→発電所長 廃止措置主任者 伊方発電所安全運営委員会 品質保証部長 品質保証課長 保安管理課長 定検検査課長 人材育成課長 プロセス管理課長 安全管理部長 安全技術課長 放射線・化学管理課長 防災課長 訓練計画課長 施設防護課長 発 電 部 長 発電課長 発電課当直長 保 修 部 長 保修統括課長 機械計画第一課長 機械計画第二課長 電気計画課長 計装計画課長 設備改良工事課長 土木建築部長 土木建築課長 耐震工事課長 廃止措置室長 廃止措置課長	図 204（続き） （発電所） ※→発電所長 廃止措置主任者 伊方発電所安全運営委員会 品質保証部長 品質保証課長 保安管理課長 定検検査課長 人材育成課長 プロセス管理課長 安全管理部長 安全技術課長 原子燃料課長 放射線・化学管理課長 施設防護課長 発 電 部 長 発電課長 発電課当直長 保 修 部 長 保修統括課長 機械計画第一課長 機械計画第二課長 電気計画課長 計装計画課長 設備改良工事課長 土木建築部長 土木建築保守課長 土木建築工事課長 廃止措置室長 廃止措置課長 総務広報部長 総務課長	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（保安に関する職務） 第205条　社長は，全社規程である「組織規程」により，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。 2　原子力本部長は，品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として，品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。 3　考査室原子力監査担当部長は，内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として，品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。 4　原子力部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを総括（内部監査部門を除く）する。 5　発電管理部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子燃料サイクル部長が実施する業務を除く）を統括する。 6　原子燃料サイクル部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち，燃料に関する業務および廃止措置に関する業務を統括する。 7　原子力保安研修所長は，原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 8　土木建築部長は，土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 9　資材部長は，供給者の選定に関する業務を行う。 10　所長は，発電所における保安に関する業務を統括する。 11　品質保証部長は，品質保証課長，保安管理課長，定検検査課長，人材育成課長およびプロセス管理課長の所管する業務を統括する。 12　品質保証課長は，発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。 13　保安管理課長は，発電所の保安管理に関する業務を行う。 14　定検検査課長は，定期事業者検査に関する業務ならびに定期事業者検査および原子炉施設の保修，改造作業における工程管理に関する業務を行う。 15　人材育成課長は，保安教育の総括業務を行う。 16　プロセス管理課長は，原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。 17　安全管理部長は，安全技術課長，放射線・化学管理課長，防災課長，訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。 18　安全技術課長は，重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下，「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く），大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く），燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。 19　放射線・化学管理課長は，放射性固体・液体・気体廃棄物管理，放射線管理および化学管理に関する業務を行う。 20　防災課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備および火山現象による影響が発生し，または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。	（保安に関する職務） 第205条　社長は，全社規程である「組織規程」により，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。 2　原子力本部長は，品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として，品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。 3　考査室原子力監査担当部長は，内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として，品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。 4　原子力部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを総括（内部監査部門を除く）する。 5　発電管理部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子燃料サイクル部長が実施する業務を除く）を統括する。 6　原子燃料サイクル部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち，燃料に関する業務および廃止措置に関する業務を統括する。 7　原子力保安研修所長は，原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 8　土木建築部長は，土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 9　資材部長は，供給者の選定に関する業務を行う。 10　所長は，発電所における保安に関する業務を統括する。 11　品質保証部長は，品質保証課長，保安管理課長，定検検査課長，人材育成課長およびプロセス管理課長の所管する業務を統括する。 12　品質保証課長は，発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。 13　保安管理課長は，発電所の保安管理に関する業務を行う。 14　定検検査課長は，定期事業者検査に関する業務ならびに定期事業者検査および原子炉施設の保修，改造作業における工程管理に関する業務を行う。 15　人材育成課長は，保安教育の総括業務を行う。 16　プロセス管理課長は，原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。 17　安全管理部長は，安全技術課長，原子燃料課長，放射線・化学管理課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。 18　安全技術課長は，重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下，「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および非常時の措置に関する業務を行う。 19　原子燃料課長は，燃料の管理に関する業務を行う。 20　放射線・化学管理課長は，放射性固体・液体・気体廃棄物管理，放射線管理および化学管理に関する業務を行う。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
21　訓練計画課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち，教育および訓練の管理に関する業務を行う。 22　施設防護課長は，施設の出入管理に関する業務を行う。 23　発電部長は，発電課長の所管する業務を統括する。 24　発電課長は，原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。 25　当直長は，原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお，本編において当直長は，特に定めの無い限り１号炉および２号炉の当直長をいう。 26　保修部長は，保修統括課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長，電気計画課長，計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。 27　保修統括課長は，原子炉施設の保修，改造に関する総括業務を行う。 28　機械計画第一課長は，原子炉施設のうち原子炉設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。 29　機械計画第二課長は，原子炉施設のうちタービン設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。 30　電気計画課長は，原子炉施設のうち電気設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。 31　計装計画課長は，原子炉施設のうち計装設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。 32　設備改良工事課長は，原子炉施設のうち機械設備，電気設備および計装設備の改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務ならびに機械計画第一課長，機械計画第二課長，電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。 33　土木建築部長は，土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。 34　土木建築課長は，原子炉施設のうち土木・建築設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。 35　耐震工事課長は，原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。 36　廃止措置室長は，廃止措置課長の所管する業務を統括する。また，発電所における廃止措置に関する業務を総括する。 37　廃止措置課長は，廃止措置管理に関する業務を行う。 38　各課長（当直長を含む。）は，所掌業務にもとづき，廃止措置工事※1に関する業務，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等，非常時の措置，保安教育ならびに記録および報告を行う。 39　各課長は，検査の独立性を確保するために必要な場合は，本条の職務に加え，当該検査に関する業務を実施する。 40　各課長は，課員を指示・指導し，所管する業務を遂行する。また，各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。 ※１：廃止措置工事とは，廃止措置計画に基づく，核燃料物質による汚染の除去工事，汚染状況の調査およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。（以下，本編において同じ。）	21　施設防護課長は，施設の出入管理に関する業務を行う。 22　発電部長は，発電課長の所管する業務を統括する。 23　発電課長は，原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。 24　当直長は，原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお，本編において当直長は，特に定めの無い限り１号炉および２号炉の当直長をいう。 25　保修部長は，保修統括課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長，電気計画課長，計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。 26　保修統括課長は，原子炉施設の保修，改造に関する総括業務，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（総務課長が実施する業務を除く），内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備および火山現象による影響が発生し，または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。 27　機械計画第一課長は，原子炉施設のうち原子炉設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。 28　機械計画第二課長は，原子炉施設のうちタービン設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。 29　電気計画課長は，原子炉施設のうち電気設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。 30　計装計画課長は，原子炉施設のうち計装設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。 31　設備改良工事課長は，原子炉施設のうち機械設備，電気設備および計装設備の改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務ならびに機械計画第一課長，機械計画第二課長，電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。 32　土木建築部長は，土木建築保守課長および土木建築工事課長の所管する業務を統括する。 33　土木建築保守課長は，原子炉施設のうち土木・建築設備の保修，改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。 34　土木建築工事課長は，原子炉施設のうち土木・建築設備の工事に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務および土木建築保守課長が実施する業務を除く）を行う。 35　廃止措置室長は，廃止措置課長の所管する業務を統括する。また，発電所における廃止措置に関する業務を総括する。 36　廃止措置課長は，廃止措置管理に関する業務を行う。 37　総務広報部長は，総務課長の所管する業務を統括する。 38　総務課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち初期消火活動に関する業務を行う。 39　各課長（当直長を含む。）は，所掌業務にもとづき，廃止措置工事※1に関する業務，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等，非常時の措置，保安教育ならびに記録および報告を行う。 40　各課長は，検査の独立性を確保するために必要な場合は，本条の職務に加え，当該検査に関する業務を実施する。 41　各課長は，課員を指示・指導し，所管する業務を遂行する。また，各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。 ※１：廃止措置工事とは，廃止措置計画に基づく，核燃料物質による汚染の除去工事，汚染状況の調査およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。（以下，本編において同じ。）	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（伊方発電所安全運営委員会） 第207条　発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2　運営委員会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。 ただし，委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない。 (1)　廃止措置管理に関する内規の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 廃止措置工事に関する事項 (d) 安全貯蔵措置に関する事項 (e) 巡視に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項 (i) 火災発生時の体制の整備に関する事項 (2)　燃料管理に関する内規の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (3)　放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4)　放射線管理に関する内規の制定および改正 (a) 管理区域の設定，区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5)　施設管理に関する内規の制定および改正 (6)　改造の実施に関する事項 (7)　非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第322条） (8)　保安教育実施計画の策定（第330条）に関する事項 (9)　事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (10)　その他運営委員会で定めた事項 3　所長を委員長とする。 4　運営委員会は，委員長，廃止措置主任者，第205条第11項から第37項（第25項を除く）に定める職位の者に加え，委員長が指名した者で構成する。	**（伊方発電所安全運営委員会）** 第207条　発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2　運営委員会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。 ただし，委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない。 (1)　廃止措置管理に関する内規の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 廃止措置工事に関する事項 (d) 安全貯蔵措置に関する事項 (e) 巡視に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項 (i) 火災発生時の体制の整備に関する事項 (2)　燃料管理に関する内規の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (3)　放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4)　放射線管理に関する内規の制定および改正 (a) 管理区域の設定，区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5)　施設管理に関する内規の制定および改正 (6)　改造の実施に関する事項 (7)　非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第322条） (8)　保安教育実施計画の策定（第330条）に関する事項 (9)　事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (10)　その他運営委員会で定めた事項 3　所長を委員長とする。 4　運営委員会は，委員長，廃止措置主任者，第205条第11項から第38項（第24項を除く）に定める職位の者に加え，委員長が指名した者で構成する。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置）
第216条　発電課長は，原子炉内に燃料を装荷しない措置として，燃料移送管の仕切弁を閉止後，施錠する。
２　各課長は，燃料以外を移送するために燃料移送管の仕切弁を開閉する必要がある場合は，廃止措置主任者の確認を得て，施錠を解除し仕切弁を操作することができる。
３　安全技術課長は，燃料を譲り渡す場合は，表216に定める譲渡し先に搬出する。

表216
<table>
<tr><th>種　　別</th><th>譲渡し先</th></tr>
<tr><td>使用済燃料</td><td>再処理事業者</td></tr>
<tr><td>新燃料</td><td>加工事業者</td></tr>
</table>
</td>
<td>
（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置）
第216条　発電課長は，原子炉内に燃料を装荷しない措置として，燃料移送管の仕切弁を閉止後，施錠する。
２　各課長は，燃料以外を移送するために燃料移送管の仕切弁を開閉する必要がある場合は，廃止措置主任者の確認を得て，施錠を解除し仕切弁を操作することができる。
３　原子燃料課長は，燃料を譲り渡す場合は，表216に定める譲渡し先に搬出する。

表216
<table>
<tr><th>種　　別</th><th>譲渡し先</th></tr>
<tr><td>使用済燃料</td><td>再処理事業者</td></tr>
<tr><td>新燃料</td><td>加工事業者</td></tr>
</table>
</td>
<td>組織整備に伴う変更</td>
</tr>
</table>

変更前	変更後	備考
（火災発生時の体制の整備） 第217条　防災課長は，火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として，次の事項を含む火災防護計画を定め，所長の承認を得る。 (1)　火災の発生を消防機関へ通報するために，中央制御室から消防機関へ専用回線を使用した通報設備の設置に関すること※2 (2)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (3)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (4)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること (5)　発電所における可燃物の適切な管理に関すること (6)　初期消火活動のための体制の整備に関すること (a)　防災課長は，発電所から消防機関へ通報するため，専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する※2。 (b)　防災課長は，初期消火活動を行う要員として，11名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに，この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。 (c)　防災課長は，初期消火活動を行うため，表217に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また，初期消火活動に必要なその他資機材を定め，配備する。 (d)　当直長（３号炉の当直長を含む）は，第213条に定める巡視により，火災発生の有無を確認する。 (e)　各課長は，最寄りの気象庁震度観測点において震度５弱以上の地震が観測された場合，地震終了後，原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに，その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。 (f)　防災課長は，前各号に定める初期消火活動のための体制について，総合的な訓練および初期消火活動の結果を１年に１回以上評価するとともに，評価結果に基づき，より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。 ２　各課長は，前項の計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　各課長は，火災の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，廃止措置主任者および関係課長に連絡するとともに，必要な措置について協議する。 ※１：消防機関への通報，消火または延焼の防止その他消防機関の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。（以下，本条において同じ。） ※２：一般回線の代替設備である専用回線，通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。 表217 設　備 ／ 数　量 化学消防自動車※3 ／ １台　※4※5 泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む） ／ 1,500L以上※5 ※３：400L毎分の泡放射を同時に２口行うことが可能な能力を有すること。 ※４：化学消防自動車が，点検または故障の場合には，※３に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。 ※５：発電所合計数	**（火災発生時の体制の整備）** 第217条　保修統括課長は，火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として，次の(3)および(5)を含む火災防護計画（総務課長が定める計画に含まれる事項を除く）を定め，所長の承認を得る。 総務課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の(1)，(2)，(3)，(4)および(6)を含む火災防護計画を定め，所長の承認を得る。 (1)　火災の発生を消防機関へ通報するために，中央制御室から消防機関へ専用回線を使用した通報設備の設置に関すること※2 (2)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (3)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (4)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること (5)　発電所における可燃物の適切な管理に関すること (6)　初期消火活動のための体制の整備に関すること (a)　総務課長は，発電所から消防機関へ通報するため，専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する※2。 (b)　総務課長は，初期消火活動を行う要員として，11名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに，この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。 (c)　総務課長は，初期消火活動を行うため，表217に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また，初期消火活動に必要なその他資機材を定め，配備する。 (d)　当直長（３号炉の当直長を含む）は，第213条に定める巡視により，火災発生の有無を確認する。 (e)　各課長は，最寄りの気象庁震度観測点において震度５弱以上の地震が観測された場合，地震終了後，原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに，その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。 (f)　総務課長は，前各号に定める初期消火活動のための体制について，総合的な訓練および初期消火活動の結果を１年に１回以上評価するとともに，評価結果に基づき，より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。 ２　各課長は，前項の計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，保修統括課長または総務課長に報告する。保修統括課長および総務課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　各課長は，火災の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，廃止措置主任者および関係課長に連絡するとともに，必要な措置について協議する。 ※１：消防機関への通報，消火または延焼の防止その他消防機関の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。（以下，本条において同じ。） ※２：一般回線の代替設備である専用回線，通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。 表217 設　備 ／ 数　量 化学消防自動車※3 ／ １台　※4※5 泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む） ／ 1,500L以上※5 ※３：400L毎分の泡放射を同時に２口行うことが可能な能力を有すること。 ※４：化学消防自動車が，点検または故障の場合には，※３に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。 ※５：発電所合計数	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（内部溢水発生時等の体制の整備） 第217条の３　防災課長は，原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下，「内部溢水発生時」という。）または火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を策定し，所長の承認を得る。 安全技術課長および訓練計画課長は，重大事故※1等発生時または大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下，「大規模損壊発生時」という。）で，使用済燃料ピットを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を策定し，所長の承認を得る。 (1)　内部溢水発生時，火山影響等発生時，重大事故等発生時または大規模損壊発生時で，使用済燃料ピットを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合等（以下，「内部溢水発生時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2)　内部溢水発生時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する１年に１回以上の教育訓練 (3)　内部溢水発生時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 ２　各課長は，前項の計画に基づき，内部溢水発生時等における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長，安全技術課長または訓練計画課長に報告する。防災課長，安全技術課長および訓練計画課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ※１：重大事故とは，実用炉規則第４条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。（以下，本条において同じ）	**（内部溢水発生時等の体制の整備）** 第217条の３　保修統括課長は，原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下，「内部溢水発生時」という。）または火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を策定し，所長の承認を得る。 安全技術課長は，重大事故※1等発生時または大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下，「大規模損壊発生時」という。）で，使用済燃料ピットを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を策定し，所長の承認を得る。 (1)　内部溢水発生時，火山影響等発生時，重大事故等発生時または大規模損壊発生時で，使用済燃料ピットを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合等（以下，「内部溢水発生時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2)　内部溢水発生時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する１年に１回以上の教育訓練 (3)　内部溢水発生時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 ２　各課長は，前項の計画に基づき，内部溢水発生時等における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，保修統括課長または安全技術課長に報告する。保修統括課長および安全技術課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ※１：重大事故とは，実用炉規則第４条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。（以下，本条において同じ）	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
第５章　燃料管理	第５章　燃料管理	
（新燃料の運搬） 第293条　安全技術課長は，新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は，補助建家クレーン，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。 ２　安全技術課長は，発電所内において，新燃料を運搬する場合は，運搬前に次の事項を確認し，新燃料輸送容器に収納する。 (1)　法令に適合する容器を使用すること (2)　補助建家クレーン，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (3)　新燃料が臨界に達しない措置を講じること ３　安全技術課長は，発電所内において，新燃料から燃料棒を引き抜き，燃料棒表面を除染し，燃料集合体形状への再組立てを行う場合は，次の事項を遵守する。 (1)　取り扱う数量を燃料集合体１体毎かつその１体分の燃料棒に限定すること (2)　燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料は，新燃料輸送容器に収納，もしくは新燃料貯蔵庫に貯蔵した後に新燃料輸送容器に収納すること ４　安全技術課長は，発電所内において，新燃料を収納した新燃料輸送容器（以下，本条において「輸送物」という。）を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は，運搬前に次の事項を確認する。 (1)　輸送物の車両への積付けに際し，運搬中に移動，転倒または転落を防止する措置を講じること (2)　法令に定める危険物と混載しないこと (3)　運搬経路に標識を設けること等の方法により，関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに，必要な箇所に見張人を配置すること (4)　車両を徐行させること (5)　核燃料物質の取扱いに関し，相当の知識および経験を有する者を同行させ，保安のために必要な監督を行わせること (6)　輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること ５　放射線・化学管理課長は，第４項の運搬において，運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。ただし，第305条第１項（１）に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度について確認を省略できる。 ６　放射線・化学管理課長は，安全技術課長が管理区域内で第305条第１項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は，移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。 ７　安全技術課長は，輸送物を管理区域外に運搬する場合は，輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため，次の検査を実施する。 (1)　外観検査 (2)　線量当量率検査 (3)　未臨界検査 (4)　吊上検査 (5)　重量検査 (6)　収納物検査 (7)　表面密度検査 ８　安全技術課長は，新燃料を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。	**（新燃料の運搬）** 第293条　原子燃料課長は，新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は，補助建家クレーン，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。 ２　原子燃料課長は，発電所内において，新燃料を運搬する場合は，運搬前に次の事項を確認し，新燃料輸送容器に収納する。 (1)　法令に適合する容器を使用すること (2)　補助建家クレーン，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (3)　新燃料が臨界に達しない措置を講じること ３　原子燃料課長は，発電所内において，新燃料から燃料棒を引き抜き，燃料棒表面を除染し，燃料集合体形状への再組立てを行う場合は，次の事項を遵守する。 (1)　取り扱う数量を燃料集合体１体毎かつその１体分の燃料棒に限定すること (2)　燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料は，新燃料輸送容器に収納，もしくは新燃料貯蔵庫に貯蔵した後に新燃料輸送容器に収納すること ４　原子燃料課長は，発電所内において，新燃料を収納した新燃料輸送容器（以下，本条において「輸送物」という。）を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は，運搬前に次の事項を確認する。 (1)　輸送物の車両への積付けに際し，運搬中に移動，転倒または転落を防止する措置を講じること (2)　法令に定める危険物と混載しないこと (3)　運搬経路に標識を設けること等の方法により，関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに，必要な箇所に見張人を配置すること (4)　車両を徐行させること (5)　核燃料物質の取扱いに関し，相当の知識および経験を有する者を同行させ，保安のために必要な監督を行わせること (6)　輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること ５　放射線・化学管理課長は，第４項の運搬において，運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。ただし，第305条第１項（１）に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度について確認を省略できる。 ６　放射線・化学管理課長は，原子燃料課長が管理区域内で第305条第１項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は，移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。 ７　原子燃料課長は，輸送物を管理区域外に運搬する場合は，輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため，次の検査を実施する。 (1)　外観検査 (2)　線量当量率検査 (3)　未臨界検査 (4)　吊上検査 (5)　重量検査 (6)　収納物検査 (7)　表面密度検査 ８　原子燃料課長は，新燃料を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（新燃料の貯蔵） 第294条　安全技術課長は，新燃料を貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。 (1)　新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること (2)　貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3)　補助建家クレーン，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (4)　貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること (5)　使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は，大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること	**（新燃料の貯蔵）** 第294条　原子燃料課長は，新燃料を貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。 (1)　新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること (2)　貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3)　補助建家クレーン，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (4)　貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること (5)　使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は，大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること	組織整備に伴う変更

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（使用済燃料の貯蔵）
第297条　安全技術課長は，使用済燃料を貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。
(1)　使用済燃料を表297に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること
(2)　使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること
(3)　使用済燃料ピットクレーンを使用すること
(4)　使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること
(5)　使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は，大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること

表297
<table>
<tr><th>１号炉および２号炉
の使用済燃料</th><th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th></tr>
<tr><td>１号炉</td><td>１号炉，３号炉※1</td></tr>
<tr><td>２号炉</td><td>２号炉，３号炉※1</td></tr>
</table>
※１：３号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については，第１編第97条にて実施する。
</td>
<td>
（使用済燃料の貯蔵）
第297条　原子燃料課長は，使用済燃料を貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。
(1)　使用済燃料を表297に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること
(2)　使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること
(3)　使用済燃料ピットクレーンを使用すること
(4)　使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること
(5)　使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は，大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること

表297
<table>
<tr><th>１号炉および２号炉
の使用済燃料</th><th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th></tr>
<tr><td>１号炉</td><td>１号炉，３号炉※1</td></tr>
<tr><td>２号炉</td><td>２号炉，３号炉※1</td></tr>
</table>
※１：３号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については，第１編第97条にて実施する。
</td>
<td>組織整備に伴う変更</td>
</tr>
</table>

変更前	変更後	備考
（使用済燃料の運搬） 第298条　安全技術課長は，使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は，キャスクピットにおいて，使用済燃料ピットクレーンを使用する。 2　安全技術課長は，発電所内において，使用済燃料を運搬する場合は，運搬前に次の事項を確認し，キャスクピットにおいて，使用済燃料輸送容器に収納する。 (1)　法令に適合する容器を使用すること (2)　使用済燃料ピットクレーンを使用すること (3)　使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること (4)　収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が，容器の収納条件に適合していること 3　安全技術課長は，発電所内において，使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器（以下，本条において「輸送物」という。）を管理区域外に運搬する場合は，運搬前に次の事項を確認する。 (1)　輸送物の車両への積付けに際し，運搬中に移動，転倒または転落を防止する措置を講じること (2)　法令に定める危険物と混載しないこと (3)　運搬経路に標識を設けること等の方法により，関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに，必要な箇所に見張人を配置すること (4)　車両を徐行させること (5)　核燃料物質の取扱いに関し，相当の知識および経験を有する者を同行させ，保安のために必要な監督を行わせること (6)　輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること 4　放射線・化学管理課長は，第３項の運搬において，運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。ただし，第305条第１項(1)に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度について確認を省略できる。 5　放射線・化学管理課長は，安全技術課長が管理区域内で第305条第１項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は，移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。 6　安全技術課長は，輸送物を管理区域外に運搬する場合は，輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。 7　所長は，輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。 8　所長は，第204条に定める保安に関する組織のうち，検査対象となる作業を実施する組織とは別の組織の者を，検査責任者として指名する。 9　前項の検査責任者は，輸送物を管理区域外に運搬する場合は，輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため，次の検査を実施する。 (1)　外観検査 (2)　気密漏えい検査 (3)　圧力測定検査 (4)　線量当量率検査 (5)　未臨界検査 (6)　温度測定検査 (7)　吊上検査 (8)　重量検査 (9)　収納物検査 (10)　表面密度検査 10　安全技術課長は，使用済燃料を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。	（使用済燃料の運搬） 第298条　原子燃料課長は，使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は，キャスクピットにおいて，使用済燃料ピットクレーンを使用する。 2　原子燃料課長は，発電所内において，使用済燃料を運搬する場合は，運搬前に次の事項を確認し，キャスクピットにおいて，使用済燃料輸送容器に収納する。 (1)　法令に適合する容器を使用すること (2)　使用済燃料ピットクレーンを使用すること (3)　使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること (4)　収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が，容器の収納条件に適合していること 3　原子燃料課長は，発電所内において，使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器（以下，本条において「輸送物」という。）を管理区域外に運搬する場合は，運搬前に次の事項を確認する。 (1)　輸送物の車両への積付けに際し，運搬中に移動，転倒または転落を防止する措置を講じること (2)　法令に定める危険物と混載しないこと (3)　運搬経路に標識を設けること等の方法により，関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに，必要な箇所に見張人を配置すること (4)　車両を徐行させること (5)　核燃料物質の取扱いに関し，相当の知識および経験を有する者を同行させ，保安のために必要な監督を行わせること (6)　輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること 4　放射線・化学管理課長は，第３項の運搬において，運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。ただし，第305条第１項(1)に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度について確認を省略できる。 5　放射線・化学管理課長は，原子燃料課長が管理区域内で第305条第１項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は，移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。 6　原子燃料課長は，輸送物を管理区域外に運搬する場合は，輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。 7　所長は，輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。 8　所長は，第204条に定める保安に関する組織のうち，検査対象となる作業を実施する組織とは別の組織の者を，検査責任者として指名する。 9　前項の検査責任者は，輸送物を管理区域外に運搬する場合は，輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため，次の検査を実施する。 (1)　外観検査 (2)　気密漏えい検査 (3)　圧力測定検査 (4)　線量当量率検査 (5)　未臨界検査 (6)　温度測定検査 (7)　吊上検査 (8)　重量検査 (9)　収納物検査 (10)　表面密度検査 10　原子燃料課長は，使用済燃料を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（放射性固体廃棄物の管理） 第299条　各課長は，次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて，それぞれ定められた処理を施したうえで，当該の廃棄施設等に貯蔵※1または保管する。 (1)　濃縮廃液は，発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し，放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。 (2)　強酸ドレン等は，放射線・化学管理課長が固化装置でドラム缶に固型化し，廃棄物庫に保管する。 (3)　脱塩塔使用済樹脂は，発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は，発電課長がセメント固化装置（１号および２号炉共用）またはセメント固化装置（１号炉，２号炉および３号炉共用）で固型化し，放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。 (4)　蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は，機械計画第一課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで，放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 　また，炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は，設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで，放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 (5)　原子炉内で照射された使用済制御棒等は，安全技術課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。 (6)　その他の雑固体廃棄物は，ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで，廃棄物庫に保管する。 　なお，ドラム缶等の容器に封入するにあたっては，以下の処理を行うことができる。 イ　焼却する場合は，発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。 ロ　圧縮減容する場合は，放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。 2　放射線・化学管理課長は，第１項において封入または固型化したドラム缶等の容器には，放射性廃棄物を示す標識を付け，かつ，表332－１の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。 3　各課長は，次の事項を確認するとともに，その結果，異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1)　放射線・化学管理課長は，廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等，原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために，１週間に１回，廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに，３ヶ月に１回，保管量を確認する。 (2)　当直長は，使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために，１日に１回，使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。 　また，放射線・化学管理課長は，使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を３ヶ月に１回，確認する。 (3)　安全技術課長は，使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を３ヶ月に１回，確認する。 4　放射線・化学管理課長は，廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。 5　各課長は，管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は，次の措置を講じ，運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。 (1)　法令に適合する容器に封入して運搬すること 　ただし，放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって，法令に定める障害防止の措置を講じた場合は，この限りでない。 (2)　容器等の車両への積付けに際し，運搬中に移動，転倒または転落を防止する措置を講じること (3)　法令に定める危険物と混載しないこと (4)　容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること (5)　運搬経路に標識を設けること等の方法により，関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに，必要な箇所に見張人を配置すること (6)　車両を徐行させること	**（放射性固体廃棄物の管理）** 第299条　各課長は，次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて，それぞれ定められた処理を施したうえで，当該の廃棄施設等に貯蔵※1または保管する。 (1)　濃縮廃液は，発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し，放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。 (2)　強酸ドレン等は，放射線・化学管理課長が固化装置でドラム缶に固型化し，廃棄物庫に保管する。 (3)　脱塩塔使用済樹脂は，発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は，発電課長がセメント固化装置（１号および２号炉共用）またはセメント固化装置（１号炉，２号炉および３号炉共用）で固型化し，放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。 (4)　蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は，機械計画第一課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで，放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 　また，炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は，設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで，放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 (5)　原子炉内で照射された使用済制御棒等は，原子燃料課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。 (6)　その他の雑固体廃棄物は，ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで，廃棄物庫に保管する。 　なお，ドラム缶等の容器に封入するにあたっては，以下の処理を行うことができる。 イ　焼却する場合は，発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。 ロ　圧縮減容する場合は，放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。 2　放射線・化学管理課長は，第１項において封入または固型化したドラム缶等の容器には，放射性廃棄物を示す標識を付け，かつ，表332－１の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。 3　各課長は，次の事項を確認するとともに，その結果，異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1)　放射線・化学管理課長は，廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等，原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために，１週間に１回，廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに，３ヶ月に１回，保管量を確認する。 (2)　当直長は，使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために，１日に１回，使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。 　また，放射線・化学管理課長は，使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を３ヶ月に１回，確認する。 (3)　原子燃料課長は，使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を３ヶ月に１回，確認する。 4　放射線・化学管理課長は，廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。 5　各課長は，管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は，次の措置を講じ，運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。 (1)　法令に適合する容器に封入して運搬すること 　ただし，放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって，法令に定める障害防止の措置を講じた場合は，この限りでない。 (2)　容器等の車両への積付けに際し，運搬中に移動，転倒または転落を防止する措置を講じること (3)　法令に定める危険物と混載しないこと (4)　容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること (5)　運搬経路に標識を設けること等の方法により，関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに，必要な箇所に見張人を配置すること (6)　車両を徐行させること	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
(7)　核燃料物質等の取扱いに関し，相当の知識および経験を有する者を同行させ，保安のために必要な監督を行わせること 6　放射線・化学管理課長は，第５項の運搬において，運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと，および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。ただし，第305条第１項(1)に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度についての確認を省略できる。 7　放射線・化学管理課長は，各課長が管理区域内で第305条第１項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は，容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。 8　放射線・化学管理課長は，放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は，次の事項を実施する。 (1)　埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し，発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。 (2)　発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3)　放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって，所長の承認を得る。 9　放射線・化学管理課長は，発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は，所長の承認を得る。 10　放射線・化学管理課長は，運搬前に次の事項を確認する。 (1)　法令に適合する容器に封入されていること (2)　法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと 11　放射線・化学管理課長は，運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと，および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし，第305条第１項(1)に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度についての確認を省略できる。 ※１：貯蔵とは，保管の前段階のもので，廃棄とは異なるものをいう。(以下，本条において同じ。)	(7)　核燃料物質等の取扱いに関し，相当の知識および経験を有する者を同行させ，保安のために必要な監督を行わせること 6　放射線・化学管理課長は，第５項の運搬において，運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと，および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。ただし，第305条第１項(1)に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度についての確認を省略できる。 7　放射線・化学管理課長は，各課長が管理区域内で第305条第１項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は，容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。 8　放射線・化学管理課長は，放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は，次の事項を実施する。 (1)　埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し，発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。 (2)　発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3)　放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって，所長の承認を得る。 9　放射線・化学管理課長は，発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は，所長の承認を得る。 10　放射線・化学管理課長は，運搬前に次の事項を確認する。 (1)　法令に適合する容器に封入されていること (2)　法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと 11　放射線・化学管理課長は，運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと，および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし，第305条第１項(1)に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度についての確認を省略できる。 ※１：貯蔵とは，保管の前段階のもので，廃棄とは異なるものをいう。(以下，本条において同じ。)	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
（中略）	（中略） 附　　則（令和　　年　　月　　日） **（施行期日）** 第１条　この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた後，当社が定める日から施行する。	附則の追加

変更前	変更後	備考
添付２　火災，内部溢水，火山現象（降灰）， 自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準 （第１７条，第１７条の２，第１７条の２の２， 第１７条の３および第１７条の３の２関連）	添付２　火災，内部溢水，火山現象（降灰）， 自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準 （第１７条，第１７条の２，第１７条の２の２， 第１７条の３および第１７条の３の２関連）	本頁変更なし

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前

火災，内部溢水，火山現象（降灰），自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準

本「実施基準」は，火災が発生した場合，原子炉施設内における溢水が発生した場合，火山影響等発生時，その他自然災害が発生した場合および発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。

1 火　災

防災課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1.1項から1.6項を含む火災防護計画を策定する。また，各課長は，火災防護計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

1.1　初期消火活動のための体制の整備

(1)　防災課長は，発電所から消防機関へ通報するため，専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する※1。

(2)　防災課長は，連絡責任者，運転員，[redacted]および消防要員からなる初期消火活動を行う要員として，11名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに，この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。

(3)　防災課長は，初期消火活動を行うため，表1に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また，初期消火活動に必要なその他資機材を定め，配備する。

(4)　当直長（1号炉および2号炉の当直長を含む）は，第13条に定める巡視により，火災発生の有無を確認する。

(5)　各課長は，最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合，地震終了後，発電所内※2の火災発生の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。

(6)　防災課長は，前各号に定める初期消火活動のための体制について，総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに，評価結果に基づき，より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。

※1：専用回線，通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。

※2：重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する構築物，系統および機器とする。

表1

設　備	数　量
化学消防自動車※3	1台　※4※5
泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）	1,500L以上※5

※3：400L毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。

※4：化学消防自動車が，点検または故障の場合には，※3に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。

※5：発電所合計数

変更後

火災，内部溢水，火山現象（降灰），自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準

本「実施基準」は，火災が発生した場合，原子炉施設内における溢水が発生した場合，火山影響等発生時，その他自然災害が発生した場合および発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。

1 火　災

保修統括課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1.3項，1.5項および1.6項を含む（総務課長が定める計画に含まれる事項を除く）火災防護計画を策定する。

総務課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち初期消火活動に係る事項として，次の1.1項から1.6項を含む火災防護計画を策定する。

また，各課長は，火災防護計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

1.1　初期消火活動のための体制の整備

(1)　総務課長は，発電所から消防機関へ通報するため，専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する※1。

(2)　総務課長は，連絡責任者，運転員，[redacted]および消防要員からなる初期消火活動を行う要員として，11名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに，この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。

(3)　総務課長は，初期消火活動を行うため，表1に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また，初期消火活動に必要なその他資機材を定め，配備する。

(4)　当直長（1号炉および2号炉の当直長を含む）は，第13条に定める巡視により，火災発生の有無を確認する。

(5)　各課長は，最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合，地震終了後，発電所内※2の火災発生の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。

(6)　総務課長は，前各号に定める初期消火活動のための体制について，総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに，評価結果に基づき，より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。

※1：専用回線，通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。

※2：重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する構築物，系統および機器とする。

表1

設　備	数　量
化学消防自動車※3	1台　※4※5
泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）	1,500L以上※5

※3：400L毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。

※4：化学消防自動車が，点検または故障の場合には，※3に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。

※5：発電所合計数

備考

組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
1.2　要員の配置 (1) 所長は，通常時ならびに火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。 a.　火災予防活動に関する要員 所長は，各建屋，階および部屋等の火災予防活動を実施するため，防火・防災管理者を置く。 b.　自衛消防組織 所長は，火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため，自衛消防組織を編成する。 (a) 所長は，自衛消防組織に統括管理者を配置し，自衛消防組織の各班（消防班（消防連絡班，消火班，消防自動車班（初期消火班を含む）で構成）および総務班（総務連絡班，避難誘導班，応急救護班で構成））には，責任者である班長を配置する。 (b) 統括管理者は，自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括し，自衛消防組織が行う活動に対し，指揮，指令を行う。また，公設消防隊との連携を密にし，円滑な自衛消防活動ができるように努める。 (2) 所長は，火災の発生による災害（原子力災害を含む。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，第120条に定める組織を整備し，必要な要員を配置する。	1.2　要員の配置 (1) 所長は，通常時ならびに火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。 a.　火災予防活動に関する要員 所長は，各建屋，階および部屋等の火災予防活動を実施するため，防火・防災管理者を置く。 b.　自衛消防組織 所長は，火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため，自衛消防組織を編成する。 (a) 所長は，自衛消防組織に統括管理者を配置し，自衛消防組織の各班（消防班（消防連絡班，消火班，消防自動車班（初期消火班を含む）で構成）および総務班（総務連絡班，避難誘導班，応急救護班で構成））には，責任者である班長を配置する。 (b) 統括管理者は，自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括し，自衛消防組織が行う活動に対し，指揮，指令を行う。また，公設消防隊との連携を密にし，円滑な自衛消防活動ができるように努める。 (2) 所長は，火災の発生による災害（原子力災害を含む。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，第120条に定める組織を整備し，必要な要員を配置する。	
1.3　教育訓練の実施 (1) 防災課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の教育訓練を，第130条および第131条に基づき定期的に実施する。 a.　防災課長は，全所員に対して，以下の教育訓練を実施する。また，消防要員に対して，以下の教育訓練が実施されていることを確認する。 (a) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築物，系統および機器の機能を火災から防護することを目的として，火災から防護すべき機器等の火災の発生防止，火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練 (b) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として，火災から防護すべき機器等の火災の発生防止，火災の早期感知および消火のそれぞれを考慮した教育訓練 (c) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練 ア　外部火災発生時の初期消火活動に関する教育訓練 イ　外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止，換気空調系の停止または閉回路循環運転による，建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することに関する教育訓練 ウ　森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯の点検等に係る教育訓練 エ　近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために，離隔距離を確保することに関する教育訓練 (d) 特重施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時におけるダンパの閉止，換気設備の隔離による，建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することに関する教育訓練 (e) 火災が発生した場合の初期消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練 (2) 防火・防災管理者は，自衛消防組織の要員に対して，火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を消防訓練（防火対応）として実施する。また，消防要員に対して，同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。 (3) 発電課長は，運転員および[redacted]に対して，火災発生時の運転操作等の教育訓練（運転員に対する中央制御盤火災発生時における消火訓練を含む。）を，第130条に基づき実施する。	1.3　教育訓練の実施 (1) 保修統括課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の教育訓練を，第130条および第131条に基づき定期的に実施する。 a.　保修統括課長は，全所員に対して，以下の教育訓練を実施する。また，総務課長は消防要員に対して，以下の教育訓練が実施されていることを確認する。 (a) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築物，系統および機器の機能を火災から防護することを目的として，火災から防護すべき機器等の火災の発生防止，火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練 (b) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として，火災から防護すべき機器等の火災の発生防止，火災の早期感知および消火のそれぞれを考慮した教育訓練 (c) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練 ア　外部火災発生時の初期消火活動に関する教育訓練 イ　外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止，換気空調系の停止または閉回路循環運転による，建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することに関する教育訓練 ウ　森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯の点検等に係る教育訓練 エ　近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために，離隔距離を確保することに関する教育訓練 (d) 特重施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時におけるダンパの閉止，換気設備の隔離による，建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することに関する教育訓練 (e) 火災が発生した場合の初期消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練 (2) 防火・防災管理者は，自衛消防組織の要員に対して，火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を消防訓練（防火対応）として実施する。また，消防要員に対して，同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。 (3) 発電課長は，運転員および[redacted]に対して，火災発生時の運転操作等の教育訓練（運転員に対する中央制御盤火災発生時における消火訓練を含む。）を，第130条に基づき実施する。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
1.4　資機材の配備 (1) 各課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。	1.4　資機材の配備 (1) 各課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。	
1.5　手順書の整備 (1) 防災課長は，原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため，以下の項目を火災防護計画へ規定する。 a.　火災防護対策を実施するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保および教育訓練，火災発生防止のための活動，火災防護設備の施設管理，点検および火災情報の共有化等 b.　原子炉施設の安全機能を有する構築物，系統および機器を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止，火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の３つの深層防護の概念に基づく火災防護対策 c.　重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止，火災の早期感知および消火の２つの深層防護の概念に基づく火災防護対策 d.　可搬型重大事故等対処設備，重大事故等に柔軟に対応するための多様性拡張設備等のその他の原子炉施設については，当該設備等に応じた火災防護対策 e.　火災予防活動（巡視点検）についての手順 各課長は，巡視点検により，火災発生の有無の確認を実施する。 f.　火災予防活動（可燃物管理）についての手順 原子炉施設の安全機能を有する構築物，系統および機器を設置する火災区域または火災区画については，当該施設を火災から防護するため，恒設機器および点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が，制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）および重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については，当該施設を火災から防護するため，可燃物を置かない管理を実施する。 g.　火災予防活動（火気作業等の管理）についての手順 各課長は，火災区域または火災区画において，溶接等の火気作業を実施する場合，火気作業前に計画を策定するとともに，火気作業時の養生，消火器等の配備，監視人の配置等を実施する。 h.　屋外消火配管の凍結防止対策の対応手順 防災課長は，外気温度が３℃まで低下した場合またはそのおそれがある場合，屋外消火栓を微開し通水する。 i.　延焼防止についての手順 防災課長は，重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では，周辺施設および植生との離隔を確保し，火災区域内の周辺の植生等の可燃物については，除草等の管理を実施し，延焼防止を図る。 j.　安全施設および特重施設を外部火災から防護するための運用等 k.　防火帯の維持・管理の手順 防災課長は，防火帯の維持・管理を実施する。 l.　施設管理，点検についての手順 各課長は，火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため，施設管理計画に基づき適切に施設管理，点検を実施するとともに，必要に応じ補修を行う。	1.5　手順書の整備 (1) 保修統括課長および総務課長は，原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため，以下の項目を火災防護計画へ規定する。 a.　保修統括課長および総務課長は火災防護対策を実施するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保および教育訓練，火災発生防止のための活動，火災防護設備の施設管理，点検および火災情報の共有化等を火災防護計画へ定める。 b.　保修統括課長および総務課長は原子炉施設の安全機能を有する構築物，系統および機器を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止，火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の３つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を火災防護計画へ定める。 c.　保修統括課長および総務課長は重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止，火災の早期感知および消火の２つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を火災防護計画へ定める。 d.　保修統括課長および総務課長は可搬型重大事故等対処設備，重大事故等に柔軟に対応するための多様性拡張設備等のその他の原子炉施設については，当該設備等に応じた火災防護対策を火災防護計画へ定める。 e.　火災予防活動（巡視点検）についての手順 各課長は，巡視点検により，火災発生の有無の確認を実施する。 f.　火災予防活動（可燃物管理）についての手順 保修統括課長は，原子炉施設の安全機能を有する構築物，系統および機器を設置する火災区域または火災区画については，当該施設を火災から防護するため，恒設機器および点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が，制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）および重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については，当該施設を火災から防護するため，可燃物を置かない管理を実施する。 g.　火災予防活動（火気作業等の管理）についての手順 各課長は，火災区域または火災区画において，溶接等の火気作業を実施する場合，火気作業前に計画を策定するとともに，火気作業時の養生，消火器等の配備，監視人の配置等を実施する。 h.　屋外消火配管の凍結防止対策の対応手順 総務課長は，外気温度が３℃まで低下した場合またはそのおそれがある場合，屋外消火栓を微開し通水する。 i.　延焼防止についての手順 保修統括課長は，重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では，周辺施設および植生との離隔を確保し，火災区域内の周辺の植生等の可燃物については，除草等の管理を実施し，延焼防止を図る。 j.　保修統括課長および総務課長は，安全施設および特重施設を外部火災から防護するための運用等を火災防護計画へ定める。 k.　防火帯の維持・管理の手順 保修統括課長は，防火帯の維持・管理を実施する。 l.　施設管理，点検についての手順 各課長は，火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため，施設管理計画に基づき適切に施設管理，点検を実施するとともに，必要に応じ補修を行う。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
m. 火災影響評価条件の変更の要否確認についての手順 (a) 防災課長は，設備改造等を行う場合，都度，内部火災影響評価への影響確認を行い，評価結果に影響がある場合は，原子炉施設内の火災によっても，安全保護系および原子炉停止系の作動が要求される場合には，火災による影響を考慮しても，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，原子炉を安全停止できることを確認するために，内部火災影響評価の再評価を実施する。 (b) 防災課長は，評価条件を定期的に確認し，評価結果に影響がある場合は，発電所敷地内外で発生する火災が安全施設へ影響を与えないことおよび火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために，外部火災影響評価の再評価を実施する。 (2) 防災課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として，以下の活動を火災防護計画に定める。 a. 消火活動の手順 各課長は，火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器，消火栓等を用いた初期消火活動を実施する。 b. 消火設備故障時の対応手順 当直長は，消火設備の故障警報が発信した場合，中央制御室または[redacted]，および必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。 c. 消火設備のうち，自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応手順 (a) 当直長は，自動消火設備が作動した場合，火災区域または火災区画からの退避警報，自動消火設備の動作状況の確認を実施する。 (b) 当直長は，自動消火設備の動作後の消火状況の確認，消火状況を踏まえた消火活動の実施，プラント運転状況の確認等を実施する。 d. 原子炉格納容器内における火災発生時の対応手順 (a) 当直長は，局所火災と判断し，かつ，原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場合，消火器および消火栓による消火活動，消火状況の確認，プラント運転状況の確認ならびに必要な運転操作を実施する。 (b) 当直長は，広範囲な火災または原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合，プラントを停止するとともに，原子炉格納容器スプレイ設備を使用した消火活動，消火状況の確認，プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。 e. 単一故障も想定した中央制御盤内および安全防護系シーケンス盤内における火災発生時の対応手順（中央制御盤の１つの区画の安全機能が全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。） (a) 当直長は，中央制御盤内および安全防護系シーケンス盤内の高感度煙検出設備が作動し，火災の発生箇所が特定できる場合は，常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い，プラント運転状況の確認等を実施する。火災の発生箇所が特定できない場合を想定し，サーモグラフィカメラ等，火災の発生箇所を特定できる装置を使用して消火活動を行い，プラント運転状況の確認等を実施する。 (b) 当直長は，中央制御室火災時の煙の充満により運転操作に支障がある場合，火災発生時の煙を排気するための可搬型の排煙設備を準備し，起動する。 f. 水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応手順 当直長は，換気空調設備の運転状態の確認および換気空調設備の切替えを実施する。 g. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動の手順 当直長および防災課長は，火災発生時の煙の充満によりポンプ室の消火活動に支障がある場合は，煙を排気できる可搬型の排煙装置を準備し，起動する。	m. 火災影響評価条件の変更の要否確認についての手順 (a) 保修統括課長は，設備改造等を行う場合，都度，内部火災影響評価への影響確認を行い，評価結果に影響がある場合は，原子炉施設内の火災によっても，安全保護系および原子炉停止系の作動が要求される場合には，火災による影響を考慮しても，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，原子炉を安全停止できることを確認するために，内部火災影響評価の再評価を実施する。 (b) 保修統括課長は，評価条件を定期的に確認し，評価結果に影響がある場合は，発電所敷地内外で発生する火災が安全施設へ影響を与えないことおよび火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために，外部火災影響評価の再評価を実施する。 (2) 総務課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として，以下の活動を火災防護計画に定める。 a. 消火活動の手順 各課長は，火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器，消火栓等を用いた初期消火活動を実施する。 b. 消火設備故障時の対応手順 当直長は，消火設備の故障警報が発信した場合，中央制御室または[redacted]，および必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。 c. 消火設備のうち，自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応手順 (a) 当直長は，自動消火設備が作動した場合，火災区域または火災区画からの退避警報，自動消火設備の動作状況の確認を実施する。 (b) 当直長は，自動消火設備の動作後の消火状況の確認，消火状況を踏まえた消火活動の実施，プラント運転状況の確認等を実施する。 d. 原子炉格納容器内における火災発生時の対応手順 (a) 当直長は，局所火災と判断し，かつ，原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場合，消火器および消火栓による消火活動，消火状況の確認，プラント運転状況の確認ならびに必要な運転操作を実施する。 (b) 当直長は，広範囲な火災または原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合，プラントを停止するとともに，原子炉格納容器スプレイ設備を使用した消火活動，消火状況の確認，プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。 e. 単一故障も想定した中央制御盤内および安全防護系シーケンス盤内における火災発生時の対応手順（中央制御盤の１つの区画の安全機能が全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。） (a) 当直長は，中央制御盤内および安全防護系シーケンス盤内の高感度煙検出設備が作動し，火災の発生箇所が特定できる場合は，常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い，プラント運転状況の確認等を実施する。火災の発生箇所が特定できない場合を想定し，サーモグラフィカメラ等，火災の発生箇所を特定できる装置を使用して消火活動を行い，プラント運転状況の確認等を実施する。 (b) 当直長は，中央制御室火災時の煙の充満により運転操作に支障がある場合，火災発生時の煙を排気するための可搬型の排煙設備を準備し，起動する。 f. 水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応手順 当直長は，換気空調設備の運転状態の確認および換気空調設備の切替えを実施する。 g. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動の手順 当直長および総務課長は，火災発生時の煙の充満によりポンプ室の消火活動に支障がある場合は，煙を排気できる可搬型の排煙装置を準備し，起動する。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
h. 外部火災によるばい煙発生時の対応手順 当直長は，ばい煙発生時，ばい煙侵入防止のため，外気取入口に設置している平型フィルタの交換，外気取入ダンパの閉止および換気空調設備の停止または中央制御室空調系を閉回路循環運転とすることで建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。 i. 外部火災による有毒ガス発生時の対応手順 当直長は，有毒ガス発生時，有毒ガス侵入防止のため，外気取入ダンパの閉止，換気空調設備の停止または中央制御室空調系を閉回路循環運転とすることで建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。 j. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認についての手順 各課長は，原子炉施設に火災が発生した場合は，火災鎮火後，原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 1.6 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は，1.1項から1.5項で定めた火災防護計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 1.7 定期的な評価 (1) 各課長は，1.6 項の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。 (2) 防災課長は，1.1 項から 1.5 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて火災防護計画の見直し等必要な措置を行う。 1.8 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は，火災の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	h. 外部火災によるばい煙発生時の対応手順 当直長は，ばい煙発生時，ばい煙侵入防止のため，外気取入口に設置している平型フィルタの交換，外気取入ダンパの閉止および換気空調設備の停止または中央制御室空調系を閉回路循環運転とすることで建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。 i. 外部火災による有毒ガス発生時の対応手順 当直長は，有毒ガス発生時，有毒ガス侵入防止のため，外気取入ダンパの閉止，換気空調設備の停止または中央制御室空調系を閉回路循環運転とすることで建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。 j. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認についての手順 各課長は，原子炉施設に火災が発生した場合は，火災鎮火後，原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 1.6 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は，1.1項から1.5項で定めた火災防護計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 1.7 定期的な評価 (1) 各課長は，1.6 項の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき必要な措置を講じ，保修統括課長または総務課長に報告する。 (2) 保修統括課長および総務課長は，1.1 項から 1.5 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて火災防護計画の見直し等必要な措置を行う。 1.8 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は，火災の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	組織整備に伴う変更 （以下，本頁において同じ）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
2 内部溢水 防災課長は，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の2.1項から2.4項を含む計画を社内規定として策定し，所長の承認を得る。また，各課長は，計画に基づき，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 2.1 要員の配置 所長は，内部溢水の発生により原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，第120条に定める組織を整備し，原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。 2.2 教育訓練の実施 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については，第130条および第131条に基づき実施する。 2.3 資機材の配備 各課長は，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 2.4 手順書の整備 (1) 各課長は，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 想定破損に係る減肉管理 機械計画第一課長および機械計画第二課長は，配管の想定破損評価において，応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために，継続的な肉厚管理を行う。 b. 運転時間管理に関する手順 防災課長は，運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2％またはプラント運転期間の1％より小さい）により低エネルギー配管としている設備についての運転時間管理を行う。 c. 水密扉の閉止状態の管理に関する手順 当直長は，中央制御室および[redacted]において水密扉監視設備の警報監視により，水密扉の閉止状態の確認を行う。また，各課長は，水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。 d. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 各課長は，設備改造や資機材の持込みにより評価条件に見直しがある場合，都度，溢水評価への影響確認を行う。 e. 消火水放水時における注意喚起に関する手順 防災課長は，建屋内において水消火を行う場合，水消火による被水の影響を最小限にするため，防護対象設備に対し不用意な放水を行わないことについて注意喚起を行う。 f. 内部溢水発生時の措置に関する手順 当直長は，配管の想定破損による溢水が発生した場合，基準地震動による地震力により耐震B，Cクラスの機器が破損し溢水が発生した場合およびその他の溢水が発生した場合の措置を行う。 g. 水密化区画壁のひび割れに伴う少量の漏水発生時の措置に関する手順 防災課長は，水密化区画壁のひび割れに伴う少量の漏水が発生した場合に備え，回収手順等をあらかじめ定める。	2 内部溢水 保修統括課長は，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の2.1項から2.4項を含む計画を社内規定として策定し，所長の承認を得る。また，各課長は，計画に基づき，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 2.1 要員の配置 所長は，内部溢水の発生により原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，第120条に定める組織を整備し，原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。 2.2 教育訓練の実施 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については，第130条および第131条に基づき実施する。 2.3 資機材の配備 各課長は，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 2.4 手順書の整備 (1) 各課長は，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 想定破損に係る減肉管理 機械計画第一課長および機械計画第二課長は，配管の想定破損評価において，応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために，継続的な肉厚管理を行う。 b. 運転時間管理に関する手順 保修統括課長は，運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2％またはプラント運転期間の1％より小さい）により低エネルギー配管としている設備についての運転時間管理を行う。 c. 水密扉の閉止状態の管理に関する手順 当直長は，中央制御室および[redacted]において水密扉監視設備の警報監視により，水密扉の閉止状態の確認を行う。また，各課長は，水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。 d. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 各課長は，設備改造や資機材の持込みにより評価条件に見直しがある場合，都度，溢水評価への影響確認を行う。 e. 消火水放水時における注意喚起に関する手順 保修統括課長は，建屋内において水消火を行う場合，水消火による被水の影響を最小限にするため，防護対象設備に対し不用意な放水を行わないことについて注意喚起を行う。 f. 内部溢水発生時の措置に関する手順 当直長は，配管の想定破損による溢水が発生した場合，基準地震動による地震力により耐震B，Cクラスの機器が破損し溢水が発生した場合およびその他の溢水が発生した場合の措置を行う。 g. 水密化区画壁のひび割れに伴う少量の漏水発生時の措置に関する手順 保修統括課長は，水密化区画壁のひび割れに伴う少量の漏水が発生した場合に備え，回収手順等をあらかじめ定める。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
h.　内部溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課長は，原子炉施設に内部溢水が発生した場合は，事象収束後，原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 2.5　原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は，2.1 項から 2.4 項で定めた計画に基づき，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 2.6　定期的な評価 (1) 各課長は，2.5 項の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。 (2) 防災課長は，2.1 項から 2.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 2.7　原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は，内部溢水の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	h.　内部溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課長は，原子炉施設に内部溢水が発生した場合は，事象収束後，原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 2.5　原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は，2.1 項から 2.4 項で定めた計画に基づき，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 2.6　定期的な評価 (1) 各課長は，2.5 項の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき必要な措置を講じ，保修統括課長に報告する。 (2) 保修統括課長は，2.1 項から 2.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 2.7　原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は，内部溢水の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
3 火山現象（降灰），降雪 防災課長は，火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の 3.1 項から 3.4 項を含む計画を社内規定として策定し，所長の承認を得る。 また，各課長は，計画に基づき，火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 3.1 要員の配置 (1) 所長は，火山影響等発生時または降雪の発生により災害（原子力災害を含む。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，第 120 条に定める組織を整備し，原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。また，休日・夜間に発生した場合に備え，第 12 条に定める要員を確保する。 a. 要員の招集 所長は，気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合，気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径 160km）内の活火山に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合，社内規定に定める対策組織の要員を招集して活動する。また，休日・夜間においては，社内規定に定める対策組織が構築されるまでの間，第 12 条に定める重大事故等対応を行う緊急時対応要員を活用する。 3.2 教育訓練の実施 (1) 火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については，第 130 条および第 131 条に基づき実施する。 (2) 各課長は，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対して，その役割に応じて，火山影響等発生時の非常用ディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的に実施する。 3.3 資機材の配備 (1) 各課長は，火山影響等発生時または降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な，屋外における降下火砕物等の除去作業時に使用する道具および防護具等を配備する。 (2) 各課長は，火山影響等発生時の対応に必要な非常用ディーゼル発電機に取付ける火山灰フィルタ（500 メッシュ）その他の必要な資機材を配備する。 3.4 手順書の整備 (1) 各課長は，火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 降下火砕物の除去または侵入防止 各課長は，降灰が確認された場合は，状況に応じて外気取入ダンパの閉止，換気空調設備の停止または中央制御室空調系を閉回路循環運転とすることで，建屋内への降下火砕物の侵入を防止する。 また，各課長は，降灰が確認された場合は，換気空調設備の外気取入口の平型フィルタについて，平型フィルタ差圧を確認するとともに，状況に応じて清掃や取替えを実施する。	3 火山現象（降灰），降雪 保修統括課長は，火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の 3.1 項から 3.4 項を含む計画を社内規定として策定し，所長の承認を得る。 また，各課長は，計画に基づき，火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 3.1 要員の配置 (1) 所長は，火山影響等発生時または降雪の発生により災害（原子力災害を含む。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，第 120 条に定める組織を整備し，原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。また，休日・夜間に発生した場合に備え，第 12 条に定める要員を確保する。 a. 要員の招集 所長は，気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合，気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径 160km）内の活火山に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合，社内規定に定める対策組織の要員を招集して活動する。また，休日・夜間においては，社内規定に定める対策組織が構築されるまでの間，第 12 条に定める重大事故等対応を行う緊急時対応要員を活用する。 3.2 教育訓練の実施 (1) 火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については，第 130 条および第 131 条に基づき実施する。 (2) 各課長は，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対して，その役割に応じて，火山影響等発生時の非常用ディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的に実施する。 3.3 資機材の配備 (1) 各課長は，火山影響等発生時または降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な，屋外における降下火砕物等の除去作業時に使用する道具および防護具等を配備する。 (2) 各課長は，火山影響等発生時の対応に必要な非常用ディーゼル発電機に取付ける火山灰フィルタ（500 メッシュ）その他の必要な資機材を配備する。 3.4 手順書の整備 (1) 各課長は，火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 降下火砕物の除去または侵入防止 各課長は，降灰が確認された場合は，状況に応じて外気取入ダンパの閉止，換気空調設備の停止または中央制御室空調系を閉回路循環運転とすることで，建屋内への降下火砕物の侵入を防止する。 また，各課長は，降灰が確認された場合は，換気空調設備の外気取入口の平型フィルタについて，平型フィルタ差圧を確認するとともに，状況に応じて清掃や取替えを実施する。	組織整備に伴う変更

変更前	変更後	備考
b.　非常用ディーゼル発電機の機能を維持するための対策に関すること 火山影響等発生時において，非常用ディーゼル発電機の機能を維持し，原子炉の停止等の操作を行えるよう，火山灰フィルタの取付けおよび火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃を実施する。 (a) 非常用ディーゼル発電機への火山灰フィルタの取付け 各課長は，火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃が可能な火山灰フィルタの取付けを実施する。 ア　手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合，気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径 160km）内の活火山に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合 (b) 非常用ディーゼル発電機の火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃 各課長は，非常用ディーゼル発電機が起動した場合において，火山灰フィルタの閉塞を防止するため，火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃を実施する。 ア　手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し，非常用ディーゼル発電機が起動した場合 c.　タービン動補助給水ポンプによる炉心の冷却機能を維持するための対策に関すること 火山影響等発生時において，外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機２基の機能喪失が発生した場合，停止した原子炉の炉心崩壊熱の除去を維持継続するため，タービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器へ注水し２次冷却系からの除熱を実施する。 (a) タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直長は，タービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器へ注水し２次冷却系からの除熱を実施する。 ア　手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し，非常用ディーゼル発電機２基の機能喪失が発生した場合 d.　中型ポンプ車および加圧ポンプ車による炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること 火山影響等発生時において，外部電源喪失が発生し，非常用ディーゼル発電機２基の機能喪失が発生した場合および補助給水機能喪失が発生した場合，停止した原子炉の炉心崩壊熱の除去を維持継続するため，建屋内に配置した中型ポンプ車および加圧ポンプ車により蒸気発生器へ注水し２次冷却系からの除熱を実施する。 (a) 中型ポンプ車および加圧ポンプ車の建屋内への移動および準備作業 各課長は，中型ポンプ車および加圧ポンプ車を降下火砕物の影響を受けないタービン建屋内へ移動し，蒸気発生器へ注水するためのホース敷設等の準備作業を実施する。 ア　手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合，気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径 160km）内の活火山に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合	b.　非常用ディーゼル発電機の機能を維持するための対策に関すること 火山影響等発生時において，非常用ディーゼル発電機の機能を維持し，原子炉の停止等の操作を行えるよう，火山灰フィルタの取付けおよび火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃を実施する。 (a) 非常用ディーゼル発電機への火山灰フィルタの取付け 各課長は，火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃が可能な火山灰フィルタの取付けを実施する。 ア　手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合，気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径 160km）内の活火山に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合 (b) 非常用ディーゼル発電機の火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃 各課長は，非常用ディーゼル発電機が起動した場合において，火山灰フィルタの閉塞を防止するため，火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃を実施する。 ア　手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し，非常用ディーゼル発電機が起動した場合 c.　タービン動補助給水ポンプによる炉心の冷却機能を維持するための対策に関すること 火山影響等発生時において，外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機２基の機能喪失が発生した場合，停止した原子炉の炉心崩壊熱の除去を維持継続するため，タービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器へ注水し２次冷却系からの除熱を実施する。 (a) タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直長は，タービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器へ注水し２次冷却系からの除熱を実施する。 ア　手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し，非常用ディーゼル発電機２基の機能喪失が発生した場合 d.　中型ポンプ車および加圧ポンプ車による炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること 火山影響等発生時において，外部電源喪失が発生し，非常用ディーゼル発電機２基の機能喪失が発生した場合および補助給水機能喪失が発生した場合，停止した原子炉の炉心崩壊熱の除去を維持継続するため，建屋内に配置した中型ポンプ車および加圧ポンプ車により蒸気発生器へ注水し２次冷却系からの除熱を実施する。 (a) 中型ポンプ車および加圧ポンプ車の建屋内への移動および準備作業 各課長は，中型ポンプ車および加圧ポンプ車を降下火砕物の影響を受けないタービン建屋内へ移動し，蒸気発生器へ注水するためのホース敷設等の準備作業を実施する。 ア　手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合，気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径 160km）内の活火山に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
(b) 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による蒸気発生器への注水 当直長は，火山影響等発生時において，外部電源喪失が発生した場合は中型ポンプ車および加圧ポンプ車により蒸気発生器へ注水するための事前の系統構成を実施する。 当直長および発電所災害対策本部は，火山影響等発生時において，外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機２基の機能喪失が発生し，かつ補助給水機能喪失が発生した場合は，中型ポンプ車および加圧ポンプ車により蒸気発生器へ注水し２次冷却系からの除熱を実施する。 ア　手順着手の判断基準 （ア）事前の系統構成 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生した場合 （イ）蒸気発生器への注水 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し，非常用ディーゼル発電機２基の機能喪失が発生し，かつ補助給水機能喪失が発生した場合 e. 緊急時対策所（EL. 32m）の居住性確保に関すること 各課長は，火山影響等発生時において，緊急時対策所（EL. 32m）で必要な活動を行うため，緊急時対策所（EL. 32m）入口扉の開放により居住性を確保する。緊急時対策所（EL. 32m）入口扉の開放時には，降下火砕物の侵入を防止するため，緊急時対策所（EL. 32m）入口扉（２箇所）に仮設フィルタを設置する。ただし，休日・夜間等，緊急時対策所（EL. 32m）の滞在要員が10名以下の場合は，緊急時対策所（EL. 32m）の入口扉を閉止することにより居住性を確保する。 (a) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し，発電所敷地内で降灰を確認した場合 f. 通信連絡設備等に関すること 火山影響等発生時において，外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機２基の機能喪失が発生した場合，通信連絡設備等の電源を確保するため，建屋内に配置した300kVA電源車から給電する。 (a) 300kVA電源車の建屋内への移動および準備作業 各課長は，300kVA電源車を降下火砕物の影響を受けないタービン建屋内へ移動し，通信連絡設備等へ給電するためのケーブル敷設等の準備作業を実施する。 ア　手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合，気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合 (b) 300kVA電源車による代替電源（交流）からの給電 当直長および発電所災害対策本部は，300kVA電源車から通信連絡設備等への給電を実施する。 ア　手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し，非常用ディーゼル発電機２基の機能喪失が発生した場合 g. 中型ポンプ車および加圧ポンプ車ならびに300kVA電源車の燃料（軽油）確保 および補給に関すること 火山影響等発生時における中型ポンプ車および加圧ポンプ車ならびに300kVA電源車の燃料（軽油）を確保するため，ミニローリーに給油し，ミニローリーから補給を実施する。 (a) ミニローリーの建屋内への移動 各課長は，ミニローリー２台に軽油タンクから軽油を給油したのち，降下火砕物の影響を受けないタービン建屋内へ移動する。	(b) 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による蒸気発生器への注水 当直長は，火山影響等発生時において，外部電源喪失が発生した場合は中型ポンプ車および加圧ポンプ車により蒸気発生器へ注水するための事前の系統構成を実施する。 当直長および発電所災害対策本部は，火山影響等発生時において，外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機２基の機能喪失が発生し，かつ補助給水機能喪失が発生した場合は，中型ポンプ車および加圧ポンプ車により蒸気発生器へ注水し２次冷却系からの除熱を実施する。 ア　手順着手の判断基準 （ア）事前の系統構成 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生した場合 （イ）蒸気発生器への注水 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し，非常用ディーゼル発電機２基の機能喪失が発生し，かつ補助給水機能喪失が発生した場合 e. 緊急時対策所（EL. 32m）の居住性確保に関すること 各課長は，火山影響等発生時において，緊急時対策所（EL. 32m）で必要な活動を行うため，緊急時対策所（EL. 32m）入口扉の開放により居住性を確保する。緊急時対策所（EL. 32m）入口扉の開放時には，降下火砕物の侵入を防止するため，緊急時対策所（EL. 32m）入口扉（２箇所）に仮設フィルタを設置する。ただし，休日・夜間等，緊急時対策所（EL. 32m）の滞在要員が10名以下の場合は，緊急時対策所（EL. 32m）の入口扉を閉止することにより居住性を確保する。 (a) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し，発電所敷地内で降灰を確認した場合 f. 通信連絡設備等に関すること 火山影響等発生時において，外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機２基の機能喪失が発生した場合，通信連絡設備等の電源を確保するため，建屋内に配置した300kVA電源車から給電する。 (a) 300kVA電源車の建屋内への移動および準備作業 各課長は，300kVA電源車を降下火砕物の影響を受けないタービン建屋内へ移動し，通信連絡設備等へ給電するためのケーブル敷設等の準備作業を実施する。 ア　手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合，気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合 (b) 300kVA電源車による代替電源（交流）からの給電 当直長および発電所災害対策本部は，300kVA電源車から通信連絡設備等への給電を実施する。 ア　手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し，非常用ディーゼル発電機２基の機能喪失が発生した場合 g. 中型ポンプ車および加圧ポンプ車ならびに300kVA電源車の燃料（軽油）確保 および補給に関すること 火山影響等発生時における中型ポンプ車および加圧ポンプ車ならびに300kVA電源車の燃料（軽油）を確保するため，ミニローリーに給油し，ミニローリーから補給を実施する。 (a) ミニローリーの建屋内への移動 各課長は，ミニローリー２台に軽油タンクから軽油を給油したのち，降下火砕物の影響を受けないタービン建屋内へ移動する。	本頁変更なし

変更前

ア　手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合，気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径 160km）内の活火山に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合

(b) ミニローリーによる燃料（軽油）補給

発電所災害対策本部は，火山影響等発生時において，中型ポンプ車および加圧ポンプ車ならびに 300kVA 電源車へ，ミニローリーから燃料（軽油）補給を実施する。

ア　手順着手の判断基準

中型ポンプ車および加圧ポンプ車ならびに 300kVA 電源車の運転継続のために燃料補給が必要と判断した場合

h. ２次系純水タンクの除灰に関すること

各課長は，火山影響等発生時において，２次系純水タンクの機能を維持するため，２次系純水タンクの除灰を実施する。

(a)　手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合，気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径 160km）内の活火山に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合において，発電所敷地内で降灰を確認した場合

火山影響等発生時の主な作業

No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
b. (a)	非常用ディーゼル発電機への火山灰フィルタの取付け※1	緊急時対応要員	6	1 時間 5 分
b. (b)	非常用ディーゼル発電機の火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃※1	緊急時対応要員	6	2 時間
d. (a)	中型ポンプ車および加圧ポンプ車の建屋内への移動および準備作業	緊急時対応要員	4	1 時間 30 分※2
d. (b)	中型ポンプ車および加圧ポンプ車による蒸気発生器への注水	運転員（現場）	2	45 分
		緊急時対応要員	3	
f. (a)	300kVA 電源車の建屋内への移動および準備作業	緊急時対応要員	3	2 時間※3
f. (b)	300kVA 電源車による代替電源（交流）からの給電（補助給水機能健全時）	運転員（現場）	2	2 時間
		緊急時対応要員	4	
	300kVA 電源車による代替電源（交流）からの給電（補助給水機能喪失時）	運転員（現場）	2	1 時間 50 分
		緊急時対応要員	4	
g. (a)	ミニローリーの建屋内への移動	緊急時対応要員	4	1 時間 10 分

※1　非常用ディーゼル発電機２基での作業
※2　屋外作業は 1 時間 10 分
※3　屋外作業は 30 分

変更後

ア　手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合，気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径 160km）内の活火山に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合

(b) ミニローリーによる燃料（軽油）補給

発電所災害対策本部は，火山影響等発生時において，中型ポンプ車および加圧ポンプ車ならびに 300kVA 電源車へ，ミニローリーから燃料（軽油）補給を実施する。

ア　手順着手の判断基準

中型ポンプ車および加圧ポンプ車ならびに 300kVA 電源車の運転継続のために燃料補給が必要と判断した場合

h. ２次系純水タンクの除灰に関すること

各課長は，火山影響等発生時において，２次系純水タンクの機能を維持するため，２次系純水タンクの除灰を実施する。

(a)　手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合，気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径 160km）内の活火山に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合において，発電所敷地内で降灰を確認した場合

火山影響等発生時の主な作業

No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
b. (a)	非常用ディーゼル発電機への火山灰フィルタの取付け※1	緊急時対応要員	6	1 時間 5 分
b. (b)	非常用ディーゼル発電機の火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃※1	緊急時対応要員	6	2 時間
d. (a)	中型ポンプ車および加圧ポンプ車の建屋内への移動および準備作業	緊急時対応要員	4	1 時間 30 分※2
d. (b)	中型ポンプ車および加圧ポンプ車による蒸気発生器への注水	運転員（現場）	2	45 分
		緊急時対応要員	3	
f. (a)	300kVA 電源車の建屋内への移動および準備作業	緊急時対応要員	3	2 時間※3
f. (b)	300kVA 電源車による代替電源（交流）からの給電（補助給水機能健全時）	運転員（現場）	2	2 時間
		緊急時対応要員	4	
	300kVA 電源車による代替電源（交流）からの給電（補助給水機能喪失時）	運転員（現場）	2	1 時間 50 分
		緊急時対応要員	4	
g. (a)	ミニローリーの建屋内への移動	緊急時対応要員	4	1 時間 10 分

※1　非常用ディーゼル発電機２基での作業
※2　屋外作業は 1 時間 10 分
※3　屋外作業は 30 分

備考

本頁変更なし

変更前	変更後	備考
i. 施設管理，点検 各課長は，降灰が確認された場合は，建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けないこと，降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するため，設計対象施設等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。 また，上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については，降灰および降雪の状況を踏まえ，設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。 j. 降灰時の原子炉施設への影響確認 各課長は，発電所敷地内に降灰が確認された場合は，原子炉施設への影響を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 3.5 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は，3.1 項から 3.4 項で定めた計画に基づき，火山影響等発生時または降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 3.6 定期的な評価 (1) 各課長は，3.5 項の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。 (2) 防災課長は，3.1 項から 3.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 3.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 (1) 各課長は，火山影響等発生時および降雪の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 a. 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準 火山影響等発生時において，非常用ディーゼル発電機への火山灰フィルタの取付けに着手し，かつ，第 72 条に定める外部電源について，すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合（外部電源の点検・保修等により，すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない状態において，火山灰フィルタの取付けに着手することとなった場合を含む。） 3.8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見の収集，反映 発電管理部長は，定期的に新たな知見の確認を行い，新たな知見が得られた場合の火山現象の評価を行い，必要な事項を適切に反映する。	i. 施設管理，点検 各課長は，降灰が確認された場合は，建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けないこと，降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するため，設計対象施設等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。 また，上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については，降灰および降雪の状況を踏まえ，設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。 j. 降灰時の原子炉施設への影響確認 各課長は，発電所敷地内に降灰が確認された場合は，原子炉施設への影響を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 3.5 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は，3.1 項から 3.4 項で定めた計画に基づき，火山影響等発生時または降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 3.6 定期的な評価 (1) 各課長は，3.5 項の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき必要な措置を講じ，保修統括課長に報告する。 (2) 保修統括課長は，3.1 項から 3.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 3.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 (1) 各課長は，火山影響等発生時および降雪の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 a. 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準 火山影響等発生時において，非常用ディーゼル発電機への火山灰フィルタの取付けに着手し，かつ，第 72 条に定める外部電源について，すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合（外部電源の点検・保修等により，すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない状態において，火山灰フィルタの取付けに着手することとなった場合を含む。） 3.8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見の収集，反映 発電管理部長は，定期的に新たな知見の確認を行い，新たな知見が得られた場合の火山現象の評価を行い，必要な事項を適切に反映する。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
4 地　震 防災課長は，地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の 4.1 項から 4.4 項を含む計画を社内規定として策定し，所長の承認を得る。また，各課長は，計画に基づき，地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 4.1　要員の配置 所長は，地震の発生により災害（原子力災害を含む。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，第 120 条に定める組織を整備し，原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。 4.2　教育訓練の実施 地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については，第 130 条および第 131 条に基づき実施する。 4.3　資機材の配備 各課長は，地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 4.4　手順書の整備 (1) 各課長は，地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a.　波及的影響防止に関する手順 (a) 各課長は，波及的影響を防止するよう現場を維持するため，機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 (b) 各課長は，機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における，耐震重要施設（耐震Ｓクラス施設），常設耐震重要重大事故防止設備または常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備を含む。）および特重施設（以下，「耐震重要施設等」という。）に対する下位クラス施設※1の波及的影響（4つの観点※2および溢水・火災の観点）を防止する。 ※1：耐震ＢクラスおよびＣクラス施設に加え，常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備を含む。），可搬型重大事故等対処設備，ならびに常設重大事故防止設備および常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設を考慮する。 ※2：4つの観点とは，以下をいう。 ア　設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する不等沈下または相対変位による影響 イ　耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響 ウ　建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒および落下等による耐震重要施設等への影響 エ　建屋外における下位クラス施設の損傷，転倒および落下等による耐震重要施設への影響 b.　地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課長は，最寄りの気象庁震度観測点において震度５弱以上の地震が観測された場合，以下の対応を行うとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 (a) 各課長は，原子炉施設の損傷の有無を確認する。	地　震 保修統括課長は，地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の 4.1 項から 4.4 項を含む計画を社内規定として策定し，所長の承認を得る。また，各課長は，計画に基づき，地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 4.1　要員の配置 所長は，地震の発生により災害（原子力災害を含む。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，第 120 条に定める組織を整備し，原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。 4.2　教育訓練の実施 地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については，第 130 条および第 131 条に基づき実施する。 4.3　資機材の配備 各課長は，地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 4.4　手順書の整備 (1) 各課長は，地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a.　波及的影響防止に関する手順 (a) 各課長は，波及的影響を防止するよう現場を維持するため，機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 (b) 各課長は，機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における，耐震重要施設（耐震Ｓクラス施設），常設耐震重要重大事故防止設備または常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備を含む。）および特重施設（以下，「耐震重要施設等」という。）に対する下位クラス施設※1の波及的影響（4つの観点※2および溢水・火災の観点）を防止する。 ※1：耐震ＢクラスおよびＣクラス施設に加え，常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備を含む。），可搬型重大事故等対処設備，ならびに常設重大事故防止設備および常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設を考慮する。 ※2：4つの観点とは，以下をいう。 ア　設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する不等沈下または相対変位による影響 イ　耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響 ウ　建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒および落下等による耐震重要施設等への影響 エ　建屋外における下位クラス施設の損傷，転倒および落下等による耐震重要施設への影響 b.　地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課長は，最寄りの気象庁震度観測点において震度５弱以上の地震が観測された場合，以下の対応を行うとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 (a) 各課長は，原子炉施設の損傷の有無を確認する。	組織整備に伴う変更

変更前	変更後	備考
(b) 当直長は，使用済燃料ピットにおいて，水面の清浄度および異物混入がないこと等を確認する。 4.5 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は，4.1 項から 4.4 項で定めた計画に基づき，地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 4.6 定期的な評価 (1) 各課長は，4.5 項の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。 (2) 防災課長は，4.1 項から 4.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 4.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は，地震の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 4.8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a．新たな知見等の収集，反映 発電管理部長は，必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ基準地震動の評価を行い，必要な事項を適切に反映する。 b．波及的影響防止 発電管理部長は，4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。 c．地震観測および影響確認 発電管理部長は，原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して，地震観測等により振動性状の把握を行い，それらの測定結果に基づく解析等により施設の機能に支障のないことの確認をする。	(b) 当直長は，使用済燃料ピットにおいて，水面の清浄度および異物混入がないこと等を確認する。 4.5 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は，4.1 項から 4.4 項で定めた計画に基づき，地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 4.6 定期的な評価 (1) 各課長は，4.5 項の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき必要な措置を講じ，保修統括課長に報告する。 (2) 保修統括課長は，4.1 項から 4.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 4.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は，地震の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 4.8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a．新たな知見等の収集，反映 発電管理部長は，必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ基準地震動の評価を行い，必要な事項を適切に反映する。 b．波及的影響防止 発電管理部長は，4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。 c．地震観測および影響確認 発電管理部長は，原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して，地震観測等により振動性状の把握を行い，それらの測定結果に基づく解析等により施設の機能に支障のないことの確認をする。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
5　津　波 防災課長は，津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の5.1項から5.4項を含む計画を社内規定として策定し，所長の承認を得る。また，各課長は，計画に基づき，津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 5.1　要員の配置 所長は，津波の発生により災害（原子力災害を含む。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，第120条に定める組織を整備し，原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。 5.2　教育訓練の実施 津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については，第130条および第131条に基づき実施する。 5.3　資機材の配備 各課長は，津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 5.4　手順書の整備 (1) 各課長は，津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a.　津波の襲来が予想される場合の対応 (a) 当直長は，発電所の近傍を震源とする地震に起因して大津波警報が発令された場合，原則として原子炉を停止し，冷却操作を実施する。ただし，以下の場合はその限りではない。 ア　大津波警報が誤報であった場合 イ　発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であって，愛媛県瀬戸内海沿岸区域に津波が到達するまでの間に，大津波警報が解除または見直された場合 (b) 各課長は，燃料等輸送船に関し，津波警報等が発令された場合，荷役作業を中断し，陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。 (c) 各課長は，緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。 (d) 当直長は，海面監視カメラおよび耐震型海水ピット水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。 b.　水密扉の閉止状態の管理 当直長は，中央制御室および[redacted]において水密扉監視設備の警報監視により，水密扉の閉止状態の確認を行う。また，各課長は，水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。 c.　津波発生時の原子炉施設への影響確認 各課長は，発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は，大津波警報解除後，原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 d.　津波評価条件の変更の要否確認 (a) 防災課長は，設備改造等を行う場合，都度，津波評価への影響確認を行う。 (b) 防災課長は，津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。	5　津　波 保修統括課長は，津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の5.1項から5.4項を含む計画を社内規定として策定し，所長の承認を得る。また，各課長は，計画に基づき，津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 5.1　要員の配置 所長は，津波の発生により災害（原子力災害を含む。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，第120条に定める組織を整備し，原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。 5.2　教育訓練の実施 津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については，第130条および第131条に基づき実施する。 5.3　資機材の配備 各課長は，津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 5.4　手順書の整備 (1) 各課長は，津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a.　津波の襲来が予想される場合の対応 (a) 当直長は，発電所の近傍を震源とする地震に起因して大津波警報が発令された場合，原則として原子炉を停止し，冷却操作を実施する。ただし，以下の場合はその限りではない。 ア　大津波警報が誤報であった場合 イ　発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であって，愛媛県瀬戸内海沿岸区域に津波が到達するまでの間に，大津波警報が解除または見直された場合 (b) 各課長は，燃料等輸送船に関し，津波警報等が発令された場合，荷役作業を中断し，陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。 (c) 各課長は，緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。 (d) 当直長は，海面監視カメラおよび耐震型海水ピット水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。 b.　水密扉の閉止状態の管理 当直長は，中央制御室および[redacted]において水密扉監視設備の警報監視により，水密扉の閉止状態の確認を行う。また，各課長は，水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。 c.　津波発生時の原子炉施設への影響確認 各課長は，発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は，大津波警報解除後，原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 d.　津波評価条件の変更の要否確認 (a) 保修統括課長は，設備改造等を行う場合，都度，津波評価への影響確認を行う。 (b) 保修統括課長は，津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
5.5　原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は，5.1 項から 5.4 項で定めた計画に基づき，津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 5.6　定期的な評価 (1) 各課長は，5.5 項の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。 (2) 防災課長は，5.1 項から 5.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 5.7　原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は，津波の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 5.8　その他関連する活動 (1) 原子力部長は，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a.　新たな知見の収集，反映 発電管理部長は，定期的に新たな知見の確認を行い，新たな知見が得られた場合の基準津波の評価を行い，必要な事項を適切に反映する。	5.5　原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は，5.1 項から 5.4 項で定めた計画に基づき，津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 5.6　定期的な評価 (1) 各課長は，5.5 項の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき必要な措置を講じ，保修統括課長に報告する。 (2) 保修統括課長は，5.1 項から 5.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 5.7　原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は，津波の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 5.8　その他関連する活動 (1) 原子力部長は，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a.　新たな知見の収集，反映 発電管理部長は，定期的に新たな知見の確認を行い，新たな知見が得られた場合の基準津波の評価を行い，必要な事項を適切に反映する。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前

6　竜　巻

防災課長は，竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の6.1項から6.4項を含む計画を社内規定として策定し，所長の承認を得る。また，各課長は，計画に基づき，竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

6.1　要員の配置

所長は，竜巻の発生により災害（原子力災害を含む。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，第120条に定める組織を整備し，原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。

6.2　教育訓練の実施

竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については，第130条および第131条に基づき実施する。

6.3　資機材の配備

各課長は，竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。

6.4　手順書の整備

(1) 各課長は，竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として，以下の活動を実施することを社内規定に定める。

a.　飛来物管理の手順

各課長は，飛来物となる可能性があるもののうち，資機材については飛来時の運動エネルギーまたは衝撃力が設定する設計飛来物である鋼製材より大きなもの，車両については飛来した場合の運動エネルギーが設定する設計飛来物である乗用車※1よりも大きく，竜巻防護施設※2を防護できない可能性があるものは，設置場所等に応じて固縛，固定または竜巻防護施設※2から離隔対策を行い，飛来物とならない管理を実施する。

※1：設計飛来物の寸法等は，以下のとおり。

飛来物の種類	鋼製材	乗用車
寸法（m）	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2	長さ×幅×高さ 4.6×1.6×1.4
質量（kg）	135	2,000

※2：「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1，クラス2に該当する構築物，系統および機器

b.　竜巻の襲来が予想される場合および竜巻襲来後の対応

各課長は，竜巻防護施設を防護するための操作・確認および補修等が必要となる事項を定める。海水ピットクレーンについては，運転停止および停留位置へ移動することを定める。

c.　代替設備の確保

各課長は，安全施設のうち竜巻防護施設を除く施設※3が損傷する場合を考慮して，代替設備による必要な機能の確保，安全上支障のない期間における補修の実施等により，安全機能を維持する。

※3：「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス3に該当する構築物，系統および機器

変更後

6　竜　巻

保修統括課長は，竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の6.1項から6.4項を含む計画を社内規定として策定し，所長の承認を得る。また，各課長は，計画に基づき，竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

6.1　要員の配置

所長は，竜巻の発生により災害（原子力災害を含む。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，第120条に定める組織を整備し，原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。

6.2　教育訓練の実施

竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については，第130条および第131条に基づき実施する。

6.3　資機材の配備

各課長は，竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。

6.4　手順書の整備

(1) 各課長は，竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として，以下の活動を実施することを社内規定に定める。

a.　飛来物管理の手順

各課長は，飛来物となる可能性があるもののうち，資機材については飛来時の運動エネルギーまたは衝撃力が設定する設計飛来物である鋼製材より大きなもの，車両については飛来した場合の運動エネルギーが設定する設計飛来物である乗用車※1よりも大きく，竜巻防護施設※2を防護できない可能性があるものは，設置場所等に応じて固縛，固定または竜巻防護施設※2から離隔対策を行い，飛来物とならない管理を実施する。

※1：設計飛来物の寸法等は，以下のとおり。

飛来物の種類	鋼製材	乗用車
寸法（m）	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2	長さ×幅×高さ 4.6×1.6×1.4
質量（kg）	135	2,000

※2：「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1，クラス2に該当する構築物，系統および機器

b.　竜巻の襲来が予想される場合および竜巻襲来後の対応

各課長は，竜巻防護施設を防護するための操作・確認および補修等が必要となる事項を定める。海水ピットクレーンについては，運転停止および停留位置へ移動することを定める。

c.　代替設備の確保

各課長は，安全施設のうち竜巻防護施設を除く施設※3が損傷する場合を考慮して，代替設備による必要な機能の確保，安全上支障のない期間における補修の実施等により，安全機能を維持する。

※3：「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス3に該当する構築物，系統および機器

備考

組織整備に伴う変更

変更前	変更後	備考
d.　竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 各課長は，発電所敷地内に竜巻が発生した場合は，事象収束後，原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 6.5　原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は，6.1 項から 6.4 項で定めた計画に基づき，竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 6.6　定期的な評価 (1) 各課長は，6.5 項の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。 (2) 防災課長は，6.1 項から 6.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 6.7　原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は，竜巻の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 6.8　その他関連する活動 (1) 原子力部長は，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a.　新たな知見の収集，反映 発電管理部長は，定期的に新たな知見の確認を行い，新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い，必要な事項を適切に反映する。	d.　竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 各課長は，発電所敷地内に竜巻が発生した場合は，事象収束後，原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 6.5　原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は，6.1 項から 6.4 項で定めた計画に基づき，竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 6.6　定期的な評価 (1) 各課長は，6.5 項の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき必要な措置を講じ，保修統括課長に報告する。 (2) 保修統括課長は，6.1 項から 6.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 6.7　原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は，竜巻の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 6.8　その他関連する活動 (1) 原子力部長は，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a.　新たな知見の収集，反映 発電管理部長は，定期的に新たな知見の確認を行い，新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い，必要な事項を適切に反映する。	組織整備に伴う変更 （以下，本頁において同じ）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
7 有毒ガス 放射線・化学管理課長は，有毒ガス発生時における運転員，[redacted]および緊急時対策所（EL. 32m）で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「運転員等」という。）の防護のための活動を行う体制の整備として，次の 7.1 項から 7.4 項を含む計画を社内規定として策定し，所長の承認を得る。また，各課長は，計画に基づき，有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 7.1 要員の配置 所長は，発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に随行・立会する者（以下「立会人等」という。）ならびに有毒ガス発生時に備え，有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下「終息活動」という。）を行う要員等を配置する。 7.2 教育訓練の実施 (1) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練については，第 130 条および第 131 条に基づき実施する。 (2) 放射線・化学管理課長は，終息活動を行う要員に対して，終息活動等に関する教育訓練を定期的に実施する。 7.3 資機材の配備 各課長は，有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な防護具等の資機材を配備する。 7.4 手順書の整備 (1) 各課長は，有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 有毒ガス防護の確認に関する手順 (a) 放射線・化学管理課長は，発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対し，次の(b)項および(c)項により，運転員等の吸気中の有毒ガス濃度について有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。 (b) 放射線・化学管理課長は，発電所敷地内ならびに中央制御室等から半径 10km 近傍に新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状，貯蔵状況等の変更を確認し，固定源または可動源の見直しがある場合は，有毒ガスが発生した場合の影響評価を実施し，評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。 (c) 各課長は，有毒ガス防護に係る影響評価において，有毒ガスの影響を軽減するための防液堤，中和槽等について，適切に運用管理を実施する。 b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (a) 各課長は，可動源に対し，立会人等の同行，通信連絡設備による連絡，中央制御室換気空調設備，緊急時対策所（EL. 32m）換気設備および[redacted]の換気設備の隔離，防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。 (b) 各課長は，予期せぬ有毒ガス発生時に，防護具の着用および使用する防護具用ボンベの供給の対策を実施する。	7 有毒ガス 放射線・化学管理課長は，有毒ガス発生時における運転員，[redacted]および緊急時対策所（EL. 32m）で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「運転員等」という。）の防護のための活動を行う体制の整備として，次の 7.1 項から 7.4 項を含む計画を社内規定として策定し，所長の承認を得る。また，各課長は，計画に基づき，有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 7.1 要員の配置 所長は，発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に随行・立会する者（以下「立会人等」という。）ならびに有毒ガス発生時に備え，有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下「終息活動」という。）を行う要員等を配置する。 7.2 教育訓練の実施 (1) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練については，第 130 条および第 131 条に基づき実施する。 (2) 放射線・化学管理課長は，終息活動を行う要員に対して，終息活動等に関する教育訓練を定期的に実施する。 7.3 資機材の配備 各課長は，有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な防護具等の資機材を配備する。 7.4 手順書の整備 (1) 各課長は，有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 有毒ガス防護の確認に関する手順 (a) 放射線・化学管理課長は，発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対し，次の(b)項および(c)項により，運転員等の吸気中の有毒ガス濃度について有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。 (b) 放射線・化学管理課長は，発電所敷地内ならびに中央制御室等から半径 10km 近傍に新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状，貯蔵状況等の変更を確認し，固定源または可動源の見直しがある場合は，有毒ガスが発生した場合の影響評価を実施し，評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。 (c) 各課長は，有毒ガス防護に係る影響評価において，有毒ガスの影響を軽減するための防液堤，中和槽等について，適切に運用管理を実施する。 b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (a) 各課長は，可動源に対し，立会人等の同行，通信連絡設備による連絡，中央制御室換気空調設備，緊急時対策所（EL. 32m）換気設備および[redacted]の換気設備の隔離，防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。 (b) 各課長は，予期せぬ有毒ガス発生時に，防護具の着用および使用する防護具用ボンベの供給の対策を実施する。	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
7.5　有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動の実施 各課長は，7.1 項から 7.4 項で定めた計画に基づき，有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を実施する。 7.6　定期的な評価 (1) 各課長は，7.5 項の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき必要な措置を講じ，放射線・化学管理課長に報告する。 (2) 放射線・化学管理課長は，7.1 項から 7.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 7.7　原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は，有毒ガスの影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	7.5　有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動の実施 各課長は，7.1 項から 7.4 項で定めた計画に基づき，有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を実施する。 7.6　定期的な評価 (1) 各課長は，7.5 項の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき必要な措置を講じ，放射線・化学管理課長に報告する。 (2) 放射線・化学管理課長は，7.1 項から 7.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 7.7　原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は，有毒ガスの影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
添付３　重大事故等および大規模損壊対応 に係る実施基準 （第１７条の５および第１７条の６関連）	添付３　重大事故等および大規模損壊対応 に係る実施基準 （第１７条の５および第１７条の６関連）	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準	
本「実施基準」は，重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくはＡＰＣ等による原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。 また，重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等を表－１から表－19に，ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた対応に必要な措置の運用手順等を表－21から表－31に定める。なお，多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については，社内規定に定める。	本「実施基準」は，重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくはＡＰＣ等による原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。 また，重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等を表－１から表－19に，ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた対応に必要な措置の運用手順等を表－21から表－31に定める。なお，多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については，社内規定に定める。	
１　重大事故等対策	１　重大事故等対策	
1.1　重大事故等対策のための計画の策定	1.1　重大事故等対策のための計画の策定	
安全技術課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の(1)から(7)を含む計画（訓練計画課長および発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を社内規定として策定し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。	安全技術課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の(1)から(7)を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を社内規定として策定し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）
訓練計画課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち教育および訓練の管理に係る事項として，次の(3)を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を社内規定として策定し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。		
発電課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち原子炉施設の運転に係る事項を行う体制の整備として，次の(1)から(7)を含む計画を社内規定として策定し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。	発電課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち原子炉施設の運転に係る事項を行う体制の整備として，次の(1)から(7)を含む計画を社内規定として策定し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。	
(1) 重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等	(1) 重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等	
原子炉主任技術者は，第９条に定める原子炉主任技術者の職務等の他，以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等を遂行する。	原子炉主任技術者は，第９条に定める原子炉主任技術者の職務等の他，以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等を遂行する。	
a.　原子炉主任技術者は，原子力防災組織において，独立性が確保できる職位に配置し，重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実，かつ，最優先に行うことを任務とする。	a.　原子炉主任技術者は，原子力防災組織において，独立性が確保できる職位に配置し，重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実，かつ，最優先に行うことを任務とする。	
b.　原子炉主任技術者は，保安上必要な場合は，運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い，発電所災害対策本部の本部長は，その指示を踏まえ方針を決定する。	b.　原子炉主任技術者は，保安上必要な場合は，運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い，発電所災害対策本部の本部長は，その指示を踏まえ方針を決定する。	
c.　原子炉主任技術者は，重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって，保安上必要な事項について確認を行う。	c.　原子炉主任技術者は，重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって，保安上必要な事項について確認を行う。	
d.　発電所への非常招集ルート圏内（伊方町，八幡浜市等圏内）に原子炉主任技術者または代行者１名を配置する。休日・夜間に重大事故等が発生した場合，原子炉主任技術者または代行者は，当直長からの情報連絡（プラントの状況，対策の状況）を受け，原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は指示を行う。	d.　発電所への非常招集ルート圏内（伊方町，八幡浜市等圏内）に原子炉主任技術者または代行者１名を配置する。休日・夜間に重大事故等が発生した場合，原子炉主任技術者または代行者は，当直長からの情報連絡（プラントの状況，対策の状況）を受け，原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は指示を行う。	
(2)　体制の整備	(2)　体制の整備	
安全技術課長および発電課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「発電所災害対策要員」という。）を配置し，以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織ならびにその支援組織の役割分担および責任者などを定め，効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。	安全技術課長および発電課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「発電所災害対策要員」という。）を配置し，以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織ならびにその支援組織の役割分担および責任者などを定め，効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。	

変更前	変更後	備考
a.　所長は，重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に，事故原因の除去，原子力災害の拡大防止およびその他の必要な活動を迅速，かつ，円滑に行うため，非常体制を発令し，発電所災害対策要員の非常招集および通報連絡を行い，第120条に定める原子力防災組織を設置し，発電所に自らを本部長とする発電所災害対策本部の体制を整え対処する。また，事故対処に必要な場合には，あらかじめ社内規定に定めた手順等によることなく，事故収束に必要な措置を講じる。 b.　所長は，発電所災害対策本部の本部長として，原子力防災組織の統括管理を行い，責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。 また，本部長の下に副本部長を設置し，副本部長は本部長を補佐し，本部長が不在の場合は，その職務を代行する。 c.　所長は，発電所災害対策本部における全体指揮者となり原子力防災組織を統括管理し，複数号炉の同時被災時は指揮者を総括として指名する。 d.　所長は，発電所災害対策本部に重大事故等対策を実施する実施組織，実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織および実施組織が事故対応に専念できる環境を整える運営支援組織を編成し，専門性および経験を考慮した班を構成する。 また，各班の役割分担および責任者である班長を定め，指揮命令系統を明確にし，効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。 e.　所長は，自らが出張等により不在となる場合に備え，本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。 また，実施組織および支援組織の各班には責任者である班長（課長）を配置し，班長が欠けた場合に備え，あらかじめ代行順位を定めた副班長（課長または副長）を配置する。 f.　所長は，重大事故等発生時，直ちに非常体制を発令するとともに発電管理部長へ報告する。 g.　実施組織の班構成および必要な役割分担は以下のとおりとし，重大事故等対策を円滑に実施する。 (a)　運転班は，運転員の任務，事故拡大防止に必要な運転上の措置，発電施設の保安維持を行う。 (b)　調査復旧班は，発電設備および建物，構造物の応急復旧計画の策定およびそれに基づく措置を行う。 (c)　消防班は，消火活動を実施する。 h.　複数号炉の同時被災の場合における実施組織の対応については，以下のとおりとする。 (a)　発電所災害対策本部は，複数号炉の同時被災の場合において，発電所災害対策本部長の指示により指名した総括の指示のもと，号炉ごとの情報収集や事故対策の検討を行うことで，重大事故等対策を実行する。 (b)　原子炉主任技術者は，保安監督を誠実かつ，最優先に行うこととし，プラント状況把握および事故対策に専念することにより，複数号炉の同時被災が発生した場合においても保安上必要な指示を的確に実施する。 (c)　実施組織は，情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう通報連絡を行う者を配置し，通報連絡後の情報連絡は通報連絡者が管理を一括して実施することで円滑に対応する。 i.　支援組織は技術支援組織と運営支援組織で構成し，それぞれの技術支援組織と運営支援組織の班構成および必要な役割分担については，以下のとおりとし，重大事故等対策を円滑に実施する。	a.　所長は，重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に，事故原因の除去，原子力災害の拡大防止およびその他の必要な活動を迅速，かつ，円滑に行うため，非常体制を発令し，発電所災害対策要員の非常招集および通報連絡を行い，第120条に定める原子力防災組織を設置し，発電所に自らを本部長とする発電所災害対策本部の体制を整え対処する。また，事故対処に必要な場合には，あらかじめ社内規定に定めた手順等によることなく，事故収束に必要な措置を講じる。 b.　所長は，発電所災害対策本部の本部長として，原子力防災組織の統括管理を行い，責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。 また，本部長の下に副本部長を設置し，副本部長は本部長を補佐し，本部長が不在の場合は，その職務を代行する。 c.　所長は，発電所災害対策本部における全体指揮者となり原子力防災組織を統括管理し，複数号炉の同時被災時は指揮者を総括として指名する。 d.　所長は，発電所災害対策本部に重大事故等対策を実施する実施組織，実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織および実施組織が事故対応に専念できる環境を整える運営支援組織を編成し，専門性および経験を考慮した班を構成する。 また，各班の役割分担および責任者である班長を定め，指揮命令系統を明確にし，効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。 e.　所長は，自らが出張等により不在となる場合に備え，本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。 また，実施組織および支援組織の各班には責任者である班長（課長）を配置し，班長が欠けた場合に備え，あらかじめ代行順位を定めた副班長（課長または副長）を配置する。 f.　所長は，重大事故等発生時，直ちに非常体制を発令するとともに発電管理部長へ報告する。 g.　実施組織の班構成および必要な役割分担は以下のとおりとし，重大事故等対策を円滑に実施する。 (a)　運転班は，運転員の任務，事故拡大防止に必要な運転上の措置，発電施設の保安維持を行う。 (b)　調査復旧班は，発電設備および建物，構造物の応急復旧計画の策定およびそれに基づく措置を行う。 (c)　消防班は，消火活動を実施する。 h.　複数号炉の同時被災の場合における実施組織の対応については，以下のとおりとする。 (a)　発電所災害対策本部は，複数号炉の同時被災の場合において，発電所災害対策本部長の指示により指名した総括の指示のもと，号炉ごとの情報収集や事故対策の検討を行うことで，重大事故等対策を実行する。 (b)　原子炉主任技術者は，保安監督を誠実かつ，最優先に行うこととし，プラント状況把握および事故対策に専念することにより，複数号炉の同時被災が発生した場合においても保安上必要な指示を的確に実施する。 (c)　実施組織は，情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう通報連絡を行う者を配置し，通報連絡後の情報連絡は通報連絡者が管理を一括して実施することで円滑に対応する。 i.　支援組織は技術支援組織と運営支援組織で構成し，それぞれの技術支援組織と運営支援組織の班構成および必要な役割分担については，以下のとおりとし，重大事故等対策を円滑に実施する。	本頁変更なし

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
(a) 技術支援組織は，事故拡大防止のための運転措置の支援および保安上の技術的支援を行うものとして運転班，調査復旧班および消防班で構成する。 ア 運転班のうち技術支援を行う班は，炉心損傷へ至った場合において，プラント状態の把握および事故進展の予測，パラメータの監視，パラメータがあらかじめ定められたしきい値を超えた場合に操作を実施した場合の実効性および悪影響の評価並びに操作の優先順位を踏まえた対応手順の選定を行い実施組織へ実施すべき操作の指示を行う。 イ 調査復旧班のうち技術支援を行う班は，発電設備および建物，構築物の応急復旧計画立案ならびに実施組織へ実施すべき内容の指示を行う。 ウ 消防班のうち技術支援を行う班は，火災発生箇所の特定および実施組織へ優先すべき消火活動の指示を行う。 (b) 運営支援組織は，情報連絡班，報道班，技術支援班および総務班で構成し，必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。 ア 情報連絡班は，発電所災害対策本部の運営，情報の収集，関係官庁および関係地方公共団体への通報連絡ならびに各班へ災害対策本部（松山）および災害対策本部（高松）からの指令事項の連絡を行う。 イ 報道班は，関係地方公共団体等の対応および報道機関の対応を行う。 ウ 技術支援班は，発電所内外（周辺海域を含む）の放射線・放射能の状況把握，発電所災害対策要員の被ばく管理および放射性物質による汚染の除去を行う。 エ 総務班は，避難誘導，救護，警備対策，資機材の輸送調達，原子力災害医療の実施および食料等の調達手配を行う。 j. 支援組織は，情報連絡に関して以下のとおり活動し，重大事故等対策を円滑に実施する。 (a) 発電所内外の組織への通報および連絡を実施できるように衛星電話設備および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて，広く情報提供を行う。 (b) 原子炉施設の状態および重大事故等対策の実施状況に係る情報は，発電所災害対策本部の情報連絡班にて一元的に集約管理し，発電所内で共有するとともに，災害対策本部（松山，高松）と発電所災害対策本部間において，衛星電話設備，統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備および安全パラメータ表示システム等を使用することにより，発電所の状況および重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。 (c) 災害対策本部（松山，高松）との連絡を密にすることで報道発表，外部からの問い合わせ対応および関係機関への連絡を災害対策本部（松山，高松）で実施し，発電所災害対策本部が事故対応に専念でき，かつ，発電所内外へ広く情報提供を行う。 k. 安全技術課長は，初動対応に必要な発電所災害対策要員を発電所内に，有効性評価上考慮する作業に必要な発電所災害対策要員を発電所近傍に，それぞれ常時確保し，確保した発電所災害対策要員により，重大事故等発生時に対応する。 l. 休日・夜間において重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために，第12条に規定する運転員，緊急時対応要員および[redacted]について，以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。 (a) 安全技術課長および発電課長は，運転中においては，発電所内に運転員10名，通報連絡および重大事故等の対応を行う緊急時対応要員22名ならびに[redacted]の合計[redacted]を確保する。	(a) 技術支援組織は，事故拡大防止のための運転措置の支援および保安上の技術的支援を行うものとして運転班，調査復旧班および消防班で構成する。 ア 運転班のうち技術支援を行う班は，炉心損傷へ至った場合において，プラント状態の把握および事故進展の予測，パラメータの監視，パラメータがあらかじめ定められたしきい値を超えた場合に操作を実施した場合の実効性および悪影響の評価並びに操作の優先順位を踏まえた対応手順の選定を行い実施組織へ実施すべき操作の指示を行う。 イ 調査復旧班のうち技術支援を行う班は，発電設備および建物，構築物の応急復旧計画立案ならびに実施組織へ実施すべき内容の指示を行う。 ウ 消防班のうち技術支援を行う班は，火災発生箇所の特定および実施組織へ優先すべき消火活動の指示を行う。 (b) 運営支援組織は，情報連絡班，報道班，技術支援班および総務班で構成し，必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。 ア 情報連絡班は，発電所災害対策本部の運営，情報の収集，関係官庁および関係地方公共団体への通報連絡ならびに各班へ災害対策本部（松山）および災害対策本部（高松）からの指令事項の連絡を行う。 イ 報道班は，関係地方公共団体等の対応および報道機関の対応を行う。 ウ 技術支援班は，発電所内外（周辺海域を含む）の放射線・放射能の状況把握，発電所災害対策要員の被ばく管理および放射性物質による汚染の除去を行う。 エ 総務班は，避難誘導，救護，警備対策，資機材の輸送調達，原子力災害医療の実施および食料等の調達手配を行う。 j. 支援組織は，情報連絡に関して以下のとおり活動し，重大事故等対策を円滑に実施する。 (a) 発電所内外の組織への通報および連絡を実施できるように衛星電話設備および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて，広く情報提供を行う。 (b) 原子炉施設の状態および重大事故等対策の実施状況に係る情報は，発電所災害対策本部の情報連絡班にて一元的に集約管理し，発電所内で共有するとともに，災害対策本部（松山，高松）と発電所災害対策本部間において，衛星電話設備，統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備および安全パラメータ表示システム等を使用することにより，発電所の状況および重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。 (c) 災害対策本部（松山，高松）との連絡を密にすることで報道発表，外部からの問い合わせ対応および関係機関への連絡を災害対策本部（松山，高松）で実施し，発電所災害対策本部が事故対応に専念でき，かつ，発電所内外へ広く情報提供を行う。 k. 安全技術課長は，初動対応に必要な発電所災害対策要員を発電所内に，有効性評価上考慮する作業に必要な発電所災害対策要員を発電所近傍に，それぞれ常時確保し，確保した発電所災害対策要員により，重大事故等発生時に対応する。 l. 休日・夜間において重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために，第12条に規定する運転員，緊急時対応要員および[redacted]について，以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。 (a) 安全技術課長および発電課長は，運転中においては，発電所内に運転員10名，通報連絡および重大事故等の対応を行う緊急時対応要員22名ならびに[redacted]の合計[redacted]を確保する。	本頁変更なし

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
運転停止中※については，運転員８名，緊急時対応要員 22 名および[redacted]の合計[redacted]，さらに使用済燃料ピット内のみに燃料体を貯蔵している期間中においては，運転員５名および緊急時対応要員 22 名の合計 27 名を確保する。 ※余熱除去設備により原子炉を冷却している期間および原子炉内に燃料体が１体以上ある期間 (b)　安全技術課長は，高線量下の対応においても，社員および協力会社社員を含め緊急時対応要員を確保する。 (c)　安全技術課長および発電課長は，病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し，第 12 条に規定する所定の運転員，緊急時対応要員および[redacted]に欠員が生じた場合は，要員の補充を行うとともに，そのような事態に備え，要員の体制に係る管理を行う。 安全技術課長および発電課長は，運転員，緊急時対応要員および[redacted]の補充の見込みが立たない場合は，所長に連絡するとともに，原子炉停止等の措置を実施し，確保できる発電所災害対策要員で，安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。 (d)　重大事故等発生時においては，緊急時対応要員のうち連絡責任者等は緊急時対策所（EL. 32m）に，現場で対応を行う要員は EL. 32m の集合場所に集まり，任務に応じた対応を行う。 (e)　[redacted]は，運転操作指揮を行う当直長と連携し，[redacted]から特重施設を用いた対応を行う。 m.　安全技術課長は，休日・夜間を含めて必要な参集要員を非常招集できるよう，定期的に通報連絡訓練を実施する。 n.　地震により緊急呼出システムが正常に機能しない等の通信障害によって非常招集連絡ができない場合でも地震（愛媛県内において，震度５弱以上の地震）の発生により出社可能な参集要員が発電所に自動参集する。 o.　各課長は，発電所災害対策要員が実効的に活動するための以下の施設および設備等について管理する。 (a)　支援組織が，必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システムおよびＳＰＤＳ表示端末，発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を備えた緊急時対策所（EL. 32m） (b)　実施組織が中央制御室，緊急時対策所（EL. 32m）および現場との連携を図り作業内容および現場状況の情報共有を実施するための緊急時用携帯型通話設備等 (c)　照明の電源が喪失し照明が消灯した場合でも，迅速な現場への移動，操作および作業を実施するためのヘッドライト等の照明装置	運転停止中※については，運転員８名，緊急時対応要員 22 名および[redacted]の合計[redacted]，さらに使用済燃料ピット内のみに燃料体を貯蔵している期間中においては，運転員５名および緊急時対応要員 22 名の合計 27 名を確保する。 ※余熱除去設備により原子炉を冷却している期間および原子炉内に燃料体が１体以上ある期間 (b)　安全技術課長は，高線量下の対応においても，社員および協力会社社員を含め緊急時対応要員を確保する。 (c)　安全技術課長および発電課長は，病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し，第 12 条に規定する所定の運転員，緊急時対応要員および[redacted]に欠員が生じた場合は，要員の補充を行うとともに，そのような事態に備え，要員の体制に係る管理を行う。 安全技術課長および発電課長は，運転員，緊急時対応要員および[redacted]の補充の見込みが立たない場合は，所長に連絡するとともに，原子炉停止等の措置を実施し，確保できる発電所災害対策要員で，安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。 (d)　重大事故等発生時においては，緊急時対応要員のうち連絡責任者等は緊急時対策所（EL. 32m）に，現場で対応を行う要員は EL. 32m の集合場所に集まり，任務に応じた対応を行う。 (e)　[redacted]は，運転操作指揮を行う当直長と連携し，[redacted]から特重施設を用いた対応を行う。 m.　安全技術課長は，休日・夜間を含めて必要な参集要員を非常招集できるよう，定期的に通報連絡訓練を実施する。 n.　地震により緊急呼出システムが正常に機能しない等の通信障害によって非常招集連絡ができない場合でも地震（愛媛県内において，震度５弱以上の地震）の発生により出社可能な参集要員が発電所に自動参集する。 o.　各課長は，発電所災害対策要員が実効的に活動するための以下の施設および設備等について管理する。 (a)　支援組織が，必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システムおよびＳＰＤＳ表示端末，発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を備えた緊急時対策所（EL. 32m） (b)　実施組織が中央制御室，緊急時対策所（EL. 32m）および現場との連携を図り作業内容および現場状況の情報共有を実施するための緊急時用携帯型通話設備等 (c)　照明の電源が喪失し照明が消灯した場合でも，迅速な現場への移動，操作および作業を実施するためのヘッドライト等の照明装置	
(3)　教育訓練の実施 訓練計画課長および発電課長は，発電所災害対策要員に対する教育および訓練について，以下のとおり実施する。 a.　基本とする教育訓練（力量の維持向上のための教育訓練）	(3)　教育訓練の実施 安全技術課長および発電課長は，発電所災害対策要員に対する教育および訓練について，以下のとおり実施する。 a.　基本とする教育訓練（力量の維持向上のための教育訓練）	組織整備に伴う変更

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
(a) 訓練計画課長および発電課長は，役割に応じた必要な力量を維持している発電所災害対策要員となる者を必要数確保するために，表－１から表－19に記載した対応手段および重大事故等発生時における[redacted]の対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目として定め，下記の事項を考慮して教育訓練の計画を作成し，適宜見直す。 ア　発電所災害対策要員に対し，各役割に応じて，重大事故等よりも厳しいプラント状態となった場合でも対応できるよう，重大事故等の内容，基本的な対処方法等，知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年１回以上実施する。年１回の教育訓練では技能の習得が困難な教育訓練項目については，年２回以上実施し，手順の習熟，力量の維持および向上を図る。 イ　現場作業にあたっている発電所災害対策要員が，作業に習熟し必要な作業を確実に完了できるよう，運転員（中央制御室および現場）と連携して一連の活動を行う教育訓練を年１回以上実施する。 ウ　発電所災害対策要員に対し，重大事故等発生時のプラント状況の把握，的確な対応操作の選択等，実施組織および支援組織の実効性等を総合的に確認するための教育訓練を年１回以上実施する。 エ　各課員等に対し，重大事故等の事故状況下において復旧を迅速に実施するために，普段から保守点検活動を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むことなどにより，原子炉施設および予備品について熟知させる。 運転員は，通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき，設備の巡視点検，定期点検および運転に必要な操作を自ら行う。 発電所災害対策要員は，各役割に応じて，原子力保安研修所にて設備の分解点検，調整，部品交換の実習を自ら行い，技能および知識の向上を図る。また設備の点検においては，保守実施方法をまとめた手順書に基づき，巡視点検，分解機器の状況確認，組立状況確認および試運転の立会確認を行うとともに，作業手順書の内容確認および作業工程検討などの保守点検活動を自ら行う。 オ　(a)ア項の教育訓練において，重大事故等発生時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために，重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定した事故時対応訓練，夜間および降雨ならびに強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練等，様々な状況を想定した教育訓練を実施する。 カ　設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびに社内規定が即時に利用できるよう，普段から保守点検活動等を通じて準備し，それらの情報および社内規定を用いた教育訓練を行う。 (b) 各課長は，計画に基づき，教育訓練を実施する者を指名し，「基本とする教育訓練」（力量維持向上のための教育訓練）を実施する。 (c) 各課長は，教育訓練を実施した者が，役割に応じた必要な力量を有していることを確認する。 (d) 安全技術課長および発電課長は，役割に応じた必要な力量を有している者の中から，発電所災害対策要員として宿直当番（運転員または[redacted]の場合は，当直）体制を構築する。 (e) 各課長は，役割に応じた必要な力量を有している者について，社内規定に定める頻度で「基本とする教育訓練」を実施し，役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は，以下の措置を実施する。	(a) 安全技術課長および発電課長は，役割に応じた必要な力量を維持している発電所災害対策要員となる者を必要数確保するために，表－１から表－19に記載した対応手段および重大事故等発生時における[redacted]の対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目として定め，下記の事項を考慮して教育訓練の計画を作成し，適宜見直す。 ア　発電所災害対策要員に対し，各役割に応じて，重大事故等よりも厳しいプラント状態となった場合でも対応できるよう，重大事故等の内容，基本的な対処方法等，知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年１回以上実施する。年１回の教育訓練では技能の習得が困難な教育訓練項目については，年２回以上実施し，手順の習熟，力量の維持および向上を図る。 イ　現場作業にあたっている発電所災害対策要員が，作業に習熟し必要な作業を確実に完了できるよう，運転員（中央制御室および現場）と連携して一連の活動を行う教育訓練を年１回以上実施する。 ウ　発電所災害対策要員に対し，重大事故等発生時のプラント状況の把握，的確な対応操作の選択等，実施組織および支援組織の実効性等を総合的に確認するための教育訓練を年１回以上実施する。 エ　各課員等に対し，重大事故等の事故状況下において復旧を迅速に実施するために，普段から保守点検活動を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むことなどにより，原子炉施設および予備品について熟知させる。 運転員は，通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき，設備の巡視点検，定期点検および運転に必要な操作を自ら行う。 発電所災害対策要員は，各役割に応じて，原子力保安研修所にて設備の分解点検，調整，部品交換の実習を自ら行い，技能および知識の向上を図る。また設備の点検においては，保守実施方法をまとめた手順書に基づき，巡視点検，分解機器の状況確認，組立状況確認および試運転の立会確認を行うとともに，作業手順書の内容確認および作業工程検討などの保守点検活動を自ら行う。 オ　(a)ア項の教育訓練において，重大事故等発生時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために，重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定した事故時対応訓練，夜間および降雨ならびに強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練等，様々な状況を想定した教育訓練を実施する。 カ　設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびに社内規定が即時に利用できるよう，普段から保守点検活動等を通じて準備し，それらの情報および社内規定を用いた教育訓練を行う。 (b) 各課長は，計画に基づき，教育訓練を実施する者を指名し，「基本とする教育訓練」（力量維持向上のための教育訓練）を実施する。 (c) 各課長は，教育訓練を実施した者が，役割に応じた必要な力量を有していることを確認する。 (d) 安全技術課長および発電課長は，役割に応じた必要な力量を有している者の中から，発電所災害対策要員として宿直当番（運転員または[redacted]の場合は，当直）体制を構築する。 (e) 各課長は，役割に応じた必要な力量を有している者について，社内規定に定める頻度で「基本とする教育訓練」を実施し，役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は，以下の措置を実施する。	組織整備に伴う変更

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
ア　教育訓練の計画に問題があると判断した場合，各課長は訓練計画課長に結果を報告する。訓練計画課長は，教育訓練の計画のうち実施要領に関する事項の見直しを検討する。 ただし，運転員または[redacted]が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は，発電課長が，教育訓練の計画のうち実施要領に関する事項の見直しを検討する。 イ　教育訓練の計画に問題はないと判断した場合，各課長は，当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し，訓練計画課長に結果を報告する。訓練計画課長は，教育訓練の計画のうち要員育成に関する見直しを検討する。 ただし，運転員または[redacted]が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は，発電課長が，教育訓練の計画のうち要員育成に関する事項の見直しを検討する。 b.　重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（成立性の確認訓練） 訓練計画課長および発電課長は，役割に応じた必要な力量を有している者について，下記の事項を考慮して教育訓練の計画を作成し，適宜見直す。 訓練計画課長および発電課長は，計画に基づき，役割に応じた必要な力量を有している者に対し，成立性の確認訓練を実施する。 (a)　成立性の確認訓練を以下のア項，イ項に定める頻度，内容で計画的に実施する。 ア　中央制御室主体の操作に係る成立性確認 （ア）　中央制御室主体の操作に係る成立性確認（シミュレータによる成立性確認） 中央操作主体，重要事故シーケンスの類似性および操作の類似性の観点から整理した以下のⅠからⅦの重要事故シーケンスについて，運転員および[redacted]を対象に年１回以上実施する。なお，[redacted]については，Ⅲの重要事故シーケンスを除く。 Ⅰ　２次系からの除熱機能喪失 Ⅱ　原子炉格納容器除熱機能喪失 Ⅲ　原子炉停止機能喪失 Ⅳ　非常用炉心冷却設備（ECCS）注水機能喪失 Ⅴ　非常用炉心冷却設備（ECCS）再循環機能喪失 Ⅵ　格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA） Ⅶ　格納容器バイパス（蒸気発生器伝熱管破損） （イ）　成立性の確認の評価方法 重要事故シーケンスの有効性評価上の解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして社内規定に定め，当直長の指示の下，適切な対応ができていることを以下のとおり評価する。 Ⅰ　重要事故シーケンスに応じた対応において，当直長からの指示に対して，運転員および[redacted]が適切に対応し，報告することにより連携が図られていること Ⅱ　解析上の操作条件が満足されるように対応できること Ⅲ　手順書に従い確実な対応ができること イ　現場主体の操作に係る成立性確認 （ア）　技術的能力の成立性確認 現場主体で実施する表－20の対応手段のうち，有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について，発電所災害対策要員を対象に年１回以上実施する。	ア　教育訓練の計画に問題があると判断した場合，各課長は安全技術課長に結果を報告する。安全技術課長は，教育訓練の計画のうち実施要領に関する事項の見直しを検討する。 ただし，運転員または[redacted]が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は，発電課長が，教育訓練の計画のうち実施要領に関する事項の見直しを検討する。 イ　教育訓練の計画に問題はないと判断した場合，各課長は，当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し，安全技術課長に結果を報告する。安全技術課長は，教育訓練の計画のうち要員育成に関する見直しを検討する。 ただし，運転員または[redacted]が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は，発電課長が，教育訓練の計画のうち要員育成に関する事項の見直しを検討する。 b.　重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（成立性の確認訓練） 安全技術課長および発電課長は，役割に応じた必要な力量を有している者について，下記の事項を考慮して教育訓練の計画を作成し，適宜見直す。 安全技術課長および発電課長は，計画に基づき，役割に応じた必要な力量を有している者に対し，成立性の確認訓練を実施する。 (a)　成立性の確認訓練を以下のア項，イ項に定める頻度，内容で計画的に実施する。 ア　中央制御室主体の操作に係る成立性確認 （ア）　中央制御室主体の操作に係る成立性確認（シミュレータによる成立性確認） 中央操作主体，重要事故シーケンスの類似性および操作の類似性の観点から整理した以下のⅠからⅦの重要事故シーケンスについて，運転員および[redacted]を対象に年１回以上実施する。なお，[redacted]については，Ⅲの重要事故シーケンスを除く。 Ⅰ　２次系からの除熱機能喪失 Ⅱ　原子炉格納容器除熱機能喪失 Ⅲ　原子炉停止機能喪失 Ⅳ　非常用炉心冷却設備（ECCS）注水機能喪失 Ⅴ　非常用炉心冷却設備（ECCS）再循環機能喪失 Ⅵ　格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA） Ⅶ　格納容器バイパス（蒸気発生器伝熱管破損） （イ）　成立性の確認の評価方法 重要事故シーケンスの有効性評価上の解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして社内規定に定め，当直長の指示の下，適切な対応ができていることを以下のとおり評価する。 Ⅰ　重要事故シーケンスに応じた対応において，当直長からの指示に対して，運転員および[redacted]が適切に対応し，報告することにより連携が図られていること Ⅱ　解析上の操作条件が満足されるように対応できること Ⅲ　手順書に従い確実な対応ができること イ　現場主体の操作に係る成立性確認 （ア）　技術的能力の成立性確認 現場主体で実施する表－20の対応手段のうち，有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について，発電所災害対策要員を対象に年１回以上実施する。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
（イ） 机上訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体，重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した以下のⅠからⅥの重要事故シーケンスについて，発電所災害対策要員のうち保修対応要員を対象にⅠからⅤを年１回以上実施する。また発電所災害対策要員のうち運転員および[redacted]を対象にⅥを年１回以上実施する。 Ⅰ 全交流動力電源喪失（RCP シール LOCA が発生する場合） Ⅱ 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損） Ⅲ 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損） Ⅳ 使用済燃料ピット水の小規模な喪失 Ⅴ 全交流動力電源喪失（運転停止中） Ⅵ 崩壊熱除去機能喪失 （ウ） 現場訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体，重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した以下のⅠおよびⅡの重要事故シーケンスについて，発電所災害対策要員で構成する班の中から任意の班※を対象に年１回以上実施する。 Ⅰ 全交流動力電源喪失（RCP シール LOCA が発生する場合） Ⅱ 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損） ※ 成立性の確認を行う班を構成する要員については，毎年特定の役割に偏らないように配慮する。 （エ） 成立性の確認の評価方法 Ⅰ 技術的能力の成立性確認は，有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について，役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に沿った訓練結果をもとに，算出された訓練時間と表－20 に記載した対応手段ごとの想定時間を比較し評価する。 Ⅱ 机上訓練による有効性評価の成立性確認は，有効性評価の重要事故シーケンスについて，必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることおよび当直長と[redacted]の連携ができることの確認事項を社内規定に定め，満足することを評価する。 Ⅲ 現場訓練による有効性評価の成立性確認は，有効性評価の成立性担保のために必要な操作が完了すべき時間であるホールドポイントおよび当直長と[redacted]の連携ができることの確認事項を社内規定に定め，満足することを評価する。 Ⅳ （ア）項および（ウ）項の成立性の確認は，多くの訓練項目に対して効果的に行うため，以下の条件により実施する。 なお，（ウ）項の成立性確認は（Ⅳ）項，（Ⅴ）項は適用しない。 （Ⅰ） 実施にあたっては，原則，一連で実施することとするが，長時間を要する成立性の確認については，分割して実施する。 （Ⅱ） 弁の開閉操作，水中ポンプの海水への投入，機器の起動操作等により，原子炉施設の系統や設備に悪影響を与えるもの，訓練により設備が損傷または劣化を促進するおそれのあるもの等については，模擬操作を実施する。 （Ⅲ） 訓練用のモックアップがある場合は，（Ⅱ）項の模擬操作ではなく，モックアップを使用した訓練を実施する。実施にあたっては，操作場所までの移動時間を考慮する。	（イ） 机上訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体，重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した以下のⅠからⅥの重要事故シーケンスについて，発電所災害対策要員のうち保修対応要員を対象にⅠからⅤを年１回以上実施する。また発電所災害対策要員のうち運転員および[redacted]を対象にⅥを年１回以上実施する。 Ⅰ 全交流動力電源喪失（RCP シール LOCA が発生する場合） Ⅱ 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損） Ⅲ 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損） Ⅳ 使用済燃料ピット水の小規模な喪失 Ⅴ 全交流動力電源喪失（運転停止中） Ⅵ 崩壊熱除去機能喪失 （ウ） 現場訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体，重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した以下のⅠおよびⅡの重要事故シーケンスについて，発電所災害対策要員で構成する班の中から任意の班※を対象に年１回以上実施する。 Ⅰ 全交流動力電源喪失（RCP シール LOCA が発生する場合） Ⅱ 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損） ※ 成立性の確認を行う班を構成する要員については，毎年特定の役割に偏らないように配慮する。 （エ） 成立性の確認の評価方法 Ⅰ 技術的能力の成立性確認は，有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について，役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に沿った訓練結果をもとに，算出された訓練時間と表－20 に記載した対応手段ごとの想定時間を比較し評価する。 Ⅱ 机上訓練による有効性評価の成立性確認は，有効性評価の重要事故シーケンスについて，必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることおよび当直長と[redacted]の連携ができることの確認事項を社内規定に定め，満足することを評価する。 Ⅲ 現場訓練による有効性評価の成立性確認は，有効性評価の成立性担保のために必要な操作が完了すべき時間であるホールドポイントおよび当直長と[redacted]の連携ができることの確認事項を社内規定に定め，満足することを評価する。 Ⅳ （ア）項および（ウ）項の成立性の確認は，多くの訓練項目に対して効果的に行うため，以下の条件により実施する。 なお，（ウ）項の成立性確認は（Ⅳ）項，（Ⅴ）項は適用しない。 （Ⅰ） 実施にあたっては，原則，一連で実施することとするが，長時間を要する成立性の確認については，分割して実施する。 （Ⅱ） 弁の開閉操作，水中ポンプの海水への投入，機器の起動操作等により，原子炉施設の系統や設備に悪影響を与えるもの，訓練により設備が損傷または劣化を促進するおそれのあるもの等については，模擬操作を実施する。 （Ⅲ） 訓練用のモックアップがある場合は，（Ⅱ）項の模擬操作ではなく，モックアップを使用した訓練を実施する。実施にあたっては，操作場所までの移動時間を考慮する。	本頁変更なし

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
(Ⅳ) 他の訓練の作業・操作待ちがある場合は，連携の訓練を確実に行ったのち，次工程の作業・操作を実施する。 (Ⅴ) 同じ作業の繰り返しを行う訓練については，一部の時間を測定し，その時間をもとに訓練時間を算出する。 (b) 成立性の確認結果を踏まえた措置 成立性の確認訓練の結果，発電所災害対策要員となる者が，役割に応じた必要な力量を維持していない場合は，以下の措置を実施する。 ア 訓練計画課長は，当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し，安全技術課長に報告する。安全技術課長は，同じ役割の者を代わりに宿直当番体制に入れる。 イ 発電課長は，当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し，同じ役割の者を代わりに当直体制に入れる。 ウ 各課長は，当該者について「基本的な教育訓練」を実施し，力量の維持向上を行う。 エ 訓練計画課長は，不適合として原因分析し，評価，改善等必要な措置を実施し，教育訓練の計画の見直しを検討する。 ただし，運転員および[redacted]が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は，発電課長が，不適合として原因分析し，評価，改善等必要な措置を実施し，教育訓練の計画の見直しを検討する。 c. 重大事故等対処施設の使用開始に伴う教育訓練 訓練計画課長および発電課長は，重大事故等対処設備または特重設備を新たに設置または改造する場合，重大事故等発生時における対処のための手順を確実に実施するよう当該設備の運転上の制限を適用開始する日までに「a. 力量の維持向上のための教育訓練」および「b. 成立性の確認訓練」を考慮した必要な教育訓練を実施する。 (4) アクセスルートの確保 a. 安全技術課長は，重大事故の発生および拡大の防止に必要なアクセスルートとして，発電所内の道路および通路が確保できるよう，以下の実効性のある運用管理を実施する。 (a) 屋外および屋内において，想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所および接続場所まで運搬するための経路，または他の設備の被害状況を把握するための経路としてアクセスルートを設定する。アクセスルートは，迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。複数ルートのうち少なくとも1ルートは，想定される自然現象，原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。），溢水および火災を想定しても，速やかに運搬，移動が可能なルートとするとともに，他の復旧可能なルートも確保する。 (b) 屋内および屋外アクセスルートは，想定される自然現象に対して地震，津波，洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山現象（降灰），生物学的事象，森林火災および高潮を，原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して，飛来物，ダムの崩壊，爆発，近隣工場等の火災（石油コンビナート施設の火災，発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災，航空機墜落による火災，発電所港湾内に入港する船舶の火災およびばい煙等の二次的影響），有毒ガス，船舶の衝突および電磁的障害を，また，重大事故等時の高線量下環境を考慮し確保する。	(Ⅳ) 他の訓練の作業・操作待ちがある場合は，連携の訓練を確実に行ったのち，次工程の作業・操作を実施する。 (Ⅴ) 同じ作業の繰り返しを行う訓練については，一部の時間を測定し，その時間をもとに訓練時間を算出する。 (b) 成立性の確認結果を踏まえた措置 成立性の確認訓練の結果，発電所災害対策要員となる者が，役割に応じた必要な力量を維持していない場合は，以下の措置を実施する。 ア 安全技術課長は，当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し，同じ役割の者を代わりに宿直当番体制に入れる。 イ 発電課長は，当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し，同じ役割の者を代わりに当直体制に入れる。 ウ 各課長は，当該者について「基本的な教育訓練」を実施し，力量の維持向上を行う。 エ 安全技術課長は，不適合として原因分析し，評価，改善等必要な措置を実施し，教育訓練の計画の見直しを検討する。 ただし，運転員および[redacted]が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は，発電課長が，不適合として原因分析し，評価，改善等必要な措置を実施し，教育訓練の計画の見直しを検討する。 c. 重大事故等対処施設の使用開始に伴う教育訓練 安全技術課長および発電課長は，重大事故等対処設備または特重設備を新たに設置または改造する場合，重大事故等発生時における対処のための手順を確実に実施するよう当該設備の運転上の制限を適用開始する日までに「a. 力量の維持向上のための教育訓練」および「b. 成立性の確認訓練」を考慮した必要な教育訓練を実施する。 (4) アクセスルートの確保 a. 安全技術課長は，重大事故の発生および拡大の防止に必要なアクセスルートとして，発電所内の道路および通路が確保できるよう，以下の実効性のある運用管理を実施する。 (a) 屋外および屋内において，想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所および接続場所まで運搬するための経路，または他の設備の被害状況を把握するための経路としてアクセスルートを設定する。アクセスルートは，迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。複数ルートのうち少なくとも1ルートは，想定される自然現象，原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。），溢水および火災を想定しても，速やかに運搬，移動が可能なルートとするとともに，他の復旧可能なルートも確保する。 (b) 屋内および屋外アクセスルートは，想定される自然現象に対して地震，津波，洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山現象（降灰），生物学的事象，森林火災および高潮を，原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して，飛来物，ダムの崩壊，爆発，近隣工場等の火災（石油コンビナート施設の火災，発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災，航空機墜落による火災，発電所港湾内に入港する船舶の火災およびばい煙等の二次的影響），有毒ガス，船舶の衝突および電磁的障害を，また，重大事故等時の高線量下環境を考慮し確保する。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
ア　想定される自然現象または原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち，洪水，地滑り，近隣工場等の火災（石油コンビナート施設の火災）およびダムの崩壊については，立地的要因により運用上考慮しない。 イ　生物学的事象および電磁的障害については，直接の影響はないため考慮しない。 (c)　可搬型重大事故等対処設備の保管場所については，設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。 (d)　障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管，使用し，それを運転できる発電所災害対策要員を確保する。 (e)　被ばくを考慮した放射線防護具の配備およびアクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタンクからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備，停電時および夜間時に確実に運搬，移動ができるように可搬型照明の配備ならびに騒音場所を考慮した耳栓の配備を実施する。その他，現場との連絡手段の確保，室温等の作業環境の考慮および資機材の現場配備等を実施する。 b.　屋外アクセスルートの確保 安全技術課長は，屋外のアクセスルートの確保にあたって，以下の運用管理を実施する。 (a)　屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認，海水ピット等の取水箇所の状況確認，ホース敷設ルートの状況確認を行い，あわせて重油タンク，空冷式非常用発電装置，その他屋外設備の被害状況の把握を行う。 (b)　屋外アクセスルートに対する想定される自然現象のうち，地震による影響（周辺構造物の倒壊または損壊，周辺斜面の崩壊，敷地下斜面の滑り），台風および竜巻による影響（飛来物），積雪および火山現象（降灰）を想定し，複数のアクセスルートの中から状況を確認し，早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため，障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管，使用し，それを運転できる発電所災害対策要員を確保する。 (c)　地震による屋外タンクからの溢水および降水に対して，道路上への自然流下も考慮した上で，通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。 (d)　基準津波に対して，十分余裕を見た高さにアクセスルートを確保する。 (e)　想定される自然現象のうち凍結および森林火災，原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち飛来物，近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災，航空機墜落による火災）に対して，迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する。 (f)　周辺構造物の倒壊による障害物については，ホイールローダ等の重機による撤去あるいは複数のアクセスルートによる迂回を行う。 (g)　地震の影響による周辺斜面の崩壊や敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で，ホイールローダ等の重機による崩壊箇所の仮復旧を行い，通行性を確保する。 (h)　不等沈下や地下構造物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては，段差緩和策を講じるか，ホイールローダ等の重機による段差箇所の仮復旧により，通行性を確保する。	ア　想定される自然現象または原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち，洪水，地滑り，近隣工場等の火災（石油コンビナート施設の火災）およびダムの崩壊については，立地的要因により運用上考慮しない。 イ　生物学的事象および電磁的障害については，直接の影響はないため考慮しない。 (c)　可搬型重大事故等対処設備の保管場所については，設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。 (d)　障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管，使用し，それを運転できる発電所災害対策要員を確保する。 (e)　被ばくを考慮した放射線防護具の配備およびアクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタングからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備，停電時および夜間時に確実に運搬，移動ができるように可搬型照明の配備ならびに騒音場所を考慮した耳栓の配備を実施する。その他，現場との連絡手段の確保，室温等の作業環境の考慮および資機材の現場配備等を実施する。 b.　屋外アクセスルートの確保 安全技術課長は，屋外のアクセスルートの確保にあたって，以下の運用管理を実施する。 (a)　屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認，海水ピット等の取水箇所の状況確認，ホース敷設ルートの状況確認を行い，あわせて重油タンク，空冷式非常用発電装置，その他屋外設備の被害状況の把握を行う。 (b)　屋外アクセスルートに対する想定される自然現象のうち，地震による影響（周辺構造物の倒壊または損壊，周辺斜面の崩壊，敷地下斜面の滑り），台風および竜巻による影響（飛来物），積雪および火山現象（降灰）を想定し，複数のアクセスルートの中から状況を確認し，早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため，障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管，使用し，それを運転できる発電所災害対策要員を確保する。 (c)　地震による屋外タンクからの溢水および降水に対して，道路上への自然流下も考慮した上で，通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。 (d)　基準津波に対して，十分余裕を見た高さにアクセスルートを確保する。 (e)　想定される自然現象のうち凍結および森林火災，原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち飛来物，近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災，航空機墜落による火災）に対して，迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する。 (f)　周辺構造物の倒壊による障害物については，ホイールローダ等の重機による撤去あるいは複数のアクセスルートによる迂回を行う。 (g)　地震の影響による周辺斜面の崩壊や敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で，ホイールローダ等の重機による崩壊箇所の仮復旧を行い，通行性を確保する。 (h)　不等沈下や地下構造物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては，段差緩和策を講じるか，ホイールローダ等の重機による段差箇所の仮復旧により，通行性を確保する。	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
(i) アクセスルート上の台風および竜巻による飛来物，積雪，火山現象（降灰）については，ホイールローダ等の重機による撤去を行う。想定を上回る積雪，火山現象（降灰）が発生した場合は，除雪，除灰の頻度を増加させることにより対処する。また，凍結，積雪を考慮し，道路については凍結防止剤を配備するとともに，車両についてはタイヤチェーンの配備またはオールシーズンタイヤもしくはスタッドレスタイヤを装着する。 c. 屋内アクセスルートの確保 安全技術課長は，屋内のアクセスルートの確保にあたって，以下の運用管理を実施する。 (a) 屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所へ発電所災害対策要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い，あわせて代替格納容器スプレイポンプ，その他屋内設備の被害状況の把握を行う。 (b) 地震，津波およびその他想定される自然現象による影響ならびに原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。 (c) 重大事故等時に必要となる現場操作を実施する活動場所まで外部事象による影響を考慮しても移動可能なルートを選定する。また，屋内のアクセスルート上には，転倒した場合に撤去できない資機材は設置しないこととするとともに，撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛，転倒防止措置により，通行に支障をきたさない措置を講じる。 (d) 機器からの溢水が発生した場合については，適切な防護具を着用することによりアクセスルートを通行する。 (e) アクセスルートの状況を確認し，複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを選定し確保する。 (5) 復旧作業に係る事項 a. 予備品等の確保 各課長は，重大事故の発生および拡大の防止に必要な，重要安全施設の取替え可能な機器，部品等の復旧作業を優先的に実施することとし，そのために必要な予備品を以下の方針に基づき確保する。 (a) 事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。 (b) 単一の重要安全施設の機能を回復することによって，重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ，事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。 (c) 復旧が困難な設備についても，復旧するための対策を検討し実施することとするが，放射線の影響，その他の作業環境条件を踏まえ，復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。 なお，多様な復旧手段の確保，復旧を想定する機器の拡大，その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに，そのために必要な予備品の確保に努める。 また，予備品の取替え作業に必要な資機材等として，ガレキ撤去等のためのホイールローダ等の重機，夜間の対応を想定した照明機器等およびその他作業環境を想定した資機材を確保する。 b. 保管場所 各課長は，予備品等について，地震による周辺斜面の崩壊，敷地下斜面のすべり，津波による浸水などの外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し，保管する。	(i) アクセスルート上の台風および竜巻による飛来物，積雪，火山現象（降灰）については，ホイールローダ等の重機による撤去を行う。想定を上回る積雪，火山現象（降灰）が発生した場合は，除雪，除灰の頻度を増加させることにより対処する。また，凍結，積雪を考慮し，道路については凍結防止剤を配備するとともに，車両についてはタイヤチェーンの配備またはオールシーズンタイヤもしくはスタッドレスタイヤを装着する。 c. 屋内アクセスルートの確保 安全技術課長は，屋内のアクセスルートの確保にあたって，以下の運用管理を実施する。 (a) 屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所へ発電所災害対策要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い，あわせて代替格納容器スプレイポンプ，その他屋内設備の被害状況の把握を行う。 (b) 地震，津波およびその他想定される自然現象による影響ならびに原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。 (c) 重大事故等時に必要となる現場操作を実施する活動場所まで外部事象による影響を考慮しても移動可能なルートを選定する。また，屋内のアクセスルート上には，転倒した場合に撤去できない資機材は設置しないこととするとともに，撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛，転倒防止措置により，通行に支障をきたさない措置を講じる。 (d) 機器からの溢水が発生した場合については，適切な防護具を着用することによりアクセスルートを通行する。 (e) アクセスルートの状況を確認し，複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを選定し確保する。 (5) 復旧作業に係る事項 a. 予備品等の確保 各課長は，重大事故の発生および拡大の防止に必要な，重要安全施設の取替え可能な機器，部品等の復旧作業を優先的に実施することとし，そのために必要な予備品を以下の方針に基づき確保する。 (a) 事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。 (b) 単一の重要安全施設の機能を回復することによって，重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ，事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。 (c) 復旧が困難な設備についても，復旧するための対策を検討し実施することとするが，放射線の影響，その他の作業環境条件を踏まえ，復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。 なお，多様な復旧手段の確保，復旧を想定する機器の拡大，その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに，そのために必要な予備品の確保に努める。 また，予備品の取替え作業に必要な資機材等として，ガレキ撤去等のためのホイールローダ等の重機，夜間の対応を想定した照明機器等およびその他作業環境を想定した資機材を確保する。 b. 保管場所 各課長は，予備品等について，地震による周辺斜面の崩壊，敷地下斜面のすべり，津波による浸水などの外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し，保管する。	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
c.　アクセスルートの確保 (4)　「アクセスルートの確保」と同じ。	c.　アクセスルートの確保 (4)　「アクセスルートの確保」と同じ。	本頁変更なし
(6)　支援等に係る事項 各課長は，事故発生後７日間は継続して事故収束対応を維持できるよう，重大事故等対処設備，予備品および燃料等の手段を確保する。また各課長は，プラントメーカ，協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するなど協力関係を構築するとともに，あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上，外部からの支援計画を策定する。事故発生後，発電所災害対策本部体制が発足し協力体制が整い次第，プラントメーカからは設備の設計根拠，機器の詳細な情報，事故収束手段および復旧対策の提供，協力会社からは事故収束および復旧対策活動に必要な支援に係る発電所災害対策要員の派遣ならびに燃料供給会社等からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに，中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。	(6)　支援等に係る事項 各課長は，事故発生後７日間は継続して事故収束対応を維持できるよう，重大事故等対処設備，予備品および燃料等の手段を確保する。また各課長は，プラントメーカ，協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するなど協力関係を構築するとともに，あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上，外部からの支援計画を策定する。事故発生後，発電所災害対策本部体制が発足し協力体制が整い次第，プラントメーカからは設備の設計根拠，機器の詳細な情報，事故収束手段および復旧対策の提供，協力会社からは事故収束および復旧対策活動に必要な支援に係る発電所災害対策要員の派遣ならびに燃料供給会社等からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに，中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。	
(7)　手順書の整備 各課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項について，事象の種類および事象の進展に応じて，重大事故等に的確かつ状況に応じて柔軟に対処するための内容を，表－１から表－19 に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」に基づき，使用主体に応じた内容および重大事故等対策に用いる特重施設に係る内容を定める。 ・炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること ・原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること ・使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策に関すること ・原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること 各課長は，これらの手順を定めるにあたっては，以下の事項を考慮する。 a.　発電課長は，全ての交流動力電源および常設直流電源系統の喪失，安全系の機器もしくは計測器類の多重故障または複数号炉の同時被災等の過酷な状態において，限られた時間の中で原子炉施設の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類，その入手の方法および判断基準を定める。 b.　計装計画課長，電気計画課長および発電課長は，パラメータを計測する計器故障時に原子炉施設の状態を把握するための手順，パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順および計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を定める。 具体的には，表－15「事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。 c.　発電課長は，炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損防止のために，最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するため，以下の判断基準を定める。 (a)　炉心損傷が避けられない状況においては，炉心へ注水するべきか，または原子炉格納容器へ注水するべきか判断に迷い，対応が遅れることで原子炉格納容器の破損に至ることがないよう，原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準 (b)　炉心の著しい損傷または原子炉格納容器の破損防止のために，注水する淡水源が枯渇または使用できない状況においては，設備への悪影響を懸念することなく，迷わず海水注入を行えるようにする判断基準	(7)　手順書の整備 各課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項について，事象の種類および事象の進展に応じて，重大事故等に的確かつ状況に応じて柔軟に対処するための内容を，表－１から表－19 に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」に基づき，使用主体に応じた内容および重大事故等対策に用いる特重施設に係る内容を定める。 ・炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること ・原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること ・使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策に関すること ・原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること 各課長は，これらの手順を定めるにあたっては，以下の事項を考慮する。 a.　発電課長は，全ての交流動力電源および常設直流電源系統の喪失，安全系の機器もしくは計測器類の多重故障または複数号炉の同時被災等の過酷な状態において，限られた時間の中で原子炉施設の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類，その入手の方法および判断基準を定める。 b.　計装計画課長，電気計画課長および発電課長は，パラメータを計測する計器故障時に原子炉施設の状態を把握するための手順，パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順および計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を定める。 具体的には，表－15「事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。 c.　発電課長は，炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損防止のために，最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するため，以下の判断基準を定める。 (a)　炉心損傷が避けられない状況においては，炉心へ注水するべきか，または原子炉格納容器へ注水するべきか判断に迷い，対応が遅れることで原子炉格納容器の破損に至ることがないよう，原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準 (b)　炉心の著しい損傷または原子炉格納容器の破損防止のために，注水する淡水源が枯渇または使用できない状況においては，設備への悪影響を懸念することなく，迷わず海水注入を行えるようにする判断基準	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
(c) 全交流動力電源喪失時等において，準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため，準備に要する時間を考慮した手順着手の判断基準 (d) 炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し，水素制御装置の必要な起動時期を見失うことがないよう，水素制御装置を速やかに起動する判断基準 (e) 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損防止に必要な各操作については，重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準 (f) 重大事故等対策時においては，設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないようにする判断基準 (g) 重大事故等対策時において，特重施設の準備を並行して開始し，常設重大事故等対処設備が期待できない場合，可搬型重大事故等対処設備よりも特重施設を優先する判断基準 d. 安全技術課長および発電課長は，以下の判断基準を定める。 (a) 発電課長は，重大事故等発生時の運転操作において，当直長が躊躇せず指示できる判断基準を社内規定に定める。 (b) 安全技術課長は，重大事故等発生時の発電所災害対策本部の活動において，発電所災害対策本部長が方針に従った判断を実施するための判断基準を社内規定に定める。 (c) 安全技術課長および発電課長は，原子炉格納容器破損防止対策において，原子炉格納容器内自然対流冷却操作を[redacted]によるベント操作に優先して実施することを社内規定に定める。 なお，重大事故等対処設備の機能喪失等により原子炉格納容器の圧力が高いなど，必要な場合には，「2．大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応における事項」の対応へ移行し，迅速かつ適切に原子炉格納容器破損防止対策に係る[redacted]によるベント操作を実施することを社内規定に定める。 e. 安全技術課長および発電課長は，発電所内の実施組織と支援組織が連携し事故の進展状況に応じて，具体的な重大事故等対策を実施するため，運転員用および支援組織用の社内規定を定める。 (a) 運転員用の社内規定は，事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。 ア 警報に対処する事項 機器の異常を検知する警報発信時の対応措置に使用 イ 故障および設計基準事象に対処する事項 運転時の異常な過渡変化，設計基準事故の対応措置および事象の判別に使用 ウ 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器破損を防止する事項 安全機器の多重故障等が発生し，設計基準事故を超えた場合の対応措置に使用 エ 炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項 炉心損傷時に，炉心の著しい損傷の緩和および原子炉格納容器破損を防止するために実施する対応措置に使用 (b) 支援組織用の社内規定に発電所災害対策本部が重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に定める。 (c) 運転員用の社内規定は，事故の進展状況に応じて，構成を明確化し，各項目間を的確に移行できるよう，移行基準を明確に定める。 ア 事故発生時は，社内規定に基づきパラメータによる事象判別を行い，故障および設計基準事象に対処する事項に移行する。 イ 多重故障等により設計基準を超える複合的な事象が発生した場合は，炉心の著しい損傷または原子炉格納容器破損を防止する事項（事象ベース）に移行する。	(c) 全交流動力電源喪失時等において，準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため，準備に要する時間を考慮した手順着手の判断基準 (d) 炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し，水素制御装置の必要な起動時期を見失うことがないよう，水素制御装置を速やかに起動する判断基準 (e) 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損防止に必要な各操作については，重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準 (f) 重大事故等対策時においては，設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないようにする判断基準 (g) 重大事故等対策時において，特重施設の準備を並行して開始し，常設重大事故等対処設備が期待できない場合，可搬型重大事故等対処設備よりも特重施設を優先する判断基準 d. 安全技術課長および発電課長は，以下の判断基準を定める。 (a) 発電課長は，重大事故等発生時の運転操作において，当直長が躊躇せず指示できる判断基準を社内規定に定める。 (b) 安全技術課長は，重大事故等発生時の発電所災害対策本部の活動において，発電所災害対策本部長が方針に従った判断を実施するための判断基準を社内規定に定める。 (c) 安全技術課長および発電課長は，原子炉格納容器破損防止対策において，原子炉格納容器内自然対流冷却操作を[redacted]によるベント操作に優先して実施することを社内規定に定める。 なお，重大事故等対処設備の機能喪失等により原子炉格納容器の圧力が高いなど，必要な場合には，「2．大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応における事項」の対応へ移行し，迅速かつ適切に原子炉格納容器破損防止対策に係る[redacted]によるベント操作を実施することを社内規定に定める。 e. 安全技術課長および発電課長は，発電所内の実施組織と支援組織が連携し事故の進展状況に応じて，具体的な重大事故等対策を実施するため，運転員用および支援組織用の社内規定を定める。 (a) 運転員用の社内規定は，事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。 ア 警報に対処する事項 機器の異常を検知する警報発信時の対応措置に使用 イ 故障および設計基準事象に対処する事項 運転時の異常な過渡変化，設計基準事故の対応措置および事象の判別に使用 ウ 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器破損を防止する事項 安全機器の多重故障等が発生し，設計基準事故を超えた場合の対応措置に使用 エ 炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項 炉心損傷時に，炉心の著しい損傷の緩和および原子炉格納容器破損を防止するために実施する対応措置に使用 (b) 支援組織用の社内規定に発電所災害対策本部が重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に定める。 (c) 運転員用の社内規定は，事故の進展状況に応じて，構成を明確化し，各項目間を的確に移行できるよう，移行基準を明確に定める。 ア 事故発生時は，社内規定に基づきパラメータによる事象判別を行い，故障および設計基準事象に対処する事項に移行する。 イ 多重故障等により設計基準を超える複合的な事象が発生した場合は，炉心の著しい損傷または原子炉格納容器破損を防止する事項（事象ベース）に移行する。	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
ウ　社内規定に基づき，パラメータによる事象判別を行っている場合または事象ベースの事項にて事故対応操作中は，安全機能パラメータを常に監視し，あらかじめ定めた適用条件が成立すれば，炉心の著しい損傷および原子炉格納容器破損を防止する事項の，安全機能ベースの事項に移行する。 エ　原因が明確で，かつその原因除去あるいは対策が優先されるべき場合は，安全機能ベースの事項には移行せず，その原因に対処する事象ベースの事項を優先する。 オ　多重故障が解消され安全機能が回復すれば，故障および設計基準事象に対処する事項に戻り処置を行う。 カ　炉心の著しい損傷を防止する事項による対応で，事故収束せず炉心損傷に至った場合は，炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項に移行し対応操作を実施する。 f.　発電課長は，重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位，圧力および温度等の計測可能なパラメータを整理し，社内規定に定めるとともに，以下の重大事故等に対処するための事項についても定める。 具体的な手順については，表－15「事故時の計装に関する手順等」参照 (a)　監視することが必要なパラメータをあらかじめ選定し，重要な監視パラメータと有効な監視パラメータに位置づけること。 (b)　通常使用するパラメータが故障等により計測不能な場合は，代替パラメータにて当該パラメータを推定する方法を定めること。 (c)　記録が必要なパラメータおよび直流電源が喪失しても可搬型計測器により計測可能なパラメータをあらかじめ選定すること。 (d)　パラメータ挙動予測，影響評価すべき項目および監視パラメータ等に関すること。 また，有効性評価等にて整理した有効な情報について，運転員が監視すべきパラメータの選定，状況の把握および事象進展予測ならびに対応処置の参考情報とし，社内規定に定める。 g.　安全技術課長は，発電所災害対策本部要員が運転操作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のための判断情報を定める。 h.　各課長は，前兆事象として把握ができるか，重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して，設備の安全機能の維持および事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき，前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を定める。 (a)　防災課長および発電課長は，発電所沿岸に大津波警報が発令された場合，原則として原子炉を停止し，冷却操作を開始する手順，また，所員の高台への避難および水密扉の閉止確認を行い，海面監視カメラおよび耐震型海水ピット水位計による津波の継続監視を行う手順を定める。 ただし，以下の場合はその限りではない。 ア　大津波警報が誤報であった場合 イ　発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であって，愛媛県瀬戸内海沿岸区域に津波が到達するまでの間に，大津波警報が解除または見直された場合 (b)　防災課長および発電課長は，台風の接近が想定される場合，屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検の強化を実施し災害発生時に迅速な対応を行う手順を定める。 (c)　防災課長および発電課長は，自然災害のうち事前の予測が可能な事象に対して，気象情報の収集，巡視点検の強化および事故の未然防止の対応を行う手順を定める。	ウ　社内規定に基づき，パラメータによる事象判別を行っている場合または事象ベースの事項にて事故対応操作中は，安全機能パラメータを常に監視し，あらかじめ定めた適用条件が成立すれば，炉心の著しい損傷および原子炉格納容器破損を防止する事項の，安全機能ベースの事項に移行する。 エ　原因が明確で，かつその原因除去あるいは対策が優先されるべき場合は，安全機能ベースの事項には移行せず，その原因に対処する事象ベースの事項を優先する。 オ　多重故障が解消され安全機能が回復すれば，故障および設計基準事象に対処する事項に戻り処置を行う。 カ　炉心の著しい損傷を防止する事項による対応で，事故収束せず炉心損傷に至った場合は，炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項に移行し対応操作を実施する。 f.　発電課長は，重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位，圧力および温度等の計測可能なパラメータを整理し，社内規定に定めるとともに，以下の重大事故等に対処するための事項についても定める。 具体的な手順については，表－15「事故時の計装に関する手順等」参照 (a)　監視することが必要なパラメータをあらかじめ選定し，重要な監視パラメータと有効な監視パラメータに位置づけること。 (b)　通常使用するパラメータが故障等により計測不能な場合は，代替パラメータにて当該パラメータを推定する方法を定めること。 (c)　記録が必要なパラメータおよび直流電源が喪失しても可搬型計測器により計測可能なパラメータをあらかじめ選定すること。 (d)　パラメータ挙動予測，影響評価すべき項目および監視パラメータ等に関すること。 また，有効性評価等にて整理した有効な情報について，運転員が監視すべきパラメータの選定，状況の把握および事象進展予測ならびに対応処置の参考情報とし，社内規定に定める。 g.　安全技術課長は，発電所災害対策本部要員が運転操作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のための判断情報を定める。 h.　各課長は，前兆事象として把握ができるか，重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して，設備の安全機能の維持および事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき，前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を定める。 (a)　保修統括課長および発電課長は，発電所沿岸に大津波警報が発令された場合，原則として原子炉を停止し，冷却操作を開始する手順，また，所員の高台への避難および水密扉の閉止確認を行い，海面監視カメラおよび耐震型海水ピット水位計による津波の継続監視を行う手順を定める。 ただし，以下の場合はその限りではない。 ア　大津波警報が誤報であった場合 イ　発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であって，愛媛県瀬戸内海沿岸区域に津波が到達するまでの間に，大津波警報が解除または見直された場合 (b)　保修統括課長および発電課長は，台風の接近が想定される場合，屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検の強化を実施し災害発生時に迅速な対応を行う手順を定める。 (c)　保修統括課長および発電課長は，自然災害のうち事前の予測が可能な事象に対して，気象情報の収集，巡視点検の強化および事故の未然防止の対応を行う手順を定める。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
i. 各課長は，本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては，通常時に使用する系統から弁操作又は工具等の使用により速やかに切替えられるよう当該操作等を明確にし，通常時に使用する系統から速やかに切替えるために必要な手順等を定める。 j. 各課長は，重大事故等発生時に原子炉格納容器の圧力および温度が通常運転時よりも高い状態が継続する場合等に備えて，機能喪失した設備の部品取替による復旧手段を整備する。整備にあたっては，主要な設備の取替部品をあらかじめ確保するとともに，同種の設備に使用されている部品を用いた復旧を考慮する。 k. 放射線・化学管理課長は，有毒ガス発生時に，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう，運転員，発電所災害対策本部要員および[redacted]の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を定める。 (a) 固定源に対し，「添付２ 7.4 (1) a.有毒ガス防護の確認に関する手順」の(b)項および(c)項により，運転員，発電所災害対策本部要員および[redacted]の吸気中の有毒ガス濃度について有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。 (b) 可動源に対し，立会人等の同行，通信連絡設備による連絡，中央制御室換気空調設備，緊急時対策所（EL.32m）換気設備および[redacted]の換気設備の隔離，防護具の着用ならびに終息活動等により，運転員，発電所災害対策本部要員のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員および[redacted]が事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるようにする。 l. 放射線・化学管理課長は，予期せぬ有毒ガス発生時に，運転員，発電所災害対策本部要員のうち初動対応を行う要員および[redacted]に対して配備した防護具を着用することならびに使用する防護具用ボンベを供給することにより，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう手順と体制を定める。 m. 放射線・化学管理課長は，有毒ガス発生による異常を検知した場合に，当直長に連絡し，運転員が通信連絡設備により，有毒ガス発生を必要な要員に周知するための手順を定める。 n. 放射線・化学管理課長は，発電所災害対策本部要員のうち常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水または電力を供給するものに限る。）の接続を行う地点で操作を行う要員の有毒ガス防護のため，有毒ガス発生時に「添付３ 1.1(4)アクセスルートの確保」のa.(e)項で配備する薬品保護具を着用する手順を定める。 o. 各課長は，重大事故等対策における[redacted]の居住性に関する手順について，表－27「[redacted]の居住性に関する手順」を参考に，必要な手順を社内規定に定める。 1.2 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は，1.1で定めた計画に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を適切に行う。 1.3 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動の定期的な評価 (1) 各課長は，1.2項の活動の実施結果をとりまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，安全技術課長，訓練計画課長または発電課長に報告する。 (2) 安全技術課長，訓練計画課長および発電課長は，1.1で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。	i. 各課長は，本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては，通常時に使用する系統から弁操作又は工具等の使用により速やかに切替えられるよう当該操作等を明確にし，通常時に使用する系統から速やかに切替えるために必要な手順等を定める。 j. 各課長は，重大事故等発生時に原子炉格納容器の圧力および温度が通常運転時よりも高い状態が継続する場合等に備えて，機能喪失した設備の部品取替による復旧手段を整備する。整備にあたっては，主要な設備の取替部品をあらかじめ確保するとともに，同種の設備に使用されている部品を用いた復旧を考慮する。 k. 放射線・化学管理課長は，有毒ガス発生時に，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう，運転員，発電所災害対策本部要員および[redacted]の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を定める。 (a) 固定源に対し，「添付２ 7.4 (1) a.有毒ガス防護の確認に関する手順」の(b)項および(c)項により，運転員，発電所災害対策本部要員および[redacted]の吸気中の有毒ガス濃度について有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。 (b) 可動源に対し，立会人等の同行，通信連絡設備による連絡，中央制御室換気空調設備，緊急時対策所（EL.32m）換気設備および[redacted]の換気設備の隔離，防護具の着用ならびに終息活動等により，運転員，発電所災害対策本部要員のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員および[redacted]が事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるようにする。 l. 放射線・化学管理課長は，予期せぬ有毒ガス発生時に，運転員，発電所災害対策本部要員のうち初動対応を行う要員および[redacted]に対して配備した防護具を着用することならびに使用する防護具用ボンベを供給することにより，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう手順と体制を定める。 m. 放射線・化学管理課長は，有毒ガス発生による異常を検知した場合に，当直長に連絡し，運転員が通信連絡設備により，有毒ガス発生を必要な要員に周知するための手順を定める。 n. 放射線・化学管理課長は，発電所災害対策本部要員のうち常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水または電力を供給するものに限る。）の接続を行う地点で操作を行う要員の有毒ガス防護のため，有毒ガス発生時に「添付３ 1.1(4)アクセスルートの確保」のa.(e)項で配備する薬品保護具を着用する手順を定める。 o. 各課長は，重大事故等対策における[redacted]の居住性に関する手順について，表－27「[redacted]の居住性に関する手順」を参考に，必要な手順を社内規定に定める。 1.2 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は，1.1で定めた計画に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を適切に行う。 1.3 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動の定期的な評価 (1) 各課長は，1.2項の活動の実施結果をとりまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，安全技術課長または発電課長に報告する。 (2) 安全技術課長および発電課長は，1.1で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
1.4　重大事故等発生時の支援に関する活動 原子力部長は，重大事故等発生時における原子力本部（松山）および本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として，次の(1)から(3)を含む計画を策定するとともに，計画に基づき，原子力本部（松山）および本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。 (1)　原子力部長は，重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員を配置するために，以下に示す災害対策本部（松山，高松）の役割分担および責任者などを社内規定に定め，体制を確立する。 a.　発電管理部長は，発電所における非常体制発令の報告を受けた場合，直ちに社長および原子力本部長に報告し，社長は本店に非常体制を発令し，原子力本部長は原子力本部（松山）に非常体制を発令する。 b.　社長および原子力本部長は，非常体制を発令した場合，速やかに原子力施設事態即応センターに災害対策本部（松山，高松）を設置し，社長は原子力災害対策活動を実施するため災害対策総本部長としてその職務を行う。災害対策本部（松山，高松）の両本部は，一体となって災害対策総本部を構成し，発電所での災害対策活動の支援を行う。なお，社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。 また，原子力本部長は災害対策本部（松山）本部長としてその職務を行い，副社長等は災害対策本部（高松）本部長としてその職務を行う。 災害対策本部（松山，高松）は，事故状況の把握および事故拡大防止対策，事故拡大防止のための運転措置の支援，保安上の技術的支援，外部電源に関する支援および資機材の調達運搬を行う調査復旧班，情報の収集および災害状況把握を行う情報連絡班，放射線被害状況の把握を行う技術支援班，自治体およびプレス対応を行う報道班ならびに原子力災害医療の把握，食料および宿泊の手配調達を行う総務班から構成する。 c.　災害対策総本部長が原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合，災害対策本部（高松）本部長は，あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し，必要な人員を派遣するとともに，災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。 d.　災害対策本部（高松）本部長は，他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し，技術的な支援が受けられる体制を整備する。 (2)　発電管理部長は，重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員を配置するために，重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて災害対策本部（松山，高松）が中心となって社内外の関係各所と連係し，適切，かつ，効果的な対応を検討できる体制を確立する。 体制を確立するにあたっては，以下の事項を考慮する。 a.　重大事故等発生時に原子炉格納容器の圧力および温度が通常運転時よりも高い状態が継続する場合等に備えて，機能喪失した設備の部品取替による復旧を支援する体制を整備する。整備にあたっては，主要な設備の取替部品をあらかじめ確保するとともに，同種の設備に使用されている部品を用いた復旧に係る支援の実施を考慮する。 b.　設備の補修を実施するための放射線量低減および放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水処理等の事態収束活動を円滑に実施するため，平時から必要な対応を検討できる協力活動体制を継続して構築する。	1.4　重大事故等発生時の支援に関する活動 原子力部長は，重大事故等発生時における原子力本部（松山）および本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として，次の(1)から(3)を含む計画を策定するとともに，計画に基づき，原子力本部（松山）および本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。 (1)　原子力部長は，重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員を配置するために，以下に示す災害対策本部（松山，高松）の役割分担および責任者などを社内規定に定め，体制を確立する。 a.　発電管理部長は，発電所における非常体制発令の報告を受けた場合，直ちに社長および原子力本部長に報告し，社長は本店に非常体制を発令し，原子力本部長は原子力本部（松山）に非常体制を発令する。 b.　社長および原子力本部長は，非常体制を発令した場合，速やかに原子力施設事態即応センターに災害対策本部（松山，高松）を設置し，社長は原子力災害対策活動を実施するため災害対策総本部長としてその職務を行う。災害対策本部（松山，高松）の両本部は，一体となって災害対策総本部を構成し，発電所での災害対策活動の支援を行う。なお，社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。 また，原子力本部長は災害対策本部（松山）本部長としてその職務を行い，副社長等は災害対策本部（高松）本部長としてその職務を行う。 災害対策本部（松山，高松）は，事故状況の把握および事故拡大防止対策，事故拡大防止のための運転措置の支援，保安上の技術的支援，外部電源に関する支援および資機材の調達運搬を行う調査復旧班，情報の収集および災害状況把握を行う情報連絡班，放射線被害状況の把握を行う技術支援班，自治体およびプレス対応を行う報道班ならびに原子力災害医療の把握，食料および宿泊の手配調達を行う総務班から構成する。 c.　災害対策総本部長が原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合，災害対策本部（高松）本部長は，あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し，必要な人員を派遣するとともに，災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。 d.　災害対策本部（高松）本部長は，他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し，技術的な支援が受けられる体制を整備する。 (2)　発電管理部長は，重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員を配置するために，重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて災害対策本部（松山，高松）が中心となって社内外の関係各所と連係し，適切，かつ，効果的な対応を検討できる体制を確立する。 体制を確立するにあたっては，以下の事項を考慮する。 a.　重大事故等発生時に原子炉格納容器の圧力および温度が通常運転時よりも高い状態が継続する場合等に備えて，機能喪失した設備の部品取替による復旧を支援する体制を整備する。整備にあたっては，主要な設備の取替部品をあらかじめ確保するとともに，同種の設備に使用されている部品を用いた復旧に係る支援の実施を考慮する。 b.　設備の補修を実施するための放射線量低減および放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水処理等の事態収束活動を円滑に実施するため，平時から必要な対応を検討できる協力活動体制を継続して構築する。	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
(3)　発電管理部長は，重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な資機材を配備する。資機材の配備にあたっては，以下の事項を考慮する。 a.　発電管理部長は，他の原子力事業者より，支援に係る人員の派遣，資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他，原子力緊急事態支援組織からは，被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材，資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられるように支援計画を策定する。 b.　発電管理部長は，発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備，主要な設備の取替部品および燃料等について支援を受けることによって，発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い，継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後６日間までに支援を受けられる体制を確立する。 c.　発電管理部長は，原子力事業所災害対策支援拠点から，災害対策支援に必要な資機材として，食料，その他の消耗品，汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。 1.5　重大事故等発生時の支援に関する活動の実施 発電管理部長は，1.4で定めた計画に基づき，重大事故等発生時の支援に関する活動を適切に行う。 1.6　重大事故等発生時の支援に関する活動の定期的な評価 発電管理部長は，1.5項の活動の実施結果を取りまとめ，１年に１回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 また発電管理部長は，1.4で定めた事項について，１年に１回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるよう必要な措置を行う。 発電管理部長は，1.4で定めた計画を見直す場合は，原子力部長の承認を得る。	(3)　発電管理部長は，重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な資機材を配備する。資機材の配備にあたっては，以下の事項を考慮する。 a.　発電管理部長は，他の原子力事業者より，支援に係る人員の派遣，資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他，原子力緊急事態支援組織からは，被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材，資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられるように支援計画を策定する。 b.　発電管理部長は，発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備，主要な設備の取替部品および燃料等について支援を受けることによって，発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い，継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後６日間までに支援を受けられる体制を確立する。 c.　発電管理部長は，原子力事業所災害対策支援拠点から，災害対策支援に必要な資機材として，食料，その他の消耗品，汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。 1.5　重大事故等発生時の支援に関する活動の実施 発電管理部長は，1.4で定めた計画に基づき，重大事故等発生時の支援に関する活動を適切に行う。 1.6　重大事故等発生時の支援に関する活動の定期的な評価 発電管理部長は，1.5項の活動の実施結果を取りまとめ，１年に１回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 また発電管理部長は，1.4で定めた事項について，１年に１回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるよう必要な措置を行う。 発電管理部長は，1.4で定めた計画を見直す場合は，原子力部長の承認を得る。	本頁変更なし

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
2　大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 安全技術課長は，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の2.1項および2.2項を含む計画（訓練計画課長および発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を社内規定として策定し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 訓練計画課長は，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち教育および訓練の管理に係る事項として，次の2.1項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を社内規定として策定し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 発電課長は，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち原子炉施設の運転に係る事項を行う体制の整備として，次の2.1項および2.2項を含む計画を社内規定として策定し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 2.1　体制の整備，教育訓練の実施および資機材の配備 安全技術課長および発電課長は，大規模損壊発生時の体制について，以下に示すとおり，組織が最も有効に機能すると考えられる通常時の実務経験を踏まえた重大事故等時の対応体制で対応する。 また，中央制御室の機能喪失，発電所災害対策要員の損耗および重大事故等対処で期待する重大事故等対処設備が使用できない等の状況を想定した場合にも対処できるよう，体制の整備，充実を図る。 このため，大規模損壊発生時の体制は，重大事故等対処のための体制を基本とし，大規模損壊対応のための体制を整備，拡充するために，必要な計画の策定ならびに発電所災害対策要員に対する教育および訓練を付加して対応する。 (1)　体制の整備 安全技術課長および発電課長は，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置するために，大規模損壊の発生により，発電所災害対策要員の損耗等による非常時の体制が部分的に機能しない場合（中央制御室の機能喪失含む）でも流動性を持って柔軟に対応できる体制を整備する。また，休日・夜間においても，発電所構内に「添付3　1.1(2)体制の整備」で示す，運転員，緊急時対応要員および[redacted]に加え消防要員8名を確保し，大規模損壊発生時は連絡責任者が初動の指揮を執る体制を整備する。 さらに，最低限の発電所災害対策要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。また，事故対処に必要な場合には，社内規定に定めた手順に限定することなく，事故収束に必要な措置を講じる。 a.　対応要員確保および通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき，通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても，発電所災害対策要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。 (a)　休日・夜間における発電所構内の常駐者である運転員，緊急時対応要員および[redacted]ならびに消防要員は，地震，津波等の大規模な自然災害またはＡＰＣ等による大規模損壊が発生した場合にも対応できるよう，分散して待機する。また，建物の損壊等により発電所災害対策要員が被災するような状況においても，発電所構内に勤務している発電所災害対策要員を発電所災害対策本部での役務に割り当てる等の措置を講じる。 (b)　プルーム放出時およびフィルタベント開始前には，最低限必要な発電所災害対策要員は緊急時対策所（EL. 32m）にとどまり，プルーム通過後またはフィルタベントによる被ばくの影響が低下すれば，活動を再開する。その他の発電所災害対策要員は，総合事務所が使用でき	2　大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 安全技術課長は，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の2.1項および2.2項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を社内規定として策定し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 発電課長は，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち原子炉施設の運転に係る事項を行う体制の整備として，次の2.1項および2.2項を含む計画を社内規定として策定し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 2.1　体制の整備，教育訓練の実施および資機材の配備 安全技術課長および発電課長は，大規模損壊発生時の体制について，以下に示すとおり，組織が最も有効に機能すると考えられる通常時の実務経験を踏まえた重大事故等時の対応体制で対応する。 また，中央制御室の機能喪失，発電所災害対策要員の損耗および重大事故等対処で期待する重大事故等対処設備が使用できない等の状況を想定した場合にも対処できるよう，体制の整備，充実を図る。 このため，大規模損壊発生時の体制は，重大事故等対処のための体制を基本とし，大規模損壊対応のための体制を整備，拡充するために，必要な計画の策定ならびに発電所災害対策要員に対する教育および訓練を付加して対応する。 (1)　体制の整備 安全技術課長および発電課長は，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置するために，大規模損壊の発生により，発電所災害対策要員の損耗等による非常時の体制が部分的に機能しない場合（中央制御室の機能喪失含む）でも流動性を持って柔軟に対応できる体制を整備する。また，休日・夜間においても，発電所構内に「添付3　1.1(2)体制の整備」で示す，運転員，緊急時対応要員および[redacted]に加え消防要員8名を確保し，大規模損壊発生時は連絡責任者が初動の指揮を執る体制を整備する。 さらに，最低限の発電所災害対策要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。また，事故対処に必要な場合には，社内規定に定めた手順に限定することなく，事故収束に必要な措置を講じる。 a.　対応要員確保および通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき，通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても，発電所災害対策要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。 (a)　休日・夜間における発電所構内の常駐者である運転員，緊急時対応要員および[redacted]ならびに消防要員は，地震，津波等の大規模な自然災害またはＡＰＣ等による大規模損壊が発生した場合にも対応できるよう，分散して待機する。また，建物の損壊等により発電所災害対策要員が被災するような状況においても，発電所構内に勤務している発電所災害対策要員を発電所災害対策本部での役務に割り当てる等の措置を講じる。 (b)　プルーム放出時およびフィルタベント開始前には，最低限必要な発電所災害対策要員は緊急時対策所（EL. 32m）にとどまり，プルーム通過後またはフィルタベントによる被ばくの影響が低下すれば，活動を再開する。その他の発電所災害対策要員は，総合事務所が使用でき	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
る場合には総合事務所内緊急時対策所に屋内退避し，総合事務所が使用できない場合は発電所外へ一時避難し，その後，交代要員として発電所へ再度非常招集する。また，[redacted]は，フィルタベント時およびプルーム放出時においても[redacted]にとどまる。 (c) 大規模損壊と同時に大規模火災が発生している場合，発電所災害対策本部の火災対応の指揮命令系統の下，自衛消防組織は消火活動を実施する。また，原子力防災管理者または連絡責任者が，事故対応を実施または継続するために大型放水砲による泡消火等の実施が必要と判断した場合は，発電所災害対策本部要員を火災対応の指揮命令系統の下で消火活動に従事させる。これら大規模損壊発生時の火災対応については，休日・夜間時には連絡責任者の指揮命令系統の下で消火活動を行う。 b. 対応拠点 本部長を含む発電所災害対策要員等が対応を行うにあたっての拠点は，緊急時対策所（EL. 32m）とし，[redacted]が対応を行うにあたっての拠点は[redacted]を基本とする。 また，緊急時対策所（EL. 32m）以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。 (2) 対応要員への教育訓練の実施 各課長は，「添付３　1.1(3)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練に加え，過酷な状況下においても柔軟に対処できるよう大規模損壊発生時に対応する手順および事故対応用の資機材の取り扱い等を習得するための教育訓練を実施する。また，通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した原子力防災管理者，連絡責任者および当直長への個別の教育訓練を実施する。 さらに，発電所災害対策要員の役割に応じて付与される力量に加え，流動性をもって柔軟に対応できるような力量を確保していくことにより，期待する役割以外の役割についても対応できるよう教育訓練の充実を図る。 a. 基本とする教育訓練（力量の維持向上のための教育訓練） 訓練計画課長および発電課長は，力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 訓練計画課長および発電課長は，発電所災害対策要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉ごとの指揮を行う指揮者ならびに通報連絡を行う連絡責任者（以下(2)において「指揮者等」という。），運転員，[redacted]，緊急時対応要員および消防要員に対し，大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため，以下の教育訓練について，社内規定に基づき実施する。 なお，力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が確認された場合には，以下の内容に限定せず，教育訓練を行う。 (a) 訓練計画課長は，緊急時対応要員のうちクレーン免許保有者に対する以下の教育訓練が，年１回以上実施されていることを確認する。 ア　中型ポンプ車のポンプユニット設置のためのラフタークレーン取扱い訓練 (b) 訓練計画課長および発電課長は，発電所災害対策本部の指揮者等を対象に，大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事態を想定した教育訓練を，年１回以上実施する。 (c) 訓練計画課長および発電課長は，発電所災害対策要員に対して，表－21 から表－31 に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目として定め，下記事項を考慮して要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。	る場合には総合事務所内緊急時対策所に屋内退避し，総合事務所が使用できない場合は発電所外へ一時避難し，その後，交代要員として発電所へ再度非常招集する。また，[redacted]は，フィルタベント時およびプルーム放出時においても[redacted]にとどまる。 (c) 大規模損壊と同時に大規模火災が発生している場合，発電所災害対策本部の火災対応の指揮命令系統の下，自衛消防組織は消火活動を実施する。また，原子力防災管理者または連絡責任者が，事故対応を実施または継続するために大型放水砲による泡消火等の実施が必要と判断した場合は，発電所災害対策本部要員を火災対応の指揮命令系統の下で消火活動に従事させる。これら大規模損壊発生時の火災対応については，休日・夜間時には連絡責任者の指揮命令系統の下で消火活動を行う。 b. 対応拠点 本部長を含む発電所災害対策要員等が対応を行うにあたっての拠点は，緊急時対策所（EL. 32m）とし，[redacted]が対応を行うにあたっての拠点は[redacted]を基本とする。 また，緊急時対策所（EL. 32m）以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。 (2) 対応要員への教育訓練の実施 各課長は，「添付３　1.1(3)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練に加え，過酷な状況下においても柔軟に対処できるよう大規模損壊発生時に対応する手順および事故対応用の資機材の取り扱い等を習得するための教育訓練を実施する。また，通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した原子力防災管理者，連絡責任者および当直長への個別の教育訓練を実施する。 さらに，発電所災害対策要員の役割に応じて付与される力量に加え，流動性をもって柔軟に対応できるような力量を確保していくことにより，期待する役割以外の役割についても対応できるよう教育訓練の充実を図る。 a. 基本とする教育訓練（力量の維持向上のための教育訓練） 安全技術課長および発電課長は，力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 安全技術課長および発電課長は，発電所災害対策要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉ごとの指揮を行う指揮者ならびに通報連絡を行う連絡責任者（以下(2)において「指揮者等」という。），運転員，[redacted]，緊急時対応要員および消防要員に対し，大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため，以下の教育訓練について，社内規定に基づき実施する。 なお，力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が確認された場合には，以下の内容に限定せず，教育訓練を行う。 (a) 安全技術課長は，緊急時対応要員のうちクレーン免許保有者に対する以下の教育訓練が，年１回以上実施されていることを確認する。 ア　中型ポンプ車のポンプユニット設置のためのラフタークレーン取扱い訓練 (b) 安全技術課長および発電課長は，発電所災害対策本部の指揮者等を対象に，大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事態を想定した教育訓練を，年１回以上実施する。 (c) 安全技術課長および発電課長は，発電所災害対策要員に対して，表－21 から表－31 に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目として定め，下記事項を考慮して要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
ア　ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における要員の役割に応じた教育訓練項目を年１回以上実施する。 イ　特重施設の対応を迅速に実施するために，高線量下および照明機能低下などの悪条件を想定し，必要な防護具等を使用した教育訓練を実施する。 ウ　特重施設の対応を迅速に実施するために，[redacted]は，役割に応じて特重施設について熟知しておく必要があるため，現場を含めた教育訓練を行う。また，通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき，設備の定期点検および運転に必要な操作を自らが行う。 　発電所災害対策要員は，各役割に応じて，原子力保安研修所にて設備の分解点検，調整，部品交換の実習を自ら行い，技能および知識の向上を図る。また設備の点検においては，保守実施方法をまとめた手順書に基づき，巡視点検，分解機器の状況確認，組立状況確認および試運転の立会確認を行うとともに，作業手順書の内容確認および作業工程検討などの保守点検活動を自ら行う。 エ　特重施設の対応を迅速に実施するために，設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびに社内規定が即時に利用できるよう，普段から保守点検活動等を通じて準備する。[redacted]は，それらの情報および社内規定を用いて，教育訓練を行うことで，設備資機材の保管場所，保管状態を把握し，取扱いの習熟を図るとともに，情報および社内規定の管理を実施する。 (d)　訓練計画課長および発電課長は，指揮者等，運転員および[redacted]に対して，以下の教育訓練を実施する。 ア　特重施設からの操作による原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図り，原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための迅速かつ円滑な対応を実施するために必要な知識について，要員の役割に応じた教育訓練を年１回以上実施する。 イ　要員の役割に応じて，ＡＰＣ等による大規模損壊が発生した場合に原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための迅速かつ円滑な対応ができるよう，ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における重大事故等の内容，基本的な対処方法等，定期的に知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年１回以上実施する。 (e)　各課長は，計画に基づき，教育訓練を実施する者を指名し，「基本とする教育訓練」（力量維持向上のための教育訓練）を実施する。 (f)　各課長は，教育訓練を実施した者が，役割に応じた必要な力量を有していることを確認する。 (g)　安全技術課長および発電課長は，役割に応じた必要な力量を有している者の中から，発電所災害対策要員として宿直当番（運転員および[redacted]の場合は，当直）体制を構築する。 (h)　各課長は，役割に応じた必要な力量を有している者について，社内規定に定める頻度で「基本とする教育訓練」を実施し，役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は，以下の措置を実施する。 ア　教育訓練の計画に問題があると判断した場合，各課長は訓練計画課長に結果を報告する。訓練計画課長は，教育訓練の計画のうち実施要領に関する事項の見直しを検討する。 　ただし，運転員および[redacted]が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は，発電課長が，教育訓練の計画のうち実施要領に関する事項の見直しを検討する。 イ　教育訓練の計画に問題はないと判断した場合，各課長は，当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し，訓練計画課長に結果を報告する。訓練計画課長は，	ア　ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における要員の役割に応じた教育訓練項目を年１回以上実施する。 イ　特重施設の対応を迅速に実施するために，高線量下および照明機能低下などの悪条件を想定し，必要な防護具等を使用した教育訓練を実施する。 ウ　特重施設の対応を迅速に実施するために，[redacted]は，役割に応じて特重施設について熟知しておく必要があるため，現場を含めた教育訓練を行う。また，通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき，設備の定期点検および運転に必要な操作を自らが行う。 　発電所災害対策要員は，各役割に応じて，原子力保安研修所にて設備の分解点検，調整，部品交換の実習を自ら行い，技能および知識の向上を図る。また設備の点検においては，保守実施方法をまとめた手順書に基づき，巡視点検，分解機器の状況確認，組立状況確認および試運転の立会確認を行うとともに，作業手順書の内容確認および作業工程検討などの保守点検活動を自ら行う。 エ　特重施設の対応を迅速に実施するために，設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびに社内規定が即時に利用できるよう，普段から保守点検活動等を通じて準備する。[redacted]は，それらの情報および社内規定を用いて，教育訓練を行うことで，設備資機材の保管場所，保管状態を把握し，取扱いの習熟を図るとともに，情報および社内規定の管理を実施する。 (d)　安全技術課長および発電課長は，指揮者等，運転員および[redacted]に対して，以下の教育訓練を実施する。 ア　特重施設からの操作による原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図り，原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための迅速かつ円滑な対応を実施するために必要な知識について，要員の役割に応じた教育訓練を年１回以上実施する。 イ　要員の役割に応じて，ＡＰＣ等による大規模損壊が発生した場合に原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための迅速かつ円滑な対応ができるよう，ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における重大事故等の内容，基本的な対処方法等，定期的に知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年１回以上実施する。 (e)　各課長は，計画に基づき，教育訓練を実施する者を指名し，「基本とする教育訓練」（力量維持向上のための教育訓練）を実施する。 (f)　各課長は，教育訓練を実施した者が，役割に応じた必要な力量を有していることを確認する。 (g)　安全技術課長および発電課長は，役割に応じた必要な力量を有している者の中から，発電所災害対策要員として宿直当番（運転員および[redacted]の場合は，当直）体制を構築する。 (h)　各課長は，役割に応じた必要な力量を有している者について，社内規定に定める頻度で「基本とする教育訓練」を実施し，役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は，以下の措置を実施する。 ア　教育訓練の計画に問題があると判断した場合，各課長は安全技術課長に結果を報告する。安全技術課長は，教育訓練の計画のうち実施要領に関する事項の見直しを検討する。 　ただし，運転員および[redacted]が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は，発電課長が，教育訓練の計画のうち実施要領に関する事項の見直しを検討する。 イ　教育訓練の計画に問題はないと判断した場合，各課長は，当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し，安全技術課長に結果を報告する。安全技術課長は，	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
教育訓練の計画のうち要員育成に関する見直しを検討する。 ただし，運転員および[redacted]が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は，発電課長が，教育訓練の計画のうち要員育成に関する事項の見直しを検討する。 b. 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（技術的能力の確認訓練） 訓練計画課長は，技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 訓練計画課長は，指揮者等に対し，大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について，社内規定に基づき実施する。 (a) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握，情報収集，的確な対応操作の選択および指揮者等との連携を含めた実効性等を確認するための総合的な訓練について，任意の指揮者等を対象※に年１回以上実施する。 ※ 毎年特定の者に偏らないように配慮する。 c. ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等 発電課長は，役割に応じた必要な力量を有している者について，下記の事項を考慮して教育訓練の計画を作成し，適宜見直す。 発電課長は，計画に基づき，役割に応じた必要な力量を有している者に対し，ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等を実施する。 (a) ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等を以下のア項，イ項に定める頻度，内容で計画的に実施する。 ア 技術的能力の成立性の確認訓練 表－21 から表－31 に記載した対応手段を実施するために必要とする対応手順について，運転員および[redacted]を対象に年１回以上実施する。 イ ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練 ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた対応の「効果の評価」を行った事故シナリオ（以下「ＡＰＣ等時の事故シナリオ」という。）について，任意の[redacted]を対象※に年１回以上実施する。 ※ 毎年特定の者に偏らないように配慮する。 (b) ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等の評価方法 ア 技術的能力の成立性の確認訓練は，役割に応じて求められる作業等ができることの確認事項を社内規定に定め，満足することを評価する。 イ ＡＰＣ等時の事故シナリオの解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして社内規定に定め，満足することを評価する。 (c) ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等の確認結果を踏まえた措置 ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等の結果，運転員および[redacted]となる者が，役割に応じた必要な力量を維持していない場合は，以下の措置を実施する。 ア 発電課長は，当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し，同じ役割の者を代わりに当直体制に入れる。 イ 当該者について「基本的な教育訓練」を実施し，力量の維持向上を行う。 ウ 運転員および[redacted]が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は，発電課長が，不適合として原因分析し，評価，改善等必要な措置を実施し，教育訓練の計画の見直しを検討する。	教育訓練の計画のうち要員育成に関する見直しを検討する。 ただし，運転員および[redacted]が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は，発電課長が，教育訓練の計画のうち要員育成に関する事項の見直しを検討する。 b. 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（技術的能力の確認訓練） 安全技術課長は，技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 安全技術課長は，指揮者等に対し，大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について，社内規定に基づき実施する。 (a) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握，情報収集，的確な対応操作の選択および指揮者等との連携を含めた実効性等を確認するための総合的な訓練について，任意の指揮者等を対象※に年１回以上実施する。 ※ 毎年特定の者に偏らないように配慮する。 c. ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等 発電課長は，役割に応じた必要な力量を有している者について，下記の事項を考慮して教育訓練の計画を作成し，適宜見直す。 発電課長は，計画に基づき，役割に応じた必要な力量を有している者に対し，ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等を実施する。 (a) ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等を以下のア項，イ項に定める頻度，内容で計画的に実施する。 ア 技術的能力の成立性の確認訓練 表－21 から表－31 に記載した対応手段を実施するために必要とする対応手順について，運転員および[redacted]を対象に年１回以上実施する。 イ ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練 ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた対応の「効果の評価」を行った事故シナリオ（以下「ＡＰＣ等時の事故シナリオ」という。）について，任意の[redacted]を対象※に年１回以上実施する。 ※ 毎年特定の者に偏らないように配慮する。 (b) ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等の評価方法 ア 技術的能力の成立性の確認訓練は，役割に応じて求められる作業等ができることの確認事項を社内規定に定め，満足することを評価する。 イ ＡＰＣ等時の事故シナリオの解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして社内規定に定め，満足することを評価する。 (c) ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等の確認結果を踏まえた措置 ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等の結果，運転員および[redacted]となる者が，役割に応じた必要な力量を維持していない場合は，以下の措置を実施する。 ア 発電課長は，当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し，同じ役割の者を代わりに当直体制に入れる。 イ 当該者について「基本的な教育訓練」を実施し，力量の維持向上を行う。 ウ 運転員および[redacted]が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は，発電課長が，不適合として原因分析し，評価，改善等必要な措置を実施し，教育訓練の計画の見直しを検討する。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
d.　重大事故等対処施設の使用開始に伴う教育訓練 訓練計画課長および発電課長は，重大事故等対処設備または特重設備を新たに設置または改造する場合，大規模損壊発生時における対処のための手順を確実に実施するよう当該設備の運転上の制限を適用開始する日までに「a. 力量の維持向上のための教育訓練」，「b. 技術的能力の確認訓練」および「c. ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等」を考慮した必要な教育訓練を実施する。	d.　重大事故等対処施設の使用開始に伴う教育訓練 安全技術課長および発電課長は，重大事故等対処設備または特重設備を新たに設置または改造する場合，大規模損壊発生時における対処のための手順を確実に実施するよう当該設備の運転上の制限を適用開始する日までに「a. 力量の維持向上のための教育訓練」，「b. 技術的能力の確認訓練」および「c. ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等」を考慮した必要な教育訓練を実施する。	組織整備に伴う変更
(3)　設備および資機材の配備 各課長は，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備および資機材を配備するにあたっては，以下の事項を考慮する。 a.　大規模な自然災害またはＡＰＣ等による大規模損壊発生時への対応に必要な設備の配備および当該設備の防護の基本的な考え方 各課長は，可搬型重大事故等対処設備について，重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に，同等の機能を有する設計基準事故対処設備および常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。 また，大規模な自然災害またはＡＰＣ等による大規模損壊発生時の共通要因で，同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように配慮する。 (a)　屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち，原子炉建屋または原子炉補助建屋の外から水または電力を供給する注水設備および電源設備は，必要となる容量等を賄うことができる設備の２セットについて，また，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち，原子炉建屋または原子炉補助建屋の外から水または電力を供給する注水設備または電源設備以外のものは，必要となる容量等を賄うことができる設備の１セットについて，基準地震動を一定程度超える地震動に対して，地震により生ずる敷地下斜面のすべり，液状化および揺すり込みによる不等沈下，地盤支持力の不足および地下構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない場所に保管する。また，１セットの可搬型重大事故等対処設備は，基準津波を一定程度超える津波による影響を考慮して，敷地高さ EL. +10mより可能な限り標高の高い場所に保管するとともに，竜巻により同時に機能喪失させないよう位置的分散を図り複数箇所に保管する。 (b)　屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち，原子炉建屋または原子炉補助建屋の外から水または電力を供給する注水設備および電源設備は，必要となる容量等を賄うことができる設備の２セットについて，また，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち，原子炉建屋または原子炉補助建屋の外から水または電力を供給する注水設備または電源設備以外のものは，必要となる容量等を賄うことができる設備の１セットについて，ＡＰＣ等による大規模損壊発生時に同時に機能喪失させないよう，原子炉建屋および原子炉補助建屋から 100mの離隔距離を確保するとともに，当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等から 100mの離隔距離を確保した上で，複数箇所に分散して保管する。 また，当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から，少なくとも１セットは 100mの離隔距離を確保する。 (c)　可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して複数箇所に分散して保管するとともに，常設設備へのアクセスルートを確保した複数の接続口を設ける。また，速やかに消火およびガレキ撤去できる資機材を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。 b.　大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方 各課長は，大規模損壊発生時の対応に必要な資機材について，重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に，高線量の環境，大規模な火災の発生および外部支援が受けられない	(3)　設備および資機材の配備 各課長は，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備および資機材を配備するにあたっては，以下の事項を考慮する。 a.　大規模な自然災害またはＡＰＣ等による大規模損壊発生時への対応に必要な設備の配備および当該設備の防護の基本的な考え方 各課長は，可搬型重大事故等対処設備について，重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に，同等の機能を有する設計基準事故対処設備および常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。 また，大規模な自然災害またはＡＰＣ等による大規模損壊発生時の共通要因で，同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように配慮する。 (a)　屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち，原子炉建屋または原子炉補助建屋の外から水または電力を供給する注水設備および電源設備は，必要となる容量等を賄うことができる設備の２セットについて，また，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち，原子炉建屋または原子炉補助建屋の外から水または電力を供給する注水設備または電源設備以外のものは，必要となる容量等を賄うことができる設備の１セットについて，基準地震動を一定程度超える地震動に対して，地震により生ずる敷地下斜面のすべり，液状化および揺すり込みによる不等沈下，地盤支持力の不足および地下構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない場所に保管する。また，１セットの可搬型重大事故等対処設備は，基準津波を一定程度超える津波による影響を考慮して，敷地高さ EL. +10mより可能な限り標高の高い場所に保管するとともに，竜巻により同時に機能喪失させないよう位置的分散を図り複数箇所に保管する。 (b)　屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち，原子炉建屋または原子炉補助建屋の外から水または電力を供給する注水設備および電源設備は，必要となる容量等を賄うことができる設備の２セットについて，また，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち，原子炉建屋または原子炉補助建屋の外から水または電力を供給する注水設備または電源設備以外のものは，必要となる容量等を賄うことができる設備の１セットについて，ＡＰＣ等による大規模損壊発生時に同時に機能喪失させないよう，原子炉建屋および原子炉補助建屋から 100mの離隔距離を確保するとともに，当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等から 100mの離隔距離を確保した上で，複数箇所に分散して保管する。 また，当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から，少なくとも１セットは 100mの離隔距離を確保する。 (c)　可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して複数箇所に分散して保管するとともに，常設設備へのアクセスルートを確保した複数の接続口を設ける。また，速やかに消火およびガレキ撤去できる資機材を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。 b.　大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方 各課長は，大規模損壊発生時の対応に必要な資機材について，重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に，高線量の環境，大規模な火災の発生および外部支援が受けられない	

変更前	変更後	備考
状況を想定し配備する。 また，ＡＰＣ等による大規模損壊発生時の対応に必要な資機材は，原子炉建屋および原子炉補助建屋から 100m以上離隔をとった場所に分散して配備する。 (a)　全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。 (b)　炉心損傷および原子炉格納容器破損による高線量の環境下において事故対応するために着用するマスク，高線量対応防護服および線量計等の必要な資機材を配備する。 (c)　地震および津波の大規模な自然災害による変圧器火災または故意による大型航空機の衝突に対して，大規模な燃料火災の発生に備え必要な消火活動を実施するために着用する防護具，消火薬剤等の資機材および可搬型泡放水砲等を配備する。 (d)　化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク，長靴等の資機材を配備する。 (e)　大規模損壊の発生時において，外部支援が受けられないことを想定して，防護具，放射線管理用資機材および食料等の資機材を確保する。 (f)　大規模損壊の発生時において，指揮者と現場間，発電所の内外との連絡に必要な通信手段を確保するため，多様な複数の通信手段を整備する。 また，通常の通信手段が使用不能な場合を想定した通信連絡手段として，緊急時用携帯型通話設備，無線通信装置（可搬型），衛星電話（可搬型，固定型），衛星電話設備および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を配備するとともに，消火活動専用の通信連絡設備として無線通信装置（可搬型）を配備する。	状況を想定し配備する。 また，ＡＰＣ等による大規模損壊発生時の対応に必要な資機材は，原子炉建屋および原子炉補助建屋から 100m以上離隔をとった場所に分散して配備する。 (a)　全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。 (b)　炉心損傷および原子炉格納容器破損による高線量の環境下において事故対応するために着用するマスク，高線量対応防護服および線量計等の必要な資機材を配備する。 (c)　地震および津波の大規模な自然災害による変圧器火災または故意による大型航空機の衝突に対して，大規模な燃料火災の発生に備え必要な消火活動を実施するために着用する防護具，消火薬剤等の資機材および可搬型泡放水砲等を配備する。 (d)　化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク，長靴等の資機材を配備する。 (e)　大規模損壊の発生時において，外部支援が受けられないことを想定して，防護具，放射線管理用資機材および食料等の資機材を確保する。 (f)　大規模損壊の発生時において，指揮者と現場間，発電所の内外との連絡に必要な通信手段を確保するため，多様な複数の通信手段を整備する。 また，通常の通信手段が使用不能な場合を想定した通信連絡手段として，緊急時用携帯型通話設備，無線通信装置（可搬型），衛星電話（可搬型，固定型），衛星電話設備および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を配備するとともに，消火活動専用の通信連絡設備として無線通信装置（可搬型）を配備する。	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
2.2　手順書の整備 各課長は，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項について，対応手順を整備する。 ・大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること ・炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること（特重施設を用いた対策を含む。） ・原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること（特重施設を用いた対策を含む。） ・使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること ・放射性物質の放出を低減するための対策に関すること（特重施設を用いた対策を含む。） ・ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための対策 (1)　大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっての考慮事項 各課長は，大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては，大規模損壊を発生させる可能性のある外部事象として，大規模な自然災害またはＡＰＣ等を想定し，以下を考慮する。 a.　大規模な自然災害 (a)　重大事故または大規模損壊等が発生する可能性 (b)　確率論的リスク評価の結果に基づく事故シーケンスグループの選定にて抽出しなかった地震および津波特有の事象として発生する事故シーケンスへの対応 (c)　発生確率や地理的な理由により発生する可能性が極めて低いため抽出していない外部事象に対する緩和措置 (d)　各課長は，原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害のうち，事前予測が可能な積雪，風（台風），火山現象（降灰），凍結および森林火災については，影響を低減するための必要な安全措置を社内規定に定める。 b.　ＡＰＣ等 (a)　各課長は，施設の広範囲にわたる損壊，不特定多数の機器の機能喪失および大規模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与えることを想定し，その上で流用性を持たせた柔軟で多様性のある対応ができるよう社内規定に定める。 c.　大規模損壊発生時の対応 (a)　各課長は，大規模損壊の発生によって，多量の放射性物質が環境に放出されるような万一の事態に至る可能性も想定し，発電所内において使える可能性のある設備，資機材および人員を最大限に活用した的確かつ状況に応じた柔軟で多様性のある手段を社内規定に定める。 (b)　各課長は，同時に機能喪失することがないよう配備している可搬型重大事故等対処設備，常設重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備のいずれかによって，炉心注水，電源確保，放射性物質拡散抑制等の各対策を実施できるよう構成する。 (c)　安全技術課長は，原子炉施設の損壊状況等の把握を迅速に試みるとともに断片的に得られる情報，確保できる発電所災害対策要員および使用可能な設備により，原子炉格納容器の破損防止または緩和，ならびに放射性物質の放出低減等のために効果的な対応操作を速やかに，かつ，臨機応変に選択および実行するため，施設の被害状況を把握するための手段および各対応操作の実行判断を行うための手段を定める。 (d)　安全技術課長および発電課長は，中央制御室および緊急時対策所（EL. 32m）が機能喪失する過酷な状態において，原子炉施設の状態の把握および原子炉建屋等へのＡＰＣ等による大規模	2.2　手順書の整備 各課長は，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項について，対応手順を整備する。 ・大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること ・炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること（特重施設を用いた対策を含む。） ・原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること（特重施設を用いた対策を含む。） ・使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること ・放射性物質の放出を低減するための対策に関すること（特重施設を用いた対策を含む。） ・ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための対策 (1)　大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっての考慮事項 各課長は，大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては，大規模損壊を発生させる可能性のある外部事象として，大規模な自然災害またはＡＰＣ等を想定し，以下を考慮する。 a.　大規模な自然災害 (a)　重大事故または大規模損壊等が発生する可能性 (b)　確率論的リスク評価の結果に基づく事故シーケンスグループの選定にて抽出しなかった地震および津波特有の事象として発生する事故シーケンスへの対応 (c)　発生確率や地理的な理由により発生する可能性が極めて低いため抽出していない外部事象に対する緩和措置 (d)　各課長は，原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害のうち，事前予測が可能な積雪，風（台風），火山現象（降灰），凍結および森林火災については，影響を低減するための必要な安全措置を社内規定に定める。 b.　ＡＰＣ等 (a)　各課長は，施設の広範囲にわたる損壊，不特定多数の機器の機能喪失および大規模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与えることを想定し，その上で流用性を持たせた柔軟で多様性のある対応ができるよう社内規定に定める。 c.　大規模損壊発生時の対応 (a)　各課長は，大規模損壊の発生によって，多量の放射性物質が環境に放出されるような万一の事態に至る可能性も想定し，発電所内において使える可能性のある設備，資機材および人員を最大限に活用した的確かつ状況に応じた柔軟で多様性のある手段を社内規定に定める。 (b)　各課長は，同時に機能喪失することがないよう配備している可搬型重大事故等対処設備，常設重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備のいずれかによって，炉心注水，電源確保，放射性物質拡散抑制等の各対策を実施できるよう構成する。 (c)　安全技術課長は，原子炉施設の損壊状況等の把握を迅速に試みるとともに断片的に得られる情報，確保できる発電所災害対策要員および使用可能な設備により，原子炉格納容器の破損防止または緩和，ならびに放射性物質の放出低減等のために効果的な対応操作を速やかに，かつ，臨機応変に選択および実行するため，施設の被害状況を把握するための手段および各対応操作の実行判断を行うための手段を定める。 (d)　安全技術課長および発電課長は，中央制御室および緊急時対策所（EL. 32m）が機能喪失する過酷な状態において，原子炉施設の状態の把握および原子炉建屋等へのＡＰＣ等による大規模	本頁変更なし

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
損壊発生時の適切な判断を行うため，必要な情報が速やかに得られるように情報の種類および入手方法を整理するとともに，判断基準を明確にし，社内規定に定める。 (e) 安全技術課長は，中央制御室での監視および制御機能に期待できる可能性も十分に考えられることから，運転員が使用する手順も並行して活用した事故対応も考慮した構成とする。 (f) 安全技術課長および発電課長は，原子炉格納容器の破損を防ぐために，最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施できるよう，以下の判断基準をあらかじめ社内規定に定める。 ア 特重施設の使用における原子炉格納容器の破損を防止するために必要な各操作の手順着手の判断基準 イ 原子炉格納容器の破損を防止または破損緩和のためにフィルタベントを実施する必要がある場合において，フィルタベントを用いる判断基準 (g) 安全技術課長および発電課長は，発電所内の実施組織とその支援組織が連携し，事故の進展状況に応じて実効的に対応を実施するため，以下を社内規定に定める。 ア 安全技術課長は，発電所災害対策本部が使用する手順書に，体制，通報および発電所災害対策本部内の連携等について明確に定める。 イ 発電課長は，運転員および[redacted]が使用する手順書に，事故の進展状況に応じて構成を明確化し，手順書相互間を的確に移行できるよう，移行基準を明確に定める。 (2) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備およびその対応操作 a. 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー 安全技術課長は，原子炉施設の状況把握が困難で事故対応の判断ができない場合，プラント状態が悪化した等の安全側に判断した措置をとるよう判断フローを定める。また，手順書を有効，かつ，効果的に活用するため，適用開始条件を明確化するとともに，緩和操作を選択するための判断フローを明記することにより必要な個別対応手段への移行基準を定める。 (a) 大規模損壊発生の判断および対応要否の判断基準 原子力防災管理者または連絡責任者，および当直長は，大規模な自然災害またはＡＰＣ等による大規模損壊発生について，緊急地震速報，大津波警報，外部からの情報連絡等または衝撃音，衝突音等により検知した場合，中央制御室の状況，プラント状態の大まかな確認および把握を行うとともに，大規模損壊発生（又は発生が疑われる場合）の判断材料となる情報連携を行う。 原子力防災管理者，連絡責任者または当直長は，以下の適用開始条件に該当すると判断すれば，大規模損壊時に対応する手順に基づき事故の進展防止および影響を緩和するための活動を開始する。 【適用開始条件】 ア 大規模な自然災害またはＡＰＣ等により原子炉施設が以下のいずれかの状態となった場合または疑われる場合 (ア) プラント監視機能または制御機能の喪失によりプラント状態把握に支障が発生した場合（中央制御室の機能喪失を含む。） (イ) 使用済燃料ピットが損壊し，漏えいが発生した場合 (ウ) 炉心冷却機能および放射性物質閉じ込め機能に影響を与える可能性があるような大規模な損壊（建屋の損壊に伴う広範囲な機能の喪失等）がプラントに発生した場合 イ 原子力防災管理者または連絡責任者が大規模損壊に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合※	損壊発生時の適切な判断を行うため，必要な情報が速やかに得られるように情報の種類および入手方法を整理するとともに，判断基準を明確にし，社内規定に定める。 (e) 安全技術課長は，中央制御室での監視および制御機能に期待できる可能性も十分に考えられることから，運転員が使用する手順も並行して活用した事故対応も考慮した構成とする。 (f) 安全技術課長および発電課長は，原子炉格納容器の破損を防ぐために，最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施できるよう，以下の判断基準をあらかじめ社内規定に定める。 ア 特重施設の使用における原子炉格納容器の破損を防止するために必要な各操作の手順着手の判断基準 イ 原子炉格納容器の破損を防止または破損緩和のためにフィルタベントを実施する必要がある場合において，フィルタベントを用いる判断基準 (g) 安全技術課長および発電課長は，発電所内の実施組織とその支援組織が連携し，事故の進展状況に応じて実効的に対応を実施するため，以下を社内規定に定める。 ア 安全技術課長は，発電所災害対策本部が使用する手順書に，体制，通報および発電所災害対策本部内の連携等について明確に定める。 イ 発電課長は，運転員および[redacted]が使用する手順書に，事故の進展状況に応じて構成を明確化し，手順書相互間を的確に移行できるよう，移行基準を明確に定める。 (2) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備およびその対応操作 a. 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー 安全技術課長は，原子炉施設の状況把握が困難で事故対応の判断ができない場合，プラント状態が悪化した等の安全側に判断した措置をとるよう判断フローを定める。また，手順書を有効，かつ，効果的に活用するため，適用開始条件を明確化するとともに，緩和操作を選択するための判断フローを明記することにより必要な個別対応手段への移行基準を定める。 (a) 大規模損壊発生の判断および対応要否の判断基準 原子力防災管理者または連絡責任者，および当直長は，大規模な自然災害またはＡＰＣ等による大規模損壊発生について，緊急地震速報，大津波警報，外部からの情報連絡等または衝撃音，衝突音等により検知した場合，中央制御室の状況，プラント状態の大まかな確認および把握を行うとともに，大規模損壊発生（又は発生が疑われる場合）の判断材料となる情報連携を行う。 原子力防災管理者，連絡責任者または当直長は，以下の適用開始条件に該当すると判断すれば，大規模損壊時に対応する手順に基づき事故の進展防止および影響を緩和するための活動を開始する。 【適用開始条件】 ア 大規模な自然災害またはＡＰＣ等により原子炉施設が以下のいずれかの状態となった場合または疑われる場合 (ア) プラント監視機能または制御機能の喪失によりプラント状態把握に支障が発生した場合（中央制御室の機能喪失を含む。） (イ) 使用済燃料ピットが損壊し，漏えいが発生した場合 (ウ) 炉心冷却機能および放射性物質閉じ込め機能に影響を与える可能性があるような大規模な損壊（建屋の損壊に伴う広範囲な機能の喪失等）がプラントに発生した場合 イ 原子力防災管理者または連絡責任者が大規模損壊に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合※	本頁変更なし

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
ウ　当直長が大規模損壊時に対応した手順を活用した支援が必要と判断した場合※ ※：大規模損壊に対応した手順を活用した支援が必要と判断した場合とは，重大事故等発生時に期待する安全機能が喪失し，事故の進展防止および影響緩和が必要と判断した場合をいう。 (b)　緩和操作を選択するための判断フロー 原子力防災管理者は，大規模損壊時に対応する手順による対応を判断した後，原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況およびプラントの状態等を把握し，各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて，事象進展に応じた対応操作を選定する。なお，ＡＰＣ等による大規模損壊が発生した場合は，「d. ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた対応を行うために必要な手順書」による対応を実施する。 緩和操作を選択するための判断フローは，中央制御室の監視および制御機能の喪失により原子炉停止状況などのプラント状況把握が困難な場合には，外からの目視による確認および可搬型計測器による優先順位に従った内部の状況確認を順次行い，必要の都度緩和措置を行う。 中央制御室または緊急時対策所での監視機能の一部が健全であり，速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には，外からの目視に加えて内部の状況から全体を速やかに把握し，優先順位を付けて喪失した機能を回復または代替させる等により緩和措置を行う。また，適切な個別操作を速やかに選択できるように，緩和操作を選択するための判断フローに個別操作への移行基準を定める。 大規模損壊発生時に，可搬型設備等による対応を行うための個別対応手段において，発電所災害対策本部長が特重施設による対応が有効と判断した場合は，発電所災害対策本部長の指揮のもと，[redacted]が特重施設の個別機能を用いた対応を行う。 なお，個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備または設計基準事故対処設備の使用可否については，大規模損壊時に対応する手順に基づき当該設備の状況確認を実施することにより判断する。 b.　優先順位に係る基本的な考え方 発電所災害対策本部長は，環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え，炉心損傷の潜在的可能性を最小限にすること，炉心損傷を少しでも遅らせることに寄与できる初期活動を行うとともに，事故対応への影響を把握するため，火災の状況を確認する。また，発電所災害対策要員および残存する資源等を基に有効かつ効果的な対応を選定し，事故を収束させる対応を行う。 大規模損壊発生時は，原子炉建屋等は何らかの損傷を受けている可能性が高いことから，より健全性が高いと考えられる特重施設による対応を可搬型設備等による対応に優先して選択する。 また，設計基準事故対処設備の安全機能の喪失，大規模な火災の発生および発電所災害対策要員の一部が被災した場合も対応できるようにするとともに，可搬型重大事故等対処設備等を活用することにより，「大規模な火災が発生した場合における消火活動」，「炉心の著しい損傷緩和」，「原子炉格納容器の破損緩和」，「使用済燃料貯蔵槽水位確保および燃料体の著しい損傷緩和」および「放射性物質の放出低減」に関する緩和等の措置について，人命救助が必要な場合は原子力災害へ対応しつつ，人命の救助ならびに発電所災害対策要員の安全を確保して行う。 さらに，環境への放射性物質の放出低減を最優先とする観点から，重大事故等対策におけるアクセスルート確保の考え方を基本に被害状況を確認し，早急に復旧可能なルートを選定しホイールローダ，その他重機を用いて斜面崩壊による土砂，建屋等の損壊によるガレキの撤去活動を実施することでアクセスルートの確保を行う。また，事故対応を行うためのアクセスルートおよび操作場所に支障となる火災ならびに延焼することにより被害の拡大に繋がる可能性のある火災の	ウ　当直長が大規模損壊時に対応した手順を活用した支援が必要と判断した場合※ ※：大規模損壊に対応した手順を活用した支援が必要と判断した場合とは，重大事故等発生時に期待する安全機能が喪失し，事故の進展防止および影響緩和が必要と判断した場合をいう。 (b)　緩和操作を選択するための判断フロー 原子力防災管理者は，大規模損壊時に対応する手順による対応を判断した後，原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況およびプラントの状態等を把握し，各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて，事象進展に応じた対応操作を選定する。なお，ＡＰＣ等による大規模損壊が発生した場合は，「d. ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた対応を行うために必要な手順書」による対応を実施する。 緩和操作を選択するための判断フローは，中央制御室の監視および制御機能の喪失により原子炉停止状況などのプラント状況把握が困難な場合には，外からの目視による確認および可搬型計測器による優先順位に従った内部の状況確認を順次行い，必要の都度緩和措置を行う。 中央制御室または緊急時対策所での監視機能の一部が健全であり，速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には，外からの目視に加えて内部の状況から全体を速やかに把握し，優先順位を付けて喪失した機能を回復または代替させる等により緩和措置を行う。また，適切な個別操作を速やかに選択できるように，緩和操作を選択するための判断フローに個別操作への移行基準を定める。 大規模損壊発生時に，可搬型設備等による対応を行うための個別対応手段において，発電所災害対策本部長が特重施設による対応が有効と判断した場合は，発電所災害対策本部長の指揮のもと，[redacted]が特重施設の個別機能を用いた対応を行う。 なお，個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備または設計基準事故対処設備の使用可否については，大規模損壊時に対応する手順に基づき当該設備の状況確認を実施することにより判断する。 b.　優先順位に係る基本的な考え方 発電所災害対策本部長は，環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え，炉心損傷の潜在的可能性を最小限にすること，炉心損傷を少しでも遅らせることに寄与できる初期活動を行うとともに，事故対応への影響を把握するため，火災の状況を確認する。また，発電所災害対策要員および残存する資源等を基に有効かつ効果的な対応を選定し，事故を収束させる対応を行う。 大規模損壊発生時は，原子炉建屋等は何らかの損傷を受けている可能性が高いことから，より健全性が高いと考えられる特重施設による対応を可搬型設備等による対応に優先して選択する。 また，設計基準事故対処設備の安全機能の喪失，大規模な火災の発生および発電所災害対策要員の一部が被災した場合も対応できるようにするとともに，可搬型重大事故等対処設備等を活用することにより，「大規模な火災が発生した場合における消火活動」，「炉心の著しい損傷緩和」，「原子炉格納容器の破損緩和」，「使用済燃料貯蔵槽水位確保および燃料体の著しい損傷緩和」および「放射性物質の放出低減」に関する緩和等の措置について，人命救助が必要な場合は原子力災害へ対応しつつ，人命の救助ならびに発電所災害対策要員の安全を確保して行う。 さらに，環境への放射性物質の放出低減を最優先とする観点から，重大事故等対策におけるアクセスルート確保の考え方を基本に被害状況を確認し，早急に復旧可能なルートを選定しホイールローダ，その他重機を用いて斜面崩壊による土砂，建屋等の損壊によるガレキの撤去活動を実施することでアクセスルートの確保を行う。また，事故対応を行うためのアクセスルートおよび操作場所に支障となる火災ならびに延焼することにより被害の拡大に繋がる可能性のある火災の	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
消火活動を優先的に実施する。 原子力防災管理者または連絡責任者は，非常招集した発電所災害対策要員から原子炉施設の被災状況に関する情報を収集し，大まかな状況の確認および把握（火災発生の有無，建屋の損壊状況，アクセスルート損傷）を行う。原子力防災管理者または連絡責任者が原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いた状況把握が必要と判断すれば，大規模損壊時に対応する手順に基づく対応を開始する。 対応の優先順位については，把握した対応可能な人員数，使用可能な設備および施設の状態に応じて選定する。 (a)　原子炉施設の状況把握が困難な場合 プラント監視機能が喪失し，原子炉施設の状況把握が困難な場合においては，外観から施設の状況を把握するとともに，対応可能な発電所災害対策要員の状況を可能な範囲で把握し，原子炉格納容器または使用済燃料ピットから環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え，大規模火災の発生に対しても迅速に対応する。また，監視機能を復旧させるため，代替電源による給電により，監視機能の復旧措置を試みるとともに，可搬型計測器等を用いて可能な限り継続的にプラントの状態把握に努める。 外観から原子炉格納容器に明らかな損傷が確認された場合で，かつ海水取水のためのアクセスルートが確保されている場合は，放射性物質の拡散抑制または大規模な火災に対する消火活動のため大型ポンプ車を優先して準備する。 外観から原子炉格納容器が健全であることや原子炉施設周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は，原子炉格納容器破損の緩和処置を優先して実施し，炉心が損傷していないこと等を確認できた場合には，炉心損傷緩和の処置を実施する。 使用済燃料ピットへの対応については，外観から燃料取扱棟が健全であることや使用済燃料ピット周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は，建屋内部にて可能な限り代替水位計の設置等の措置を行うとともに，常設設備または可搬型設備による補給を行う。また，水位の維持が不可能または不明と判断した場合は建屋内部でのスプレイを行う。 (b)　原子炉施設の状況把握がある程度可能な場合 プラント監視機能が健全である場合には，運転員，緊急時対応要員または発電所災害対策本部要員により原子炉施設の状況を速やかに把握し，緩和操作を選択するための判断フローに基づいて「止める」，「冷やす」，「閉じ込める」機能の確保を基本とし，状況把握が困難な場合と同様に，環境への放射性物質の放出低減を目的に，優先的に実施すべき対応操作とその実効性を総合的に判断し，必要な緩和措置を実施する。 なお，部分的にパラメータ等を確認できない場合は，可搬型計測器等により確認を試みる。 c.　大規模損壊発生時に可搬型設備等による対応を行うために必要な手順書 各課長は，大規模損壊発生時における可搬型設備等による対応の手順書を整備するにあたっては，重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて，重大事故等時では有効に機能しない設備等が大規模損壊のような状況下では有効に機能する場合も考えられるため，事象進展の抑制および緩和に資するための多様性を持たせた設備等を活用した手段を可搬型設備等による対応手段として整備する。 また，共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順，中央制御室での監視および制御機能が喪失した場合も対応できるよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順，重大事故等対策と異なる判断基準により事故対応を行うための手順および現場にて直接機器を作動させるための手順，特重施設を用いた手順等を定める。	消火活動を優先的に実施する。 原子力防災管理者または連絡責任者は，非常招集した発電所災害対策要員から原子炉施設の被災状況に関する情報を収集し，大まかな状況の確認および把握（火災発生の有無，建屋の損壊状況，アクセスルート損傷）を行う。原子力防災管理者または連絡責任者が原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いた状況把握が必要と判断すれば，大規模損壊時に対応する手順に基づく対応を開始する。 対応の優先順位については，把握した対応可能な人員数，使用可能な設備および施設の状態に応じて選定する。 (a)　原子炉施設の状況把握が困難な場合 プラント監視機能が喪失し，原子炉施設の状況把握が困難な場合においては，外観から施設の状況を把握するとともに，対応可能な発電所災害対策要員の状況を可能な範囲で把握し，原子炉格納容器または使用済燃料ピットから環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え，大規模火災の発生に対しても迅速に対応する。また，監視機能を復旧させるため，代替電源による給電により，監視機能の復旧措置を試みるとともに，可搬型計測器等を用いて可能な限り継続的にプラントの状態把握に努める。 外観から原子炉格納容器に明らかな損傷が確認された場合で，かつ海水取水のためのアクセスルートが確保されている場合は，放射性物質の拡散抑制または大規模な火災に対する消火活動のため大型ポンプ車を優先して準備する。 外観から原子炉格納容器が健全であることや原子炉施設周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は，原子炉格納容器破損の緩和処置を優先して実施し，炉心が損傷していないこと等を確認できた場合には，炉心損傷緩和の処置を実施する。 使用済燃料ピットへの対応については，外観から燃料取扱棟が健全であることや使用済燃料ピット周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は，建屋内部にて可能な限り代替水位計の設置等の措置を行うとともに，常設設備または可搬型設備による補給を行う。また，水位の維持が不可能または不明と判断した場合は建屋内部でのスプレイを行う。 (b)　原子炉施設の状況把握がある程度可能な場合 プラント監視機能が健全である場合には，運転員，緊急時対応要員または発電所災害対策本部要員により原子炉施設の状況を速やかに把握し，緩和操作を選択するための判断フローに基づいて「止める」，「冷やす」，「閉じ込める」機能の確保を基本とし，状況把握が困難な場合と同様に，環境への放射性物質の放出低減を目的に，優先的に実施すべき対応操作とその実効性を総合的に判断し，必要な緩和措置を実施する。 なお，部分的にパラメータ等を確認できない場合は，可搬型計測器等により確認を試みる。 c.　大規模損壊発生時に可搬型設備等による対応を行うために必要な手順書 各課長は，大規模損壊発生時における可搬型設備等による対応の手順書を整備するにあたっては，重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて，重大事故等時では有効に機能しない設備等が大規模損壊のような状況下では有効に機能する場合も考えられるため，事象進展の抑制および緩和に資するための多様性を持たせた設備等を活用した手段を可搬型設備等による対応手段として整備する。 また，共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順，中央制御室での監視および制御機能が喪失した場合も対応できるよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順，重大事故等対策と異なる判断基準により事故対応を行うための手順および現場にて直接機器を作動させるための手順，特重施設を用いた手順等を定める。	本頁変更なし

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
安全技術課長は，大規模な自然災害による大規模損壊が発生した場合は，特重施設の使用可否を発電所災害対策本部で把握するために[redacted]が，一部の特重施設の被害状況を確認することを社内規定に定める。 (a)　５つの活動または緩和対策を行うための手順書 ア　大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等 安全技術課長は，故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災を想定し，大型放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。 また，地震および津波のような大規模な自然災害によって発電所内の変圧器火災等の大規模な火災が発生した場合においても，同様な対応が可能なように多様な消火手段を定める。 手順書については，以下の(1)項に該当する手順等を含むものとする。 大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は，大型放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備するとともに，火災の状況に応じて可搬型放水砲等による泡消火を準備する。また，早期に準備可能な消防自動車による延焼防止のための消火を実施する。 発電所災害対策本部要員による消火活動を行う場合でも，消防用に使用する無線通話装置の回線と事故対応用の無線通話装置の回線は同一であることから，発電所災害対策本部との継続した連絡が可能である。 イ　炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 各課長は，炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について，以下の(b)項から(f)項，(m)項から(o)項に該当する手順等を含むものとして定める。 炉心の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段 (ア)　原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は，２次冷却系からの除熱による原子炉冷却および減圧を行う。２次冷却系からの除熱機能が喪失している場合は，１次冷却系統のフィードアンドブリード（特重施設を用いた手段を含む）を行う。 (イ)　原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において１次冷却材喪失事象が発生している場合は，多様な炉心注水手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）および可搬型設備による炉心注水により原子炉を冷却する。また，１次冷却材喪失事象が発生していない場合は，２次冷却系からの除熱による原子炉冷却を行う。 (ウ)　最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は，２次冷却系からの除熱による原子炉冷却および格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。 (エ)　原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合は，格納容器内自然対流冷却に中型ポンプ車を使用するため準備に時間がかかることから，使用を開始するまでの間に原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上に達した場合は，多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）および可搬型設備により原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させる。 ウ　原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等 各課長は，原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順書について，以下の(c)項から(j)項および(m)項から(o)項に該当する手順等を含むものとして定める。 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策が必要な場合における対応手段 (ア)　原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は，２次冷却系からの除熱による原子炉冷却および減圧を行う。２次冷却系からの除熱機能が喪失している場合は，１次冷却系統のフィードアンドブリード（特重施設を用いた手段を含む）を行う。また，原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧する手段により，高圧溶融物放出および原子炉格納容器内雰囲気直接	安全技術課長は，大規模な自然災害による大規模損壊が発生した場合は，特重施設の使用可否を発電所災害対策本部で把握するために[redacted]が，一部の特重施設の被害状況を確認することを社内規定に定める。 (a)　５つの活動または緩和対策を行うための手順書 ア　大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等 安全技術課長は，故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災を想定し，大型放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。 また，地震および津波のような大規模な自然災害によって発電所内の変圧器火災等の大規模な火災が発生した場合においても，同様な対応が可能なように多様な消火手段を定める。 手順書については，以下の(1)項に該当する手順等を含むものとする。 大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は，大型放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備するとともに，火災の状況に応じて可搬型放水砲等による泡消火を準備する。また，早期に準備可能な消防自動車による延焼防止のための消火を実施する。 発電所災害対策本部要員による消火活動を行う場合でも，消防用に使用する無線通話装置の回線と事故対応用の無線通話装置の回線は同一であることから，発電所災害対策本部との継続した連絡が可能である。 イ　炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 各課長は，炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について，以下の(b)項から(f)項，(m)項から(o)項に該当する手順等を含むものとして定める。 炉心の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段 (ア)　原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は，２次冷却系からの除熱による原子炉冷却および減圧を行う。２次冷却系からの除熱機能が喪失している場合は，１次冷却系統のフィードアンドブリード（特重施設を用いた手段を含む）を行う。 (イ)　原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において１次冷却材喪失事象が発生している場合は，多様な炉心注水手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）および可搬型設備による炉心注水により原子炉を冷却する。また，１次冷却材喪失事象が発生していない場合は，２次冷却系からの除熱による原子炉冷却を行う。 (ウ)　最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は，２次冷却系からの除熱による原子炉冷却および格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。 (エ)　原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合は，格納容器内自然対流冷却に中型ポンプ車を使用するため準備に時間がかかることから，使用を開始するまでの間に原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上に達した場合は，多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）および可搬型設備により原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させる。 ウ　原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等 各課長は，原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順書について，以下の(c)項から(j)項および(m)項から(o)項に該当する手順等を含むものとして定める。 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策が必要な場合における対応手段 (ア)　原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は，２次冷却系からの除熱による原子炉冷却および減圧を行う。２次冷却系からの除熱機能が喪失している場合は，１次冷却系統のフィードアンドブリード（特重施設を用いた手段を含む）を行う。また，原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧する手段により，高圧溶融物放出および原子炉格納容器内雰囲気直接	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
加熱による原子炉格納容器破損を防止する。 （イ） 炉心が溶融し，溶融デブリが原子炉容器内に残存する場合は，原子炉格納容器の破損を緩和するため，多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）および可搬型設備により原子炉格納容器に注水し，原子炉容器内の残存溶融デブリを冷却する。 （ウ） 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は，２次冷却系からの除熱による原子炉冷却および原子炉格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。 （エ） 原子炉格納容器内の冷却または破損を緩和するため，原子炉格納容器内自然対流冷却または多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）および可搬型設備により原子炉格納容器の圧力および温度を低下させる。 （オ） 溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）の抑制および溶融炉心が拡がり原子炉格納容器バウンダリへの接触を防止するため，多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）および可搬型設備により，原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却する。また，溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止するため，多様な炉心注水手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）および可搬型設備により原子炉を冷却する。 （カ） さらに，原子炉格納容器内に水素が放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を実施し，水素が原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のアニュラス部に漏えいした場合にも，水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため，アニュラス内の水素排出および水素濃度監視を実施する。 エ 使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 各課長は，使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について，以下の(k)項，(m)項および(o)項に該当する手順等を含むものとして定める。 使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体等の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は，外観から燃料取扱棟が健全であること，周辺の線量率が正常であることが確認できた場合，建屋内部にて可能な限り代替水位計の設置等の措置を行うとともに，早期に準備が可能な常設設備による補給を優先して実施し，常設設備による補給ができない場合は，可搬型設備による補給，内部からのスプレイ等を実施する。また，補給操作を行っても使用済燃料ピットの水位維持ができない大量の漏えいが発生した場合，燃料取扱棟の損壊または現場線量率の上昇により使用済燃料ピットに近づけない場合は，大型放水砲により燃料体等の著しい損傷の進行を緩和する対策を実施する。 オ 放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順等 各課長は，炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損または使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において，放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順書については，以下の(k)項，(l)項および(o)項に該当する手順等を含むものとして定める。	加熱による原子炉格納容器破損を防止する。 （イ） 炉心が溶融し，溶融デブリが原子炉容器内に残存する場合は，原子炉格納容器の破損を緩和するため，多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）および可搬型設備により原子炉格納容器に注水し，原子炉容器内の残存溶融デブリを冷却する。 （ウ） 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は，２次冷却系からの除熱による原子炉冷却および原子炉格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。 （エ） 原子炉格納容器内の冷却または破損を緩和するため，原子炉格納容器内自然対流冷却または多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）および可搬型設備により原子炉格納容器の圧力および温度を低下させる。 （オ） 溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）の抑制および溶融炉心が拡がり原子炉格納容器バウンダリへの接触を防止するため，多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）および可搬型設備により，原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却する。また，溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止するため，多様な炉心注水手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）および可搬型設備により原子炉を冷却する。 （カ） さらに，原子炉格納容器内に水素が放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を実施し，水素が原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のアニュラス部に漏えいした場合にも，水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため，アニュラス内の水素排出および水素濃度監視を実施する。 エ 使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 各課長は，使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について，以下の(k)項，(m)項および(o)項に該当する手順等を含むものとして定める。 使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体等の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は，外観から燃料取扱棟が健全であること，周辺の線量率が正常であることが確認できた場合，建屋内部にて可能な限り代替水位計の設置等の措置を行うとともに，早期に準備が可能な常設設備による補給を優先して実施し，常設設備による補給ができない場合は，可搬型設備による補給，内部からのスプレイ等を実施する。また，補給操作を行っても使用済燃料ピットの水位維持ができない大量の漏えいが発生した場合，燃料取扱棟の損壊または現場線量率の上昇により使用済燃料ピットに近づけない場合は，大型放水砲により燃料体等の著しい損傷の進行を緩和する対策を実施する。 オ 放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順等 各課長は，炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損または使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において，放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順書については，以下の(k)項，(l)項および(o)項に該当する手順等を含むものとして定める。	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
放射性物質の放出を低減するための対策が必要な場合における対応手段は，原子炉格納容器の閉じ込め機能が喪失した場合，格納容器スプレイが実施可能であれば，早期に準備が可能な常設設備（特重施設を含む）および可搬型設備による格納容器スプレイを実施する。また，原子炉格納容器の破損状況等により，放射性物質の異常な水準の放出の抑制が必要と判断されれば，特重施設による対応を実施する。格納容器スプレイが使用不能な場合または大型放水砲による放水が必要と判断した場合は，大型放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合は，使用済燃料ピットへの内部からのスプレイによる放射性物質の放出低減を優先して実施し，燃料取扱棟の損壊または現場線量率の上昇により使用済燃料ピットに近づけない場合は，大型放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。 (b) 「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (c) 「3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (d) 「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (e) 「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (f) 「6. 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (g) 「7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－7「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (h) 「8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－8「原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (i) 「9. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－9「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (j) 「10. 水素爆発による原子炉補助建屋等の損傷を防止するための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－10「水素爆発による原子炉補助建屋等の損傷を防止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (k) 「11. 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」の手順を用いた手順等を定める。	放射性物質の放出を低減するための対策が必要な場合における対応手段は，原子炉格納容器の閉じ込め機能が喪失した場合，格納容器スプレイが実施可能であれば，早期に準備が可能な常設設備（特重施設を含む）および可搬型設備による格納容器スプレイを実施する。また，原子炉格納容器の破損状況等により，放射性物質の異常な水準の放出の抑制が必要と判断されれば，特重施設による対応を実施する。格納容器スプレイが使用不能な場合または大型放水砲による放水が必要と判断した場合は，大型放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合は，使用済燃料ピットへの内部からのスプレイによる放射性物質の放出低減を優先して実施し，燃料取扱棟の損壊または現場線量率の上昇により使用済燃料ピットに近づけない場合は，大型放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。 (b) 「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (c) 「3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (d) 「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (e) 「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (f) 「6. 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (g) 「7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－7「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (h) 「8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－8「原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (i) 「9. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－9「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (j) 「10. 水素爆発による原子炉補助建屋等の損傷を防止するための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－10「水素爆発による原子炉補助建屋等の損傷を防止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (k) 「11. 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」の手順を用いた手順等を定める。	本頁変更なし

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
(l) 「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (m) 「13. 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－13「重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (n) 「14. 電源の確保に関する手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－14「電源の確保に関する手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (o) 「2.1 可搬型設備等による対応手順等」 各課長は，大規模損壊発生時に重大事故等対策で定めている(b)項から(n)項の手順に加えて，以下の手順等を定める。 ア 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を緩和するための手順等 (ア) フロントライン系とサポート系の同時機能喪失を想定し，充てんポンプ（B，自己冷却式）と加圧器逃がし弁開操作（窒素ボンベ，可搬型蓄電池）による１次冷却系統のフィードアンドブリードを実施する手順 (イ) 非常用ガスタービン発電機または空冷式非常用発電装置からの電源供給にて炉心または原子炉格納容器への注水設備と蒸気発生器への注水設備を同時に使用する手順 イ 原子炉格納容器の破損緩和および放射性物質の放出を低減させるための手順等 (ア) 通常の電源系統が使用できない場合に水素爆発抑制のために使用する設備（イグナイタ，アニュラス排気ファン等）へ現場分電盤から直接ケーブルを敷設することで電源を供給する手順 (イ) アニュラス排気ファン起動不能時に窒素ボンベによるアニュラス排気ファン出入口弁を開とする手順 ウ 使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための手順等 (ア) 使用済燃料ピットから大量の漏えいが発生し，使用済燃料ピット近傍に近づけない場合にシャッターを開放し，中型ポンプ車，加圧ポンプ車および小型放水砲により使用済燃料ピットの外から放水する手順 (イ) 使用済燃料ピットへの補給が必要な場合に中型ポンプ車等の可搬型設備による補給ができない場合に大型ポンプ車により補給する手順 エ その他の手順等 (ア) ドライエリアに海水が滞留している場合に中型ポンプ車により取水する手順 (イ) 可搬型モニタ等により原子炉施設周辺での放射線を監視する手順 d. ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた対応を行うために必要な手順書 (a) 特重施設における各手順の基本的考え方	(l) 「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (m) 「13. 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－13「重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (n) 「14. 電源の確保に関する手順等」 各課長は，重大事故等対策にて整備する表－14「電源の確保に関する手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (o) 「2.1 可搬型設備等による対応手順等」 各課長は，大規模損壊発生時に重大事故等対策で定めている(b)項から(n)項の手順に加えて，以下の手順等を定める。 ア 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を緩和するための手順等 (ア) フロントライン系とサポート系の同時機能喪失を想定し，充てんポンプ（B，自己冷却式）と加圧器逃がし弁開操作（窒素ボンベ，可搬型蓄電池）による１次冷却系統のフィードアンドブリードを実施する手順 (イ) 非常用ガスタービン発電機または空冷式非常用発電装置からの電源供給にて炉心または原子炉格納容器への注水設備と蒸気発生器への注水設備を同時に使用する手順 イ 原子炉格納容器の破損緩和および放射性物質の放出を低減させるための手順等 (ア) 通常の電源系統が使用できない場合に水素爆発抑制のために使用する設備（イグナイタ，アニュラス排気ファン等）へ現場分電盤から直接ケーブルを敷設することで電源を供給する手順 (イ) アニュラス排気ファン起動不能時に窒素ボンベによるアニュラス排気ファン出入口弁を開とする手順 ウ 使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための手順等 (ア) 使用済燃料ピットから大量の漏えいが発生し，使用済燃料ピット近傍に近づけない場合にシャッターを開放し，中型ポンプ車，加圧ポンプ車および小型放水砲により使用済燃料ピットの外から放水する手順 (イ) 使用済燃料ピットへの補給が必要な場合に中型ポンプ車等の可搬型設備による補給ができない場合に大型ポンプ車により補給する手順 エ その他の手順等 (ア) ドライエリアに海水が滞留している場合に中型ポンプ車により取水する手順 (イ) 可搬型モニタ等により原子炉施設周辺での放射線を監視する手順 d. ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた対応を行うために必要な手順書 (a) 特重施設における各手順の基本的考え方	本頁変更なし

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
[redacted]	[redacted]	本頁変更なし
(b) 特重施設における具体的な手順 ア 安全技術課長および発電課長は，表－21から表－31に定めるＡＰＣ等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた対応に必要な措置の運用手順について社内規定に定める。 イ 安全技術課長および発電課長は，本来の用途以外の用途として原子炉建屋等へのＡＰＣ等による大規模損壊発生時に使用する設備を含めて，通常時に使用する系統から弁操作等により速やかに切替えられるよう当該操作等を明確にし，通常時の使用する系統から速やかに切替えるために必要な手順等を社内規定に定める。 ウ 安全技術課長および発電課長は，ＡＰＣ等による大規模損壊発生時または発生するおそれがあると原子力防災管理者，連絡責任者または当直長が判断した場合に，以下の原子炉建屋等へのＡＰＣ等による大規模損壊発生時に対処するための事項について社内規定に定める。 （ア） 原子力防災管理者，連絡責任者または当直長は，運転員および[redacted]に特重施設による対応を指示する。また，緊急時対応要員に，特重施設による対応と並行して，可搬型設備等による対応準備を指示する。 （イ） [redacted]は，特重施設による対応の指示を受けた後は，その後，原子力防災管理者，連絡責任者または当直長から指示がなくとも手順着手の判断基準に基づき手順に従った対応を行い，原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する。 （ウ） 特重施設を用いた大規模損壊時の対応中に設計基準事故対処設備，重大事故等対処設備による対応が可能となり，特重施設による対応を実施する必要がないと原子力防災管理者が判断した場合は，原子力防災管理者の指揮のもと，通常のプラント停止操作または「c. 大規模損壊発生時に可搬型設備等による対応を行うために必要な手順書」で整備する大規模損壊時の手順を用いた対応に移行する。 （エ） 必要に応じて発電所災害対策本部と[redacted]は通信連絡設備を用いて情報共有を行う。 エ 安全技術課長および発電課長は，特重施設による対応の判断基準として確認される水位，圧力等の計測可能なパラメータを整理し，社内規定に定めるとともに，以下の原子炉建屋等へのＡＰＣ等による大規模損壊発生時に対処するための事項についても社内規定に定める。 （ア） 監視することが必要なパラメータをあらかじめ選定すること。 （イ） パラメータが故障等により計測不能な場合における代替パラメータおよび代替確認手段にて当該パラメータを推定する方法に関すること。	(b) 特重施設における具体的な手順 ア 安全技術課長および発電課長は，表－21から表－31に定めるＡＰＣ等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた対応に必要な措置の運用手順について社内規定に定める。 イ 安全技術課長および発電課長は，本来の用途以外の用途として原子炉建屋等へのＡＰＣ等による大規模損壊発生時に使用する設備を含めて，通常時に使用する系統から弁操作等により速やかに切替えられるよう当該操作等を明確にし，通常時の使用する系統から速やかに切替えるために必要な手順等を社内規定に定める。 ウ 安全技術課長および発電課長は，ＡＰＣ等による大規模損壊発生時または発生するおそれがあると原子力防災管理者，連絡責任者または当直長が判断した場合に，以下の原子炉建屋等へのＡＰＣ等による大規模損壊発生時に対処するための事項について社内規定に定める。 （ア） 原子力防災管理者，連絡責任者または当直長は，運転員および[redacted]に特重施設による対応を指示する。また，緊急時対応要員に，特重施設による対応と並行して，可搬型設備等による対応準備を指示する。 （イ） [redacted]は，特重施設による対応の指示を受けた後は，その後，原子力防災管理者，連絡責任者または当直長から指示がなくとも手順着手の判断基準に基づき手順に従った対応を行い，原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する。 （ウ） 特重施設を用いた大規模損壊時の対応中に設計基準事故対処設備，重大事故等対処設備による対応が可能となり，特重施設による対応を実施する必要がないと原子力防災管理者が判断した場合は，原子力防災管理者の指揮のもと，通常のプラント停止操作または「c. 大規模損壊発生時に可搬型設備等による対応を行うために必要な手順書」で整備する大規模損壊時の手順を用いた対応に移行する。 （エ） 必要に応じて発電所災害対策本部と[redacted]は通信連絡設備を用いて情報共有を行う。 エ 安全技術課長および発電課長は，特重施設による対応の判断基準として確認される水位，圧力等の計測可能なパラメータを整理し，社内規定に定めるとともに，以下の原子炉建屋等へのＡＰＣ等による大規模損壊発生時に対処するための事項についても社内規定に定める。 （ア） 監視することが必要なパラメータをあらかじめ選定すること。 （イ） パラメータが故障等により計測不能な場合における代替パラメータおよび代替確認手段にて当該パラメータを推定する方法に関すること。	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
（ウ）　特重施設による対応におけるパラメータ挙動予測，影響評価すべき項目および監視パラメータ等に関すること。 （エ）　[redacted]および発電所災害対策本部要員が監視すべきパラメータの選定，状況の把握およびパラメータ挙動予測ならびに影響評価のための判断情報に関すること。 オ　安全技術課長および発電課長は，原子炉建屋等へのＡＰＣ等の前兆事象を把握ができるか，原子炉建屋等へのＡＰＣ等により想定される大規模損壊を引き起こす可能性があるかを考慮して，特重施設の機能の維持および事故の緩和対策をあらかじめ検討しておき，前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を社内規定に定める。 （ア）　原子炉建屋等へのＡＰＣ等による大規模損壊発生時または発生するおそれがあると原子力防災管理者，連絡責任者または当直長が判断した場合，原子炉の停止および冷却操作を行う手順を社内規定に定める。 カ　安全技術課長は，原子炉建屋等へのＡＰＣ等による大規模損壊発生時は，特重施設による対応を行うとともに，並行して可搬型設備等による対応準備も行うことを社内規定に定める。 キ　安全技術課長は，大規模損壊発生時のプラント全体のアクセスルートの確保および被害状況の把握については，[redacted]へのアクセスルートを含めて，発電所内の道路および通路ができる限り確保できるよう，迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保するとともに，障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管，使用し，それを運転できる発電所災害対策要員を確保する等，実効性のある運用管理を社内規定に定める。 ク　安全技術課長は，[redacted]への汚染の持ち込みを防止するための身体サーベイ（必要により物品等を含む），防護具の着替え等を行うために，チェンジングエリア用資機材を配備し，運用する手順を社内規定に定める。 (c)　有毒ガスに対する防護措置 放射線・化学管理課長は，ＡＰＣ等による大規模損壊発生時または発生するおそれがあると発電所災害対策本部長，連絡責任者または当直長が判断した場合，有毒ガス発生時に事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう，[redacted]の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための体制と手順を定める。 ア　固定源に対し，「添付２　7.4 (1) a. 有毒ガス防護の確認に関する手順」の(b)項および(c)項により，[redacted]の吸気中の有毒ガス濃度について有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。 イ　可動源に対して，立会人等の同行，通信連絡設備による連絡，[redacted]の換気設備の隔離，防護具の着用および終息活動等により，[redacted]が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるようにする。 ウ　予期せぬ有毒ガス発生時に，防護具の着用および使用する防護具用ボンベの供給により，[redacted]が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるようにする。 エ　薬品タンクを収容している建屋において大型航空機の衝突が発生した場合に発生する有毒ガスに対して，特重建屋の換気設備の隔離等により，[redacted]が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるようにする。	（ウ）　特重施設による対応におけるパラメータ挙動予測，影響評価すべき項目および監視パラメータ等に関すること。 （エ）　[redacted]および発電所災害対策本部要員が監視すべきパラメータの選定，状況の把握およびパラメータ挙動予測ならびに影響評価のための判断情報に関すること。 オ　安全技術課長および発電課長は，原子炉建屋等へのＡＰＣ等の前兆事象を把握ができるか，原子炉建屋等へのＡＰＣ等により想定される大規模損壊を引き起こす可能性があるかを考慮して，特重施設の機能の維持および事故の緩和対策をあらかじめ検討しておき，前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を社内規定に定める。 （ア）　原子炉建屋等へのＡＰＣ等による大規模損壊発生時または発生するおそれがあると原子力防災管理者，連絡責任者または当直長が判断した場合，原子炉の停止および冷却操作を行う手順を社内規定に定める。 カ　安全技術課長は，原子炉建屋等へのＡＰＣ等による大規模損壊発生時は，特重施設による対応を行うとともに，並行して可搬型設備等による対応準備も行うことを社内規定に定める。 キ　安全技術課長は，大規模損壊発生時のプラント全体のアクセスルートの確保および被害状況の把握については，[redacted]へのアクセスルートを含めて，発電所内の道路および通路ができる限り確保できるよう，迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保するとともに，障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管，使用し，それを運転できる発電所災害対策要員を確保する等，実効性のある運用管理を社内規定に定める。 ク　安全技術課長は，[redacted]への汚染の持ち込みを防止するための身体サーベイ（必要により物品等を含む），防護具の着替え等を行うために，チェンジングエリア用資機材を配備し，運用する手順を社内規定に定める。 (c)　有毒ガスに対する防護措置 放射線・化学管理課長は，ＡＰＣ等による大規模損壊発生時または発生するおそれがあると発電所災害対策本部長，連絡責任者または当直長が判断した場合，有毒ガス発生時に事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう，[redacted]の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための体制と手順を定める。 ア　固定源に対し，「添付２　7.4 (1) a. 有毒ガス防護の確認に関する手順」の(b)項および(c)項により，[redacted]の吸気中の有毒ガス濃度について有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。 イ　可動源に対して，立会人等の同行，通信連絡設備による連絡，[redacted]の換気設備の隔離，防護具の着用および終息活動等により，[redacted]が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるようにする。 ウ　予期せぬ有毒ガス発生時に，防護具の着用および使用する防護具用ボンベの供給により，[redacted]が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるようにする。 エ　薬品タンクを収容している建屋において大型航空機の衝突が発生した場合に発生する有毒ガスに対して，特重建屋の換気設備の隔離等により，[redacted]が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるようにする。	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
2.3　大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は，2.1および2.2で定めた計画に基づき，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を適切に行う。 2.4　大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動の定期的な評価 (1)　各課長は，2.3項の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，安全技術課長，訓練計画課長または発電課長に報告する。 (2)　安全技術課長，訓練計画課長および発電課長は，2.1および2.2で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 2.5　大規模損壊発生時の支援に関する活動 原子力部長は，大規模損壊発生時における原子力本部（松山）および本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として，次の(1)および(2)を含む計画を策定するとともに，計画に基づき，原子力本部（松山）および本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。発電管理部長は，大規模損壊発生時の体制について，組織が最も有効に機能すると考えられる通常時の実務経験を踏まえた重大事故等時の対応体制で対応する。 (1)災害対策総本部体制の確立 原子力災害発生時における災害対策本部（松山，高松）の設置による発電所への支援体制は，「添付3　1.4　重大事故等発生時の支援に関する活動」で示す支援体制と同様とする。 (2)外部支援体制の確立 原子力災害発生時における外部支援体制は，「添付3　1.1　重大事故等対策のための計画の策定」および「添付3　1.4　重大事故等発生時の支援に関する活動」で示す支援体制と同様とする。 2.6　大規模損壊発生時の支援に関する活動の実施 発電管理部長は，2.5で定めた計画に基づき，大規模損壊発生時の支援に関する活動を適切に行う。 2.7　大規模損壊発生時の支援に関する活動の定期的な評価 発電管理部長は，2.6の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 また発電管理部長は，2.5で定めた事項について，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるよう必要な措置を行う。 発電管理部長は，2.5で定めた計画を見直す場合は，原子力部長の承認を得る。 2.8　秘密情報の管理 特重施設に関する航空機等の特性等に係る情報（以下「秘密情報」という。）に関連する業務においては，事前に秘密情報の取扱管理責任者を定めた上で，取扱者を限定し，適切に管理・保持する。なお，特重施設に関するその他の関連情報についても，その秘匿性に応じて，適切に管理する。	2.3　大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は，2.1および2.2で定めた計画に基づき，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を適切に行う。 2.4　大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動の定期的な評価 (1)　各課長は，2.3項の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，安全技術課長または発電課長に報告する。 (2)　安全技術課長および発電課長は，2.1および2.2で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 2.5　大規模損壊発生時の支援に関する活動 原子力部長は，大規模損壊発生時における原子力本部（松山）および本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として，次の(1)および(2)を含む計画を策定するとともに，計画に基づき，原子力本部（松山）および本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。発電管理部長は，大規模損壊発生時の体制について，組織が最も有効に機能すると考えられる通常時の実務経験を踏まえた重大事故等時の対応体制で対応する。 (1)災害対策総本部体制の確立 原子力災害発生時における災害対策本部（松山，高松）の設置による発電所への支援体制は，「添付3　1.4　重大事故等発生時の支援に関する活動」で示す支援体制と同様とする。 (2)外部支援体制の確立 原子力災害発生時における外部支援体制は，「添付3　1.1　重大事故等対策のための計画の策定」および「添付3　1.4　重大事故等発生時の支援に関する活動」で示す支援体制と同様とする。 2.6　大規模損壊発生時の支援に関する活動の実施 発電管理部長は，2.5で定めた計画に基づき，大規模損壊発生時の支援に関する活動を適切に行う。 2.7　大規模損壊発生時の支援に関する活動の定期的な評価 発電管理部長は，2.6の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 また発電管理部長は，2.5で定めた事項について，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき，より適切な活動となるよう必要な措置を行う。 発電管理部長は，2.5で定めた計画を見直す場合は，原子力部長の承認を得る。 2.8　秘密情報の管理 特重施設に関する航空機等の特性等に係る情報（以下「秘密情報」という。）に関連する業務においては，事前に秘密情報の取扱管理責任者を定めた上で，取扱者を限定し，適切に管理・保持する。なお，特重施設に関するその他の関連情報についても，その秘匿性に応じて，適切に管理する。	組織整備に伴う変更（以下，本頁において同じ）